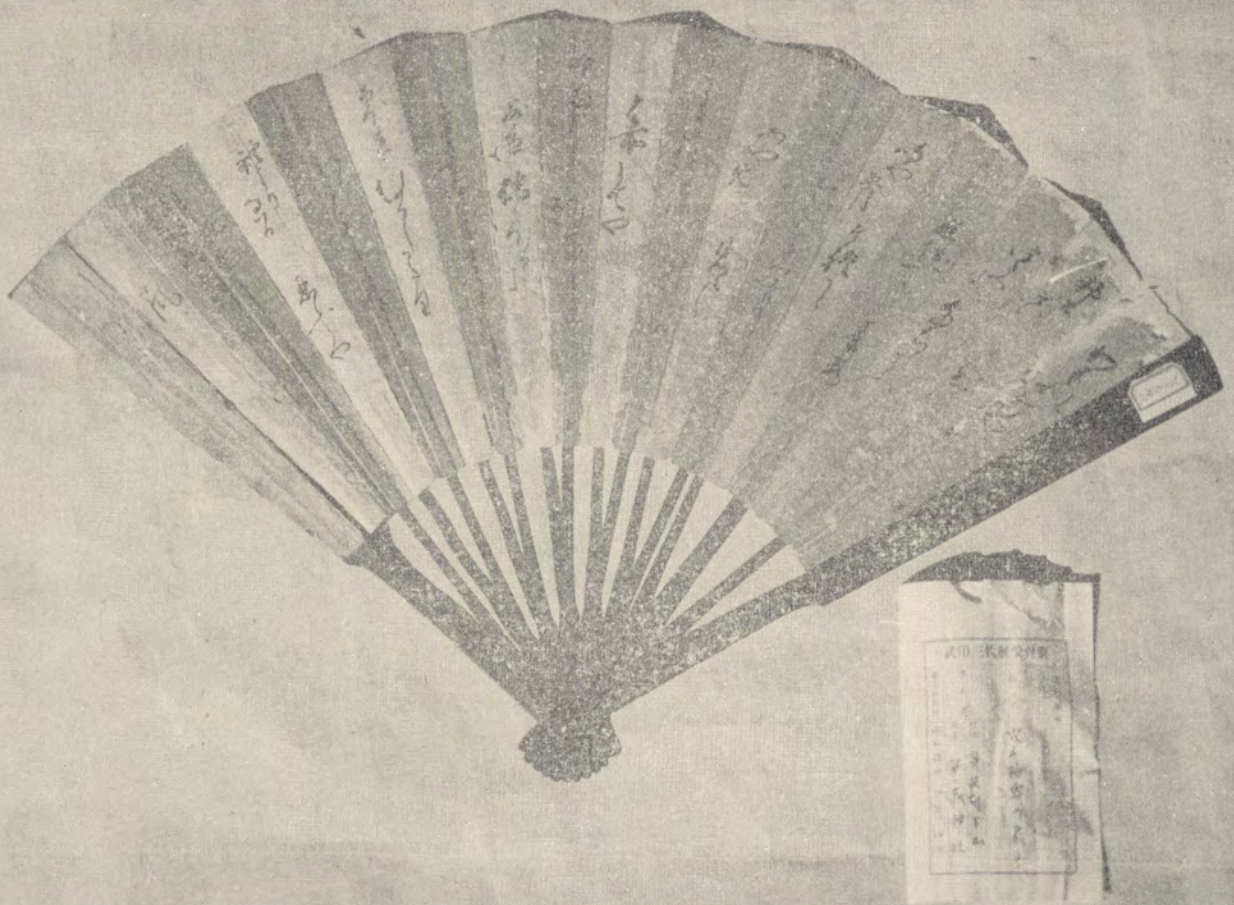


第三編
町の歴史

河内の領主・穴山梅雪の扇子（下山一の宮蔵）



第三編 町の歴史

第一章 先土器時代

郷土身延の地に人々はいつ頃から住み始め、いつその歴史が始まったのか、これは郷土に住むものの抱く当然の疑問であるが、その解明は極めて困難なことである。

われわれが過去の歴史を知るためには、先人の残した遺跡遺物古記録等によるのであるが、現在、本町に関係のあるこうした遺物は、縄文時代中期のものがわずかに認められるほかは、大部分が中世以降のものばかりである。

したがって、平安時代以前の本町の歴史は、残念ながら、全く模糊としてその実態を把握することができない。しかし、広く日本および県下の状態を眺めた時、すでに幾多の史実が確認され解明されている。本町の歴史の解明に当たり、この日本および県下の大きな歴史の流れの上に立って自らその姿が推察できるであろう。

一体、地球上に人類が出現したのはいつなのか。それは地質学上の第四紀洪積世（六十万年—一百万年前）の初頭の頃からであろうといわれている。その後彼等は数十万年の間、ほとんど進歩もなく、洞窟等を主な住居とし、石を打ちかいて作った簡単な道具で、狩猟採集等の原始生活を続けていた。考古学上この期間を旧石器時代とよんでいる。そしてこれら旧石

器人は主としてアフリカ・ヨーロッパ・アジアの大陸だけに分布していたといわれていた。

ところで、最近の研究によると、日本にも旧石器時代があった事が確認されるようになった。戦前まで、日本には旧石器時代はなく、人々が住むようになったのも約五—七千年前、大陸から渡来してきた人々であったといい、しかもこのことは明治以来長い間の定説ともなっていた。が、この定説も昭和二十四年考古学に情熱を燃やす一青年による群馬県岩宿の旧石器時代後期の遺跡の発見と明治大学の杉原莊介らの確認によって、完全に打ち破られた。それ以後、わが国の旧石器時代への関心は急速に高まり、現在では、岩宿遺跡と同様の遺跡が、日本各地から確実なものだけでも数百カ所以上発掘されている。更に、その時代の人骨も化石として諸所から発見されているので、今や、日本にも旧石器時代があったことを認めないわけには行かなくなった。これをわが国では先土器時代とよんでいる。

では、県とその周辺の地域はどうであろうか。昭和二十六年以来、東京都茂呂遺跡、国分寺市殿ヶ谷遺跡や長野県の上の平遺跡、野尻湖遺跡、同矢田川遺跡、茶臼山遺跡等本県の東西に連なる都県において続々と発掘調査研究が展開され、さきの岩宿遺跡に比肩される先土器文化遺跡が確認された。これら一連の業績により、本県もその刺激をうけ、二十八年に山本寿々雄等によって東八代郡中道町米倉山付近のローム層（地質学上洪積世に属する地層）中よりナイフ形石器・尖頭器、細石刃等を発掘し、三十八年には吉田格等によって東八代郡下向山遺跡が調査され、ナイフ形石器、細石核を得た。四十一年には大月市宮谷地区および袴着遺跡のローム層中

より荒割りの剥片石器と凹痕を有する石器、石皿風の石器を発見した。また北巨摩郡においても、八ヶ岳山麓からこの時代の尖頭器が発見されている。(山梨県の考古学より)

先土器文化遺物出土遺跡

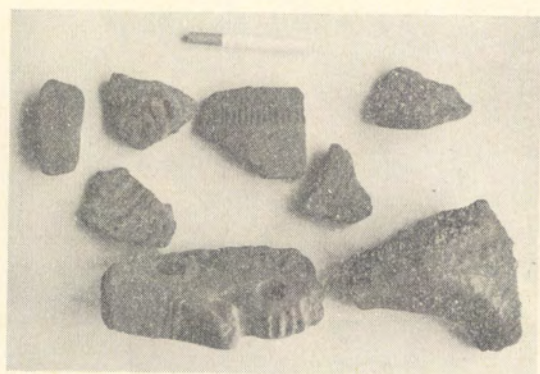
| 所在地 | 名(呼)称 | 主要伴出品 |
|------------|-------|------------|
| 東八代郡中道町米倉山 | 米倉山遺跡 | ナイフ形石器 尖頭器 |
| 〃 〃 下向山 | 下向山遺跡 | ナイフ形石器 細石器 |
| 北巨摩郡小淵沢町 | 宮谷遺跡 | 尖頭器 |
| 大月市富浜町宮谷B区 | 袴着遺跡 | 粗石器外 |
| 〃 〃 袴着 | | 粗石器外 |
| 〃 〃 下和田 | | 有舌尖頭器 |

以上のことから、県下の各地にすでに一万年以上前に、現世人類の祖先に当たる人々が生活していたことが理解できる。ただ、残念ながらわが身延町および峡南地方には、これら先土器文化の遺跡遺物は発見されていない。もちろん、先土器文化の存在が日本に確認されたのは、近々二十年内外であり、また十分な発掘調査が行なわれていないので、未発見の遺跡も多くあるものと思われる。今後の調査研究に期待しなければならない。

第二章 縄文時代・弥生時代

第一節 縄文時代

わが身延町にも数千年の昔、人々が住んでいた遺跡が確認されている。前章に述べたように、日本に人類が住みついたのは、数万年前からであり、県下においても一万年前にさかのぼることができるが、本町はさらに時代が下り、三千五百年から五千年以前の一時期であろうと推定されるのである。



大久保の出土品

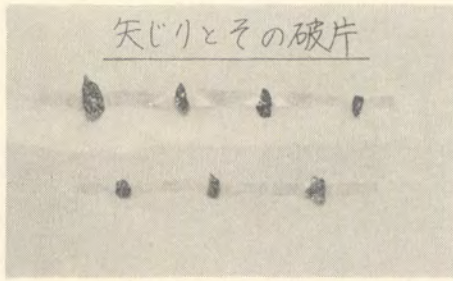
往古本町に人々が住みはじめたその時代を考古学上縄文時代という。それは、その頃使用された多くの石器の表面に、縄目の紋様が施されていた。そこでその特徴をとらえ、時代区分の名としたのである。縄文時代は通常、早期・前期・中期・後期・晩期の五つの時代に区分されている。早期は紀元前五千年以上(現在からは七千年前)にさかのぼるが、晩期は紀元前およそ三百年の頃までとし、この間、七、八千年の長期にわたっている。本町の遺跡・遺物はその中

期に属していると思なされている。

では、本町の遺物について、上野晴朗、山本寿々雄等の調査した結果や、その後発見された事実をもとにして、以下順に述べよう。

本町の遺跡として先ず大久保遺跡をあげることができる。大久保遺跡は地域的には身延町の最南端であって、遺物の豊富な南部町原間台地遺跡群と一連のものである。標高三五〇メートル、富士川河岸段丘上にあつて現在十数戸の農家がある。背後は標高約四五〇メートルの榎の木峠をひかえている。遺物は唯勝寺裏の台地上（面積数アール）の墓地周辺である。たまたま数年前の豪雨の際、寺の背後の東組一帯から石器や、土器片多数が露出した。これを分類すると、縄文中期の加曽利E式・勝坂式・阿玉台式の系統が中心で中期初頭の頃の五領台式もわずかに認められた。石器も土器片に比べ数が多い。すべてが打製で石斧・石錘・石鏃・皮剥ぎ等であつて中期のものである。（甲斐路No14「山梨県の考古学」参照）

つぎに清子丸山遺跡があげられる。清子丸山は大久保の地続きであるが、一段低い段丘である。標高二八〇メートルで富士川床より一〇〇メートル内外の高さの低地性遺跡に属する。ここの段丘上の畑から鈴木富治に



丸山の出土品



寺平の出土品

よつて打製石斧・皮はぎ・石錘・石鏃・土器の破片等が発見された。なお清子分校付近からも数個の石器が発見されているが、いずれも、中期に属するものばかりである。（昭和四十三年度調査）

また、寺平にも遺物が発見された。その地域は波木井川の北岸の山腹にあつて、標高四〇七メートルのお塔林と呼ばれる旧寺院跡を南西にやや下つた標高約三六〇メートル付近のところで、そこに遺物の散布が見られたが、土器片は中期加曽利E式のもの認められた程度で大久保ほど種類が多くない。石器は大久保や丸山と同様、打製石斧、皮はぎが多い。（甲斐路No14参照）

つぎに桜井もこの時代の遺跡地として認められる。桜井は塩之沢の南、標高約三〇〇メートル前後でやはり富士川岸の段丘上にある。南西に傾き平坦な段丘である。ここの神社西側の畑地から黒曜石の石核数個が発見されている。またその付近の畑地からも少量ではあるが、中期のものと思われる土器片や石器が発見された。（昭和四十三年度調査）

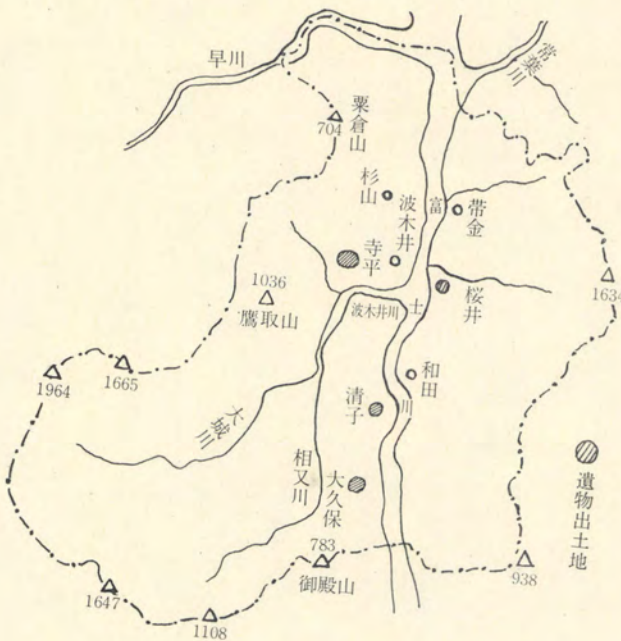
なお、その他和田、帯金、波木井一区にもこの期の遺跡と推定される条件をそなえているところがあるが、確実な遺物が発見されていない。

現在まで確認された本町の遺跡・遺物は以上の通りであるが、しかし、これを広く日本および県下の状況と比較検討して見なければ、当時の本当のようすは理解しにくいので、つぎにわが国および県下の概況を眺めてみよう。

わが国縄文文化の遺跡数は先土器文化に比べ一躍その数を増し、数千カ所におよんでいる。県下においても約四百カ所の多きに達し、ほとんど遍く全県下に分布している。さきの先土器文化に比較していかにその文化が盛んであったかが推察できる。これら遺跡を時代区分の上から見ても早期のものはいたつて少ないが前期になると一段と数を増し、中期にはその最盛期となり出土品の大半を占めている。後期、晩期は再び減少の傾向を示しやがて次の弥生期へと移行する。

更に遺跡分布を地勢の上から概観すると、最も濃密なところは笛吹川南

図 1 身延町縄文時代遺跡分布図



側の曾根丘陵、御坂山地一帯である。これについて八ヶ岳山麓の高原地帯、郡内地区桂川流域の段丘上である。やや稀薄なところが盆地の北側と西側の山岳地帯縁辺の段丘であり、最も少ないのがこの本町の属する峡南地帯である。(「山梨県の考古学」参照)

では、一体この峡南の地方一帯の稀薄性は何に起因するのであろうか。縄文時代の人々は先土器人と同様、狩猟採集等の収集経済に立脚していた。したがって彼等の生活環境はそのための条件を備えていなければならぬ。彼等は、南面傾斜の日当りがよく、獲物や飲料水が得やすく、また堅穴住居であるため、水はけのよい台地や段丘上を選ばなければならなかった。ところがこの峡南の地は背後は峻嶒な山岳が間近に迫り、前面は急流の河川で溪谷は深く、わずかに河岸上は獵額大の段丘が点在していると

表 1 南巨摩縄文遺跡主要地名表

「山梨県の考古学」の巻末の表より

| 所在地 | 推定時期 | 主要伴出物 |
|--------|-------|----------------|
| 増穂町春米 | 中・後 | 土器・石斧・石鏃・石皿・凹石 |
| 中尾田 | 中 | 土器・石鏃他 |
| 最勝寺 | 中 | 土器・石鏃他 |
| 馬門 | 前・中 | 土器・石鏃・石匙・石斧 |
| 久保平 | 中 | 土器・石斧・石棒 |
| 平林(向林) | 中 | 土器・石棒他 |
| 〃(下河原) | 中 | 〃 |
| 〃(南平) | 中 | 土器 |
| 中富町松木平 | 中 | 土器・石斧他 |
| 山田和 | 中 | 土器・石斧・石匙他 |
| 早川町居村 | 中 | 土器 |
| 身延町大久保 | 中 | 土器・石匙他 |
| 南部町追平 | 中 | 〃 |
| 後原 | 前・中・後 | 土器・石鏃他 |
| 原戸 | 前・中 | 土器・石斧・石鏃他 |
| 本郷(原間) | 中 | 土器・石鏃・石匙他 |
| 御崎原 | 中 | 土器・凹石・石鏃他 |
| 内船(寺廻) | 中 | 土器 |
| 十島(上段) | 中 | 土器・石斧他 |
| 富沢町富士峯 | 前・中 | 土器・石鏃・石匙・凹石他 |
| 越渡 | 前・中 | 土器・石鏃・石匙他 |
| 向島 | 後 | 土器・石匙他 |
| 中沢 | 前・中・後 | 土器・石鏃・石斧他 |
| 城台 | 前・中 | 土器・石斧・石棒他 |

いうありさまなので、そうした条件に適合した土地が少なかったためではなからうか。更にはまた、静岡に盛行した平地性文化圏と本県國中周辺の台地上に発達した文化圏のかけ橋の役目を担い飛石的に生まれた遺跡ではなからうか。

つぎに彼等縄文人は、日々どのような営みを続けていたのだろうか。彼等の住居は堅穴住居といい、排水のよい段丘上に三〜六メートルくら

いのやや長方形で、深さ〇・五〇〇・九メートルくらいの堅穴を掘り、数本の柱を組み、屋根は草などをを用い地面に接してふきおろした。生産手段としての農業生産の方法は全く知らず、生活の基盤を収集経済の上においた。だから彼等は毎日、付近の山野に獲物を追う狩猟に、河川に群がる魚を求め漁撈に、実りの秋には果実や草の実を、また四季折々の山菜を採集することに奔走したところであろう。各遺跡から発見された石鏃や石錘がこれをも語っている。またこうして得た獲物は土器によって蒸され、焼かれて食膳に供せられたのである。なお土器はこのような炊事用ばかりでなく入れ物用ともし、あるいは信仰の対象ともされたといわれている。このように土器は彼等の生活と切り離すことのできない極めて重要な道具であったため、その製作に当たっては精魂を傾け、極めて芸術性豊かなものを作製した。大久保から出土した土器の中にも、こうした美しい文様のあるものが発見されている。こうして彼等は豊かな資源と、のどかな陽光の下で一家団らんの平和な毎日を送ったことであろう。

ところが、このように平和に暮らしていた中期縄文人は、どうしたことか縄文後期以降全くその消息を断ち切り、歴史時代にはいるまでの約二千年の間考古学上全く空白期間となってしまった。このような中期の盛行した文化が以後とだえたのは、本町ばかりでなく中部山岳地帯に見られる一般的特徴である。このことについて甲州風土記に八幡一郎の説として「盛行した縄文中期の文化が長く痕をひいたため」とし、また、同書に藤森栄一の説として「気象の寒冷化による生活環境の変化」であろうと述べられている。

第二節 弥生時代

縄文時代の華やかな文化の後をうけて弥生時代が訪れる。弥生時代は紀元前後を通じ約六百年の極めて短い期間であるが、これを前期・中期・後

期に分けている。

弥生時代は一般に稲作文化の曙の時代といわれ、大陸から伝来し、全国的に波及していった。その頃の稲作りは極めて原始的であった。田は自然の湿地帯を利用し、種は直蒔きで、自然の成長を待った。実りの秋になれば穂だけを摘みとり、これを高倉といわれる共同倉庫に保管し村共有の食糧とした。なお静岡県登呂遺跡などに見られるように木鏃、田下駄等が発見されているので播種の前の耕作が行なわれたのであろう。またこの時代にはいると石器万能の時代は去り、銅器や鉄器が登場してくるのである。しかし農具はほとんど木製で、鉄器はこれ等木製農具を作るための貴重な道具であったのである。

次にこの時代の本県のようなすを概観すると、主要な遺跡は笛吹川水系が十五カ所で最も多く、桂川水系五カ所、河口湖周辺四カ所、荒川水系三カ所、釜無川水系三カ所が発見されていて、富士川峡谷兩岸の峡南地方一帯は縄文時代後期に引き続き弥生時代の遺跡・遺物は皆無である。ただ盆地の南端増穂と三珠町に発見されているにすぎない。（「山梨県の考古学」より）

| 所在地 | 名(呼)称 | 推定時期 | 主要伴出品土器 |
|------------|-------|------|----------|
| 西八代郡三珠町一城林 | 一城林遺跡 | 後期 | 炭 米 (麩米) |
| 南巨摩郡増穂町広見 | 広見遺跡 | 後期 | 土器 石器 |

なお、この時代の遺物を示すものに、土器・石器・木器・銅器・鉄器等がある。土器は縄文土器に比べ焼成度が高く薄手で器質も緻密となり、壺形が多く条こん文が特徴である。石器はまだ重要な道具であった。打製石器もかなり残されているが、大陸系の磨製のものも多い。石斧、石鏃や石のやり先が多く発見されているので狩猟もまだ重要な生活手段であった。石包丁等は稲穂のつみとり用としてこの時代に発達した石器である。またこの時代になると登呂遺跡に見られるように織機などが発見されている。なお本県でも織物痕のある土器が発見されている。（「山梨県の考古学」に

よる)

| | | | |
|-------|-------|------|-----------|
| 所在地 | 名(呼)称 | 推定時期 | 伴出品 |
| 大月市宮谷 | 宮谷遺跡 | 中 期 | 土器(織物痕あり) |

織物の原料は苧麻^{からびし}で紡鐘車で糸をつむぎ、地機で織られた。人間が布製の衣類を用いたのはこの弥生期からといわれている。なおこの期の終りころには養蚕も行なわれた。魏志倭人伝に「邪馬台国女王卑弥呼^{ひみこ}が魏王に絹布を献じた」とあることから明らかである。

第三章 古代と中世

第一節 古 代

弥生時代の次の古墳時代は、四世紀から六世紀の頃までである。

五世紀にはいと、仁徳陵に見られるようなその壮大さにおいて、世界屈指の大墳墓が築かれるようになった。これを高塚古墳といい、日本各地に続々と造営された。この高塚古墳の発生は、三世紀後半弥生時代末期からであり、五世紀前半に至っても最も盛大となり、以後だんだん小型化し、六世紀後半になって姿を消していった。

弥生時代初期に発達した農耕生活は、さきの縄文時代の狩猟や採集の生活に比べて著しく生活が安定し、豊かな暮らしが営まれた。しかし、その反面時代とともに貧富の差が生じ、いつしかその差は著しく増大し、やがて豪族の出現する結果となった。なおこの時代、大陸から盛んに鉄器が輸入されたが、この鉄器が稲作とともに豪族の出現を促進し、後の統一国家出現の礎となったのである。弥生末期には、これら豪族の支配する小国家群が、日本各地の到るところに出現したが、これら小国家群も四世紀後半には、畿内大和を中心とする一大勢力の政権下に組み入れられて行った。日本武尊の東征伝説の中に、甲斐の国酒折の宮でのひともしの翁^{おきな}との出会いの話があるが、おそらく甲斐もこの頃、大和政権下に服属したものである。

大和が日本の政治の中心地になると、その文化は必然的に全国に波及して行った。地方の族長は、大和および畿内に発生した古墳文化を競ってと

り入れ、大和政権を背景にして、己の権威を誇示したのである。

このことは、甲斐の国においても例外ではなく、銚子塚古墳のように前方後円の雄大なものが構築された。この銚子塚古墳は曾根丘陵にあるのだが、この地帯はさきの弥生時代が最も栄えた土地である。従って、その古墳は前期に属し雄大なものが多い。中期になると境川・八代・御坂・一宮方面に広がり、後期に入って盆地の北部、西部に見られる。この峡南の地は、盆地の最南端に当る増穂町にわずかに法華塚・狐塚と称する後期古墳が見られるだけで、それ以南の山岳地帯の合間にあるわずかな扇状地には全く見られない。「山梨県の考古学」参照）たまたま本町下山地区に、「鳥居の木」というところに古墳があるといわれていたが、上野晴朗の調査によつて自然の丘が墳丘と見間違えられたもので、古墳ではないことが明らかとなった。(甲斐路No.14参照)

このような豪族の権力と文化を示す古墳は、民衆の血と汗の結晶から生まれたものであり、民衆の大きな犠牲の上に築かれた文化である。では、民衆の生活と文化を示すものは何であろうか、それは土師器である。土師器は、民衆が日常炊き用として用いたものであった。だからその発掘発見によつて、当時の人々の消息を知る手掛りになるのだが、残念ながら本町にはまだ、発見されていない。隣接南部町においてはその町誌に、縄文遺跡から縄文土器と複合して、わずかに発見されたと記されているのであるから、その地続きである本町においても、発見の可能性はあると思うが今後に期待したい。

やがて時代は奈良・平安時代と下り、我が国も律令制の完備とともに、国家の政治組織が体系づけられ、国政の基礎が定まった。

大化以後、国造、くにのみやつこ県主を廃し、新に国司・郡司を置き地方政権を確立した。甲斐においても峡東の地岡部村の国府や、御坂町の国衙が甲斐国庁の所在地となり、長く甲斐の政治文化の中心となつて繁栄した。では本町および峡南の地は、この頃どのような位置に置かれたのだろうか。

甲斐国志卷の五十一古墳の部によれば、「河合郷、倭名鈔ニ巨摩郡ノ郷

名トス今ノ西河内ナリ本郡三郡ノ諸川山沢ノ溪流田間の溝渠皆ナ此ニ聚マリ駿州ノ海ニ注グ故ニ河合ノ名アリ河ハイワユル富士河ナリ村里ハ河ノ西辺山ニ倚リ潤ニ傍ツテ居ル西郡筋鯨沢村ヨリ駿州廬原郡ノ界ニ及テ拾弍里廿八町云云」と。ここにいう倭名抄とは、醍醐天皇の承平年中(九三一—九三八)に撰進された倭名類聚抄のことである。この倭名抄には、巨摩郡下に九つの郷名と八代郡下に五つの郷名をあげているが、そのいずれにも河合郷の名が見える。甲斐国志は、その中の巨摩郡河合郷について解説したのである。その解説の通り、大小幾多の河川が富士川に合流しているこの峡南の地こそ、河合郷そのものであり、現在の南巨摩郡と西八代郡のほぼ全域を指したのであろう。峡南の地が、地名として歴史上明確になったのは、この倭名抄に記された河合郷が最も古いものであり、町の歴史を考えるにも重要な資料となる。

では当時における郡・郷がどのような行政組織となつていたのであろうか、日本書紀の卷二十五孝徳天皇の大化二年(六四六)の詔に、「およそ郡は四十の里を大き郡とし、三十の里より下四つの里より上を中つ郡とし、三つの里を小さき郡とせよ」とあり、ここに地方行政区画の最も初期の姿を見ることが出来る。里は約五十戸をもつて構成されたといわれているのであるから、ここにいふ大郡・中郡・小郡の規模も推定できるのである。また延喜式(九二七年、醍醐天皇延長年中に撰進された)に、「凡ソ郡千戸を過ギ得ズ若五十戸以上余サバ比郡(隣郡)ニ隸シ地勢分ツニ宣カラザルモノ状ニ随テ別郡ヲ立ツ云々」と、当時、もしこの通りの行政区画が確実に行なわれたならば、この広大な巨摩郡の地域にもかかわらず千戸内外であり、ましてやその中の一郷である河合郷は、百数十戸の微々たる村戸しか存在しなかつた訳である。恐らくこの河合郷は国司庁からは遠く隔たり、峻険な山岳、断絶した峡谷のため、その広大な地にもかかわらず、わずかに広がる山間の扇状地帯に、現在とは比較にならぬ少数の村落が散在していたに過ぎなかつたのであろう。このことは更に延喜式内社の項に、甲斐国二十社の格式ある神社名があげられているが、この峡南の地にはそ

れが一つも見いだせない。このことによっても、当時の峽南の地や、本町の置かれた状況が理解されよう。

なおまた、甲斐国志に「下山、治府ノ方ヨリ指人言葉ニシテ北山向山ト云類ヒナルベシ一時ノ庄名ニシテ南部以北ハ此ノ庄ニ隸スト見エタリ云々」とあるが、この庄とは荘園のことであり、荘園は中央貴族や寺社の私領地のことである。荘園は奈良時代、律令制下における口分田の行きづまりから、七四三年に口分田永世私有令が施行されたことに始まる。始め有力農民や郡司が、私領を広めることに意を注いだ、やがて国司や軍毅（軍団の武官）がその地位を利用して全国各地に大土地を所有するようになった。しかし、彼等は自己の保身をはかるため、所領を中央貴族や有力寺社に寄進し或は売却して、その貴族寺社を本所（領家）と仰ぎ、己は下司職となつて権力の座につき、更に、富や武力を貯えた。こうして、十一世紀になると彼等の私営田の大半は権門家、寺社の荘園と化してしまったのである。甲斐風土記によれば、往時県下の荘園は四十余あったと述べている。下山荘も恐らくこうした中で生れたものであり、しかも河合郷の中では最も早く開発された地域であつたであろう。では下山荘の範囲はどこまでであろうか。さきの甲斐国志に見られるように、南部郷以北の河合郷全域を指したものであるのか、それとも、現在の下山地区一円に止まったものなのか、今はそれを明確にはできないが、当時は荘園の四至（四方）に勝示（石等）を置きその範囲を示したので、その遺跡が発見される事によつてその範囲も明確になるのである。

また、この時代に関係の深いと思われる「御牧」について考察を進めて見よう。やはり甲斐国志所載の文を引くと「南部御牧、飯野御牧ハ弘安年中日蓮法師ノ書中ニ見エ飯野ハ南部ノ内ナリ今大野ニ作ル共河内領ニ在リ」と記されている。この中の「御牧」とは牧場のことであるが、このことは、延喜武左右寮の筆頭に、甲斐の三牧として真衣野、柏前、穂坂があげられている。これ等はいずれも官牧であり朝廷直轄牧場である。しかし平安後期地方武士階級の台頭（これはさきの荘園の下司職や国司庁役人

あつた。甲斐においても源義光の子義清が八代郡青島庄（今の市川大門町付近）の下司職として都から派遣された。やがてその一族が甲斐源氏となり、甲斐国内に覇を唱えるのである。）とともに武力としての馬が一層必要となつたため、彼等はさきの官牧を押領し、その上になお新たに牧場を開いた。特に巨摩郡は土地が広く、人口が稀薄だつたため、彼等の牧場としては最適地であつたのである。

日蓮在世中の弘安年中とは、平安末から数えて八、九十年に過ぎぬので、南部御牧飯野（大野）御牧は、そうした平安期末の社会状況の中から生れた新興牧場の一つであることは間ちがいないであろう。

最後にこの時代に関連したことの一、二をあげる。

下山地区に「寺尾根」という地名があり、そこに寺院跡の礎石が残されている。（一説に下山本國寺の前身平泉寺のあつたところか）ここから加藤為夫が器物を発見し、それについて「灰釉の状態から、平安末から鎌倉期へかけてのものだろう」と、述べている。また身延地区に「寺平」なる地名があるがこれについて久遠寺発行の「身延の枝折」に、つぎのような記事がある「伝説によれば、この地には往古大寺院が存在したということ、地名に関する伝説として伝えられている。その大寺院の五重の塔のあつたところと伝えられている地が、お塔林という地名で残っている。宗祖御入山以前の伝説で、現在では地名と口碑以外には何等考証すべきものは残っていない。」と。ここに「宗祖御入山以前の伝説」という点に注意する必要がある。望月虎茂がこのお塔林の近くの畑から古代瓦と思われる布目瓦を一片採集したが、これだけでは証拠とはならないが参考までに記す。

第二節 日蓮聖人入山以前の身延

一、七面山と修験道

(一) 修験道の歴史

日蓮宗新聞(昭四三、一〇、一〇発行第五四二号)によれば、吉野大峰山にも七面山と名付ける山があり、かつて回峰修行のコースであったことが出てくる。記事によると「身延七面山と大峰七面山との類似点について。」とあり、大峰七面山は大日岳に至る道程から遙拝することのできる位置にある。また七つ池の一つは遙拝所の近くにある。しかも山容が身延七面山と極めて類似している。身延七面山は七面大明神を神体としているが、大峰七面山の神体は不詳である。しかし、山の位置から釈迦・大日・弥勒とならぶ菩薩を祀ったものと推定される。七面山にとって重要な問題は池大神として祀られている尊像は「役行者」か、少くとも後世それを神仙思想によって修正したものであろうと推定されることである。山麓の神力坊、十万部寺、妙石坊等に祀られている「妙法大善神」はもと天狗であったとされるところから、これは関東修験の特徴を示していると考えられる。この史実に基づく限り、身延七面山は大峰七面山の真言系修験と関東修験の集合した初期の形態であったものと推定されるのである。このように、日蓮聖人入山以前の七面山の信仰的な存在点について貴重な示唆を与えている。そこでこの立論をもとにして推敲を試みたい。

修験道とは、常に山谷曠野を跋渉して咒文を誦し、艱難に堪え苦行を修し、靈験を感得し、肉身に悟りの境に入り、神変を現じ、一切の邪鬼惡魔を排除して安泰の生活を得せしめる法である。聖不動経に「験ありて法の

成ぜんことを欲せば、山林静寂の処に入り「清淨の地を求めて道場を建立し、護摩事をなすべし。速に成就することを得ん。」とあり、これを修験宗といわず修験道というのは、一宗一派に偏せず広く諸宗に通ずるが故に「道」を用いたのである。

修験の起源は、約二五〇〇年前前印度の釈迦の説法にまで遡る。釈迦入滅後八八〇年を経て印度に出生した龍樹菩薩を伝灯弘法の大先達とし、支那においては帛尸梨密多羅、日本においては役小角えんのせきかくに始まる。

役小角は舒明天皇の六年(六三四)の正月奈良県南葛城郡茅原に生まれ、葛城山の岩窟に金銅孔雀明王を安置し、草衣木喰、持呪觀法、遂に験術を証得した。後紀伊・大和・摂津等の高山大嶽を踏破し、金峰山、大峰山、高野山、牛滝山、箕面山等の行法の道場を開拓した。

その後やや遅れて泰澄が出て修験道を得て、養老六年天皇の病氣快癒を祈禱し平癒されている。平安時代に入って天台の円珍、門人の増命、同門の尊意、余慶、円仁の門人相応等があり、真言系にあっては貞観の末に聖宝、その門下に観賢、後に淳祐等代々相承してそれぞれ天台山伏(本山派)、真言山伏(当山派)といった。こうして修験道の内容外観は漸次整い、鎌倉時代以降全国に伝播し、豊前の彦山、出羽の羽黒山、相模の箱根山、上野の日光山、信濃の戸隠山、摂津の箕面山、加賀の白山、駿河の富士山等にも皆金剛蔵王、もしくは熊野三所権現を祀り大峰修行の風習を擬して、山伏行者を統一し一派を形成した。中でも大峰山と葛城山を両山または両峰と呼び、その他を国峰くにのみねと呼んだ。諸山の中、彦山と羽黒山は特に著名であった。戦国時代は武士の保護を受け、慶長十八年(一六一三)には幕命により全国の山伏を二分して聖護・三宝の両院に分属し、本山派は聖護院を本所とし、熊野より大峰山に入って修行しこれを順の峰入りと称し、当山派は三宝院を本所とし、大峰より熊野に出て修行しこれを逆の峰入りと称していた。この外日蓮宗や大和薬師寺に属していた修験者もあり、徳川初期には勢力が盛んであったが、漸次衰微し、明治になって本山派は天台宗園城寺管長の支配に属し、当山派は金峰山を本山とし真言宗醍醐派に属して今日に至っている。

天文年間の記録によれば甲斐には当時、本山派八十五院、当山派貳百拾四院があり、小室妙法寺、休息立正寺、柏尾大善院、七覚円榮寺、窪八幡普賢寺、藤木法光寺等が皆梁魁であったという。修験道はこの院政時代をピークとし、降って文化、文政の頃には本山派、当山派合わせて凡そ二百十カ寺あったと甲斐国志には見えている。

徳栄山妙法寺記（現、日蓮宗小室山妙法寺）に

往古真言宗ニテ肥前上人ト申ハ、東三十三国山伏ノ司ナリ（按スルニ修験本山派ハ天台宗、当山派ハ真言宗也）文永中日伝ヨリ嗣法ス寺境山ニ倚リテ高ク東ヲ表トセリ……西峰トテ後山ニ七面明神ノ宮アリ山上拾町許ニ闕伽ノ池（里人峰ノ湖トモ呼ヘリ）漏闕ノ清水ト云ハ山内ヨリ出ツ……開山日伝ノ石塔、妙法比丘尼ノ社ニ木像ヲ安ス、肥前上人在俗ノ婦人舜姫ト云後ニ尼ト為……

とあるのを見ても、当時東三十三国山伏の司肥前上人と七面明神の宮との関係を推察するに、七面明神と修験道とは何等かの関係あるように思われる。

また休息立正寺の縁起によれば

四十五代聖武帝、行基菩薩創立、子安地蔵寺ト称ス、六十代醍醐天皇ノ延喜三年乙酉住職行敏阿闍梨ノ時真言宗ニ属ス。六十七代三条天皇長和四年乙卯八月寛徳阿闍梨ノ時金剛山胎蔵寺ト改ム、七十二代白河天皇永保三年癸亥寛範ニ及ビ闕東以東三十三カ国ノ棟梁トシテ部内ヲ取締ル。此時寺門隆盛、支院千坊末寺数百、八十九代龜山帝文永十一年甲戌十月二十四日蓮上人ノ当国布教、住職有範飯伏、三七日滞在、寺号ヲ休息山立正寺ト改ム云々。

とあるのを見ても小室山妙法寺、休息山立正寺が共に修験道の巨利であったことがわかる。以上を考えると、大峰七面山、身延七面山、小室山妙法寺の七面明神の宮との間には関連性があるのではないかと推測される。

(二) 七面大明神について

身延鑑に

此の御神と申すは本地は弁才天功徳天女なり。鬼子母天の御子なり。右には施

無畏の鍵を持ち、左に如意珠の玉を持ち給ふ。北方毘沙門天王の城、阿毘曼陀城妙華福光吉祥園にいますゆえ吉祥天女とも申したてまつる。

山を七面といふは、此の山に八方に門あり、鬼門を閉じて聞信戒定進捨懺に表し、七面を開き、七難を払ひ、七福を授け給ふ七不思議の神の住ませ給ふゆへに七面と名付け侍るとなり。此の神、末法護法の神となり給ふ由来は、建治年中の頃なりとかや、聖人説経の庵室に廿ばかりの化高き女の、柳色の衣に紅梅のはかま着し、御前近く居り、渴仰の体を大旦那波木井実長郎党共見及び、心に不審をなしければ、聖人はかかてそのいろを知り給ひ、かの女にたづね給ふは、御身はその山中にては見なれぬ人なり。何方より日々詣で給うとありければ、女性申しけるは我は七面山の池にすみ侍るものなり。聖人のお経ありがたく三つの苦しみのがれ侍り、結縁したまへと申しければ、輪門具足の大曼荼羅を授け給ふ。

名をば何と問ひ給へば敵島女と申しける。聖人聞し召し、さては安芸国敵島の神女にてましますと仰せあれば、女の云く、我は敵島弁才天なり。靈山にて約束なり、末法護法の神なるべきとあれば、聖人のたまはく、垂迹の姿現はし給へと、阿伽の花瓶を出し給へば、水に影を移せば、杵丈あまりの赤竜となり、花瓶をまといひしかば、実長も郎党も疑ひの念をはらしぬ。

本の姿となり、我は靈山会にて仏の摩頂の授記を得、末法法華受持の者には七難を払ひ、七福を与へ給ふ。誹謗の輩には七厄九難を受け、九万八千の夜叉神は我が眷属なり。身延山に於て水火兵革等の七難を払ひ、七堂を守るべしと固く誓約ありてまたこの池に帰り棲み給ふ。

さて右の文中に「本地は弁才天功徳天なり。母は鬼子母天にして吉祥天女とも申す」とあって金光明経によれば、吉祥天は実父は徳叉迦竜王、実母は鬼子母神、実兄は毘沙門天で、毘沙門天王の妹御であり、「天王に従つて北方にあるべし」と疏に示されている。従つてお住まいは、毘沙門天王のお城阿毘曼陀城妙華福光吉祥園におわしますので吉祥天とも申し上げるのである。この毘沙門天王は同経によると、淨信、戒、聞、捨、受、慧等の十種の福利を授け仏法中に法眼を得て聖果を証得することが出来る。とここに吉祥天の鬼門を閉じて七面を開き、聞信戒定進捨漸に表示し云々と遊ばせるか、と解説を試みている。

(弁才天の一般について)

弁才天の起源は、印度神話の河川神の一つで梵語のサラスヴァティの訳語で、意識して妙音天、大弁才天女ともいい、サラスヴァティは河川を神格化した女神であるといわれている。一説にはインダス河を神格化したともいう。印度宗教の出家が自然崇拜に始まっていることを示している。

神は不死万能で、これを信ずる者はその恩寵を受け幸福であると考えられていた。つまり弁財天は、人の汚れを払い、富、名譽、福樂、食物を与え、勇気と子孫を恵むといわれ、やがて言語の神と同一視されるようになり、学門と技芸の神、雄弁と智慧の保護神となっていた。紀元前一〇〇〇年頃のヒンドゥー教(印度教)ではブラフマン(梵)の神の配属神とされている。金光明経では、此の経を受持するものを弁天自ら守護すると説き、その形像については八臂の弁財天を説いている。すなわち、「常以三八臂、自莊嚴、手持弓、箭、刀、稍、斧、長杵、鉄輪並羅索」、密教では二臂すなわち大日経に「左手に琵琶、右手之を彈奏する」勢に描いており、勝軍の祈りには八臂の尊を本尊とし、智慧、弁才、音楽の祈りには二臂の尊を本尊とする、とされている。

大百科辞典には「弁財天は梵語羅伽室弥の訳、吉祥天のことであるといわれているが、吉祥天は梵語摩訶室利であるから吉祥天とすることは誤りである。怨敵怖惱を除き、一切世間を饒益して貧窮を救い財宝を与える神」とされている。

また仏教大辞典では、「吉祥天を七福神の一人とし、摩訶室利、室利天女、吉祥天女、吉祥功德天、或は功德天等という」といつている。なお同辞典で弁財天を妙音天、妙音楽天、或は美音天と訳し、また大弁財天、大弁才天女、大弁天神、大弁財天王、大聖弁財天神と称し、略して弁天という、といっている。また吠陀のスカンダプラーナには、之を太陽女神と名付け、梵天の第二妃とし帝釈および毘紐天が讚歌女天をして梵天と婚せしめたので、この女神は、帝釈および毘紐を呪咀し、遂に吉祥天を従えてグゼラートの海辺に去られたといひ、パドマプラーナには毘紐および吉祥天

は梵天の請により再び此の女神を召請し、讚歌女天とともに梵天に侍せしめたという。身延鏡に「本地は弁才天功德天なり」とあるが、弁才天と功德天とは別神であることがわかる。すなわち功德天は吉祥天女のことであり、弁才天とは別神である。金光明最勝王経第七六弁才天品、第八大吉祥天增長財物品と品を別にして説かれている「弁才天が吉祥天を従えグゼラートの海辺に去れり」、とあるを見ても、吉祥天は弁才天の従神であることが肯定される。「弁才天功德天女なり」との身延鏡の説は、弁才天と吉祥天とを同一視し混同したものと思われるのである。

(敵島弁才天と七面天女)

敵島弁才天は、近江の竹生島、相模の江の島弁才天と共に日本三弁才天と称せられ、またこれに陸前の金華山、駿河の富士山安置の像を以て五弁才天とし、また富士山を除いて大和天川の弁才天を加える向きもあって、本邦屈指の弁才天である。

敵島は、推古帝の時初めて、市杵島姫、田心姫、湍津姫を祀ったともいわれ、また往昔は島全体を神体として崇敬した山岳信仰もあったという。神主景弘謹検案内に「当社者、推古天皇癸丑之年、和光同塵、垂跡以降、星霜歳重、感応日新、則是、鎮護国家之仁祠、当国第一之靈祠也」とあり、また源平盛衰記の願文には、「本地ノ正体ハ御鏡三面、内証ヲ尋ヌレバ大日也」、とあり、さらに大日本地名辞書弥山の項には「大日堂は麓より十八町、弥山の本堂にして所謂神護寺是也、大同元年本堂建立、弘法大師の飯朝正に此年に当たれば、海路の序に立ち寄り給ひて聞き給ひけりと伝説す」

とあり、密教大辞典には、「弁才天の日本における霊場として、竹生島、金華山、天川、宮島、江の島を日本の五弁才天と称す。但し後二者は明治以来神社となれり」とある。また敵島の本地についての伝説に

お伽草子、天竺とうしよう国のせんさい王は、父大王より賜った伝家の宝の扇に画いてある毘沙門天の妹吉祥天を見て恋の病に臥す。西方さいしよう国の第三王女あしびきの宮は、その画のような美人であると教える者があつた。しかし、その国へは往復十二年もかかるが、家宝である五からすという鳥が王のために使

して、往復百七十日ばかりで返事をもらってきた。王はますます恋の病が重くなってきたが、氏神の夢想の告げによって、弘誓の船、慈悲の車を造り、五からす、公卿臣下を乗せて、さいしやう国に行き、あしびきの宮を欺むいて本国につれてきた。ところが后達が嫉んでみち腹の病にかかった様をして、仲間の相人に合せて、「ぎまん国の、ちようざんという山の薬草を王がとってくれば治る」と言上させて、王を往復十二年もかかるぎまん国へゆかせた。その留守中后たちは武士たちに、あしびきの宮を、からびく山こんとろ力峰じやくまくの岩へつれてゆき殺させた。宮は妊娠七カ月であったが、その時王子を産んで梵天帝釈に加護を祈った。

その子は、帝釈をはじめ虎狼野狂の守護によって山中に成長した。十二になった時王が帰国してこの事情を知り、山に尋ねてきて王子を助ける。宮の遺骨を携えてかびら国すいしやう室のふろう上人に頼んで、再生させることができた。ところが王は宮の妹に心が移ったので、宮は日本へ来て、伊予の石槌の峰、さらに安芸国佐伯郡かわいむらに落ちつき、佐伯のくらあとの奉仕によって、くろます島に飯殿を造って住んだ。宮は、いつくしき島なりとこの島をめので、敵島の名が起った。この宮を大ごんぜんといひ、本地は大日如来で、あとから尋ねて来たせんさい王は、まろうどの御前とよび、本地は毘沙門、王子はたきの御前、本地は不動明王である。

とあって貞和二年(一三四六)の断簡絵巻物が現在のところ最古の記録であるが、源平盛衰記卷十三にも大同小異の記事が出ている。

江の島弁才天については

「伝へ云ふ、文武天皇四年(七〇〇)役小角はじめてこの島を開く。後寿永元年源頼朝に弁才天を勧請せしより云々……島の西端に竜穴あり、是古の窟弁才天にして役小角、弘法、慈覚皆窟中にて参籠す。」と伝えている。

竹生島弁才天は琵琶湖北部にあつて、天平十年(七三八)唐招提寺行基本島に草庵を結び、国家鎮護のために四天王像を安置したと伝えられ、また岩金山太神宮儀軌(行基作)には、

神亀元年(二二四)聖武天皇靈夢を感じ、勅使都良香を行基の許に遣はし、日本島根天岩金船の在処を奏せしむ。行基乃ち勅使と共に本島に来るに。弁才天女

(伊路阿佐邪賀姫第二の分魂) および十五童子現われしを以て第一の宮には大弁功徳天女、十五童子、岩屋に一字を建立し千手大悲觀世音菩薩を安置す。とあり、弁才天については神仏一体として祀られた形である。

日蓮聖人身延入山以前、すなわち平安末期院政時代において、当山派、本山派の修験道盛に行なわれ、役小角の流れを汲む行者全国に漫延し、敵島弁才天を七面山に祀るようになったのではないか。七面山には「ないたがれ」があり、敵島には七浦があつて七浦明神といひ、山下の七浦に對し、山頂の七いたがれを称したものと推考されるのである。

(三) 身延と七面山との関係

身延の名称

身延山史に

往古この地は河内領巨摩郡と稱し、身延は巨摩郡波木井郷に屬して、飯野御牧と共に南部六郎実長の領邑なり。身延はもと「蓑夫」と書す。波木井の戌亥の隅にあたり。すなわち東は塩沢、波木井、西は小繩、高住、赤沢等に、南は大城、相又、船原に、北は下山村に接す。西行が歌に

「あめしのぐ蓑夫のさとの垣柴に、すだちぞ初むるうぐひすのこえ、とありと伝う。しかし、この和歌西行の「山家集」並びに「古今類句寸字篇」等にも出でず。南部近郊に西行坂、西行松のありしことは元政の身延行記に出でたり。西行法師が巡遊せしは明なり。更に勘ふべし。蓋し蓑夫の踰踞せるが如く鬱然として北東に聳え鷹取山これに對す。御遺文に「此の外を回して四つの河あり。従北南へ富士河、自西東へ早河、此は後なり。前に西より東へ波木井河の中に一つの滝あり身延河と名付けたり。」と仰せらるも「蓑夫」を身延と替え玉へるは入山早々にして文永十二年二月十六日の御消息に「此所をば「身延の嶽」と申す」とあるに徴して明なり。

とあり、日蓮聖人入山以前は「蓑夫」と呼ばれていたことは明らかである。甲斐国志古蹟部第十四「蓑夫ノ里」の項に

みのふのさと、夫木集、西行法師

「和歌諸集ニ撰州豊島郡箕面山ノ歌アリ彼ハみのおト云本州ハみのふナリ夫木集津守国助「わすれては雨かと思ふ滝の音にみの。おの山の名をやからまし」トア

ルハ蓑夫ノ滝ヲ咏スルニ似タリ。此類尚多カルヘシ蓑生浦ハ筑前ニ在リ是モ諸集ニ和歌アリ。

とあり、撰津箕面山と本州の蓑夫、筑前の蓑生浦と一連の関連があるように記されている。箕面山は役小角開創の修験の山であり、麓には滝安寺という修験道場があり、しかも弁才天を祀るとあるので、当然山岳信仰を基本とする修験と密接な関係が予想される。

さらに、大辞典には、箕面山を「ミノモサン」とあって、箕面と蓑夫は密接な関係があるように推察される。奈良朝より平安、鎌倉期の五〇〇年間に全盛を極めた修験道は、大阪、奈良の葛城山、大峰山等よりその源を発し、遂に日本全土の山岳にその足跡が及んだのである。山岳国の甲斐にも当然その足跡は印された。「蓑夫」の名称も平安以降における修験者が、この地に來て撰津の「みのも」をとって蓑夫と名付けたものである。往昔は前述の通り、今の身延は波木井郷の中の無名の地であったに相違ない。これを「みのふ」と名付け「蓑夫」とあて字されたのであろう。

「蓑を着た杣人が蹲踞している形に似ているので蓑夫と名付けられた」と伝えられているが、身延山の山形はどう見ても蓑を着た杣人の蹲踞した形とは思えない。恐らく後人の付会であろうと思われる。また一説には、「蓑生」と書き、この山に「蓑草が一面に生い茂っていた」ために名付けられたと伝えられているが、身延は蓑草が生い茂るような土壌でもなく、気候も温暖ではない。むしろ高山植物が繁茂するに適した気候風土である。だから「蓑生」も後昆の牽強説に過ぎないものと推察されるのである。

一体蓑は、蓑草という蓑専門の草があるわけではなく、蓑作りの材料となるものは、稲わら、スゲ、ビロウの葉、藤、棕櫚の皮等を編んで作るものであり（世界百科辞典）、当時未開の身延の地に稲わら、ビロウ、棕櫚、藤等が群生していたとは考えられず、もしあったとしたら、野生のスゲの類であろう。スゲはカヤツリ科の多年生スゲ属の総称で、温帯から寒帯に分布しており、日本にも二〇〇種類が知られており、田の畦や路傍の雑草と

して自生し、茎は三稜形、葉は線形で束生するが、蓑を作るには傘スゲ、ショウジョウスゲではなくてはならず、現在の身延ではこの種の見当たらない。こう考えると「蓑生」の名称が「身延」に変わったということには信は置けない。

身延鑑に

「身延ノ惣門ノ右方山ノ平ナル処ヲ寺平、塔林ト呼フ、本真言宗の寺アリ」

と記している。すなわち八〇六年空海帰朝して真言宗を開創してより日蓮聖人身延入山まで四百十二年間に、天台、真言の新興宗教は教勢を大いに拡張したわけである。寺平、塔林に真言宗長福寺があり、真言当山派の修験の道場として、ここがこの地区における行者の拠点であったらうと推察されるのである。寺平の真言宗長福寺を拠点として、身延山、或は七面山等の山々を跋涉し、修行したのではないかと推察されるのである。そして日蓮聖人が文永十一年（一二七四）身延入山後、七面山勸請の弁才才が、聖人説法の座に妙齡の女人に身を変えて聴聞し、法華經の功力によって、末法法華經行者守護神として、また身延山守護の善神として自ら誓願し、七面山に鎮座したのではなからうか。

永仁五年（一二九二）実長は、鎌倉から身延に参詣した日朗上人と七面山に登り、山上に新たに祠を建て、末法總鎮守七面大明神と号した。七面明神が史実に表われたのは、天正二十年（一五九二）に図示された雲雷寺日宝（大阪雲雷寺開山身延末）の曼荼羅の中に勸請された頃で、身延十八世妙雲日賢上人は文禄五年（一五九六）「七面大明神宝殿、常住守護本尊」を図頭していられる。恐らく七面信仰は天文年間（一五三二）より天正年間（一五七七）、すなわち身延十四世日鏡、十五世日叙、十六世日整のころ發生し、この三代五六十年の間に具体的信仰形態が整ったものであろうといわれている。

また七面山の御神体が蛇形であるということから、法華經提婆品の「八才の童女」が本体であると推定する向もあるが、草山元政の「七面大明神

縁起」には「鬼子母尊天の女なり」と記しており、その所伝は区々であるが、これはあくまで理論を越えた個々の信仰上の問題であるため、一方的な結論は避けるべきであると思う。

第三節 日蓮聖人の入甲と富士埋納経

日蓮聖人が最初に甲斐に入られたのは、文永六年四十八歳の五月である。すなわち日蓮聖人が、国難を救うため、また他宗の信仰を改めさせるため、鎌倉街頭に於て獅子吼している最中、名もない一農夫の信者の勧めによって実現したものである。

小川泰堂居士の日蓮聖人聖伝には

斯くしてこの頃甲州の農夫なりとて彼処の往還、此処の辻と、大士につき纏ひてその説法をききいたりしが、その法理といい、立居振舞いといい、これ日本第一の名僧なりと思ひ定め、大士の御庵室に來り戒を受けて改宗す。大士その名を問ひ給へども、甲斐の国巨摩郡今諏訪といふ片田舎の賤の身にして、名をきこえ奉る程のものにもはべらずとて立去りけるが、幾程もなく一人の童を携さへ來たりて、これは我が長子にてはべる。あまりに聖人の尊く覚ゆるぞ、何とぞこれを法弟になし、炊の扶ともなし給はれと願ふにぞ、大士その児を御覽あるに眼光人を貫ぬく。これ尋常のものにあらずとて法弟とし、名を日進と賜ふ。時にそが父も側室にありていふやう、願くは我をも御手を勞して剃髮せしめ給へ、御門前の塵を払い、御庭の草など除いて事奉らんとあるに、大士頓て髪をおろし久本坊日元と呼び給ひ親子他事なく仕事けり。

(久本坊日元、嵯峨源氏安倍貞任が末裔なり。貞任滅亡の時その母懷妊ながら甲州の山里にゆかりありてここにかくれ、その出生の子姓を棄て農民となる。久本坊はその正嫡なり。日進師此時十一歳、後に三位阿闍梨と称す。十三歳の時日朗上人とともに宿谷の土の牢に入り、十九歳の時桑ヶ谷に竜象坊と問答す。正安二年駿州富士郡抽野村に竹養山正法寺を草創し、正和二年五十五歳の時、身延山第三世を相続す。同四世日善上人も久本坊の子にして此日進上人の舎弟なり。)

或夜久本日元、大士の肩を摩でながら語るやう、我が生国は至極の山国にて、人間も木石のやうにはあれど、山の姿水の色、風景かへって見処多し。秋よりは寒冷の他国に勝りて凌ぎがたけれども、青葉に茂る夏山は木蔭涼しく、岩間を下る滝津瀬は浮世の塵を洗ふが如し、いつかよき折を得て聖人を伴なひまいらせたり、とありけるにぞ、去ば、我もかねて願はしきことあり、いでや甲斐の国より富士山に登らばやと、思い立日を黄道吉日、これより旅の用意しつつ、程なくこれが道しるべにて甲州吉田に着き給ひける。

とあり、右文中に「我もかねて願はしきことあり」とあり、すなわち「自分もかねがね甲斐へ行つて見たい」と念願しているその願いがはからずも実現したわけである。その願いとは何であるかを忖度するに富士山に登り埋納して国を鎮めるためであった。

山川智応著「日蓮聖人」には「文永六庚午(一二六九)、今年富士山に登り、その中腹に法華経を埋めて鎮国に擬す。後世経ヶ嶽と称するは是なりと伝ふ」とある。

また、「日蓮の生涯と足跡」(小川雪夫著)の中に、「富士埋納の世界の祝禱」と題して、

日蓮上人の文永六年(一二六九)夏の富士埋納は、前年の十一通の警告状発信を動機として数年来の構想を実現したものと考えられる。田中智学氏は、聖人の登岳目的を世界宣言の一事現とみる点から、世間の雜説を超克して、「世界および国家の前途を祝福された」ものであると解説した。この前途という言葉の中には、世界の平和が保証される本門戒壇建立の暁を意味するものと思われるのであつて、これを法華経の教意から敷衍して、本門の戒壇ということが世界国家の現実の上に展開して行かないような宗教なら、伝教に劣り、鑑真、寂尊にも遜るべき小規模なものである。謂う勿れ、宗教の対象は、よろず理想だと、理想専門なら、それは幽霊教である。謂う勿れ、宗教の対象は、よろず理想だと、理想専門なら、鉄道の架けられない十億土は人間の用に立たぬ。聖人の「守護国家論」は爾う教えている。若し本門戒壇を風馬牛に置いて日蓮主義を扱うなら、それは念仏のかわりに題目を唱え、アーメンの代用に法華経を誦するに過ぎない。いわゆる、「八万十二の高きを下して、三墳五典の卑きに督く」ものである。と本門戒

坦の意義を活かし、また、「日蓮聖人伝」十講には、「國の代表的名山え生命とせる聖經を納められた密意は、此の年正月一日から「止観」を講ぜられた「日本の柱」とかわるべくもない」、

と日蓮聖人の富士埋經の深微なる心境を推考してあり、この密意とは深い意義ということで、「かわるべくもない」ということは、富士埋經の心意は「我日本の柱とならん」と大喝された心義と同じだということである。肯定である。

また「高祖年譜」の文永六年の条に「大士甲州吉田に如く、手ら經王全帙を筆して富嶽の半嶺に埋み、以て後世流布の苗根を為す、世々經嵩と名く」とある。この「後世流布の苗根と為す」ということは、前掲の遺文の意を寓したものである。

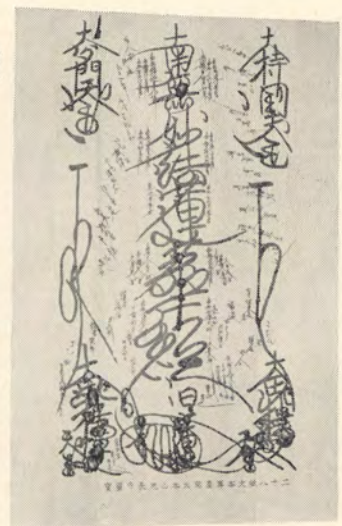
また、甲斐國志には

五合五勺、道より南の巖幅を經嶽と云。相伝ふ、昔僧日蓮の法華經誦せし地なりとぞ。堂一字あり。其内に銅柱に題目を鑄付たり。但日蓮參籠の地と、少し上に巖穴あり、今姥懐と稱す。是日蓮風雨を凌ぎし所なり。其時、塩谷平内左衛門が家に宿し、彼が案内にて登山し、此処を執行の地と定めたりとぞ。

と往時の事蹟を地域的に説明している。

聖伝には、

本より久本坊の識る人なりとて神職星屋平内の方へ入奉る。平内喜んで教化を受け、授戒して本尊を賜ふ。この近きあたり法を聞いて帰依するもの多し。後年ここに寺を建て吉祥山上行寺といふ。大士此地に滞留のうち、信者十人ばかりを案内として富士に登山なし給ひ、時に天晴れ風静にして十三州は一望の眼下に逼り、誠に閻浮無雙の名山なりと賞歎なし給ひ、予て書写しありし法華經一部を山の半腹に埋め、巖の上に座して暫時御經あそばし給ひける。其地を今に經ヶ嶽とて其古蹟をとどむ。此末法万年広布の基を堅めんとの祖意なりといひ伝ふ。それより山を下りて小立村に入り、しばらく憩ひ給ひしに、此里人かねて聞きつる日蓮聖人なりとてここに群參て題目を唱へ、各々手に紙をささげもちて御本尊を請ふ。高祖これを教へ見給ふに二十八枚あり。これ御經の数なりとて、此紙をひとつに粘合して一紙となし大筆に題目を書て村長渡辺藤太夫に渡し給ふ。今駿州岡



岡宮二十八紙の曼荼羅
(静岡県岡宮光長寺藏)

宮光長寺に伝來し、岡宮二十八紙の曼荼羅として世に名高し、それより山梨郡勝沼北原(現在の休息・日蓮聖人第一の檀越富木播磨守胤継公の所領)を過て田並にやどり給ふ。

主翁の願にまかせ、大黒天を画て授け給ふ。今に存在す。又此地に黒川といふは、その頃金銀山有て千軒餘り竈賑しかりしかば、大士も此里に入て弘教なし給ひけり。すべて当国は大法有縁の國にやありけん。しばしの弘通に改宗のもの多く。いまに勝沼に上行寺、黒川に法華寺、北原に立正寺等有つてその靈跡をとどむ。それより相州足柄郡板橋といふ地にかかり、象が鼻といふ処の石に腰うちかけ、此のわたりより安房上総の方波間はるかに見ゆるにぞ、古郷なつかしくおぼしめし、しばし両眼を閉て妙日妙蓮へ御追福の御題目を唱へ給ひける。後に朗慶聖人、この地に寺を建て象鼻山妙福寺といふ。高祖大士は漸やく長月の頃松葉が谷に帰り給ひし。

とあり最初の甲斐遊化は文永十一年卯月、旧曆四月より長月即ち旧曆九月まで半歳にわたつて行なわれたと推察されるが、察するに入峽の期間は旧曆四月の一カ月余りの間に行なわれたのではないかと推測される。その理由としては文永五年の初めより、蒙古來牒屢々に及び、かつて八年前、文応元年(一二六〇)立正安國論を撰し、國民の信仰の誤りを指摘し、信仰を改めなければ内乱、外寇の二難が起るであろうと警告したが、果たせるかな、その的中したるを感知し、これが対策として諸宗への帰依を止め、一乗妙經を信受せしめんとして構想を練り、それぞれ鎌倉幕府の執権北条時宗、執権代理北条頼綱、その父法監房、北条弥源太、建長寺道隆、極楽寺良観等十一人に書を送り、捨邪帰正をもつて國難を回避せしめんと

した。いわゆる乾坤一擲の大諫暁の時であり、蒙古の来寇を目前に控えての時であったため、身心ともに余裕のある時期ではなかったために、富郷埋経の目的を達成されたのち、有縁の信者方の教化に当たり早々に帰倉せられたのではないかと推察される。右のように未見の甲斐には関心を持ち、親近感を持たれていたことであろう。しかし、此の年には波木井郷まで足を延ばすことはせず、甲斐の東部の巡錫に留まったようである。

蒙古の来襲と埋納経

日蓮聖人聖伝には蒙古来襲の消息を次のごとく述べている。

此年卯月の初旬、大元蒙古より又書翰をもたらして対州に来る。宗対馬守宗實これを追かへす。蒙古の使その帰るさに対馬の国人塔次郎、弥三郎の兩人をとらへて船に載せて帰国せりと鎌倉の風評取りどりにぞありける。

と当時の国際状況としては、さきに蒙古の太宗（一二三五）金を亡ぼして支那大陸を手中に収め、高麗国（朝鮮）を降参せしめ、太宗（一二四一）死後はその子憲宗位につき、その舎弟忽必烈世を継ぎ、世祖皇帝と称し至元年（一二六四）には都を燕京（今の北京）に移し、大元蒙古と呼んで世界制服を企図し、日本に侵略の手が伸びて来た。その時の状況を聖伝には次のごとく述べている。

今年戊辰の春、唐土大元の世祖忽必烈、その国の至元三年、黒的といへる臣下を使として書翰を日本に贈る。朝鮮の国王王植、添書をなして臣下潘阜といふものを案内として正月十八日京都に達す。其大元の書翰を披見るに「大蒙古国皇帝より日本国王に言す。我が大祖天命を奉じ宋国を亡ぼし、今中国に居て四海を治む。高麗もはや我が手に入る。願くば日本、我が国と好を通じ、和親して相交らば四海一家の如くならん事を思ふて使を遣す処なり」とあり、又高麗国王の添書には、

「我が国、大元の命に従って其徳に懐く、皇帝今日本と好を通ぜんとするは利慾の為にあらざ、偏に万国一致の睦をなさんと心の心なり。早く貴国の返翰を待つ。」

と書きたり、京鎌倉の詮議区にて、「其書翰の文言無礼なればとて、返翰に及ばず、そのまま使者を追帰されける。これ大元蒙古日本にたたりなす始にして」

とあり、まことに日本の有史以来の他国よりの侵略に遭う最初であったのである。

さらに蒙古は文永六年（一二六九）再び黒的、殷弘の二人を派遣して、日本に回答を求めたが得られず、文永八年十月張良弼等一百余人は、壹岐、対馬を侵し筑紫の今津湾に侵入したが、太宰府の軍によって撃退された。ここにおいて文永十一年（一二七四）十月忽執剌、洪茶丘等をして船艦九百艘をつらねて博多湾に来寇したため、鎮西太宰府軍は危機に陥ったが一夜暴風起り、敵船はほとんど海中に転覆、將兵はことごとく海中の藻屑となった。

さらに蒙古は、建治元年（一二七五）四月国号を元と改め、同時に杜世忠等五人を日本に遣わした。時に幕府はこれを鎌倉竜の口に斬った。さらに幕府は、弘安二年（一二七九）七月元使夏貴、周福等を再び博多において斬った。それから二年後の弘安四年六月五日元兵十万を乗せた艦艦は博多湾に侵入した。この時博多湾においては彼我对陣し、將に大海戦にならんとする寸前、またにわか台風起り元艦悉く覆没し、わが国は敵国の侵略から逃れることが出来た。

日蓮聖人入峽の前年は、正月早々より蒙古来たり通交を要求したため朝野を挙げての大騒動となり、二月十九日には蒙古襲来に対する防備を讃岐国の御家人に下知する等、また、朝廷においては諸宗高僧に命じて異国降伏を祈願する等、戦々競々世上騒然、聖人は蒙古よりの来牒を憂慮し、この所以を広く仏経に照して「念仏、真言、禪、律等の悪法一天に充満して上下の師となる故に此の如き他国侵逼の難起れるなり。法華不信の失に依て後世は無間地獄に墮すべし。早く邪見を翻し、達磨の法を捨てて一乗正法に帰せしむべし。」と述べられた。

また自ら挺身して国難を救わんとし、「日蓮は日本第一の法華経の行者也、蒙古国退治の大將也、一切衆生の中に於て最もこれ第一とは是也。」（与極楽寺良観書）この大信念のもとに「鎌念殿、宿屋入道、平ノ左衛門尉、弥源太、建長寺、寿福寺、極楽寺、多宝寺、浄光明寺、大仏殿、長楽

寺等十一カ所に書を送りて、「法華を誘る者は三世諸仏の大怨敵也。天照大神、八幡大菩薩等此国を放(捨)ちたまう。故に大蒙古より牒状来る歟、自今己後各々生取となり、他国の奴となるべし。」(禪上弥源大入道殿)との大信念のもとに身を以て国難に対処せんとせられていた時である。この時に臨んでの入峽は単なる物見遊山ではないはずである。すなわち前掲の山川智応著の「日蓮聖人」に「富士山に登りて埋経して国の鎮めとするため」と記されているごとく、埋経の功德によって仏菩薩の加被力を得て国難を救わんとせられたのである。ただし、ここにおいて埋経とはいかなるものか説明を必要とする。

埋経とは経文を書写して山頂等に埋め国難に遭い、または悪世に法滅せん時に遠く将来をおもんばかつて経文を筒に入れて土中に納め、未来の広布の時を期するためである。蓋しこの写経埋蔵の事は、古く中国においても行なわれた。すなわち、今から千四百余年前、陳の文帝の代、南岳慧思禪師立誓願文に、南岳慧思が金字般若経並に法華経を書写し、これを衡山に埋置し、弥勤の世(釈尊入滅してより五十六億七千万歳の後に、娑婆世界に出世して教を弘む)に至って出現せしめんと誓願したことが記されている。また日本においては今より千百三十五年前(昭和四十四年)慈覚大師円仁叡山横河に庵居し、如法経を書写す。(慈覚大師伝、明匠略伝、元享釈書之)とあり、慈覚大師伝には、

年四十に及ぶの比、身羸れ眼暗み、命の久しからざるを知る。是に於て此の山(比叡山)の北洞幽閑の処を尋ね、草を結びて菴となし、跡を絶ち終りを待つ、今この首楞殿院是なり、俗に横川と曰ふ、齋居三年、練行弥新なり。中略、其後疲身更に健に、暗眼還つて明なり。是に於て石墨草筆を以て手自ら法華経一部を書写し、四種三昧を修行し、即ち彼の経を以て小塔に納めて堂中に安置す。後此堂を号して如法堂と曰ふ。後長元四年(一〇三二)八月に至り、首楞殿院寛超等は発願して、この書写の法華経を経筒に納め、之を横川如法堂裏に埋置し、以て当來の法滅に備えんことを願じ、尋いで延久五年(一〇七三)首楞殿院長吏良正は、三十番神を勧請して如法堂守護神となせり。近時大正十二年横川如法堂址の地中より堂筒を発掘し、中に五箇三箇、経筒及び水晶玉一個の納置せられたるを

発見せり。是即ち長元四年の埋納に係るものなるや疑を容れず、之より先寛弘四年(一〇〇七)藤原道長は法華三部等の経を手写して大和金峰山に埋納し、尋いで康和五年(一一〇四)十月僧京尊は法華経一部を書写して、伯耆東伯郡舎人村倭文神社に奉納し、共に弥勒の出世を待たんことを願じ、其後徳川中期に至るまで、其の行事は道俗の篤信者によりて盛に營修せられ、書写の経は之を経筒に納置して、仏寺社殿又は墓辺等に埋蔵し、遂に全国到る処に如法塔、如法経塚等の造立を見るに至り、近時発掘せられたる経筒等亦少からず云云。

また参考太平記第五に

普鎌倉草創の始、北条四郎時政、江の島參籠して子孫繁昌を祈けり、三七日に当りける夜、赤き袴に柳裏の衣著たる女房の端嚴美麗なるが、忽然として時政が前に來りて告て曰く、「汝が前生は箱根法師なり、六十六部の法華経を書写して六十六箇国の靈地に奉納したりし善根に依て、再此土に生るる事を得たり。されば子孫永く日本の主と成て柴花に誇るべし、中略、其後弁財天の御示現に任て、国々の靈地へ人を遣して法華経奉納の所を見せけるに、俗名の時政を法師の名に替て、奉納筒の上に大法師時政と書たるこそ不思議なれ。

と云い、埋納経の功德甚大なことが挙げられている。

更に法華経法師品第十に、法華経の修行法として、受持、読、誦、解説、書写の五種の修行が明らかにされているが、日蓮聖人もこの五種の修行を実行されたことはもちろんである。ことに「書写」の行については、地引御書に

坊は十間四面に又庇さして造あげ、二十四日大師講並に延年心の如く仕りて、二十四日の戌亥の時、御所に集合して、三十余人を以て一日経書き(書写)參らせ云云

とあるに見ても写書は自らもなされ、また、弟子担那にもすすめ、功德の甚大なることを教えられた。よって文永六年春の入峽は、靈峰富士への埋経によりて国の鎮となし、法華経の法力、仏護念力によって蒙古襲來の大國難を回避しようとした行動に外ならぬと推察される。

故に入峽留錫の期間も短かく、行動範囲もごく一地域に限られていたわけである。

なお、日蓮聖人身延入山以後の身延山関係の歴史は第十一編第一章に詳述する。

第四節 下山氏と帯金氏の治績

一、下山氏

清和天皇の皇子、貞純親王の子経基王は十世紀初めのころ源姓を賜わって臣籍に入ったがその子満仲の子、即ち経基の孫、頼信は長元二年（一一〇二）末甲斐守に任ぜられた。

たまたま平忠常の乱が房総におこり頼信は勅命によりこれを平定した。甲斐と源氏との関連はこの頼信から始まったのである。

頼信の子頼義、その子義光と相うけて甲斐守に任ぜられた。頼義は前九年の役（一一〇五—一一〇六）を子義家とともに鎮定したが更に義家は後三年の役（一一〇八—一一〇九）に出動し、弟新羅三郎義光の来援協力を得てこれを解決した。

義光の子義清は藤原氏の青島の荘の下司職となつて平塩ヶ岡に館を構え、義清の子清光は天永元年（一一一〇）平塩の館に生まれた。

父子はよく協力して八ヶ岳南麓一帯のかつて義光の開拓したと考えられる地に進出した。

清光には武田家系図によれば十三人の男子があり、長男光長が父に続いて若神子の逸見の谷戸城に居して逸見氏を称し二男信義は釜無川をこえて武川荘武田（韮崎市）に進出して武田を苗字とし三男遠光は加賀美の荘（若草町）に出て加賀美氏の祖となった。

この遠光の長男光朝は秋山（甲西町）に出て秋山を称し、その孫光重が建仁年間（一一二〇—一一二四）下山領主として来住した、下山小太郎光重で

ある。それより早く遠光の三男で頼朝に従つて石橋山に平家と戦つた光行が南部領主となつたのは文治四年（一一八八）とされている。

下山氏は南部氏のように家系が統かなかつたのでその系譜を定めるのに困難であるが、日蓮聖人の「下山御消息」同「註面讀」甲斐国志等にその記載があり、「南巨摩郡郷土史概要」にその系譜を次のように記してある。

（一一八二）
 養和元年生
 秋山太郎光朝 — 母平重盛ノ女
 下山小太郎光重 — 法重房日芳聖人
 兵庫介光基 — 因幡房日永聖人
 没年不詳
 弘安六年三月三日卒 乾元元年三月一日卒
 （一一八三年）八三歳 （一一三〇二）

「下山御消息」の末尾は、「建治三年 六月 日 下山兵庫五郎 殿 僧日永」としてあり、「御消息」の諸研究によれば、下山郷の地頭兵庫介光基は氏寺平泉寺において子、因幡房に阿弥陀経を勧修せしめていたが、因幡房四郎は比叡山修学時代相識つた最連房とともに身延の山へ赴き聖人の教化をうけ、法華経を信ずることになったので父から詰責されたが、聖人が因幡房に代つて念仏宗から法華経信者に光基を教導しようとして「御消息」を兵庫介に送られたので兵庫介も聖人によって入信したとされる。

しかしこの諸研究にもそれぞれ相違点があつて定説はない。

下山氏の館は現在の下山小学校と本国寺々域にかかり後穴山氏がここに居住した。

国志士庶部卷之百十六の、「下山小太郎光重」の項に諸書から十人近い下山某があげてあつてそれらの中に「東鏡」からの文暦二年（一一三五）の鎌倉幕府吉例の正月の射手下山次郎入道、弘長三年（一一六三）正月の射手下山兵衛太郎等があるが光重・光基との関係は不明である。

またこの頃に建武年間記（一一三三—一一三五成立）から引付衆として下山修理亮を、また太平記（一一三七—一一四一頃成立）から、観応三年（一一三五）に足利尊氏が弟の直義を討とうとして関東に出兵したさい、「甲斐源氏云云

下山十郎左衛門、都合式千余騎馳參ル」の記事を引いて下山氏の当時の存在を肯定したい記述をし「若州・勢州ニモ下山氏アリ皆本州ヨリ出ト云」としている。

下山という呼称は今の下山から以北全体についてもよく使用された。以南全体が南部と呼ぶのに対するものである。

光重の来住は下山の集落としての発達の契機となつたであらう。

二、帯 金 氏

(一) 東河内領の概要

穴山氏による河内一円の支配がなされたのは、信友の時代であつたことは今日残っているいくつかの文書から明らかに知ることができ、初期の穴山氏が南部又は下山に居して、その周辺を部分的に支配していた頃、更には穴山氏の河内入部以前の河内の状態、ことに富士川をはさみ対岸の指呼の間にある東河内領はどうであつたか一応明らかにする必要がある。

すでに三章第一節で述べているように、新羅三郎義光を祖とする甲斐源氏が甲斐国の巨摩郡を中心として、各地に強大な勢力を養つていた頃、八代郡に属する後の東河内領、巨摩郡に属する後の西河内領を合わせて川合郷と呼ばれていた。この中には加賀美・市川・逸見・岩間・下山などの荘園があり、更に南部などのいくつかの牧も存在していた。

西河内は南部御牧と下山荘の二つより成り、中世末特に十二世紀から十四世紀にかけ、これ等二つの地域を基盤にして、西部・下山の二氏による西河内の強力な支配がなされていた。穴山氏による河内領支配の初期的段階においては、東河内領においても西河内同様の区分がなされていたと思われる。国志によると「常葉山、栃代山を限り北云_三岩間庄_二南云_三下部」とあつて岩間の庄と下部の区分は西河内のように、北南とはっきりと支配的に区分されていたとは思われない。国志によると「當領中世分部ニテ六

組ト称ス」と、あるように中世において六組と言われていたことは明らかであつた。すなわち岩間組貳拾村、古関組七村、田原組四村、常葉組九村、帯金組拾三村、大島組六村の合計五十九村となつていたのである。

この六組の正分は、何を意味するものか不明であるが、おそらく穴山氏の河内居住以外の勢力である常葉・岩間・帯金氏を始めとして次第に穴山氏の支配下におかれていき、それ等の六組の名称が、これらの各氏と一致することを考えると、彼等はむしろ、穴山氏による被官下の中で一組の統合をまかせられたものであらうと思われる。つまり穴山氏は彼等を自己の支配下に入れて、彼等の一地方における権利を認め、このような小豪族の集りを支配することによって河内全体を次第に自己の権力下に組み入れていったものと思われるのである。

その点同じ河内にあつても、西河内にあつては下山氏・南部氏のごとく比較的強力に抵抗したと思われるものについては、被官下に置かれることなく諸勢力は完全に排除され直接支配下におかれていったが、国中における武田氏と国人層との争いのようなものでなく、たやすく支配下に置くことができたこと、つまり国人層のような勢力を持つてはいなかつたものと思われる。いわば河内地方全体に中世的な社会構造が後進的であつたことが、河内地方の統一が容易にできた原因であらう。

(二) 帯金氏の家系とその支配

河内には国志によると「東西河内共ニ西部へ引続キタル地ニテ皆加賀美氏の伝領ト見エテ古址ノ存スル事モアリ故ニ南部下山ヲ始メ氏族多く分処セシ趣ナリ士庶部ニ記スル所ノ帯金、狭野、万沢、岩間、三沢等の諸氏モ其家ニ縁アラシコトヲ疑エトモ今訂定ノ所ナシ」と記している。系統的には帯金氏以下加賀美親族衆としては疑問の点もあるが、立証する何ものもない。東西河内は加賀美氏の所領でその支配下にあることからみて、おそらくそれにつながる一統であらうとみているのである。

本来加賀美遠光は、国志によると「加賀美次郎と云元暦二乙巳年八月十

六叙任信濃守従五位下平家追討賞源氏ノ大将受領六人ノ一ナリ諸家大家系
 図ニ清光ノ二男信義の弟トス」とあり、「遠光同五年七月奥州征伐ニ従ヒ
 建久三年同五年ノ記ニモ見エタリ長寿ノ人ナリ加賀美庄ハ西部筋ニ加賀美
 村アリ」とあつて、さらに「遠光ハ洪徳アリ子孫加賀美、秋山、小笠原、
 南部、於曾、下山等ノ村流繁栄ニシテ世々美ナリ」とある。

いづれにしても、遠光一族がこの地に配され各部分的に居住を営んでい
 たものと思われる。尊卑分脈をはじめ多くの系図によると、遠光男光行が
 南部を領して南部氏を、同じく遠光の長男で秋山に居した光朝の男光定が
 下山に居して下山氏をとなえていたとなつてゐるが、国志によると「諸本
 系図ニ秋山氏紛然トシテ一ナラス大系図ニ光朝ノ男秋山太郎光定（一ニ
 光、又、市トモ）光定の弟下山小太郎光重常葉二郎光季ト記セリ……」と
 あり、尊卑分脈との差違もあるが、遠光一族が河内へ勢力をはつていたと
 いう点においては、いづれにおいても充分うなずけるものである。そし
 て、これ等各氏ともにその出生と「子孫の伝詳ナラズ」ではあるが、その
 一時期十二世紀後半より十五世紀の中頃にかけては、いくつかの勢力の存
 在を立証する史料を散見することができる。そしてこれ等は加賀美氏の系
 統として下山・南部・常葉・帯金・万沢氏等が考えられ、その他本来は甲
 斐の国とは地縁的関係をもたず単に幕府が河内の一地域を領地として与え
 たことによつて、その地の支配を行つたものとして、岩間・飯富・工
 藤・四条氏があげられる。

彼等はいづれの氏族にしても河内地方にあつては部分的な割拠をもつて
 支配してゐた。そして彼等の権力構造の内容が部分的なものであること
 は、支配する地域の広さや狭い山峽の地の各部族間を知る史料が絶無に等
 しい状況からも想像にかたくないわけである。以上のような穴山支配以前
 の河内地方における勢力関係から見て、帯金氏のおかれてゐる立場も、お
 よその範疇がわかるうと思ふのである。

国志士庶部第十六、八代郡東河内領に「或人云帯金氏ハ本ト秋山氏ヨリ
 出ツト未明拠」とある。又前記国志人物部、秋山太郎光朝の項「士庶部に

スル所ノ……其家ニ縁アラシク疑ヘトモ……」のように伝えるところ
 によれば秋山氏より出たことになつてゐるが、いつ頃どのように分れたも
 のであるかはまったく知ることはできない。下部町太田氏所蔵系図による
 と、加賀美遠光の長子を光朝以下長清・光行・光経とし五男に信継（帯金
 刑部郷正四位下美作守）その子信継帯金刑部郷従四位下美作守（法名静仙
 院殿梅桂秀香大居士応仁二戊子年九月八日逝去）となつてゐるが、加賀美遠光
 は国志によると「元仁元年甲申年九月十九日逝スト鐫メリ」即元仁元年は一
 二二四年であり、吾妻鏡によると、ちょうどこの頃は、源平の騒然たる
 きにあたり、頼朝の石橋山の敗報を受けて、武田信義が甲斐源氏一門を引
 き具して富士川に対し、平家を破つたのが治承四年（一一八〇）遠光のな
 くなる四十四年前にあたる。更に吾妻鏡には、逸見光長・河内義長・安田
 義資・武田有義・同信光・板垣兼信・小笠原長清・西部光行らが、この内
 乱期に活躍した甲斐源氏の人達として伝えられてゐる。尊卑分脈を始め、
 諸家系図などを見ても信継なる者は見あたらない。

史実的に帯金氏があらわれるのは帯金村八幡宮の社記を初見とする。国
 志士庶部に「本村八幡宮の社記に応仁元亥年帯金刑部亮信継勸請」とあ
 る。更に慶応四年即明治元年（一八六八）甲府寺社総轄に提出の由緒書に
 「右八幡大神之儀応仁元丁亥年六月十五日郡主帯金刑部亮信継自鎌倉奉勸
 請……」同上寺記
 部に「一当寺ハ正
 和三甲寅年鎌倉相
 模守平貞時御建立
 之地ニテ為国家鎮
 護之寺中并帯金村
 之内ニ諸仏諸社勸
 請被成候得共時移
 退転ニおよび候故
 帯金村之邸主信継



帯金刑部の墓（静仙院）

再建被成即開基至極先規之通皆御免地之所ニ永祿年中堂宇不残焼失仕候故右証文等焼却いたし其後境内斗除地にて罷在候」とあり、すでに応仁年間には、由緒書によると「郡主帯金刑部亮信繼」となっており、当前の郡主並びに村主といわれる立場におかれていたのである。静仙院過去帳によると信繼公法号を「静仙院殿梅桂秀香大居士」「応仁二戊子年九月八日の逝去となっている。応仁二年は一六六八年前記太田系図による正四位下帯金刑部郷美作守信繼の年代よりどう見ても百年余りの差異があることから、国志にいわれているように「或人云帯金氏ハ本ト秋山氏ヨリ出ツト未知明抛」なのであろう。本来帯金氏が源氏姓を名乗るところをみると前記河内地方が加賀美一統の支配下にあつたことと、合わせ考えてみておそらく甲斐源氏の出であることはほぼ間違いないと思われる。八幡社社記に見えるように相州鎌倉鶴岡八幡宮を勧請したのが応仁（丁亥）元年（一四六七）である。すでにこの時帯金刑部信繼は逝去の前年にあつてはいたわけで、幕府をはじめ甲斐一円の政情も誠に騒然としていた時代であつた。郷村的な郡主として帯金郷の支配も一応終り、精神的よりどころを求め、敬神崇祖の念篤いものがあつたのではないかと思われる。

当時信繼在世前後の中央地方の政情を見るに応永二十三年（一四一六）関東管領上杉氏憲が関東公方足利持氏に対し、叛逆をくわだて関東の動乱がおこつた。世に禅秀の乱と呼ばれるものである。上杉氏憲の夫人は甲斐守護武田信満の女であつた関係から氏憲に味方したが、形勢利あらず氏憲自害の後、東山梨郡大和村木賊山峠で自害している。応永二十五年（一四一八）信満の弟信元を幕府は陸奥守とし、甲斐守護に任じて、信濃守小笠原政康に命じて高野山から同道帰国させた。信元は兄信満に対する幕府の怒りを察し、自ら出家して高野山に閑居していたのである。甲斐の領内にあつては、逸見穴山などの国人層があり、これ等の国人層を平定して信元を甲斐守護に任じようとした。そのため必要な場合その後見として政康に援助するように命じ、下山居住の穴山氏を討とうとした。年代的には、問題があるが「鎌倉大草紙」に書いてある。然し結果的には鎮圧することが

できず、信元は間もなく死亡している。

その後信長の子伊豆千代丸に武田の家督を相続させたが、逸見、穴山などの国人層は幼少のため反対し、輪宝一揆を味方にして服従しなかつた。そこで幕府は守護を信重に更迭したのである。また国志によると信元の弟満春を穴山第一代としている。満春は応永二十四年（一四一七）五月二十五日父同様禅秀の乱に關係していたことから、信満とともに没している。伝えるところによると満春の子は素行が悪く、満春の死後穴山の相続は武田信重の男信守の弟信介を穴山の養子とし、刑部少輔といい宝徳二年（一四五〇）三月十九日没したという。下山天輪寺に牌子があり、法名を天輪寺殿英中俊公大禅定門と称するところから、穴山氏がすでにこの頃には、下山氏にかわつて支配していたものと思われる。なお甲斐守護決定に際して逸見・穴山の国人が輪宝一揆に見られる小豪族の連合の統轄者として、また河内地方一帯において前記のごとく、地域的支配を認めながらも統一が完成しつつあつたものと思われるのである。しかしながら、その支配の過程がどのようになされていったのかは現状では知るよしもないが、ことに享祿以前（一五三〇）の穴山・武田の關係文書類がほとんど該当地区から見当たらない点を見て支配権力の如何を論ずることが困難である。以上の前後のことからみて帯金の郷もすでに穴山支配下におかれていたものではないかと思われる。

吾妻鏡などに出てくる南部・下山氏は鎌倉武士団の中の地頭としての存在であつたと考えられる。そして彼等の領地は各々南部の牧を中心とする部分であり、下山庄を中心とする御家人であり、鎌倉武士団にはっきり位置づけられたものであつたと思われる。

しかし帯金氏については前記の二氏のような場合とは性格的に多少異なっていたものではないかと思われる。それは彼等が吾妻鏡に出てきているのに対して帯金氏については全然現われてこないことなどによって御家人であつたとは考えられない。帯金という地名の場所にあつて、相当の支配力を持っていたことは事実であり、それが地頭的な性格であつたかも知れ

ないが、どちらかといえば、多少の直営地を手もとに持っているが直接經營を行なっている地主・名主層に近いものではなかったかと思われる。というのは鎌倉末より荘園制の崩壊が段階的に行なわれるのであるが、ことに名主百姓の年貢課役の負担に対する強訴、逃散が全国的に行なわれ荘園制の基盤は次第に動搖を続けていった。

しかもこの動きは、名主百姓は有力名主又は土豪を中心に相互に結束する傾向をたどり、それが惣村などと呼ばれる郷村結合で、自分たちの村と生活を守る郷村民としての結集がなされ、荘園領守や在地領主、守護などに對し反抗する程の勢力となり荘園内部から動搖衰退をさせていくのである。

なおこの動きは地頭・御家人層にも影響していった。さらに中世農民は兵農分離がなされていなかったため、かなり強い實力をもっていたものと思われる。そしてこれら農民といっても、その中にはかなりの上級階層があり、時には農民から上層武士にもなることができたわけである。農民の筆頭は名主であり、名主で有力なものは〇〇殿などと呼ばれる土豪豪族になるのである。

そしてこうした存在が、実は帯金氏をして今日までこの家系が存続し得た一つの要因ともなったのではないかと思われるのである。応仁の乱以後、大名領国制の成立によって封建性は、いちじるしく成長したが、その中でとくに注目すべきことは郷村制の発達であった。郷村制とは、近世村落のわから中世にさかのぼってもちこまれたもので、本来律令体制の動搖がみられる平安初期の郷村から荘園制がうみだされ、更にその荘園制の動搖と表裏の關係であらわれてくる室町又は戦国期の村落の自治的統合をさしている。つまり中世的荘園村落が崩壊して、その中から新しく生れて来た村落結合、何郷何村とよばれるような村落結合をさしているのである。

当時郷村とは漠然とした集落、近隣位の軽い意味であったものであろうが、この時代の農村構造は独立又は半独立の小農民を加えた村落共同体的

の性質が強く、農村の構成は小名主Ⅱ小地主で、戦国動乱とともにこれ等の独立、半独立した小名主、小地主はほとんどが軍役衆、つまり武士となったものである。

しかし、これ等の武士はいわゆる下級武士で、軍事編成では各寄親に付属させられる。兵農分離のされなかった武田支配時代は、平時は農民として農耕に従事し、戦時には軍役衆として戦場に徴発されたものである。農民と名主の力關係は千差万別であって、いちがいに論ずることができないが、当時の名主らは惣百姓の意向を無視することができず、おそらくある程度ご機嫌を伺いながら同調していたものと思われる。

反面國人ら上級権力者たちは、武田などに対する穴山氏の關係、穴山氏に対する帯金氏のように、相当迎合せざるを得なかった。

また、反対に國人たちは基盤となる各名主層の強い突き上げに苦慮したのではないかと思われる。この間の事情は穴山氏が東河内を五組に分け、各郷の支配權力を認めて再々支配に近い体制をとった点は、まさしく東河内の郷村内の名主層の突き上げと内国の分裂をさけるための手段としてなされたものではないかと思われる。

戦国期における帯金氏の系譜をたどってみると多くの疑問点に気がつく。その起因はやはり系統的に帯金氏關係の文書がないこと、その二は一、二の系図があるがいささか年代その他に合致しない点があること、その三は淨仙院（静仙院）の過去帳なるものも実は永禄年中に焼失して、現在の建物はその後再建されたもので、その際過去帳始め寺有財産も灰燼に帰したもので、現在のものはその後つくられたものである。以上のことからみて帯金氏に関するものは二ないし三の文書などから憶測の域を出ないわけである。

しかしその中において最も隆盛を極めたと思われるのは初代信継の生前、応仁直前から六代帯金美作守信房あたりまでの一四〇年前後ではなかったかと思う。

初代信継以下四代までは甲斐国志神社部に

「于時領主帯金刑部函信繼 敬殊厚……其後文明十一己亥年霜月十五日、信繼長男左京進助繼蒙_レ靈夢_ニ奉_レ勸_ニ請 若宮八幡宮」 毎年晩夏十九日、為_レ常例奉_ニ祭礼_一以來永正十四丁丑年同(官名欠) 吉繼、天文十八(己酉)年同形部助(実名欠) 歷年在城_ニ此境_ニ而加修理云云安永中宮殿回祿シテ……焼失シ……」

とある。静仙院の過去帳と比較してみるに、信繼はまったく同名、その子左京進については過去帳では信祐、国志では助繼とあり、また太田系図では過去帳と同じく信祐である。当時はいくつかの名前をもっているのと同一人であろうと思われる。三代民部少輔についてはいづれも吉繼で、四代刑部輔については国志土庶之帯金刑部少輔「北越太平記」永祿四年川中島ニテ戦死ス」とある点については、国志とともに合致している。

しかし静仙院過去帳では
心空了運大禪定門

永祿四年辛酉年五月二日

帯金刑部輔定繼公

となつてゐることからみて、国志北越太平記に「川中島で戦死」とあるのは年月日がいささか合わないことになる。永祿四年(一五六一)川中島合戦は第四回目で景虎改め上杉政虎が妻女山に布陣したのが同年八月十六日であった。すでに信玄は三月海津城に諸將を集め、政虎に対抗しようとしており、四月に入り碓氷峠を越えて上野に攻めこんでいる。

川中島の合戦は九月に入ってからで、上杉と正面衝突したのは九月十日であったことをみると、定繼の戦死は川中島の合戦でなく、それ以前のことになる。

国志では「同軍談ニハ刑部左衛門虎達トアリ……同人カ」と記しているが、系図では虎達は定繼の三男となつてゐる。長男は信行(帯金主膳正)次男信吉(帯金兵部介)三男虎達(帯金刑部介)となつてゐることなど、前記川中島の合戦などと照合して国志でいう同一人とは思えない。或は虎達が父定繼とともに川中島に出陣し所謂川中島合戦にて戦死したもののか、虎達のその後については静仙院過去帳にも見えず、判然としていない点が

ある。

いづれにしても、第四回目川中島合戦は、前後五回の合戦中最も激戦であった。

信玄時に四十一歳、この時信玄の弟信繁も戦死、また信玄がこの戦で車懸の戦法を用いたとか、謙信(政虎)が信玄の本營を自ら襲撃したと言われるのもこの戦であった。おそらく刑部少輔定繼は穴山信君に従い出陣したものである。

信友と信君の支配権の交代は弘治・永祿年間であつたと思われるし、また望月喜兵衛所蔵の今川氏真書状によつて信君の信州への出陣を知ることが出来る。つまり、前記支配権の移行を証するものといえる。

其以後者不申承候 仍高白齊注進之分者越後衆雖今出張無指儀退散之由先以可
心安候哉承度候因之陣中江以飛脚申候 恐々謹言

八月廿九日

氏真花押

武田彦六郎殿

また、虎達については前後の關係よりみて、信頼度に欠けるが伝えるところによると三人の兄弟の中で最も優れ、父定繼の親任が厚かつたといわれており、帯金荘内の支配については長男信行にかわつて事実上の権限を持つていたといわれている。帯金氏の名称の出でくる文書はいくつかあるが、直接の署名によるものは天文二十三年(一五五四)の虎達(花押)による佐野藏右衛門家文書(現佐野祥盛蔵)が唯一のものとして残つてゐる。

この文書の存在は国志土庶の部、帯金刑部少輔のところに「……大崩村里民ノ所蔵ニ天文二十三年寅六月日マルタキニ於テ恩地ノ事云云虎達(花押)佐野孫右衛門ヘトアリ同人カ 丸滝モ帯金荘ナルヘシ自分ヨリ恩地ヲ出ダセシナラン」と記している。

姓不詳虎達判物写

虎達花押

まるたきにおいて おんちの事 いつものことく出しおき候者也いよいよぶざ
たなく奉公可致候者也 仍如件

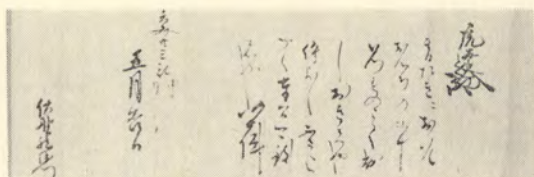
天文廿三年□

五月吉日

佐野孫衛門

虎達の帯金氏の中における位置づけも判然としないので、ましてや穴山家中における彼の立場がどのようなものであるか、推測すら無理なことである。しかし、いずれにもせよ、自分の領国内の土地を恩賞として与えるということは、帯金荘の支配権を持っていない限りできないことである。虎達の権力の範囲がどの程度のものであるか、およその想像がつかぬでもない。

本来恩地は鎌倉以後、封建制土地支配が生まれ、將軍なり諸家がその臣下に、代々の奉仕、勲功などにより土地を与え、君臣関係を結んだものである。従って孫衛門なる者が、何かの勲功により丸滝の土地を与えられ、虎達との間に君臣関係が結ばれ、以後もっぱらこれに答えるべく相勤めるようにとの趣旨である。



虎達が佐野孫左衛門に与えた丸滝恩地の判物

孫衛門なる者は、後記穴山氏の中に史料がいくつか載せてあるが国志にも、「大崩の人、弘治三年穴山信友（花押）ノ文書ニ大崩ノ助左衛門尉ト有リ天正八年正月ノ文書ニ大崩ノ孫三郎同十月大崩ノ孫左衛門尉トアリ二通ハ梅雪（花押）皆山造ノ奉公トアリ」多分大崩の村長あたりで、代々山の管理・柚・大鋸などの支配もかねて帯金氏を通して、穴山氏に忠勤を励んでいたものであろう。この書状は、定継が戦死した永祿四年（一五六一）より七年前のものである。

当時の支配の領内は国志村里部に、上野平村より樋の上村まで十三カ村帯金組とあるのでその範囲であろう。また帯金村は「南北ハ下八木

沢ヨリ丸滝マテ堺内三拾六町拾六間東西ハ拾三町六間、東河内ノ一股邑ニシテ六組ノ一魁ナリ」とあり、東河内路の駿州境に近い宿場町的存在も合わせ持っていたのではあるまいか。さらに、元龜三年（一五七二）信君より帯金美作守宛の判物に、

一、中渡場之舟 去歳大水故破損 不再興者住還之士卒 可為迷 然則不嫌郷中 舟木見立可被申付者也 仍如件

元龜三年三月十一日 信君（花押）

帯金美作守殿

五代目「帯金主膳正源信行公」「天正十二年甲申十一月八日」逝去（一五八四） 法号「蓮華院殿宗向日修大居士」と静仙院過去帳にはある。太田系図では、四代定継の長男虎達の兄に当たり、さらに六代「帯金美作守源信房公」は信行の子供となっている。法号は「本伝徳心大庵主」「慶長六年丑年六月二日」の逝去で一六〇一年に当たる。

信君の書状が「帯金美作守」宛であることからみて、前記弟虎達の恩地云々の書状といい、五代信行の存在は、家督を継承しても実権はほとんどなかったのではないかと思われる。

信房の逝去の慶長六年からみて、元龜三年信君書状は実に二十九年も前であり、信行死去の十二年前である。この頃天文・元龜の頃にかけて甲斐一円は風水害が多い時であった。天文十一年甲斐一円、天文十三年六月富士川大出水、鰍沢付近被害大、以下天文十五年七月五日、同十九年、同二十二年、同二十三年七月、降雨旬日に亘り大出水、元龜元年「風雨にさらに洪水があり、西河内の鰍沢では鬼島山妙現寺の堂宇大破す」とあり、おそらく「去歳大水故」とあるのは、この元龜元年の大洪水により、東西河内一帯が損害を蒙ったものであり、その折、東西河内を結ぶ渡船が大破したものの修理が思うようにできず、戦国の転戦につぐ転戦で交通止め状態が相続き、渡船用木材徴収を命じたものであろう。この年代は武田にとっても主として駿河出兵が大部分で、河内の領主穴山信君が江尻城主となつたのが天正三年（一五七五）であつたので、河内全域にわたって交通網

の整備は穴山氏の運命にかかわる重大事であり、殊に東西河内が富士川によって二分されていることは、大きな欠陥であった。従つて渡船の整備は領国支配上だけでなく、戦術、戦略上も欠くことの出来ない緊急のことからであつた訳である。

この頃が帯金荘におつた帯金氏一統の全盛の時代であつたと思われる。静仙院過去帳を見ると、七代以後法号も居士号がつかわれていない。七代帯金兵庫頭信右、慶長十二寅正月三日「日宗長日榮」となつて、八代以降「信士」号になつてゐる。

天正十年三月十一日勝頼は田野で憤死して武田家は滅亡した。時に穴山梅雪壬午の乱により徳川との密約によつて武田より自立したが、不慮の死に遭い、やがてその子勝千代も天正十五年六月十六歳の若さで病死して、徳川家側の臣菅沼定政の支配下におかれ、地侍的存在から一転して一農民に転化していったものと思われる。

今日吉野一統はその末裔といわれている。またその一族は真疑のほどはわからないが、太田系図によると、

武田万千代信吉様ニ隨身侍人数百七拾人

一、高 千石 帯金刑部

一、高 二百石伊藤義兵衛

一、高 百五十石久保勘左衛門

等の名も見える。(帯金では現在も、久保、伊藤、望月、依田、千須和を五苗字といつてゐる。)

国志によれば、「同十八年(註天正) 寅十二月廿九日総州小金三万石ニ封之彼ノ旧臣尽ク附属セラル……」とあることから名高その他についてはともかくとして、或は万千代への隨身は架空のつくりごととも思えない。

(三) 帯金氏と租税

郷村内の村には村役人がおかれ、年貢は村に割り当てられ、村の責任で納める方法はなされたようである。この頃の村には印判衆とか郷代官とか

いわれるものがおかれ、後の村役人のような仕事をしたようである。国志の中には、

御印判衆武田ノ文書ニ間々見エタリ朱印押ス事ヲ司ル役人ナルベシ天正午ノ時織田家ヨリ出セル禁制書ニ御判銭・取次銭・筆耕料之ヲ出スニ及ズト銘々書添へアリ諸家共ニ時ノ風ニテ事アル毎ニ役銭ヲ采ルト見エ御印判衆モ其類ナルヤラン

とある。つまり御印判衆とは単なる朱印を押すための役ではなく、年貢その他役銭など取り立てる役で江戸時代における村役人的存在であつたのではないかも知れない。

現在帯金部落に「ゴハンギョウ」なる地名、屋号が残つてゐるが、おそらく「御判衆のいたところ」「御判形」の言葉のなまつたものであろう。

平凡社刊国語大辞典によると、御判形については「昔將軍または大名等の下にあつて御朱印を押すことを司つた役人」と見え、さらに判形の項では「書判・印形」とある。

現在河内地域に残る「ゴハンギョウ」などの屋号や地名は帯金のそれと同じ性格のものであろうと思われる。また御判形なる語句は、いくつかの穴山関係の印判状の中にも見える。天正十一年八月五日、勝千代より跡部大千代あての中に「靈泉寺殿御判形の旨不可有相違之者」とあり、勝千代の父信君の印判状に示してある、年貢高の通り誤りのないようにとのことである。

また甲斐国社記第三卷寺院編(八代郡瀬戸村、方外院の信玄公朱印之写の中に「当寺領分之内瀬戸村之儀先年帯金美作守御次を以進候如判形不可有相違条」と見えていることからいづれも年貢に關する印判状であり、前記国志にある織田家より出した禁制書の御判銭に相当するものであろうと思われる。

帯金氏独自の貢租や夫役を行なつたかどうかはわからぬが、武田支配時代の穴山氏の貢租の方法がとられていたことは想像に難くないものである。

う。

大体当時の租税は、大きく三つに区分されその第一は年貢であった。税法中その基本となるのが年貢であり、現物による地代である。戦国時代の税法では通常年貢に加知子（地主の地代）が加わり、さらに付加米を加徴された。従って耕作する農民の負担は重税にあえいでいたのである。

この頃の年貢高は貫高で示されていた。つまり一定の年貢高を永楽銭で何貫文の土地を表示する方法である。貫高は年貢高をいうのだから、田畑の上下や年貢率の多少によっては地積は定まらない。そして幾貫の地というように領地、給地が表現される。その基準として米は百文が一斗二升から四升、麦は三斗五升である。また銭納ばかりでなく、米麦その他のものでも代納することもあった。この場合銭貨を基本として代納物の相場が揭示された。

元亀元年（一五七〇）の百貫文を三拾俵にしている。これ等の基準については現存するものとして、後に記してある穴山氏による南部円蔵院領の検地と下山天輪寺領検地により、その換算率は武田支配時代でも一様ではなかったことがうなづける。

第二に年貢以外の雑多な雑税がある。その中で基本となるものは反（段）銭・懸銭・棟別銭である。

反銭は不時の費用をまかなうため、田畑一反を単位として徴集する臨時の租税で武田支配時代は完納化して年貢の付加税となった。反銭は銭納がたてまえて春秋二期に徴集するのが普通であった。

懸銭は、本来は反銭の付加税で後単独税となり、通常秋に一度徴収した。

棟別銭は屋敷一軒を標準とする家屋税で銭納と現物納とがあり、これも通常臨時税であったものが定納化した。武田の朱印状に「家五つ棟別役」とある。それは年貢負担の単位となる農民の住む家であるが、棟別は棟役であるから侍・地下人は勿論、寺家・社家その他どんな家でも貢租の対象となる。このため棟別帳がつくられ「棟別改めの調査」によって取り扱わ

れていた。

棟別銭徴集は極めて厳しく、信玄家法の中にもいくつか定められている。

一、棟別法度之事既以日記其郷中江相渡之上者雖或逐電或死去於其郷中速耳致弁済為其不改新屋也

一、他郷江有移屋人者 追而可取棟後銭之事

一、其身或捨家或売家因中徘徊者何方迄茂追而可取棟別銭

一、棟別託言一向停止畢 但或逐電或死去者就有数多 及棟別銭

一、倍者可被露 糺実否寛宥之儀随其分限可今免許

武田における棟別銭に対する規定は多く、これよりの税収を相当重視していたことが判然とするのであるが、帯金郷中において今日残っている文書類の中でも、これ等棟別銭に関するものが多いことを見ても当時果たしていた役割がある程度理解できるのである。

弘治三年（一五五七）二月十二日の信友よりの、大くつれの助左衛門宛の判物、天正八年（一五八〇）正月廿六日信君より大崩の孫三郎宛の判物、天正八年十月十二日梅雪より大崩の孫左衛門宛の判物はいずれも山林経営に対しての功績をたたえ、これに対する穴山親子の棟別銭免除のものである。また、天正八年（一五八〇）の大笠村平左衛門所蔵文書に「棟別銭・機役・普請役」免許の判物もある。

花（穴山信君）押

於ぬ田在家 五間棟別機役 普請役共三令免許之者也 仍如件

天正八年庚辰

十月十二日

若林外記 奉之

この中にある「在家」とは、家屋と畑とを含む屋敷に住み、比較的まとまって存在する田をその付近に所有するかたちを一括している。一般的にこの形の農民は辺境の地域に多く、この在家が何軒かで村落を構成する。在家の負担は銭納の本年貢、生産物納、雑生産などである。戦いの場合には地頭の下に従事し、平時は雑用を課せられる。在家の農民の下には、名

子・下人が隷属していることが多い。

第三には勞務奉仕を中心とする夫役がある。夫役は大体農閑期をえらび、一定日数の奉仕をさせるもので、その内容は雑多である。

土木事業から領家の直營地の耕作、年貢の運送夫役、普請役など数多くかり出されたものである。

前記の信友、信君の判物にあるように、普請役は、居城居館の構築・修繕などが主で、その他用水溝、堤防の築堤・修復などにも徴用された。通常は年間十日位で、十一月から三月頃までの農閑期に徴用されるのが原則であったらしいが、必要とあればいつ如何なる時でも狩り出され、時には遠く他国の支配地にまで徴用されることもあった。

大盛・大崩の一統に出された「山造之奉公」というのも夫役の一つで植林などのことを行なうものである。林産保護は当時の穴山氏にとり必要かくべからざるもので、占領地支配のためには、戦災地の復興から、さらには支配体制強化のための、村落や町制の整備、民衆の精神的寄りどころとなる神社・仏閣の建立など、その基本はおびただしい木材を必要としたものである。これ等山林の保護と造林をはかるため、棟別・機役などの諸役を免除して専ら「山造棟梁之間、棟別免許候何も山造共申付何時も板為取、奉公可申者也」であり、或は「私宅沓間棟別諸役令免許之条 山造之奉公可致勤仕之者也」仍如件であった訳である。

戦国時代の帯金氏支配時代に於ける貢租を始めとする租税関係文書類は、その数も限りがあるので詳細に見ることは出来ないが、一般的には田租が中心であった。しかし地形的にみて水田耕作はわずかな地積しかなく、従って、この地域に於ける租税の対象は、山林・畑地・棟別などの公事や夫役による徴税に力点が置かれていったのかも知れない。

残念ながら中世末期頃までのこの種の史料がほとんど見当らず、武田や穴山関係のものからおよその一般的内容をみる以外に手だてがない。

(四) 帯金氏と信仰

帯金氏が神仏に対して当時格別信仰が篤^{あつ}かったが否かについては、何とも言えないが帯金氏に關係する神社仏閣といえ、帯金村八幡神社と、菩提寺である静仙院の二つがあげられる。

産土神としての八幡神社は帯金氏の居館跡といわれる。静仙院の登り口上小路よりおよそ一キロメートル、部落の最北端、現在の上方地内にある。国志によると「古社記ニ曰ク往者応仁元丁亥年有神託ニ於九歳女自相州鎌倉鶴岡降臨于此境ニ于時領主帯金刑部丞信繼崇敬殊厚 造立ニ宮殿ニ奉^レ仰^ニ産宮^ニ」とあり、八幡宮の建立は応仁元年(一四六七)であり、この頃すでに対岸下山では穴山氏が居城を構え、河内再支配の勢力が強大な権力によっておこなわれていた時代である。これに対して帯金刑部信繼は静仙院過去帳によると応仁二戊子九月八日の逝去となつてゐることから、その前年あたり人間的にも円熟の域に達してゐたものと思われる。

本来八幡信仰は源氏一門の守り神として、また清和源氏の氏神として絶対的なものであった。

八幡信仰とは、応神天皇または八幡神(三神一体応神天皇を中心とする父仲哀天皇神功皇后)に対する信仰で、そのもとは九州宇佐八幡宮であるといわれ、前皇居の守り神として京都の男山に宇佐八幡を勧請し、石清水八幡となしたといわれている。

東鑑によると康平六年(一〇六三)源頼義は京都石清水八幡宮を鎌倉に勧請し、石清水の社前で義家は加冠の礼を行ない、八幡太郎義家と名乗つたといわれている。さらに弟新羅三郎義光は、近江国三井寺の鎮守新羅明神社で同じく加冠の礼を行ない、以後新羅三郎義光と名乗るようになったといわれている。

甲斐源氏の発祥は国志をみると「相伝新羅三郎義光ノ城蹟ナリト云フ村西ノ山上ニ旧壘之所アリ」とみえ、義光の館址が若神子にあったと伝えているが、この辺は逸見郷の中心であり、後義光の子義清、その子清光に至

つて再びこの地の支配を行ない、逸見郷は三庄に分かれ、その中に甲斐国八幡社の総社といわれる大八幡の庄もあった。大八幡の庄名は逸見の八幡社領によってその名がおこったといわれている。

以下甲斐源氏各氏が各地に分拠して、各の地域にそれぞれこの氏神である八幡を勧請したのも父祖以来の伝統であったわけである。

従って帯金信継が甲斐源氏の一末流として、源氏の氏神である八幡を勧請し尊崇することが殊のほか篤く、自分の支配地帯金の館よりさらに上の地に宮を造立し「奉仰産宮」ことはむしろ当然である。帯金氏に関する史料は八幡社造立に関するこの社記が最古のもので、前記のように信継死去の前年にあたるがすでにこれ以前に東西河内には南部・下山・常葉・岩間氏、またこの期には穴山氏など甲斐源氏の有力な権力者が輩出している中で源氏を名乗り八幡を勧請し産宮として自他共に認められたことは、明らかに源氏の一統であることを立証したものであろう。

さらに甲斐の国の多くの社寺については、武田・穴山時代の諸役免除、寺領其の他に関する権利や慣行は織田・豊臣・徳川支配下にあっても「旧規の例に任せ」られていたことであった。

天正十八年（一五九〇）の八幡神社に関する寺領証文で、この存在を認めることができるのである。

豊臣秀勝家奉行通署証文

帯金村の内

合四百文

右指出進上候 先書付候 若隠地一銭も於有訴人を可為私曲もの也

天正十八年庚寅九月六日

長谷部次郎兵衛 印

渥美権六郎

百姓中答分爾宣殿 望月頼母頂代

国志によると「文明十一（巳亥）霜月十五日信継長男左京進助継……勸請若宮八幡宮」毎年晩夏十九日為常奉祭礼「以来曆年在城而此境」而加「修理云々」とあり、以来代々八幡宮を尊崇してきたことが認められ

る。

安永年中宮殿回祿ニテ標札・文書・神器等焼失シ今唯帯金氏奉納ノ首鑑一匱ヲ存セリ神主望月日向」

安永年間は一七七二年から一七八〇年までであり、当時の遺構は残念ながら想起する位のものであるが、一時は相当の勢威をもっていたものであろう。

甲斐国社記ノ寺記 第三卷 寺院編(一)

慶応四年甲府総轄提出の寺社関係の書上げの中に八代郡帯金村曹洞宗静仙院の記に「当寺ハ正和三年甲寅年鎌倉相模守平貞時御建立之地ニテ為国家鎮護之寺中拝帯金村之内ニ諸仏諸社勧請……帯金村の邸主信継再建」とあり、甲斐国志には「開基帯金刑部亮信継、法名静仙院殿梅溪秀公居士、応仁二年戊子起立ス」とある。

また、「開山林桂和尚 正徳元巳酉九月八日入寂」とある。

寺は帯金氏館跡の後背地中腹にあり、檀那寺として「除地老反三畝五歩」「山林長五町余 横二町余除地之内」とある。伝えるところによると、正和三年（一三二四）平貞時の建立によるものといわれているが、平家一門の衰運により、権力の落ちた平家の支援も長く続かず、寺の破損も殊の外はげしかった模様であったが、応仁二年（一四六八）信継逝去の年再建を果たし、自らが開基となり、法号「静仙院殿梅溪秀公居士」を与えられ、寺は静仙院と称した。

開山の林桂和尚は、その後二〇年延徳元年九月八日入寂しているが専ら開基帯金氏の菩提を弔い、今日まで災禍に見舞われたとはいえ、連綿とその後を伝えている。

終りに、帯金氏累代の法号の一部を静仙院過去帳により掲げて参考とする。

1、静仙院殿梅桂秀香大居士

応仁二戊子年九月八日（一四六八）

従四位下刑部卿美作守源信継公

- 2、心岩光信大禪定門
文明十五年八月五日（一四八三）
從五位左京進源信祐公
- 3、大法玄利大禪定門
永正十七辰月六月七日（一五二〇）
帶金民部少輔源吉繼公
- 4、心空了運大禪定門
永祿四辛酉年五月三日（一五六一）
帶金刑部輔源定繼公
- 5、蓮華院殿宗向日修大居士
天正十二甲申十一月八日（一五八四）
帶金主膳正源信行公
- 6、本伝徳心大庵主
慶長六辛丑年六月二日
帶金美作守源信房公
- 7、宗長日榮
慶長十二寅正月三日（一六〇七）
帶金兵庫頭信右
- 8、宗現日立信士
慶安五壬辰年五月二日（一六五二）
帶金三郎右衛門信光
- 9、法善日行
寛政四丑四月三日（一七九二）
帶金伝四郎信昌

第五節 波木井南部氏

一、甲州南部牧と奥州南部牧

延喜式に御牧・諸国牧・近都牧とあり、御牧はまた勅旨牧とも称し、左右馬寮の直轄であつて、甲斐・武蔵・信濃・上野の四カ国に合計三十二カ所の牧を置いた。

官牧としての御牧は、産出した馬を年一回貢馬として匹数を割り当てら

図 1 甲斐国略図

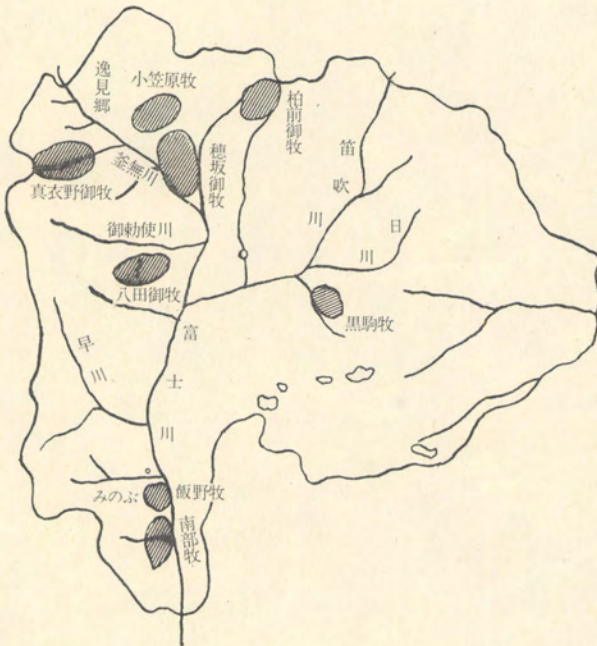
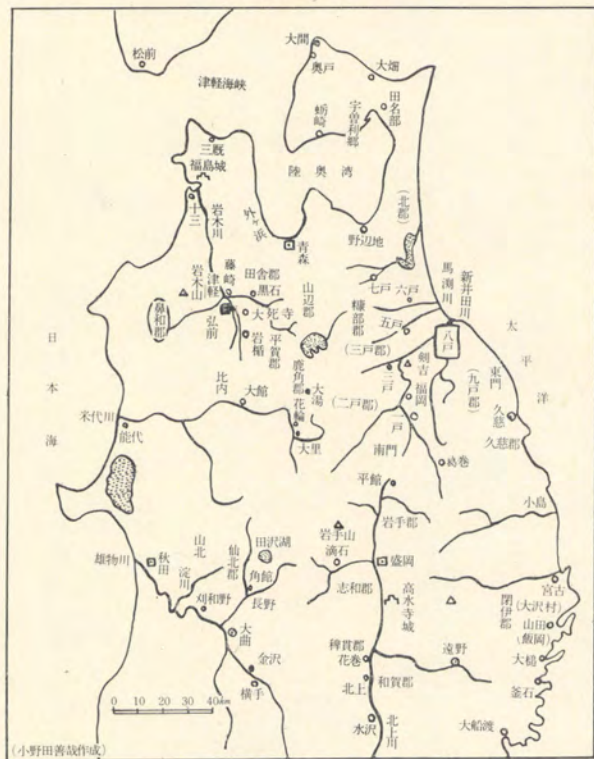


図 2 根城南部氏の支配圏

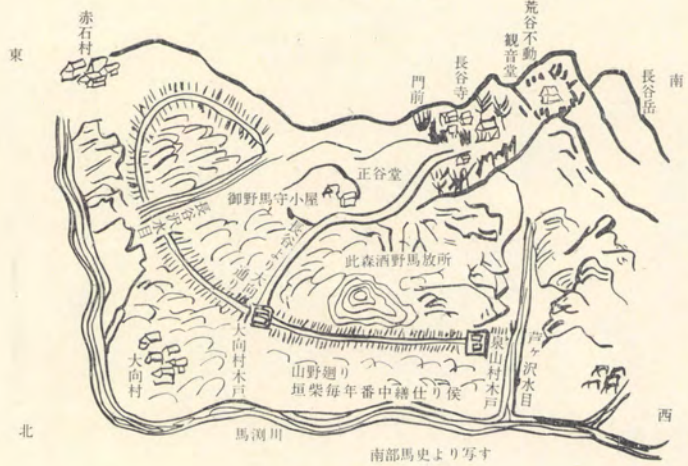


(小野田善哉作成)

れて、朝廷か幕府へ貢進している。
 甲斐の御牧は、柏前牧・真衣牧・穂坂牧であるが、私牧に黒駒牧・八田牧・小笠原牧・武河牧・逸見牧・南部牧などがあるが、ここでは南部氏に
 関係のある南部牧について考察する。
 南部御牧は延喜式にはまだなく、南部古文書や、日蓮文書に見える南部御牧は中世的所産になる呼び方である。
 日蓮聖人の身延山御書に南部御牧と出ているが官牧ではない。波木井以南の富士川西岸の地域であるが、時代を経るに従って耕地化され、広大な牧場とはならなかった。
 また、日蓮聖人の御書に飯野御牧とあるのは、波木井、相又、大野付近の私牧を指し、南部牧に含まれるものと思われる。
 当時の武將は駿馬に跨って戦場を奔馳したので、名馬の育成に力を注い

図 3 牧場結構図

青森県糠部 住谷牧 南北 26町 三戸代官所
 東西 15町余 (三戸郡)

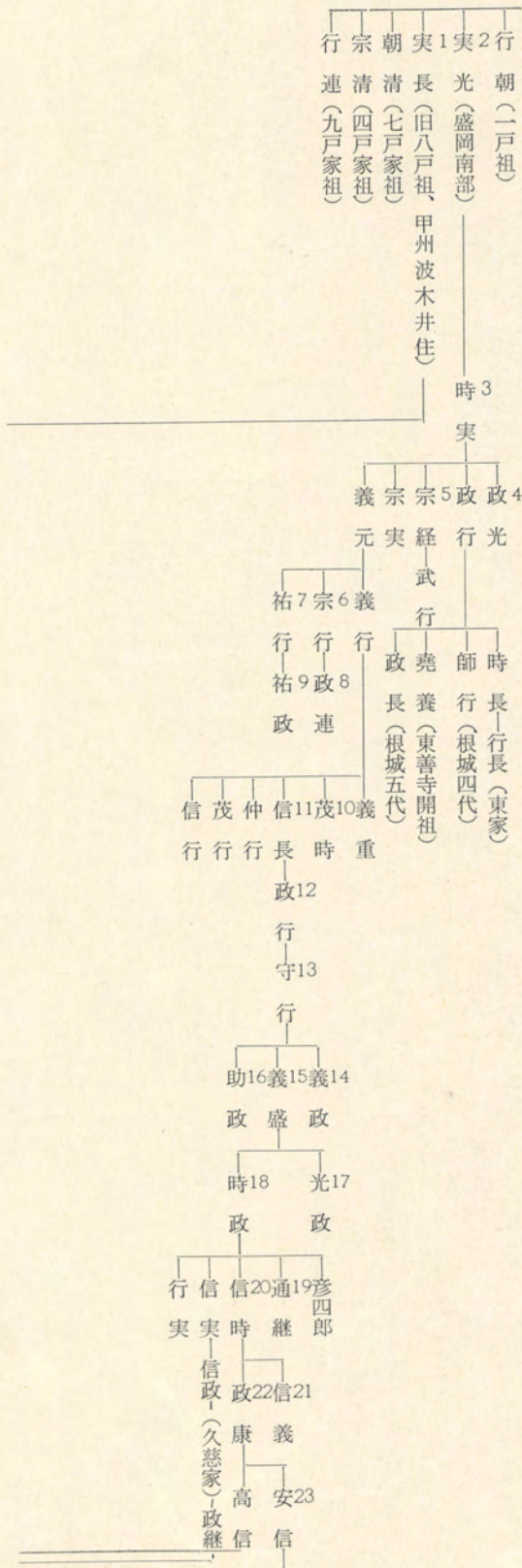
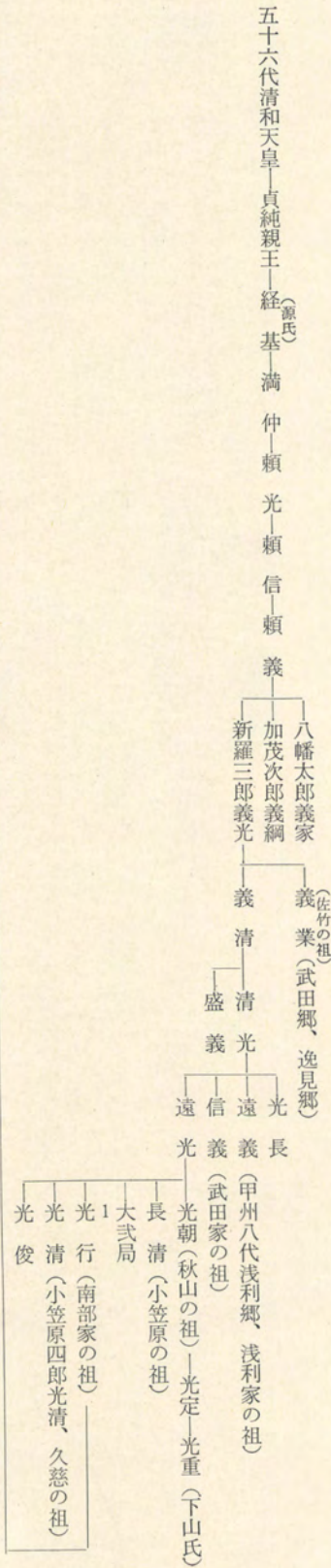


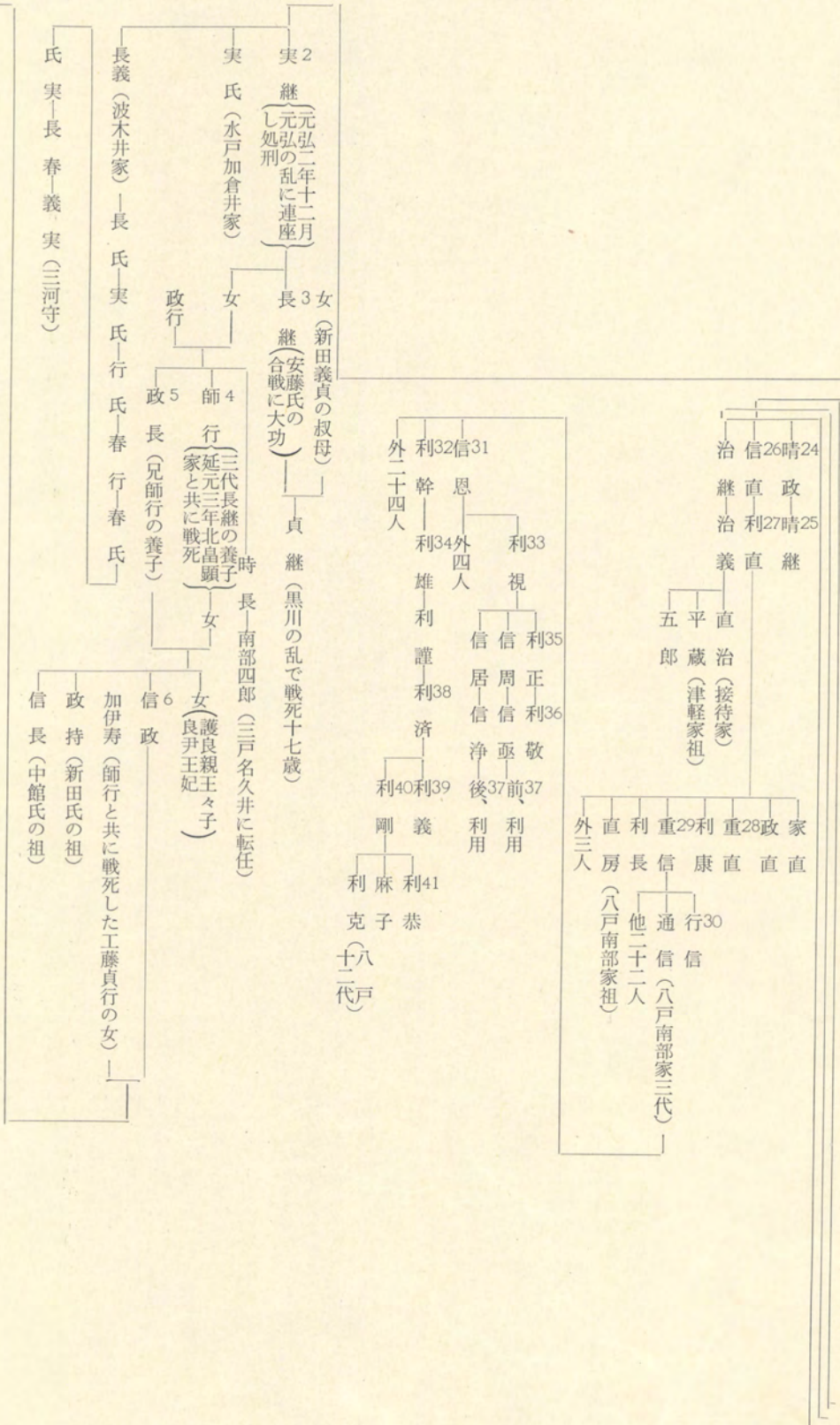
だ。源頼朝は新たに牧場を設置し、御家人中牧士に経験のある者を補任して産馬育成に当たらせた。
 ここに南部の牧士であった南部光行を糠部郡に補任し牧の経営をさせることとした。
 建久二年、光行が奥州下向の際には、波木井郷南部の祖実長を残して他の五人の子を同道し、糠部一戸に行朝を、三戸に実光を、四戸に宗朝を、九戸に行連を、七戸および久慈に朝清を配置して牧場経営の責任者とした。
 南部氏が、室町から戦国時代にかけて、北方の豪族安藤氏・曾我氏、南方の名門斯波氏などを撃破して、中世大名として台頭した最大の原因は牧馬政策の賜である。
 甲斐の南部牧・飯野牧は富士川の流域にあったため、交通の要衝となり、人口の集合によって漸次開発されて水田となり、畑地化して逐次減少となり、やがて消滅したと思われる。
 南部光行は、甲斐南部に居館を構え、牧場の経営に力をついた経験があったから、頼朝

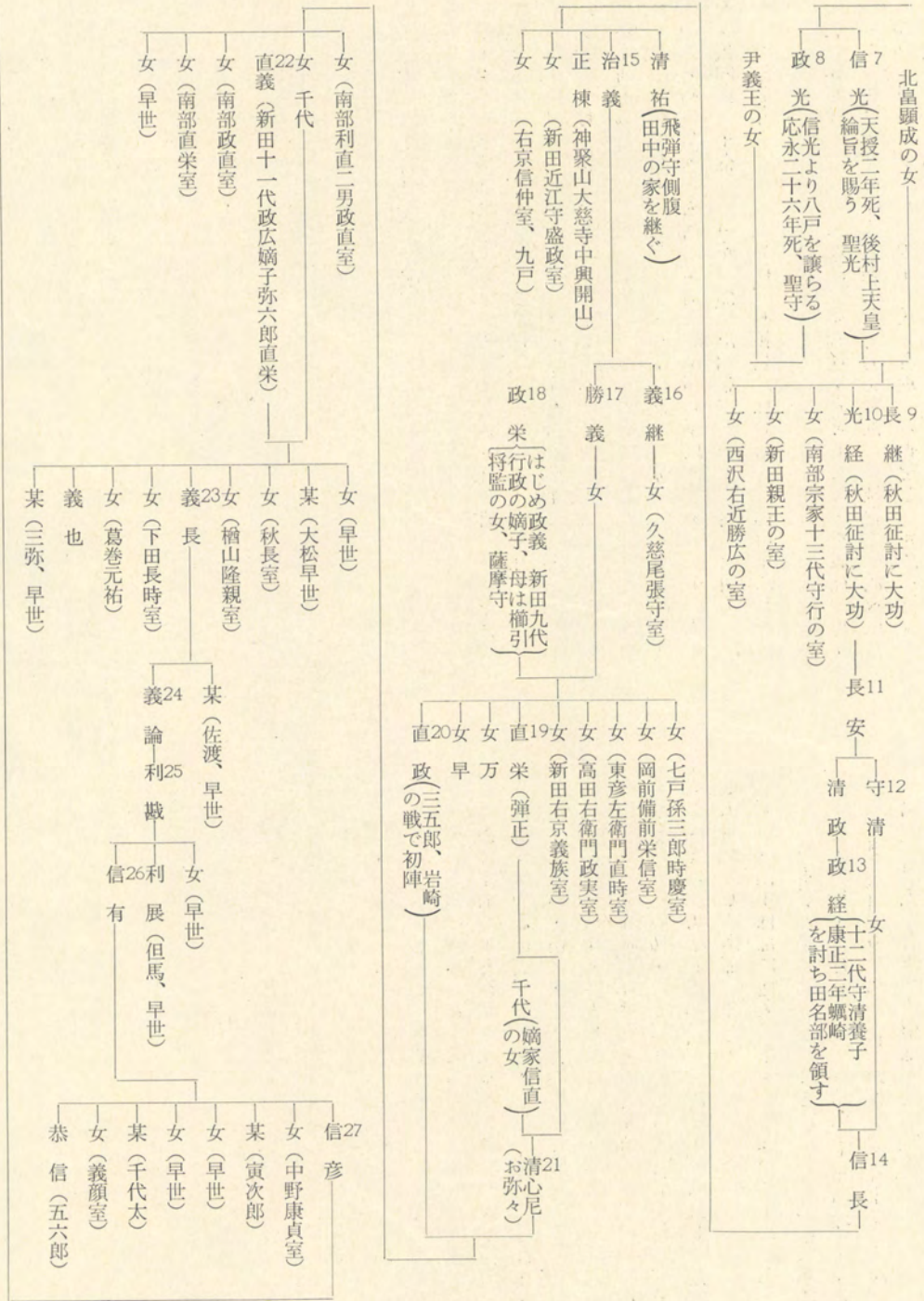
の奥州征伐に従軍し、抜群の軍功によって論功行賞が行なわれ、特に産馬の経験を買われ、奥州産馬の歴史と広大な牧場を有する糠部郡に、産馬行の主力として封ぜられたと推察される。

このように歴史をさかのぼれば、昔の飯野御牧波木井の郷、すなわち今の身延町とは緊切なつながりを持つものであり、身延町と、八戸市を中心とした糠部五郡とは不離一体の関係にあるといえる。

南部家系図







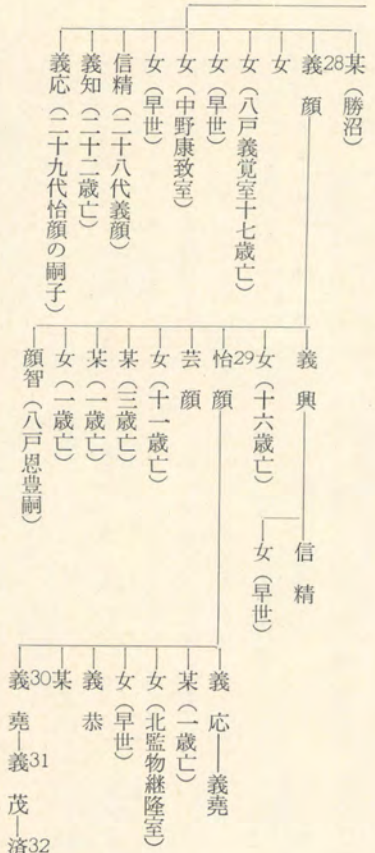
二、南部氏と奥州

南部氏累代が甲州波木井郷に居館を持ち、陸奥国司北畠頭家卿について義良親王を奉じて活躍し、名を後代に遺したことは既に周知の事実であるが、爾来八百年陸奥において綿々その家系を持して来たことや、いかにして陸奥の地で縁が結ばれたかを考察してみる。

平泉藤原氏は

天兒屋根命—八代略—鎌足—〇—房前（北家藤原氏）—五代略—秀郷—五代略—清衡—基衡—秀衡—泰衡で、奥州藤原氏は清衡—基衡—秀衡—泰衡の父祖四代が相継いで奥州六郡を領知し、権勢を陸奥・出羽両国に張ったが、文治五年（一一八九）秋、源頼朝に征せられて約百年にして滅亡した。

頼朝が藤原氏を討伐したのは、弟義経を庇護したことを表面の理由にしているが、実は奥州藤原氏の強大な勢力を覆滅して鎌倉の源氏政権を強固にするのが目的であった。源平二氏が各地で合戦をし、死闘を繰り返しているとき、平泉藤原氏は富を擁し強大しかも奥羽十七万騎の頭領と仰がれながらも、源平いずれにも組せず軍事行動を起こさなかった。頼朝はこの



強大な経済力と軍事力とをそのまま放任しておけば、奥羽一円が鎌倉幕府に無縁の地方豪族として存在するの脅威を感じ、これを討滅し覇業を樹立するために追討の軍を出したのである。

文治五年七月十九日、頼朝鎌倉を発向の時随従するもの一千騎、鎌倉より供するもの数百騎、その中に南部一族信濃守遠光・加賀美次郎長清・加賀美太郎長綱・南部次郎光行の名が連ねてある。

頼朝が藤原氏を滅ぼし奥羽を平定すると、その功臣に奥羽地方に所領を与えたがその中に、南部光行に糠部五郡（二戸・三戸・九戸・七戸・北）を与えられその功を賞せられている。南部光行は、甲斐源氏の一族加賀美次郎遠光の三男として加賀美館に誕生、成長して南巨摩郡南部郷に入り、地名を姓として南部三郎と称した。

光行は領土糠部に建久二年（一一九二）十月に由比浜より乗船、十二月二十八日進駐している。このことについて八戸家系に

「建久二年十二月廿八日光行始到三奥州領地一時此月小尽而調三新年之嘉具一無余日一故私借二日一以為三大自然春事殆整尔降代々每逢三臘月小一必借二日一為三是世謂三南部私大二云々」

とあるのは味わうべきことである。越えて建久三年春、光行は三戸郡平良ヶ崎（南部村）に、築城したが管

理行政責任者を残して鎌倉に帰った。

しかし南部氏が腰を据えて糠部郡を開拓したのは、承久の乱（一二二一）が終つて北条氏が幕府の実権を握つてからである。

その頃北条氏は、安藤氏を蝦夷代官に住じ、津軽内陸を幕府の直轄地とし、また曾我氏に兵糧米收納の事務をとらせた。

南部氏の奥州下向は、これと時を同じくしているところを見ると、南部氏は甲斐の南部牧、波木井の牧監であつたので、貞応元年（一二二二）に示された、鎌倉幕府の奥羽の牧場独占事業政策の用人に登用されたと思われる。

三、南部氏歴代の勤皇

南朝正統論の根拠は、人皇八十八代後嵯峨天皇の遺詔に端を發している。梅松論に

一の御子後深草院（持明院）後の北朝（御即位あるべし。下居の後は長講堂領百八十二箇所を御領として御子孫永く在位の望を止めらるべし。次に二の御子龜山院大覚寺統）後の南朝（御即位ありて御治世は累代敢えて断統あるべからず。と、そもそも我が日本は、肇国以来万世一系の天皇を戴いていることを

唯一の誇りとして来たのであるが、この皇位継承には、必ず祖宗伝来の三種の神器がこれに随うものであり、またこの継承は天皇の意志のみによつて決定され、人民の容喙を許さないのが鉄則とされている。しかるに南北朝に分れ長い間、国をあげて戦鬪を続けて来たのは、後嵯峨天皇の遺詔を無視して、北条氏が権力をたてに皇位の継承に容喙し、元弘元年（一三三一）後醍醐天皇在位中にもかかわらず、三種の神器の伴わない光厳天皇を立て、更に延元三年（一三三八）足利尊氏が、後醍醐天皇にそむき、あまつさえ逆賊の汚名を免れるためにこれまた、三種の神器の伴わない光明天皇を立て、大覚寺統の子孫の滅亡をはかつたのである。

ここにこの暴虐に対し、国家護持のため、大義明分のため、幾多の誠

忠の士の尊い血潮が全国到る所に流された。この時代程麗しい国民性が發揮された時代はなく、これがすなわち南朝五十七年史である。

後醍醐、後村上、長慶、後龜山の四代にわたる戦鬪の結果は、足利氏の勢力益々増大するに反し、南朝方の将卒相ついでたおれ、国民また永年の戦乱によつて疲弊困憊その極に達したので、元中九年（一三九二）後龜山天皇は本意ながら、北朝との講和に応じた。しかしその最大要件は兩統迭立ということであつた。

その後、北朝ならびに足利氏は、聖約を履行せず、後龜山天皇の皇子小倉宮広成親王が皇位に即くべきを、応永十八年（一四一一）十一月、北朝後小松天皇の皇子躬仁親王を皇太子に立てた。この方が翌十九年八月二十九日即位の称光天皇である。これがため南朝方は事あるごとに、皇位を要求して一步も譲らなかつた。

近年近衛家の秘庫から発見された資料で、明德三年（一三九二）十一月十三日付の足利義満が河内前内大臣実為にあてた書状に

御合体の事、連々以兼熙卿申合候之処、入眼の条、珍重候、三種神器可有御帰坐之上者可為御讓国之旨、得其意候、自今以後兩朝御統相代々御讓位、令治定候畢、就中諸国々衙、悉皆可為御計候、長講堂領者、諸国分一圖可為持明院殿御進上候、以此等趣、吉田右府禪門相共可有執奏候、可得其意候哉、恐々謹言

明德 三年十一月十三日

河野前内大臣 殿

義 満

とありこれは原本ではないが、足利末期に写したものである。この義満の書状を意識すれば

- 1、神器は讓位の儀式を以て後小松天皇に授け給うこと
 - 2、自後の兩統は代々迭立であるべきこと
 - 3、国衙領は大覚寺統の御領たるべきこと
 - 4、長講堂領は持明院統の支配たるべきこと
- となる。この四カ条の条件のもとに後龜山天皇は吉野の行宮を出でて入洛

晒シテ腐ル共一念魂こんぱく魄此世に止ルベシ而シテ日本男子忠臣之汝等国賊足利一類退治を望むこと此の如し、仍て院宣執達件の如し。

甲辰年四月五日(応永廿三年)

密院使

日野右少辨邦氏

富士谷大統領 三浦越中守道次

外勤王忠臣之義士中

の後亀山院末期の院宣が下ったので、南部氏をはじめ南朝勤王の各地の代表は、明応七年(一四九八)八月十五日に富士谷に集まり、大評定をしたことを考えると甲州富士谷が南朝勤王の重要な拠点となつたことと思ふ。

以下南部累代の勤王についてしるす。

二 代 実 継

南部実継は甲斐南部氏の祖、実長の嗣子である。南部家文書に、実継出生の奇瑞として、

就其梅平之鎮守が梅花一枝之夢想を実長公之室被為蒙、彦次郎実継御出生、童

名梅平ト申候キ等之儀モ、弥初其御書附ヲ以存候、珍長之事々、亥年被下候御書

附共ニ一冊之書ニ悉記認并其御本紙共ニ添此西文庫ニ什物と共ニ可收置候云々

右の文書は身延山第三十四世見竜院日裕上人が、八戸若狭守(南部家二十六代信有)病氣平癒祈願の爲め、七面明神に御刀(備前忠光)一腰、本阿弥の添状をつけて奉納のため代参した宇夫方平太夫に対する、口上書の一節である。

日蓮聖人身延入山後、波木井郷養生を身延と改めてから門内身延の地発展し、やがて身延が波木井郷の中心となるに至り、波木井郷(九村南部家旧記)が身延村と変り、かつて波木井郷の中心であり、波木井館の所在地を实継の幼名をとって梅平とし、旧波切(昔は富士川舟運の舟着き場であつたためか、波切、または破切ともいわれた)の地区を波木井としたものである。

実継は甲州波木井郷に生まれ、幼名を梅平と呼び、長じて彦次郎と称し

た。

南部実継の事績については、日蓮聖人身延山御書中、弘安四年十一月二十五日、鎌倉出仕中の南部六郎殿に送つた書状の中に、

次郎殿等の御公達、親の仰せと申し我心に入れて御座しますことなれば、われな地を引き柱を立て、藤兵衛、右馬の入道、三良兵衛ノ尉等、己下の人々一人も疎略の義なし云々

とあり、また波木井公御書に

畏こみ申し候道の程別の事候はで池上まで着きて候、みちの間、山と申し、河と申し、そこばく大事にて候けるを、公達に守護せられ参らせ候て難もなく是まで着きて候云々、弘安五年九月十九日

これを小川泰堂居士の「日蓮聖人」伝には

波木井入道は、次男彦次郎実継をお伴にさしそへ……難処多かる此程の旅、彦次郎実継厚く介抱し給ひ云々

と述べて日蓮聖人池上御出立の御供したことが記されているだけで、他のことは知られなかつたが、千葉県藻原町藻原寺所蔵、金綱集裏文書に

(和漢並列体)

然りと雖も明春は、必定して急速に参上いたすべし。

一、二品親王尊良親王、元弘二年(一一三三)元弘の変により、北条氏のために土佐に流され、延元二年(一一三七)金崎城で自殺、御遠流定めて披露せられ候敷、御供奉召籠めらるるの処、日記先度進め参らせ候間、備に御覽候ぬらん、此人々今月十三日六条河原に於て切られ候言語同断の事、令見物、凡哀れは何れも大方の事に候、中に南部次郎殿殿初に切られ候こそ、都て目あてられず、なにしいいで、まのあたりうき作法見聞仕候哉と覚て候けれ、はら殿御心中察申候九日より京中以外に騒動に候、阿賀川に朝敵充滿し、山崎よりせめいり候間、宇津宮、赤松入道打手を賜い、早速追返し候了んぬ、仍ち仁定寺(忍頂か)に城廓を構へ、引籠り候を、宇津宮ついて責候、即ち昨十五日打落頭其多数持参せしめ候、是大塔宮御所為に候也其外京中処々にて、日々召し取られし人数言語及び難く候、禪僧二人押寄せて、在々処々御共の雑談息延さこそ思ひ出され候はど、いよいよ徒然もまさり、心もうかれ候はんと案ぜられ候、此の如く巨細状捧じ候条尾籠無申計候、自然の至りに候、御免有るべく候、千日殿、秋山殿内裏門前にし

て対面の時伯耆律師御□□、鎮西より御上りて候、是に御座候と申候しはよも存じなきの間遂に面謁に及ばず候

一、下山の南方関所に治定候て或は壁書にをし、或は恩賞のそみ申人々多候事、随分歎き申して罷り過候、かく存候とは此方此方はよも思食候はす候、自然事も候はど誹法之地と成候はん事悲しく覚え候 一人も誘はれ候て、關所たるまじき由をも申し開き、安堵をもなと申されず候やと存候、愚身等が一族の中にも申者多き中に、縁者こそ多候へ共、みな誹法者にて候間、下山の方々におも口かへ存候、所存なく候、此段は御在京の時も、大方令申し候と存候、但隨世習に候へば、愚身が名字はかりは御隠密に預かるべく候か、但又訴訟何もさうなく違候はん事も又ありかたく候、人々申候事は如此候、恐々謹言

(元弘二年) 十二月十六日

僧日静(花押)

僧日静(一九五八—二〇二九)は京都本國寺第二十四代妙庵院と号す。駿河の人、俗姓は藤原氏、父は上杉氏、修理亮頼重、母は足利家の女である。師小字は豊寿磨と云う。幼より世相をいとい、同州池田村本覚寺日住に投じて出家する。

実継は後醍醐天皇の第一皇子尊良親王、北条高時への謀反を授けたる罪明らかとなり、六条河原に於て斬首されたのである。

第二項の「下山の南方は身延を指したので、南部家文書に実継の名の見えないのは、実継の処刑によって、身延山の關所となるを懼れたためにこれが關係文書を湮滅したものとと思う。また、文中に「伯耆律師鎮西より上洛す」とあるから日蓮宗の僧侶が鎮西に使用したことも知ることが出来る。また「愚身等が一族の中にも申者多き中に、縁者こそ多候へとも、みな誹法者にて候間」とあるより見て、足利氏の縁によって日蓮に帰依し出家したのではなくて、恐らく駿州加島の産であるから、本覚寺は当時の名刺であり、身延山末寺であったため、身延山と縁が深く、第五代日台上人が実長の裔孫であるという關係上、特に南部実継のことについて知らせて来たものであろう。

元弘二年三月、後醍醐天皇隠岐へ遺流となり、皇子尊良親王もまた遷流された。尊良親王はさきに天皇に從つて笠置山に入り楠木正成の赤坂城に

も移り、弟護良親王とともに京畿の地に奮闘したのであった。この時、尊良親王に從つて軍忠を誓つた諸士また幕府の兵に捕えられ、十二月十三日、六条河原で斬られたもの多く、その中に老齡の南部実継、先ず第一に斬られたのである。前掲日静の書状に「南部次郎殿最初に被切候こそ都目もあてられず」とあるのは、身延にあって地頭実長の子として、日蓮聖人にも親しく接していた実継が最後を、凶らずも京都にあって目撃した僧日静が、身延の南部一族の日台上人に宛てた一文であらう。

かくて実継は六条河原に斬られたが、その他の史実全く湮滅して何等徵すべきものもないが、南北争乱期の将士の動向として、概ね名利に専らであつて大義を省みず、南朝・北朝孰れにもその時節に戦の利ある方に加担し、昨日の友は今日の敵、時々刻々帰趨を豹変するが世の通念であつた。この動乱の世相に毅然として起ち、建武中興の先駆けをしたのである。そして後に続く、長継・師行・政長・信政・信光・政光の累代に亘る甲斐南部勤王史の劈頭を燦然たる光輝を以て飾つたのである。

三代 長 継

元亨元年(一二三二)津輕郡の北条氏の代官安藤五郎三郎堯勢と、同族安藤又太郎が争論し、鎌倉幕府に訴訟に及んだ。この訴訟を奉行した長崎左衛門高資は、双方より取賄し、事件が延引したので、津輕安藤氏は、長崎判官頼むに足らずとして党を結び、兵力を用いて相争うに至つた。

兄は弥五郎入道家季の援軍をうけて藤崎城を根拠とすれば、弟は一族の孫次郎経光の応援をうけて大光寺に本拠を構え、平賀川(白川)をはさんで対陣した。

この内乱は頼朝以来百二十年、はじめて鎌倉の命令に抗する大事件であつたので、幕府はまず、足立太郎時光に命じて鎌倉方の大光寺軍を救援したが、合戦のたびに藤崎軍に敗れた。そこで幕府は嘉暦元年(一二三六)さらに工藤祐貞に出兵を命じ、これを一举に解決しようとした。この部隊の中に南部長継とその子貞継が参戦しているところを見ると、祐貞は当時工藤氏の総領であつたらしく、南部氏も東氏の一類として応じたものであ

ろうか。八戸家伝記には、

長継童名梅平次、後四郎、元享二年奥州之任人安藤又太郎叛逆ニ付、鎌倉執權北条高時より為退治足立六郎時光下向シテ於白川合戦す。時光不得勝利而敗北、此時長継ハ奥州糠部郡逆徒追討之受下知從甲州下向、退治既ニ終候処ヘ時光救之加勢を頼候由申遣候ニ付長継糠部より直ニ役所ヘ趣ぎ、畑六郎左衛門時能と相談シ、不意に安藤居城を夜討ににして、安藤并其族数輩討取之。伝云長継家士橋左近行勝、安藤弟造酒右衛門と戦而相共討死、長継法諱、劫岳曠公。

とあつて、南部氏の糠部に於ける最初の動きは、長継の安藤氏合戦への参戦であり、甲州より下向して糠部より出陣したことを伝えている。これは南部氏が建武以前糠部に所領があつたという唯一の根拠となつている。その長継の奥州糠部の居所はどこであつたらうか、南部家文書の元弘三年(一一三三)十二月の南部領訴訟目安状に、

次政長自奥州家前馳参御方、自五月十五日至同廿二日、於所々致合戦、若党守家討死畢云云

として南部政長が官方より軍勢催促を受けて、奥州より関東に出動し、所々に合戦し軍忠を抽でた子細を考え合せると、ここでいう奥州とは、政長の父政行がいた東氏の名久井館であることが考えられる。

津軽安藤氏の争乱は、嘉暦三年十月まで七カ年に及ぶ長期の争であつたが、かねてから不満を抱いていた京都の公卿及び武士の団は、ひそかに幕府の転覆をわらつていたが、元弘元年八月ついに爆発し、幕府軍の京都侵入となり、後醍醐天皇の笠置落ちとなつた。これより国内は騒然となり、反幕軍は各地に呼応して蹶起した。

南部長継は八戸に在つて父実継の秘謀を助け、時の至るを待つていたが、偶々元徳二年(一一三〇)四月命を受けて上洛し、護良親王を捧じて楠木正成の麾下となつた。

これを証する文献として、漢原文書の日静書簡を引用すれば、

一 南部殿可レ向飯盛城之由、蒙勅錠雖上表候一 及度々問、難叶して去極廿七日被向候き、三井孫三郎、□□被立寄候間被下候、中野殿共十騎までハ候はず、無勢無申計候 及ぬ其身に候へとも、いたわしとこそ存候けれ 小

田殿 西谷殿御事は、中々申におよばず候、便宜候ハバ、現当者乍恐愚由申入てと丁寧候、大晦日早且自城中懸出候て、数刻合戦、互尽忠功候ける中、今度の打手、中には宗々の者少々、常陸前司蒙疵候 其外多軍兵等或被討 或負手候ける後 朝敵等成悦 又城之内引籠之由 自一件城上洛之人語申候 愚身者南部殿御事こそ承度候て、雖尋申一 ざる御名字ハ未承及候しと申候、凡此城以外強候間、路中煩、只此事に候、其外者諸国静謐候了、女姓の御方様には、都ヲ無事牀可レ有御披露一 候大方者無勢ト申 城の牀と申 此方□す、とさと申、いつよりも都無心本存候、いまししも御祈禱丁寧にと存候て、如レ此申入候、定可有御意得歟、小田殿、西谷殿状したため、於属便宜可レ進御物語しかは、定可然成候はん歟

一出羽入道 山城入道去廿八日、於六条河原被切、誠ニ以不慮外に候、心事期後信候、恐惶謹言 正月八日(建武二年) 僧 日静(花押)

右の文面に南部殿とあるは「現当共乍恐愚之由」にて長継であることは明白である。前章において父実継が斬られたのは略述したところであるが、長継は父の喪に服する暇もなく、度々の勅諭(勅命)もだし難く、大塔宮護良親王の拘禁の赦免と身延山の闕所(くわつ所)にならぬことを祈り、十二月廿日僅かの手兵を率いて飯盛山(河内国飯盛山)―北条の殘党の籠つた城―に向つた。

この時の官方の主將は楠木正成であり、高野山の僧兵も加わつたことは宝簡集巻三にも見えている。日静書簡中に「宗々者少々」とあるが、日蓮宗の僧兵もまた長継を主將として戦に参じたと見るべきであろう。この戦は建武二年正月より攻撃を開始し、敵勢日に弱まつて行つた。木本宗元の軍忠状によれば、「正月四日、同廿六日の両日に激戦あり。晦日、宗元奮戦して遂に賊魁を倒し、殘党潰走して鎮定した」とある。

然るに大塔宮は元弘三年(一一三三)十月廿二日北朝方の手によつて捕えられ、尊氏の所に渡され、鎌倉に護送され東光寺に幽閉になつたが、中先代の乱が起ると足利直義の遣わした淵部義博のために弑殺された。太平記に「大塔宮失ハレサセ給ヒシ後、忽々天下皆將軍ノ代ト成リニケリ」と

記される通り、親王の死によって天皇方は大きな支柱を失ったと同時に、長継の心中察するに余りあるものがある。すなわち長継は大塔宮所領の守護武将となって近畿に任国のあったことが知られる。

また、日静書簡中に、「女性の御方様には、都無事躰」とあるのは、近畿の任国に長継の女房ともに居られ、その消息を日静が身延山の同族日台上人に知らしめたものであろう。

前述の如く津軽安藤氏の乱は元亨二年（一三二二）から嘉暦三年（一三二八）まで足かけ七年もの日数を費しても未だ完全に鎮撫するに至らなかったが、南部長継とそその一族によってその終止符が打たるたような格好であり、北条氏の権勢は失墜するのみであった。

（後醍醐天皇の即位と回天の計画）

この秋に至って、後醍醐天皇は文保二年（一三二八）三月十九日人皇九十六代として即位した。保暦間記に

文保二年中路覽王後醍醐天皇の聞え渡らせければ、関東の政道正体なかりければ、哀れ公家の御世に帰らずらんと諸人は申けれ

と記されているのを見れば、文保年中に於て北条氏の頽勢は世論として、決定的となっていたことが肯かれています。

天皇親政の籌策は正中の変において一時頓挫したが、この形勢に鑑みて再び討幕の秘策をめぐらすに至った。

一、後醍醐帝践祚の吉日に御子護良親王を、比叡山梶井門跡に入れて出家せしめ、嘉暦二年（一三二七）には、天台座主となった。同年冬護良親王の弟、宗良親王は妙法院に入りて出家し、座主頂目、花園帝宸記には「正中二年二月……当今有_レ仏法興隆之_レ叡慮之由風聞而依_レ東方之形勢_一還_レ被_レ隱密_二」とあり、一には東方鎌倉幕府への思惑と、北嶺叡山の僧兵を恃みとして兵を起さんとしての遠慮から、両親王を出家入寺せしめたものであろう。

二、誠忠勤王の人材の登用であった。すなわち、日野資朝、日野基俊、四条隆資、花山院師資、平成輔等の有為な人材を抜擢して登用した。

三、文学振興、すなわち、学問芸術に托して英才を集めて王道思想を鼓吹した。

四、前記の資朝、俊基、師資、成輔等をして全国を遊説せしめて協力者を求めた。

五、資朝等の遊説の結果、協力者を得たので、それ等の公卿、僧徒、土豪等を一所に集めて秘密の会合を行なうことは不可能なために、無礼講という破天荒の秘密結社の組織を作り、名の如く一切の礼儀を撤廃して、酒宴の席において美女二十余人を侍らせ歌い踊り、その乱痴気騒ぎの中に、関東討滅の大計画が進められた。

六、関東調伏の祈禱が、法勝寺の円観、小野の文観等によって、中宮の安産祈禱という名目のもとに行なわれた。

（護良親王の天台座主辞退と討幕行動開始による南部実継、長継の上洛）

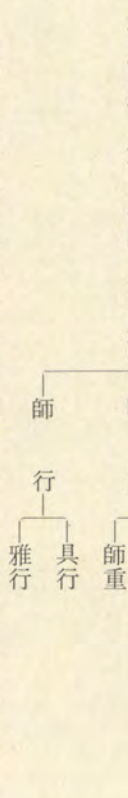
天徳二年（一三三〇）四月十七日護良親王は、天台座主を辞退し、（天塔宮記）

東国、奥羽、近畿、中国と巡回して勤王の士との連絡を取った。このことは忽那島開発記に「元徳三年四月大塔宮令旨を陣中に賜ふ。同年四月十九日論旨を賜ふ」とあるによって知ることが出来る。而して増鏡には、

かねてより宣旨に随へりしつはものどもしのみ召す。源中納言具行、とりもちて事行ひけり

とあれば護良親王の意を体して、事を行なったのは北畠具行である。

護良親王と北畠具行との関係は、（読史備要）



即ち、右系図によれば護良親王御母、惟子とは従姉弟にあたり、護良親

王とは叔父、甥の間柄にあたるのである。故に北畠具行が、親王の腹臣として枢機に参画したことは当然の事と推察される。

以上述べた事由により、南部実継、長継父子の上洛は、権中納言北畠具行の執達状によりて其任に就かれたものであり、その時期は、元徳二年四月なりと推察せられるものである。

(後醍醐天皇の笠置行幸と長継)

しかしこの頃、世間漸く騒がしく、後醍醐天皇僧徒と結托し、有志を募つて密謀を企て、大塔宮護良親王にそれを指揮させる策略であるといふ噂が伝わつたので、かくては由々しき大事であると、重臣吉田定房は天皇と謀つて、鎌倉に密使を派遣し、日野俊基がその謀主であると報じた。ために幕府は南朝の首謀者を処断し、更に速かに禍根を断つために、元弘元年八月廿四日皇居を包囲して、天皇を初め公卿達を捕えろとの密告があつたために、天皇は暗夜に乗じて叡山に向つて脱出、更に途中から道を変えて南郡に向かい、ここも安住の地ならずとし、翌廿六日、和東の鷲峰山金胎寺に移つたが、山深く人里離れ不便なため、木津川の上流笠置の石室へ臨幸された。

廿七日六波羅探題は比叡山を攻略すると同時に、北朝系の後伏見上皇、花園上皇、皇太子量仁親王を北六波羅に迎えた。この時の南朝の兵力は、増鏡、太平記、尊卑分脉等にては、足助氏、錦織判官代、石川氏の三氏に過ぎず、その他の勢力は知るに由がないけれども、天皇を奉戴し、或は前後して行宮に至つた武士は、「近藤左衛門尉宗光(藤房の侍)、対馬左衛門尉重定(具行の侍)以下五百騎なり」といい、また、「東南院聖尋の衆徒若干(笠置縁起)、山城、大和、河内、伊賀、伊勢、紀伊其他馳せ参りし義兵若干あり」と。

南部実継及び子長継が笠置の南軍に馳せ参じたとすれば、右五百騎の中であらう。

(長継の軍忠)

長継の軍忠事蹟は、建武元年十二月廿七日飯盛城に向かつての記録以外

にこれを知ることが出来ない。が、しかし、南部家文書四ニ「北畠頭信教書」興国二年(一三三二)十二月廿日、

南部遠江守(政長)殿御返事に、

一、著到入見参候了、面々被成御感御教書候、彼輩抽賞事、自其就注進、可有其

沙汰候長継致忠節候、神妙候、被感仰候也

一、官途所望輩、無子細候、定成其勇候歟、長貞、長継官途事、助ハ是ニテ

無御無沙汰候、可有常州一候、定無相違一候歟、尚々云日来忠節、云今対治、併御高名候之間、感悦不少之由被仰候也、抽賞事、追可有其沙汰候。

右文面によれば、南部政長が軍忠目安、即ち軍陣中の出来事について巨細漏さず、陸奥介鎮守府將軍北畠頭信郷に報告した。その返事として、南部政長への御教書である。この中に「長継忠節云云」とあり、また「長継官途云云」とあり、近畿に於ての軍忠であると推考される。また、長継の軍功によつて官途の役に就くべく、進達した返事であり、頭信郷はこれを承して「追可有其沙汰候」との返翰であつたと思われる。

(南部長継—入道法達—右馬頭)

南部家勤王史には

和泉国岸和田弥五郎治申_二軍忠_一次第

一、延元元年(一三三二)八月一日大塔宮自山門御_{□□□□}御供仕於八幡山_二連

日令抵候者也。前後略、此等次第当国守護代大塚掃部助惟正併平石源次郎、八

木太郎、入道法達已下向所合戦之間、所_レ令_二存知_一也。

延元二年三月 日

右之軍忠状中に、入道法達とあるは大塔宮の近侍にして、この合戦の首脳部なりと推知する。紀伊国粉川寺行人宛の大塔若宮の令旨を右馬頭執達せり、外に同人の執達に係るもの三通、すなわち延元元年十一月廿二日付の一通と同年十二月二日付の二通とあり、此右馬頭と入道法達とは同一人にして、南部長継其人なるべし。

とあるのを見れば、長継は奥州の地を離れて大塔宮没後大塔若宮、すなわち護良親王の王子興良親王を奉じて忠勤を挺んじ、しかも出家して「入道法達」と名乗り、また、「右馬頭」として枢機に参画していたことが推

察される。

(長継の戦死)

長継が奉じた興良親王は「生没年不詳、大塔宮護良親王の王子、大塔若宮と称し後醍醐天皇の猶子となって親王宣下を蒙られた。母は北畠親房の妹(関城書考)といい、大乘院日記目録、延文五年(一三六〇)の条に、「親王は但馬国(現兵庫県)にて御誕生」とあり、同国は大塔宮の所領であったと推定される。延元元年八月叡山を下って八幡山に移り、十一月令旨を下して紀伊国粉河寺の行八を召された。興国二年(一三四一)―康永三年(一三四四)頃は南朝の征夷大將軍であった。太平記卅一八幡戦の条に、

赤松律師則祐は、吉野殿(後醍醐天皇)より宮を一人申下し進らせて、今までは宮方を仕るよしにありけるが、是もいかが思案したりけん、宮方に背き京都へ馳せ来りければ、宰相中将(足利尊氏)は「竜に水を得、虎の山にとりかかる如くなり」と勢京畿を掩へり、同三月廿四日宰相中将は三万騎余率し。

とあり、同卅四銀嵩軍の条に、

去る山平七年(一三五二)に赤松律師則祐暫く事を謀りて、宮方に参らせし時此宮大將に申下し進らせしが、則祐忽変して又武家(足利氏)に参らせしかば、宮心ならず京へ上らせ給ひて召人の如くにして御座ありしを、但馬国の者ども盗み出し奉りて、高山寺の城へ入れ奉る。本庄平太、平三御手に属して、但馬、丹後兩國を打ち随えるに靡かずといふ者更になし。聽て播磨(赤松則祐の領地)を退治せんとて、山陽道へ御越ありしに、則祐三千余騎にて甲山の麓(かふとやま)に馳せ向ひて相戦ふ。軍末だ決せざるに、宮の一騎当千と、憑み思召したりける本庄平太、平三共に数ヶ所の疵を蒙り、兄弟同時に討たれければ、軍忽ちに破れ、宮は河内国へ落ちさせ給ひけり。

とあり、文中宮とあるは興良親王であり、則祐は太平記に記すごとく、護良親王に従い義兵を起したが、その後の恩賞の不平から父則村と共に足利尊氏に与するに至った。ところがまた、一時赤松興良親王を奉じて南朝方となった。しかし後に叛して足利氏に走った。すなわち、興良親王の軍は、播磨の赤松則祐を討たんとして愛知県岡崎の北甲山(かふとやま)の麓において

合戦し、惨敗の憂目を見たのである。この時長継は親王の軍に参加し、本庄平太、平三等と共に討死しようである。こうして長継は、南朝尽忠二十五年の生涯を終えたのである。その子貞継は父に先だち、甲州巨摩郡の黒川の戦いで十七歳で戦死している。

四代 師行

子と孫とを失った実継は、長継の妹を妻にした政行の子師行を養子に迎えた。それは師行は既に長継の女を娶っていたからのようで、師行はさらに弟の政長を養子にして娘とめあわせている。

その間に生れた信政は甲南部六代を継ぐわけであるが、実継が師行を養子に迎えることによって、師行・政長・信政が三戸南部の宗家から波木井南部家に入ったことになる。

すなわちこの三人がやがて北奥を支配する原動力となった。

元弘二年蝦夷(えぞ)の乱を契機として討幕の機運各地に昂まり、新田義貞は武家政治の根拠地鎌倉に攻め入って、これを覆滅している。

この鎌倉攻めに師行は甲斐の本領にあって動かず、長兄時長、その子行長・師行の嗣子政長はこの軍に馳せ参じている。

時長・子行長は五月七日、師行の嗣子政長は奥州より来て十五日に新田義貞軍に加わり、北条泰家の軍と、分倍関戸河原に戦ってこれを破り、十八日神奈川に戦い、二十日より二十二日まで鎌倉にて合戦をし、ついに北条氏を滅ぼした。後、晴長・子行長は鎌倉の守備兵となって在任したようである。

元弘三年新田義貞の鎌倉攻めに加わらなかった師行は、同年従三位鎮守府大將軍北畠顕家(この時十六歳)の国代として甲州波木井を出発して糠部に入り、八戸の石懸村八森に「根城」を築いた。すなわち八戸南部の誕生である。

保暦間記に「兵部卿護良親王……思計給ける程に、東国の武士多くは出羽陸を領して力もあり、是を取放さんと議して云云」また、神皇正統記に

「国々山々を回りに」とあるから見れば、南部実継・長継の奏聞によつて、親王は奥羽を鎌倉より分離し、南朝再興の拠点とするの意志があったこともうかがわれる。

しかし建武の戦で敗れた北条の残党は、陸続として北上し、津軽の大光寺城に入り、さらに持寄城で最後の決戦をしようとして、安達高景・名越時如を将として、捲土重来を来し、その勢はあなごり難いものがあった。

浅瀬石文書は南津軽軍の浅石村にある長寿院の延命地藏尊の胎内から発見され、戦後公にされた文書だが、この中に師行が動員した部隊の名が記されている。

南部大膳太夫源師行公之大将、結城七郎左衛門尉親光、都築彦四郎入道、中務右衛門、安保弥五郎入道、彈正左衛門尉、浅石城主千徳頼行公之大将、内紀六郎入道、中村弥三郎祐高、伊賀右衛門資郎、毘沙門堂阿闍梨、大館城主鳴海三郎太郎行光之大将、小河入道弥四郎、武右衛門惟俊、独鍋城主浅利六郎四郎之大将、倉光孫三郎、和賀右衛門勝昌、大里城主成田小次郎之大将、滝瀬彦次郎入道、小川次郎宗武

この中にある中務右衛門は工藤貞行であり、千徳頼行は一戸南部党の総領、中村弥三郎祐高は波木井の南部氏、毘沙門堂阿闍梨は二戸の浄法寺氏であろうと推考される。

この時捕虜にした人名は、建武元年十月十四日、国府に「津軽降人交名注進状」として報告され、全軍に布告された。

この記録は今なお八戸南部家に秘蔵され、南部家文書に登載されている。

「二六津軽降人交名注進状一、被留津軽降人交名事」に

工藤左近二郎子息孫二郎義継等五十二名の名をつらねてある。

この戦鬪の勝因は、かつて長継とともに大光寺城を攻め大功をたてた工藤貞行がおり、この勝手を知った戦場での作戦がものをいっただように思われる。

師行の孫信政はこの頃二十歳前後の若者であったが、その華々しい活躍

が注目されて、この時貞行の娘「かいす御前」と結婚している。

一年後の建武二年（一三三五）八月突如、足利尊氏は奥州に奥羽管領として、一族の斯波家長を紫波郡に補任し、奥羽の旧勢力を吸収し室町幕府の基礎をつくった。

この尊氏を討つため頭家の第一回の西上軍は、その年の十二月陸奥をたつたが、その中に糠部の武将として信政の姿があったが、見送るかいす御前の腕には赤子が抱かれており、さらに胎内にはもう一人が宿っていた。それこそ南北朝の後半、南朝勤王軍に馳せ東奔西走・大義を全うした信光・政光の二人である。

この第一回の西上軍は、尊氏を九州に蹴落して凱旋した。

かくして、南部氏は着実にその勢力を津軽・糠部にのぼして行った。しかし中央の政情は日一日と悪化し、足利氏は、九州で菊池を破り、四月にはその勢に乗じて捲き返して来た、頭家卿が陸奥の軍をかえして北上したころ、足利軍は北上していたのである。

しかもその勢力は九州勢を味方につけていよいよ強大となり、これを湊川に迎撃した楠木正成は奮戦して敗れ、後醍醐天皇は延暦寺に遷られた。再び頭家に足利氏追討の命が下ったが、今度は足利氏に従うものが多く、その撃攘は困難を思わせた。

延元三年（一三三八）頭家卿は第二回の西上軍を結城・伊達・信夫・南部・山下の各部将を主力に三万騎を編成した。

師行は政長に北奥の守りを托し、かいす御前の父貞行は若き夫妻のために、自ら老骨に鞭って出陣した。

頭家の軍は途中足利軍の抵抗を受け、陸路からの進軍は困難のため、その頃、南朝方に味方していた熊野海賊の船を利用して、近江から海路伊勢に転じ、二月二十一日伊賀から奈良に入った。ここで敵將桃井直常の反撃に遭い、さらに三月十六日高師直の軍に阿部野で大敗し、その後五月二十二日組織的な戦鬪を行なったが及ばず、ついに全員壮烈な戦死を遂げた。

南部師行はよく奮闘し、特に濃州阿字賀川では戦列の五番隊として活

躍、家臣西沢民部行広は、一人で敵将十一人を討取って全軍にその武勇をとどろかせた。

このことは、顕家を戦死する七日前に後醍醐天皇への奏文中に、
 辺境の士卒におよんでは未だ王化に染まずと雖も、君臣の礼を正し、忠をいだき節に死する者あげて計るべからず。

とあり、この時顕家とともに戦死した人名を「浅瀬石文書」は南部大膳大夫源師行公をはじめとして二十三名あげている。この中にはかつて持寄城で南部師行と戦い、捕虜となった人々十二人が含まれていることを見ると、師行の並み並みならぬ人間性を見出すことが出来る。

なお「八戸家伝記」には師行の部将西沢民部が、これを幼子右近光広に告げるために郎党小垣内八兵衛・西下小兵、兩人を帰国させ、戦の模様を記し、師行の家士一百八人がことごとく戦死したその名を連ねている。

南部師行の国代としての業績はどうかといえ、師行が根城に入って行なった仕事は、おもに多賀城（宮城郡）にある国府の命を受け、その支配圏の糠部郡を中心として閉伊郡・久慈郡・鹿角郡・比内郡にわたり、外ヶ浜・津軽にも特命を受けて下向し、北畠顕家から国宣（国司の宣旨）下文（政所より下す公文）御教書（將軍の命令書）を伝達して、圏内行政を行ない動乱の世相を治め、人民を安定させることにあった。すなわち、北畠顕家国宣

北畠顕家 花押

伊達大炊助三郎次郎光助申、八戸工藤左衛門次郎跡事 任「御下文旨」可沙汰
 仕光助代從称「本主」捧「関東下知以下証状」雖「支申」

不「帶」論旨国宣「者不可許容 使節及」遲延「者 可有其咎者 依国宣執達如件
 建武元年七月廿一日

大蔵権少輔清高 奉

南部又次郎殿

とありこの外にも現在南部文書に集録され発刊されたものも、二十五種類のものにのぼり、そのほとんどが土地支配権の国衛認証の仕事であった。その認定には、あくまで慎重を期していたようであり、その一つ一つ

の処理に師行の豊かな人間性が生かされ、その温情に利害得失を超越して、北奥の豪族が南部氏を主と仰ぐ根本があったようである。

たとえば、南部師行が八戸に根城を築く前には、工藤三郎兵衛尉が八戸を所領していた。また上尻打には一戸の工藤四郎左衛門入道の子息左衛門次郎がいたが師行の平定軍が入る前に一戦も交えず逃げ去ったらしい。

このために八戸は闕所地となり、師行、戸貫出羽、河村又次郎入道の三人の預り地となっていた。

しかし上尻打の左衛門次郎は津軽の持寄城に立てこもり捕えられて、和賀右衛門五郎に預けられたが、それが顕家の第二回の西上軍に従事していることや、また旧八戸の領主工藤三郎兵衛尉も師行に迎えられて被官していることを考えると、その後の待遇がよく、心から国府軍を支持するようになったものと思う。

師行は国府軍に抵抗した者には徹底した処置を下しているが、態度不明の地頭に対しては、南朝に服させるため、最後まで相手の立場を認めながら宣撫の努力を惜しまなかった。

また師行は八戸櫛引八幡宮で鎗流馬十五番の神事を行ない、各戸各門より勇者が競い、一族郎党の団結をはかった。

師行の数々の施設は、こうした数々の難問を一つ一つ解決して、地頭を国衛の機構の中に組み入れた才があったからである。

師行が戸貫出羽・河村入道の同輩を抜いて、八戸、奥羽の主になり得たのは、こうした人間的な魅力もあったが、なんといっても津軽の持寄城の大功がものをいっている。

次の北畠顕家の国宣によって、事実上の北奥羽の支配者になったのである。

津軽中ノ事、為有「尋沙汰」所被「下」南部又次郎師行也 応「催促」相催「

郡内輩」可「致」忠節「若有」緩怠「儀者 宣被」如「罪科」且隨「事之」躰「可」計
 「沙汰」之由 所被「仰」付師行也 殊可「令存知者 依」国宣「 執達如件」

建武二年三月廿三日

大蔵権少輔清高 奉

山郡 政所

右の文書によれば津輕の一切のことについては頭家郷から師行に全権を委任され、師行はまさに頭家郷の分身であり、これによって善政をしき、その声価はとみに揚り、国司の信任を厚くして、津輕・糠部・久慈・閉伊を制する原因となった。つまりこの時代の南部氏の総領は、宗家三戸南部氏にかわり、波木井南部氏が掌握していたのである。

五代政長と六代信政

政長は謹厳剛直で勤王の志が固く、新田義貞の鎌倉攻めに奥州より馳せ参じてその麾下に属し軍功があつて、建武元年五月五日、甲斐国南都留郡倉見山七千石の地頭職に任ぜられている。以来正平十五年八月に至るまで、終始一貫甲斐・常陸・上野・上総・陸奥において幕府方の誘惑を退け、南朝への勤王に徹した。

南部家文書 二 後醍醐天皇綸旨

甲斐倉見山在家三宇 畠地 町屋敷 南部六郎政長可令知行者天氣如此 悉之以状

建武元年五月三日 左衛門権佐(花押)

一三 後醍醐天皇綸旨施行状案

当国倉見山在家三宇 畠地 町屋等事 任安堵綸旨 可被存知状如件

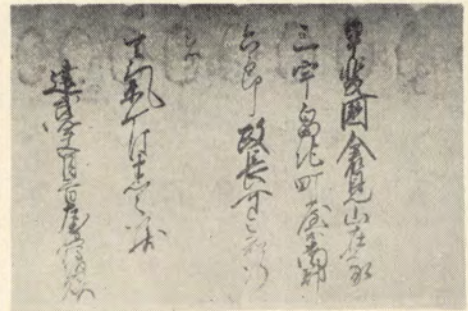
(建武元年)

五月十三日 左衛門尉(在判)

甲斐国小目代段

この綸旨によつて甲斐国南都留郡内の一部が初めて、地方豪族に知行せられたことを知ることができる。この地は前知行者が無い故に、倉見山は明見郷に鎮座する浅間明神の神領地であつたように考えられる。そして同月三日には政長を小目代として左衛門尉より執達状が出されている。

延元元年五月二十二日堺浦石津で、師行が戦死すると、政長が跡を継いだ。同年七月二日新田義貞は、越前国足羽で戦死し、同じく北畠頭家の敗戦によつて南朝は大打撃を受け、奥羽二州は北軍石塔秀慶のために、国府留守役広橋経泰は追われて頽勢止め難く、政長は八戸城にあつて動かなか



後醍醐天皇より南部政長への綸旨(南部家蔵)

つた。

しかし南朝方は意気沮喪せず、従来の京師の奪還策を一変して、地方に永久的根拠地をつくる方針を打ち出した。中にも東国・奥州に主力を注ぎ、足利氏の根拠地を根本的に剽滅しようと企てたようである。

延元三年七月二十五日には、親方の次男頭信卿を鎮守府將軍に任じ、後醍醐帝の皇子義良親王(六歳)を奉じ、北畠親房が抱いて陸奥に下向(神皇正統記結城文書)することとな

つたが、陸地は皆敵の力が強くて通り難く、(太平記)宮方に味方する伊勢の海賊船で、大湊より兵船五百余艘を糺して九月二日出発した。(元弘日記裏神皇正統記)

この一行の中には宗良親王および尊良親王の王子守永親王も加わっていたが颶風に遭つて兵船は東西に離散した。

一行の中には

- 1、敵地に漂着して斬られる者、沈む者もあり。
- 2、義良親王、顕信、宗広等の乗船は伊勢に帰る。
- 3、結城宗広は間もなく同地にて病没する。
- 4、北畠親房は伊達行朝とともに常陸の東条浦に着き、小田治久、関宗祐、下妻政康等に迎えられ、佐竹義篤の軍と戦つて小田城に入ることを得た。(畑田文書、神皇正統記)
- 5、新田義興は武蔵の石浜、今の東京浅草に上陸した。(鎌倉社務日記)
- 6、宗良親王及守永親王の乗った船は、遠江の白羽湊に着き井伊直政に迎えられ。(李花集・元弘日記裏)

その後、親王は井伊城を根拠として、越中・越後・信濃・甲斐に入り、

東海・東山・北陸の官軍を督し（李花集）足利氏の東国往還を遮断しようとした。北畠親房は常陸にあって東国を侵略するばかりでなく、陸奥の南部政長と連絡を取り、九州の南軍とも通じて官軍の全局面を指揮した。

（結成文書・阿蘇文書）

その後、顕信は延元四年の春、海上が穏やかになったため、再び奥州進発の準備をし、伊勢より阿保大蔵少輔は五百騎にて供となり、都合一千余騎、大船十七艘に分乗して三月五日大湊を出発して東国へ降る。五月十九日顕信は海路小田城に至り、（元弘日記裏）父親房と打合せて、六月一日又奥方に赴いた。（白川文書）

（陸奥の三分区）

陸奥は当時三分して上奥・中奥・下奥と称したが、諸書に散見される。すなわち

上奥―白川・石川・相馬

中奥―伊達

下奥―国府の北一帯

奥方とは下奥にあたる、長継・師行・信政の事績に徴すれば、顕信は糠部郡八戸の根城に赴いたことが推察される。

延元四年八月十五日後醍醐天皇崩御、後村上天皇が十三歳で即位する時、楠木・北畠氏等の南朝方武将の多くは陣歿、南朝軍の勢競わず足利氏に属するものが多かった。

（尊氏、政長を勸降）

足利尊氏は三月、政長に書を送って帰降をすすめ、「所領の事望みに任すべし」と誘ったが、政長これを聴かず、根城を死守した。

この年政長は、越後五郎・成田頼時と大光寺城を攻め、苦戦三カ月にしてこれを破った。

七月岩楯城を攻め曾我貞光を潰走させた。（曾我・斎藤文書）

興国元年四月広橋経泰は親房の命により、政長と連携して北畠顕信を六月十一日白川城に送る。

これより陸奥軍は顕信と響応して、吉良貞経・斯波直持等を淡江松島に攻めようとした。（白河文書）

七月石塔義房之を聞いて相馬親胤に命じて之を討たせた。（相馬結城文書）

十月師冬鎌倉を発し、（鶴岡社務記録）武蔵村岡に兵を集めて下総に向い、結城・山河・西明寺を攻め、廿三日鬼怒に至る。中御門中将実寛駒城より兵を出し折立渡に迎え撃ち利あらずして退く。師冬これを追って駒城を攻囲する。駒城応戦して年を越す。同二年五月廿七日実寛橋にせられ、命を落す者三十余人、駒城陥る。（矢部・別府文書）翌廿八日南朝軍力を合せて、八丁目・垣本・鷲宮・善光寺に敵を焼き、二十九日飯沼城落ち即夜師冬は敗走した。（関城頼書）

興国二年五月政長の軍は南下して葛西氏と合流し、白河城の顕信の軍と会し、十六日陸奥の国府を回復せんとした。（結成文書）

九月十七日師冬の軍は佐倉・常陸の諸城を落し小田城を攻めようとする、政長は滴石・河村等の奥軍と小田城を助けるため兵を進めた。時に石塔義房中奥の三辺に全力を注いで阻止し、激戦のうちに年を越した。尊氏は大いに怒り興国三年六月曾我師助に命じて八戸城を囲む。この時政長不在、十一月十日根城小田治久北軍に降る。（相馬文書）

信政は根城の兵を励まし冬に至るまで応戦する。政長の将兵は小田城より引返して来て、冬に至るまで激戦数十度にして、敵將曾我師助・越後政光・成田頼時・滝満政等を斬って遂に之を撃退した。（曾我文書八戸系図）

興国四年正月、師冬の軍は、関城を攻略し、結城親朝は降伏して北朝軍は大いに振い十一月十一、十二日の戦にて関城・大宝城は陥落し、守永親王は陸奥宇津峰城、顕信の下に逃れた。（白川相馬文書）

北畠親房は甲斐国南都留郡明見郷に逃れ隠れた。従来阿蘇文書に親房は吉野に還りたりとするは誤りであらう。

ここにおいて前後六年間、常陸を根拠としての北畠親房の南朝再興の計画はことごとく水泡となる。五年二月師冬は軍を武蔵府中に還し将士の功を録す。（別府文書）これより師冬鎌倉に帰り、閏二月二日上洛した。（鶴

岡社務記録) 八月靈山城の北畠顯信の軍は出撃して伊達・信の三郡を攻略し、(相馬結城文書) 国司顯信は政長の軍功を賞した。

南部家文書、四六、北畠顯信下知状

北畠顯信(花押)

可令早南部遠江守源朝臣政長領知、陸奥甘美郡高氏跡事

右為勲功賞、所被宛行也 早守先例 可致其沙汰之状 所仰如件

興国六年二月十八日

政長朝臣とあるから、從五位上または四位に叙せられ昇殿を許されている。ついで同年三月二十七日嫡子信政を達智門院右藏人に、三男刑部信助を兵庫助に顯信より推挙されている。

この行賞は南朝宮方の「隠れ城」甲斐国富士谷において親房卿の取り計らったものである。

南部家文書、四八、北畠顯信推挙状

(包紙) 北畠顯信

南部とのへ (花押)

可被奉申達知門女院也

(北畠顯信)

申右近藏人

源 信 政

興国六年三月廿七日

貞和二年足利直義は政長に帰降をすすめている。

南部家文書、五〇、足利直義勸降状

参御方、令対治奥州凶徒者、所領事、任申請之旨、可有沙汰之状如件

足利直義

貞和二年十二月九日

(政長) 南部遠江守殿

政長はこれを聴かず、中奥の顯信および伊達行朝一族・下奥の政長・滴石氏・葛西氏等勤王の士は類勢挽回につとめてやまなかった。

第三章 古代と中世

足利方は七月廿一日奥州兩探題および石塔義房等兵を発して、南朝軍の諸城を攻め、廿二日藤田城、ついで河俣・靈山・宇津峰の諸城を降す。

頼信等守永親王を奉じて、留守を政長に托し、海賊船にて甲斐の富士谷隠れ城に至り、親房と謀議した後、吉野に帰った。(南朝編)

(年記略)

政長これより下奥南朝軍の統師となる。

正平三年五月親房と謀つて岩手の滴石と兵を挙げる。貞和五年政長、安藤・曾我兩氏を撃つ。この時政長は顯信の留守国司代として賊軍を敗走させた。

正平五年六月五日政長は將軍顯信の命を受け、孫信光をして、南部祐仲に津軽田舎郡冬井、田野、間の兩郷および外浜野尻郷を安堵せしめた。

(南部文書)

(南部文書)

(政長没年の異説)

かくして政長は正平五年八月十五日糠部郡七戸を子信政の後家に同八戸を孫信光に譲った。(南部文書)

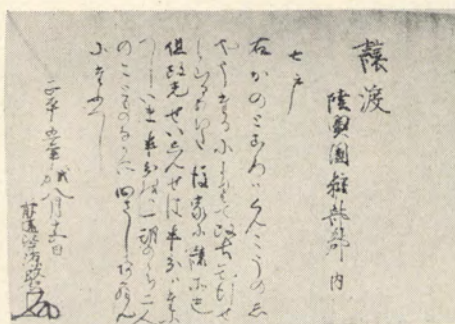
譲状

陸奥国糠部郡内 八戸

右彼のところへ、くんこうの志やうたるあいた、政長知行せしむるを、信光に譲りあたふる物なり、彼譲状をまほりて、はいりやうすへし

正平五年戊辰八月十五日

前遠江守源政長 (花押)



南部政長の譲状 (南部家藏)

この譲状により政長八月十五日病没という説が定説となっているが、政長が主将となって陸奥国府を恢復した軍忠状に対し、寛成親王の御裁可を源清頭が執達した御返事があるので、政長は正平六年なお健在であったことが証される。すなわちその令旨の前段顯信の名を闕き、花押あり、去十一月七日御状、同十二月十八日到来、委細乞披露候了、

一、津軽安藤一族尋参味方候条目出候併御方依被_レ誘仰候如此候、殊神妙候
 一、鹿角合戦將監被_レ致_二忠節_一候殊目出之由 被_レ感_二仰候_一
 一、今度又対_二治岩手_一西根被_レ構_二要害_一候之条目出 候此上者明春総和賀満石
 成_二一手_一可_レ被_レ対_二治斯波_一候、左候者可_レ馳_二向和賀貫貫_一之由可_レ被_レ仰_二
 葛西一族等_一候、此途入眼候者、当国静謐不_レ可_レ有_二予細_一候歟河村六郎可_レ
 参_二御方_一由令申候なれば相構能様可_レ被_レ誘仰_二候_一、所望地等事隨_二注進_一可_レ
 被_レ経御沙汰_二候_一了

一、到着人見参候了、面々御感御教書候、彼輩抽_二實事_一、自其就_二注進_一可_レ有
 其_二沙汰_一候、長継致_二忠節_一候、神妙候、被_レ感_二仰候也

一、官途所望輩無_二予細_一候、定成_二其勇_一候歟、貞長長継官途事、助へ是にて無
 御無沙汰候、可_レ有_二常州_一候、定無相違候歟、尚々云日来忠節云云対治、
 併御高名候之間、感悦不少之由被_レ仰候也 抽_二實事_一、追可有其沙汰候

一、倉満三郎左衛門尉忠節事聞食_二所望地事_一、先立被_レ宛行_二岩立太郎跡候_一之
 処、不覚之由、歎申候歟、只今楚忽難被_レ仰候、追可_レ被_レ仰候、此様可_レ被_レ問答
 候也、恐々謹言

十二月廿日

南部遠江守殿 御返事

清 頭

(政長)

その文書は年号を欠くが、次の事情を考查すれば

相馬文書正平六年二月十五日招致状および結城文書正平六年十二月十五日、結城直光軍忠返事と招致状に執達者は「右馬権頭清頭」とあり、清頭は六年以前はその名を見ないので、今の令旨は正平六年以後の執達に係る。だから南部遠江守は政長であると断定できる。従って政長は正平六年十二月には存命していたことが推察される。政長は元弘三年、鎌倉攻めに参加してより、ここに二十年余、後醍醐、後村上天皇を戴き、各宮を護り北畠親房、顕家を助け、甲斐波木井郷・富士宮・奥羽の天地を股にかけ敵将足利尊氏の再度に及ぶ勦降をしりぞけ、大義を死守して、祖業を完うした功績は燦然として歴史に輝いている。

後村上天皇は、政長の数々の軍功を嘉賞し、粟田口国安の太刀および甲

冑を賜い、陸前加美郡の領地を加増された。

明治十五年、霊を鍋倉神社に祀り、同四十一年九月九日には特旨を以て正五位を贈られた。

七代 信光

正平五年(一一三〇)八月十五日、祖父政長の譲りを受け家督を継いだ。この年尊氏、直義が不和となり、直義が吉野朝に帰順した。翌六年二月には尊氏と直義が和し、十月には尊氏が帰順して直義を追討、七年には山城国男山に天皇が還幸する等変転極まりない時であった。

こうした時勢であったので奥州でも国司方が勢力を盛りかえし、顕信は正平六年の頃多賀の奪還に成功した。この主力は南部信濃守だったらしく、七年二月吉良貞宗の命で和賀義勝が押し寄せた府中の名に南部城というのが見えている。三月にはこれも再び奪われ、八年正月には宮城郡山城村の辺で、南部伊予守が敵方に降り、中院大納言が行方をくらましたことも報ぜられている。

根城南部の信光は幼君であり、新井田にあった叔父政持が後見していたのであろう。信濃守や伊予守の名は系譜には見えないので、おそらくは三戸南部氏であり、伊予守は十一代信長であろうと考えられている。信光は正平十年三月十五日大炊助に推挙され、十一年十一月十九日には昇進して薩摩守に推挙された。

正平十五年(一一三六)六月五日には外祖父工藤貞行の重代所領であった津軽田舎郡黒石郷と鼻和郡目谷郷とを相伝領掌するについての顕信の赦書を受けた。同日付で田舎郡冬井、日野間、外浜野尻郷を受けた南部雅楽助は三戸の茂行と推定されたのであるが、政光がそれであろう。

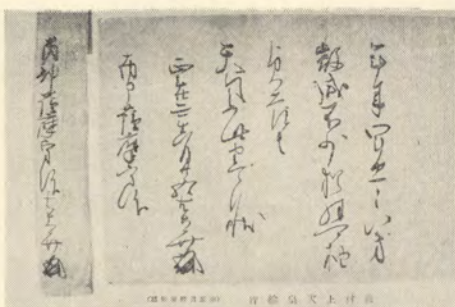
正平十六年十一月九日「今後の合戦に忠節のいたすの由を聞こしめされ、もつとも神妙なので御感少からず」とあって後村上天皇の諭旨を拝した。これに添えた顕信書状に「七戸へも同じく下され候、つかわし候よし、つたへられ候べく候」とあるのは七戸在住の政光のことであると思ふが今伝えていない。

なお、これと同文のものを南部左馬助（政持）と南部兵庫助（信助）にも賜わっている。この合戦は相当に重要なものであったと思われるが全く知られていない。

正平廿二年（一三六七）には信光は、甲斐の本領波木井城にあった。正月十一日の前例によって家族諸士を招いて武事初めの祝儀を催しているところ



国宝、白糸威妻取鎧
(八戸市櫛引八幡宮蔵)



御村天皇より南部信光への繪旨（南部家蔵）

たが、この時年男を勤めていた十五歳の少年西沢平馬は信光の槍をひっさげ、馬に乗って門外に駆け出し、逃げる敵を追って甲一つを奪いとって帰城した。信光はこれを賞して馬と槍を与え、また吉野に報告し、その意をうけて四月に討伐しようとしたところ、大和守は威を恐れてか、戦わずして退散した。後村上天皇は褒賞として桐のトウの金具のついた甲冑一領を賜わった。今八戸市櫛引八幡宮社宝となっている白糸威妻取鎧がそれである。

六月廿五日天皇は重ねて「年来軍至忠の次第、叡感少からず、なお殊に貞節をぬきんずべし。天氣かくの如し。これをつくせ、もって状す」という繪旨と「甲斐国神郷半分大和守跡を信光に知行せしめる」繪旨を賜わり、同時に政持にも倉見山三分中野入道跡を、信助にも神郷三分一を賜わった。

文中元年（一三七二）剃髪して聖光と号し、天授二年（一三七六）正月廿二日子政経幼少のため、弟政光に讓状を認めて天寿を全うした。

八代 政光

政光は成人して母の譲りを受け七戸に在城し、八戸にある兄信光と協力して糠部の治安に当たり、正平十六年（一三六一）十一月九日後村上天皇より、此度の合戦の忠節に対し御感なされた旨の繪旨を信光とともに拝した。

天授二年（一三七六）家督をついで薩摩守に補任された。弘和二年（一三八二）沙弥道重と一揆契約状を交し、「大小の事について相互に見継がれ申し、見継申すべく候。若し此条偽り候はば八幡大菩薩、諏訪上下大明神の御罰まかりこうむるべく候。」と誓い合っている。七戸殿と宛名しているのが、この頃はまだ七戸在住であったが、まもなく甲斐の本領波木井郷にかえり、八戸の地は長経が成人して支配している。

すなわち、至徳四年（一三八七）三月廿九日前信濃守清長と八戸左近将監（長経）が、また三月晦日には近江守清長と南部左近将監が一揆契約を交している。契約の相手がどこの何人であるかもわかっていないし、用いている年号が永徳も至徳も北朝の年号であることも一つの謎であるが、あるいは混沌たる世相に敵味方が契約を交して相互の安全を保持しはじめていたのかも知れない。

やがて元中九年（一三九二・北朝明德三年）閏十月五日足利義満の願いをいれて、後龜山天皇は京都に帰られ、神器を後小松天皇に授け南北朝は合体した。

ここにおいて南朝の臣は足利將軍に降らざるを得なくなったが、政光は

これを潔しとせず節を守って屈しなかつた。

この間の消息を八戸家伝記には、

然るに今元中九年の比、明德三年南帝熙成王將軍義滿卿と和睦し三種神器を北朝に護りて、太上天皇の尊号を蒙り、後龜山院と称す。是に於て、南朝の臣士降る者は存し、敵する者は亡ぶ。其の盛衰恰も掌を反すが如し。政光確固不動たり、自ら以えらく、干才を取つて此に至つて則ち節に死し、以て忠を尽し、名を潔しと欲するのみなり。時に嫡家南部大膳大夫守行、將軍義滿の密使を受け來つて説いて曰く。南北既に合して天下平定せり。故に南朝の臣士、武家に帰除するもの最も多し。今足下何の為に城を守るや、速かに將軍に服して宜しく封土を保つべし、若し遅るれば則ちその征伐を得んのみ。政光答へて曰く、存亡の事、吾既に之を知る。然るに累世朝思に浴す。今豈祖業を忘れんや。抑も孤城に擲て敵するを企つに非ざるなり。唯二君に仕ふるを取づるなり。

寧ろ自刃を伏せて武家の粟を食せざるなり。示諭厚しと雖も、願はくば復た言ふこと勿れ。守行泣下數行、嗚呼忠なるかな、亦間然なし。然るに啻に非、懷今者、昔者吾祖父信長難を避け、身を潜むるや、是の時に當り、足下曾祖師行、祖父政長為に心を尽せり。故に信長終身資用足れり。況や父政行兵を募るの時、謀るに良策を以てし、助くるに金幣を以てして、遂に芳志に依て再び家運を開き、すなはち吾に及んで益々將軍の寵を得たり。其の高思未だ之を報ぜず、坐して其の亡ぶるを視る。慷慨曷勝意者。足下の精忠不_ニ必降_一矣。冀くば此の本領を去つて、師行の旧城八戸に居すれば、則ち南朝の封を失はず、且つ其の土を革めずして、將軍自りの命を受くれば、足下一世之に君事すべからざるなり。是に於て乎、何、諄々として論し示し、誠信此に露はる。政光嘆いて曰く、公の教訓至れり尽せり。厚顔をもつて曰ふと雖も豈謝せざらん哉。吾今將軍之命を受けずして、朝恩の禄を食めば、則ち仮令尺士の封と雖も、幸と謂ふべきなり。肯んぜざるべからず。守行欲を尽して京師に帰り、即ち実を以て、義滿に告て曰く、之を買ふに身を以てするや。將軍政光の忠義及守行之篤実に感じ頗る之を称賛す。乃ち其言を許客するのみ。是に於てか政光甲州波木井及諸邑を去つて、奥州八戸に來り、長く根城に住む。嗟乎政光拳々名義忠孝之人と謂ふべきのみ。下略

すなわち右によれば、嫡家の大膳大夫守行が、將軍義滿の密使をうけて帰降の礼をとることを勧めたところ、政光は「累世南朝の皇恩に浴した恩

義は忘れられない。孤城によって敵対するのではなくて、二君に仕えることを恥とする」「むしろ白刃を棄て、農奴となるとも足利將軍の粟を食みたくない」と意志を変えず、守行は嫡家三戸南部の親善關係を説き、「甲州波木井の本領を去つて、後醍醐天皇よりの天戴地八戸に居住するならば、南朝より受けた封地に居して、將軍に君事しないで済むように取り計らいたい」として、將軍に政光の意志を告げ、將軍喜んで政光の尽忠を賞し、ために明德四年（一三三九）波木井南部一族は甲斐の所領を棄てて八戸に移住した。因に当時の甲斐の領地は飯野郷は十二カ村四千五百石、御牧郷は七カ村五千二百一十一石、波木井郷は九カ村二千七百三十二石、南部郷は二十三カ村六千九百三十八石、合して一万八千八百余石、更に政長の時に倉見山七千石、七代信光の代に神郷半分一万石、政光の二男（南部左馬助倉見山三分の一、三男南部兵庫助神郷三分の一等合すれば、波木井南部の所領約五万石と推定される。

後寛永四年（一六二六）二十二代直義の時に、伊達領との藩境を固めることを名分として、遠野に国替えをしてほしいという嫡家利直の要請をいれて永年住みなれた八戸を去るようになった。（小井田幸哉著、根城による）

遠野南部（波木井南部、甲南部、八戸南部）の嫡系三十六代の南部日実師は遠野を去つて、始祖南部実長由縁の地、身延に來りて出家し、曾て梅平鏡円坊（南部実長開基、曾孫身延山五代鏡円阿闍梨日台上人開山）三十二世であり、現在府中市東郷寺の住職である。

その他実長の系統を引く波木井家と称する家系もあるが、十代義実の時、駿河の九島兵庫頭と一味して武田信虎に敵対せし故、九島は荒川にて討死し、波木井義実も峰城にて討死し、波木井家は亡び所領は没収され、一族は諸方に落ちのびて、紀州、江州、甲州等に多くの分家を残しているが、今は波木井家に対する仔細な調査をする余裕のないことを遺憾とするのみであり、この機においては波木井家十代までを記録するに留めておく。

四、八戸（遠野）南部家と身延山

日蓮聖人四百五十遠忌に八戸南部若狭守義興の代参として、身延登山の宇夫方平太夫覚書に、

「前々日円公之子孫と申伝候而当山之内ニ住宅之者有之候へ共、髓ニそれと分明相成儀無之候得共、其御家之儀委不存候故、此方之家を書にもせ置申候由に候、右之家當時主計と申候而、わづか成身上にて各へ対面為申にも不成程之次第に候間、是は不知分に被成由被仰候度」と記してあり、

また波木井郷における南部一族は、南北朝合一とともに、波木井郷は北朝の所管となつたので、甲州におけるを潔しとせず、八代政光の代、明徳四年（一三九三）に南朝よりの天戴地糠部郡に一族・重臣すべて甲斐の本領をすてて下向した。

南部家文書八戸家伝記に

政光嘗て父兄の志を継いで、南帝に服仕し奉り益々忠勤を励む。然りと雖も王運開かず官軍日々に漸す衰微し、將軍の威勢月に愈々強大、故に南帝矛盾之方術を失い、終に北朝と和す。京師に還幸するの時、嫡家南部大膳大夫守行、將軍足利義満卿之底慮を含み政光に論して曰く、南北今既に和し、南帝入洛す、汝が輩誰が為に將軍に敵するや、急いで將軍之御方に馳参すべし、然らざれば日ならずして其の咎あらん中略

政光曰く、時勢猶ほ示論の如し、然り雖も我家朝恩を荷い、武名を掲げて既に葉（時代）を累ぬるなり。今此れを捨てて以て將軍に参ずれば則ち是れ二君に使ふる也。我れ之を為すに忍びず。中略守行涕泣袖を濡して、累ねて論して曰く、卿の節操更に間然すべきなきなり、然りと雖も吾今之を勧むる所以は、則ち唯親族の好を懐ふに非ず。吾が祖父信長嘗て飄零（ひたれ）（おちぶれる）三戸に在る之時、卿の祖父政長心を尽して供給し、終身資用を乏しからざらしむ。況や亦家父政行之時に及び、若干の軍料を寄与して、以つて再び家運を開かしむ。其の恩愛の厚、何を以て之に報いん哉。吾今將軍の懇意に遣い、一旦卿之敵對無き由を述べ、以

て卿之奥州の采地を領せしめんと欲す。と累ねて言ふて止まず。政光曰く嫡家之厚悃強く辭し難し、然れば則ち奥州の采地を以て將軍の恩となさず、旧によつて朝家（南朝皇帝）の賜と為す。則ち我れ豈敢て背かん哉。中略守行愈々其言にして其旨を將軍に達す。將軍却つて其忠言に感じ、以て其の希望に任す。中略是に於て政光明徳四年（一三九三）春、悉く甲州の旧領を棄て、糠部郡領（一万石）及び津輕（七千石）の采地に下向す。

政光奥州に下向してより二百七十五年間、寛文六年まで八戸南部家と身延山とが音信途絶していたのは、戦国乱世の頃でもあり、また武田氏は北朝方でありその全盛期には、身延山もその支配下にあつたので、感情的にも交流することができなかったと思われる。徳川時代となり、しばしば身延山に使者を遣わして交誼を深めたことは南部家文書等によつて明らかである。八戸南部二十六代信有のごときは、奥之院思親閣の大改修に多額の寄進を行なつたことも八戸南部家記録に残されており、昭和二年には現南部家当主日実が、身延に来て清水坊の住職となり、祖先実長公以来八世の故地に帰つたのである。

五、南部家と波木井家

古来波木井南部氏に対し、その子孫が南部氏を称するもの、波木井氏を称するものの二系統があり、何れが正統かの論議が醸され、帰するところを知らぬ有様である。

日蓮聖人の遺文の実長に与えられたものの中に

- 一、六郎恒長御消息 文永六年九月
- 一、南部六郎殿御書 文永八年五月
- 一、波木井三郎御返事 文永十年八月
- 一、地引御書 弘安四年十一月
- 一、波木井殿御報 弘安五年九月十九日

一、波木井殿御書

弘安五年十月七日

等とあって南部とも波木井とも同一人に二通りに使われている。しかし、前に記述した通り、南部光行の子であるから南部実長が当然正しいとも考えられる。しかし、父光行は南部の郷に居住したために南部を姓としたが、実長は波木井郷に住したために波木井を姓とすることも不思議ではない。同じ甲斐源氏の一族でも武田荘に住した者は武田信義、加賀美荘に住した者は加賀美遠光等とその地名をとって姓として、南部氏、波木井氏のいずれが実長の正統であるかの論議に終始することは無駄なことである。ただし、南部氏を称する系統は現在連綿として三十六代健在である。波木井氏を称する系統は十代三河守義実の代に武田信虎によって滅ぼされ、表面上は断絶した形になっていることは歴史の証明しているところである。

そして南部と称する一族系統には、実長の寿像が伝え承継がされている。

南部氏文書によれば

南部実長入道日円木像（智恩寺所蔵、現在身延山久遠寺開基堂安置）

高さ 肩まで 曲尺 一尺三寸一分

法立まで 〃 一尺四寸八分

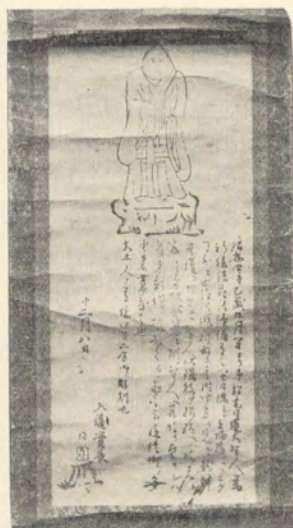
横幅 〃 一尺五寸五分

この木像は、南部実長が自ら工匠に命じて造立し、身延山梅平の隠棲に置きたるものと云ふ。曾孫師行陸奥に下り、八戸に城を築くにあたり、梅平より城中に移して安置す。後応永三年八戸に身延寺創立せられ、身延山第七代日叡開山となり、弟子日崇住持となるにあたり、この木像も同寺に安置す。天正十年身延寺火災に罹る。すなわちこの像を盛岡北山の法華寺に移して安置す。明治十四年遠野の日蓮宗信徒同地に祖師堂一字を営み、特に南部家に請ふて、この木像を法華寺より移して安置す。明治二十五年遠野に智恩寺の建立せらるるに至り、同寺に安置せらるることとなる。木像の製作は寄木法なれども、内剣を施さざれば玉眼をなさず。刀法稚拙なれども頗る剛健なるは所謂権作と拝せらる。一部に補修の形迹を存すれども、よく旧態を保って賦彩の痕をとどめ、襟は白色、袷袢は赤

色、横被は緑色なるを認む。袷袢に環を有するは、現今の宗風に合致せざれども、法式未だ整はざる開宗の当初は必ずしも律すべきにあらず。却つてこの事に依り、製作の手法と相俟ち。略ぼ所伝の時代に近きを察せしむ。とあり、「身延梅平の隠棲」は現在の梅平鏡円坊の地である。

弘祖統記によれば

「弘安四年に隠築を建て、剃髮得度し、日蓮聖人より「法寂日円」の法号を受けて十六年間隠棲し、永仁五年（二二九七）九月廿五日七十六歳を以て入寂」とあり、実長入



村雨の祖師画像と実長の記

寂より三十八年の後、すなわち建武元年（一三三四）南部師行が奥州八戸に「根城」を築いて城中に安置したものであるとい

う。一方波木井家に伝わったものは「村雨の祖師像」である。因に実長の自記によれば

弘安四年己歳九月一日ヨリ於予宅、日蓮大聖人為祈禱法花経説誦有テ、一七日満シテ立帰給ヘントシテ、門外エ出給時俄ニ村雨ス。聖人以数珠ヲ払給ヘハ晴天ト成、其身形難有思ヒ、則聖人へ其形ヲ望ケレハ、自身影作り授与之予永々子孫信仰ノタメ由來書印置ナリ。

大聖人ノ尊像四寸二分御彫刻也

十一月八日

入道実長

日 円

また、身延山三十七世薩心院日寛上人が、延享三年（一七四六）九月二十五日実長公四百五十遠忌に、鏡円坊に臨錫され、法要を勤修された時の詩更に序が、鏡円坊の宝物として現在珍藏されている。

詩に曰く

隣徑日西落 帰禽簇晚鐘
祖翁遊歴地 邑主隠家蹤

護法忍衣厚 惠民慈宝重
餘風千萬載 信水淨浴々

序に

今茲ニ延享丙寅秋九月二十五日身延山大担那波木井氏実長入道日円居士四百五十遠忌也。今鏡円院主本滅院日受 預ト三日請教般清衆 大作仏事、誦誦會、懺法會、唱導會、勤修之式甚嚴重也。遠近隨喜結縁、鳥群為市矣。予亦他日行而墳前焚香、日受出迎延而設茶出果。予亦法話移晷聞暮鐘就歸矣。

按弘安四年辛巳実長六十初度、傍構隱築、授業於嫡男長義、以免官途之勞問、適々、任意 恭請高祖、禿鬚弘賢、高祖賜居士位、呼法寂日円、実長大喜、更構新室 虔屈高祖、高祖美之、停住七日將掃去立而伸賀、遽然、雲暗雨声モ亦至。実長強テ留高祖、立テ拈スニ教珠ツニ勢如レ掃レ雲ヲ、雨歇空晴 其 徳容ヤ也。実ニ尊特仏也。実長欲ニ命レ工驗ニレ之ヲ先走ニ丈室、伸ニ左 顧謝ツ。潮元院日杳聖人、次テ而話及レ之高祖聞ニレ之。手取ニ槽柶ツ 以レ刀彫之喫茶之際小像成矣。実長欣然トシテ奉リレ之ヲ而還。其像及実長手書記併 現ニ存ス俗呼テ為レ雲弘真影ト、予曾之靈像 長四寸二分 実長手書墨痕淋漓 因之竊ニ念、実長後干高祖 十六年終焉 延元二年 丁丑実長曾孫鏡円院日台聖人 身延進山、貞和二年丙戌実長滅後五十年 是時波木井信濃守長氏仕于南朝而繁盛、延元三年泉州泉州安部野北畠頭家戰死、雖從第南部師行同死、而長氏無恙 堅守節義 精忠不滅 楠家は時 台上幸在吉野 人見為幸兒 禱余之法力台掃祭 実長五十回忌也 明矣 実長隱築 長氏自寄附乎台上所請乎 是時成寺也 明矣 傍立石云 開山日円尊者塔 台上居于第二代位 自称中興 自斯人成依台上号 呼鏡円院者乎哉 余則是地高祖 七日止 住日円隱遁累徳之靈場 宜哉 天竜擁不可迨今法輪 食輪綿々者 開山日円上人 中興日台尊者 餘沢遺烈也 予特欽之也耳 住持日受法話不厭 既而暮鐘吼 予立唱一偈而去

また身延鑑によれば

波木井六郎実長、清和天皇より十二代後胤なり。飯野、御牧、波木井三カ郷を領して波木井郷に住居之故波木井六郎実長と申也 永仁五丁酉九月二十五日逝去 元祖化滅より十六年後也。

波木井弥六郎長義日教 正和癸丑十二月二十四日逝去
同 信濃守長氏日長 貞治六丁未八月九日逝去

第三章 古代と中世

同 伊豆守実氏日遠 永和四戊午五月二十一日逝去
同 兵庫助行氏日理 応永三丙子七月九日逝去
同 六郎三郎春行日事 応永廿三丙申正月十四日逝去
同 大炊介春氏日要 文安元甲子八月九日逝去
同 刑部少氏実日法 文明五癸巳四月六日逝去
同 右衛門助長春日眼 永正八辛未十二月晦日逝去
同 三河守義実日淨 大永七丁亥十二月廿三日逝去
実長より十代なり。此の代にあたりて波木井の家滅亡せし由來は、駿河任人九島兵庫頭とゆうものあり。甲州河内領の武士共と一味して武田信玄の父信虎と甲府の城にて合戦あり。信虎謀事以てうち勝ち九島兵庫は甲州荒川河原にて打死せり。其後信虎甲州川内の城を攻め取り給う。波木井の一家も峯城にて義実自害し給う。具には甲陽軍鑑にあり。又信玄の代に南部下野守を國中追出し給うより、南部波木井の家滅亡なり。

同 六郷三郷実行日証 永福十丁卯八月十八日逝去
同 弥二郎実春日得 天正五丁丑正月十四日逝去
駿河国高田寺の城夜うちの時、打死に有り、其の後武田家の滅亡ありて身延の町へ引こもり居るなり。波木井の末葉は今に紀州江州水戸の城下にあり。

同 織部少輔実久日受 慶安四辛卯正月廿一日逝去
同 織部少輔実友日清 元禄十二己卯十二月廿五日逝去
同 主討助実紹日見 享保十三戊申四月六日逝去
同 織部丞実義日榮 宝曆十一辛巳三月十六日逝去
同 織部丞実房日昌 安永九庚子七月二十六日逝去
同 織部丞実忠日隆 文化六己巳正月廿日逝去
同 織部丞実好

下略

御祖師作の尊像由来 実長直筆の添状波木井織部代々これあり。

とあれば、「村雨の祖師の尊像」は代々波木井家に家宝として伝えられたものである。すなわち南部家には実長の寿像が伝承され、波木井家には村雨の祖師(雲弘真影)が、実長の由来記とともに伝えられているが、現在は何処に在るかこれを知ることができない。

ただし、南部家は歴代武家の本性に生き、しかも南北朝の戦乱の世に、南朝に味方して勤王八世として世にも稀なる尽忠を青史に残しており、しかも明德三年（一三九二）南北朝合併により南部政光は、天戴地八戸に一族を率いて移動し、以来子孫は奥州に住したことは前記において述べたところである。一方波木井家には波木井郷に留まって北朝の禄を食み、十代義実の時武田家に亡ぼされて、事実上波木井から姿を消し、武田氏滅亡の後、浪々の身を以て身延に舞い戻り、実長の子孫であると称していたといわれるように、まことに悲惨な運命をたどったわけである。

しかし、「仏祖統記」によれば、

身延山五代日台上人

大旦那波木井六郎実長之曾孫而信州刺史長氏之子也。—元享元年辛酉師生於甲

州波木井邑。

身延山六代日院上人

甲州巨摩郡梅平人也

身延山八代日億上人

甲州波木井郷人也

身延山九代日学上人

日億上人末弟

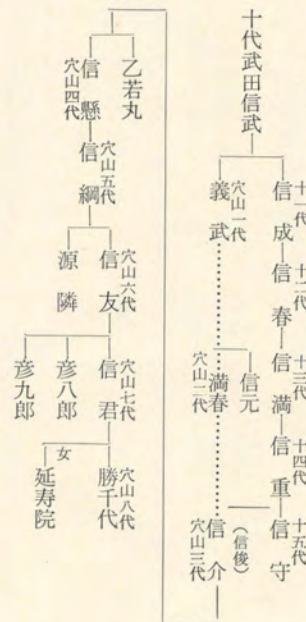
とあり、これによって見れば、波木井家の系統は始祖実長の遺志を継ぎ、身延山護持発展のために身延に留まって力を尽したのか、この間の消息は未だ詳らかにすることはできない。更に後世の研究に期待するものである。

第六節 穴山氏の入部とその統治

穴山氏は新羅三郎義光から十代、武田の祖信義からは七代目の信武の六男義武が逸見筋穴山（葦崎市）に居し穴山を苗字としたのに始まる。

義武を始祖とする穴山家系譜については下山南松院蔵の穴山系図、武田源氏一流系図、一本武田系図、円光院武田系図、国志人物部等が参考となり、「南巨摩郡郷土史概要」「甲斐郷土年表便覧」「武田親族衆としての

穴山氏の研究」にそれぞれ考証研究を発表されているがこれ等のうち最も妥当と思われるものに従って義武以降、勝千代までの穴山系譜をたどってみる。



穴山二代満春の兄、信満は上杉氏憲との戦に参加して応永二十四年二月六日棲雲寺で自決した。満春は国志によれば「満春モ其難ニ罹リ逝スルナラン」とあって同年五月二十五日に没しているので大体一三五〇年—一四〇〇年代の人物と考えられる。

二代満春は甲斐源氏十二代信春の子で穴山初代義武の嗣となつたのであつた。

三代信介は兵部少輔と称し宝徳二年（一四五〇）三月十九日に没し法名は天輪寺殿英中俊公大禪定門といい、下山天輪寺に牌子を置いた。同寺は信介の開創であつた。

この信介も南松院文書では信介を信俊ともしている。その信介から以降代々の法号が明確であり、信介を穴山一代とする史家もある。信介の時に穴山氏は穴山から河内へ移つたと考えられる。

以上から推して穴山氏の河内進出は、信介の時、年代は応永二十五年（一一四一八）かそれに続く直後の年ごろかとも考えられ、またその本拠

は当初下山であったかとも考えられるが後に見るごとくこのことは結論するにはなかなか困難である。

信介の子信懸は幼名を弥九郎といい兄乙若丸が夭逝したため家を継いだ。

信懸の没年はまた「引三川本跋 永正二丑年所記武田兵部少輔受領伊豆守名信懸法名通義齊号、ニ臥竜、南部領主当国主ノ伯父トアリ本郷村建忠寺ニ牌子アリ建忠寺殿中翁道通義居士」と説明している。

信懸の子伊豆守信綱は享祿四年（一五三二）三月十二日に没した。法名竜雲寺殿一株義松大居士。自らが享祿三年開基して墳寺とした下山竜雲寺開山堂内に保存良好な五輪塔墓碑がある。

信綱の子伊豆守信友は南松院蔵の信友が天輪寺へ経本を修理再興して納めた大般若経大百卷の第三大八卷奥書に「奉ニ再興、此一部願主甲州河内下山居住武田伊豆守信友奉齡四十二才、経師鏡順坊天文十六年秋菊月吉日」とあるので生年は永正三年（一五〇六）であることがわかる。

没年は国志に「南部円蔵院殿剣江義鉄大居士、身延山過去帳ニ蟠竜齋トアリ云々」

その人物については円蔵院蔵穴山信友画像の賛の章句のなかに「春風和氣の人、博愛同じうし接すれば霽然としてただに丈夫の土と称するのみならず、弁は七十城を下し海中の濤を舌にひるがえし氣は九万里の岩を搏ち萬象を機前に転じ、その号令を聞いては群魔も尊拳を避け云々」と形容している。

信友夫人は南松院文書、同穴山系図に「信玄公姉子」としてある。信友夫人が弘治二年（一五五六）天竜寺妙智院主策彦和尚から「理誠葵庵」と法号雅号をつけられた法号記（策彦の自書）を贈ったのは永祿五年（一五六二）のことであった。

信君は母の死後「南松院殿葵庵理誠大姉」と法諱し南松院を開創した。信友を父に南松院を母にして出生した信君は幼名を勝千代又は彦六とい

勝千代は信玄の幼名にあやかっただけであらう。永祿元龜年間は左衛門大夫、天正の初めは玄番頭、後陸奥守と称し天正八年除して梅雪斎不白と号した。

信君は叔父信玄の娘を夫人とし武田宗家と重縁の關係を結び武田家重臣として父信友とともに更に父死後はそれを継いで武田家の重要な地位にあって活動をしつつ自領の統治開発を行なった。

天正三年（一五七五）武田属城の一つである駿河江尻城主となったが同年（一五八二）三月武田氏滅亡の際徳川家康に連繫して江尻領および河内領を元の通り領有した。

五月家康とともに信長の安土城に招かれた後、家康とともに堺におもむいて滞在中、六月二日の本能寺の変を聞き兩人は枚方まで同行したのであったが、ここで別れ家康は伊賀越えをして領国に帰着し、梅雪は美濃路を経て帰国しようとして山城国宇治郡田原の草地の渡しに到って土蒙一揆のために主従ともに害せられた。時に六月三日であった。墓所は田原にある。

なお当時日本在留のキリシタン・ゼスイット会のバテレンが本部、ローマに報じた「日本耶穌会年報」の記録が他と異色で梅雪の評価にもかかわらずのものなのであげてみよう。

「信長の凶報堺に達するや此の町をみると行きし三河の王、及び穴山殿は直に彼等の城に向ひしが通路は既に守兵に占領せられたり。

三河の王は兵士及び金子の準備十分なりしを以て或は脅かし或は物を与えて結局通過するを得たり。穴山殿は出発遅れ、又少数の部下を従えていたため、更に不幸にして一度ならず襲撃せられ先ず部下と荷物とを失ひ、最後に自身も殺されたり」

梅雪主従の墓は田原草地の渡し左岸にあって穴山塚といわれるものであったが明治八年水害を避けるため現地（京都府田辺町）に移し郷人の手厚い管理をうけているという。

なお清水市靈泉寺にも墓があり法名は靈泉寺殿古道集賢大居士である。

又葦崎市穴山万福寺には牌子があり、法名は大竜寺殿月山梅雪大居士である。

梅雪の享年は確実にはなし難いとされていたが南松院の信君関係文書の中から四十二歳と確定した。

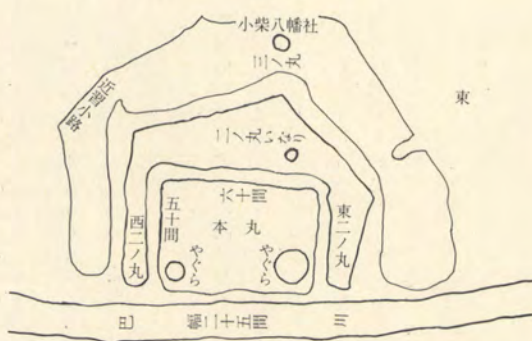
苛烈な戦国に生き、国志記載の南松院蔵、南松院殿十七回忌香語等によって十分うかがわれるように深謀遠慮、大志を胸奥にしながら敢えて主家離反の境地に立ち非運な最後を遂げた梅雪という人物については、武田家滅亡という哀史の背景、穴山家が郡内の平氏系の小山田氏と違つて始祖以来武田家と密接な血縁関係にあり、わけても梅雪は信玄の姉を母とし信玄の娘を夫人としていたことなどが甲州人の心の中では感情的にもつれ合いからみ合い、ともすれば主家瀕死の危急を見捨てた人物、といった一言で過去においては評される向きもあった。

梅雪を含めての穴山氏累代の武田本宗に対する業績は此の場合少しも考えられないのである。天正壬辰十年の梅雪への理解を正しくすることは同時に戦国の歴史を冷静に理性的に見てゆくことと一致するはずのものである。

幸い今日の穴山氏の歴史については、各史家多数が穴山氏観の正しい把握についてゆるがぬ観点を打ち出されており喜ばしいことである。

甲陽軍鑑品第四〇の上に、土屋右衛門尉と山懸三郎兵衛尉の二人が梅雪を評した「ひとかたぎで武士の道にかなひ、すぐれて心清く刀、脇差の生まれ変りの如き人なり、穴山殿なんど紙子をつくり着てありかる、この穴山殿異相の人なり」というくだりが梅雪信君の人物評として興味深い。

昭和四十二年十月十二日「穴山梅雪顕彰会」会長である清水市長主催によって同寺において「江尻城主・靈泉寺開基、穴山梅雪公三百八十年祭」が盛大にとり行なわれ山梨・静岡から多数の穴山文書、関係物件が展覧された。清水（江尻）港は信君によって大いに整備されたと現地では伝承している。



文化六年江尻城址図
(本丸は現在江尻小学校の地図)

梅雪夫人は前述のように信玄の娘であり梅雪死後家督を継いだ勝千代の母である。天正十年梅雪の不慮の死にあい更に天正十五年（一五八七）勝千代の死に遇つて下山を去る。

一説によれば江戸に出て田安門内比丘尼邸に入り厨料、五百石を幕府から給された。

そして元武田家臣の娘神尾静（墓は御廟所の西側にあり）が二代將軍秀忠の子幸松を生むと自分の妹信松院と二人で幸松が

元和三年（一六一七）信州高遠城主、保科正光の養子となるまで

武州足立郡尾間木村に出てその養育に當つた。幸松は後の会津藩主、名君の誉れ高かつた保科正之である。保科家は元禄九年松平姓をゆるされて徳川家門となつた。

梅雪夫人は元和八年（一六二二）五月九日没し尾間木村清泰寺に墓があり会津若松の松平家はその廟を同寺に建てた。

法諱を見性院殿高峰妙頭大姉という、南松院文書では墓は常陸水戸にあるとしている。

信君の子の勝千代は父の死後下山にあつて領内社寺その他に父生前の先規のように諸事継続すべき旨の文書を発し、穂阪常陸助、有泉大学、芦沢伊賀守元辰等世臣の団結に守られて、駿河と河内領の統治に當つたが天正十五年（一五八七）六月七日痘を病んで夭逝した。年十六歳であつた、富沢町最恩寺に葬つた。

法諱最恩寺殿勝岳寺公居士であるが駿河薩摩村の松源寺で松源寺殿と称

され高野山過去帳には「松源院殿勝岳守公大禪定門 甲州武田勝千代殿 為ニ菩提ニ、武田信君殿内室建立 天正十六年戊子六月七日」とあり南松院文書では「松源院殿松岳寺公大居士」となっている。勝千代の死によって初祖義武以降およそ二五〇年前後の間八代に及んだ穴山家は断絶し穴山領は徳川家の領地となった。穴山本宗は絶えたが信君梅雪には彦八郎、彦九郎の二人の弟があったことが諸系図から知られる。

梅雪の娘については身延山過去帳の「天正三亥年十二月朔日延寿院日敵」を国志はあげ延寿坊を穴山宿坊と記してある。

梅雪は家康に市河十郎衛門の娘竹と、自分の養女の資格として秋山越前守虎泰の娘都摩の二人の女性を進めたが都摩は天正十一年（一五八三）九月浜松城内で家康の万千代を産んだ。国志は「長ジテ信吉ト名ツク武田氏ヲ襲ヒ梅雪ノ家蹟ヲ継ガシム、同十八年寅十二月廿九日総州小金三万石ニ封ジ彼ノ旧臣尽ク附属セラル、明年秋山夫人逝ス、同二十年辰三月佐倉拾万石ニ移封、慶長七年寅十一月十五日水戸式拾五万石ニ加封セラル翌卯年九月十二日信吉君逝去歳廿一、法諱、浄鑑院殿英善善香崇岩大居士」とのべているが浄鑑院は水戸にある。

以上の経過によって穴山氏は絶え国志は「属騎ハ皆幕府ニ入ル」としているがより多数が帰農したと考えられる。今日河内にその家系を多数見ることが出来る。

身延町上八木沢鹹原の穴山忠勝家は同家系図によると信君の弟彦八郎が家祖とし次が彦太郎信懸、法名宮内院黒叟夢酬居士であり、国志に「飯田系図に彦八郎信邦。男彦太郎信懸又宮内尉と称す。法名黒叟夢酬居士」とあって同家系図と飯田系図は一致し、なお同家家紋と最恩寺の内山勝千代画像其他にみる穴山家々紋はともに下一つ除いた武田菱で他に例がない。同家には穴山彦太郎あて川中島合戦感状があり、また天正十年十二月五日付の本多弥八郎（正信）、高木九助はからの徳川家康の福徳丸印の県志本古文書類集所載の本給地拾壹貫五百文並棟別、居屋敷免許の穴山彦太郎あて継目状を蔵する。

一、穴山氏の河内入部と一円支配過程

穴山氏が河内に移った時期を明らかにすることは中々困難である。佐藤八郎は將軍足利義持が小笠原政康に下した応永二十五年（一四一八）の内書、「武田甲州南部下山辺ニ可_レニ打越_ス候 自然事可_レ加_フニ扶持_ス也」を引いてこれを応永二十五年、三代信介の時と考証されている。それでは最初穴山氏は河内のどこに居住したかという問題であるが前記、將軍義持の内書にも「南部下山辺」となっており、甲斐国志人物部、穴山修理大夫満春の項の中で「穴山ハ逸見筋ノ村名也此ニ居シテ氏号ニ命ス後南部ニ居リ下山ニ移リ東西河内領一円ニコレヲ領ス」とあり明確ではない。ここでなにゆえ穴山氏が河内に移住したかという点を考えてみたい。逸見氏の勢力圏外に本宗武田のために穴山勢力を養わんとしたためであつたらう。また南部氏の残存勢力があつたのでこれに対処して武田氏が穴山氏を河内に配置したかとも考えられる。いずれにしても穴山の河内移住は室町幕府將軍と武田家の強い意志によるものであつたと信じられる。

はじめ穴山氏が居したのは下山か南部か今日なお明確ではないが南部町内船の穴山館趾という伝承をもつ「地頭屋敷」が地理的に考えて穴山氏初期の本拠ではなかつたかという見解を示している人もある。国志は前出の他、古蹟第十四、南部城蹟の項に「三郎光行ヨリ信玄ノ時南部下野守マデ相統シテ当郷ノ領主ナリト云伝レドモ永正ノ頃ハ穴山兵部少輔信懸ノ本村ニ住スルコト見エタリ」と記している。

信懸の南部町本郷の建忠寺開創から考えても信懸のころに内船から富士川を西へ越えたことも考えられる。次の六代信友の居住は南松院蔵の信友が天輪寺に施入した「大般若波羅密多經第一百一十一卷」奥書に「再ニ興ニ此經全部」大檀那甲州河内下山居住武田伊豆守源信友現当ニ世願望_レ從_レ心ニ天文十六年天丁末中秋吉日」とあるが一五四七年の自署である。

また円藏院由緒書にも「武田伊豆守源信友公下山ニ在城之砌当寺建立

被^レ成^テ桂巖大和高ヲ招請被^レ成^ニ稱^{シテ}開山^ニ下略

天明五年巳十月」とあるので信友の下山居住が明確である。居館の場所は国志古蹟部第十四「穴山氏城墟」の項に「本国寺ノ境内及び村居ニ係リ処々ニ残湮荒塁存シ調馬埒ノ蹟等アリ」

城域は南松院もその中に取り込む構成である。下山氏の居館趾を更に拡大したものと考えられる。七代信君もここに居したが前記のように天正三年（一五七五）に江尻城主となったので以後は下山は留守所となったのであるまいか、八代勝千代はその短い生涯を江尻で終ったと考えられる。

標泰江は「姓氏家系大辞典」から下山氏の存在を十四世紀終りごろから十五世紀初めの間迄考えられるとしている。帯金氏は瀬戸（下部町）方外院の永禄二年（一五五九）の穴山信君文書に「帯金美作守ヲ以テ承り候」とありこの期迄つづいて何時の時にか穴山氏に付属していったと見られる。

六代信友の時河内一円支配の成った見方もあるが、しかしながらその事業は決して容易なものではなく、背後に武田本宗を控えこれと密接に連絡しながらも前記諸勢力に巧みに対処し、あるものは本宗家の下へ付せしめ、あるものは自己の被官となしつつ河内一円の武田家における再支配の形の中で郡内小山田家とは異なった独立的統治を完成して行く道は決して容易なものではなかったはずである。

このことを幾多の穴山関係文献その他の史料が明らかに物語っている。そしてこの河内一円支配の進展完成の期になうものは信友と信君とであり、それはちょうど武田信虎と晴信の時代とそれぞれの経略にほぼ比せられる。

二、武田家親族衆としての穴山氏の活動

穴山信友は出生、武田信虎におかれること十二年である。信虎が甲斐一国を平定、更に信州に進出しつつも性情過激にわざわいされて、娘婿今川義元のもとに追われた時信友は武田の中堅としての地位にあり、信君は二

歳前後である。武田の勝利を確実にした第四回川中島の永禄四年（一五六一）の前年、信友は卒した。

三方ヶ原合戦の元亀三年（一五七二）には信友は五十二歳、信君は三十三歳でこの作戦に当たり戦場で大活躍している。

天正九年勝頼が新府築城を始めた時梅雪は四十歳前後という年令である。つまり信友は信虎、晴信父子の、信君は晴信勝頼父子の股肱として活動したのであった。穴山氏八代の間における武田本宗家とのつながりは（一）で見た通りであり、従って本宗武田との関連はいずれの代にあっても密接不離な関係にあったことを文献的にみるとまず菊隠録に見る四代信懸の頃は石和川田の武田氏本拠にともに住したことである。

その死の永正十年（一五一三）前後は甲斐一国の支配を目指しての信虎の悪戦苦闘の時期であり信懸は常に信虎に最も信頼されてその力をつくした。

五代信綱は享禄四年（一五三三）に没してこの時は信虎が石和より府中の地へ居館して十二



武田二十四将図（南松院蔵）



同・部分 左上が穴山梅雪・中央は信玄

年目、甲斐国内の諸勢力を整理し国外勢力と国境内外において対抗していた時期である。

この間の信綱は国志が引いているように飯田系図に「小田原北条家ノ為ニ討死 弓法相伝 五人張大勇力荒馬乗り」とあるのをみれば信虎陣営にあってその豪勇をうたわれていた様子が偲ばれる。下山竜雲寺に信綱愛用の鎧が寄進されているのも何か暗示するものを思わせる。この頃の信友の行動を語るものもまたないのだが父信綱の死の前後信虎の女、後の南松院殿を夫人に迎えていたはずであり青年武将として信虎陣営の一翼を担う重要な地位にあったわけである。

晴信の代になって後の信友、信君父子の武田親族衆としての活動は誠にめざましく、それを記録する諸文献も多数残されているのであるが郡内小立の妙法寺記(勝山記) 栗原左兵衛の高白斎記(甲陽日記)、甲陽軍鑑、その他の文書等からそれを概観してみたい。

妙法寺記天文十四年(一五四五)の項に「晴信様は信州箕輪殿の城を御責候卯月より五月六月迄御責去共落不申候勝沼の相州小山田甲州川内の穴山殿御あつかいて和談に御帰陣被成候箕輪殿弟權次殿と申候を人質に御入候」とある。

更に高白斎記の天文十八年九月晦日の項に「穴山殿在ニ藤沢次郎参府」とあるが武田信玄にこれは箕輪落城後残存勢力が小笠原長時を頼りに仁科等と連合して諏訪に侵入したが敗れ深志に入り十八年、小笠原とともに佐久小県の諸將多く武田に降るに及び信友との関係の早い藤沢次郎をして信友を頼らせて降伏のため甲府へ参府してもらったとしている。

また高白斎記天文二十年正月穴山信友のはからいで下諏訪の有力な者が甲府へ出仕していることを記している。また標泰江はその穴山氏研究に信濃史料十二巻の磯部文書の

從今川殿 以二宮出羽守承候間 去七日坂木へ指越候 例式豆州は美酒振舞までニ候間何事も不調談合候 亦小山田をバ佐久郡差遣候 以ニ彼是一向不如意迷惑候 同者急度有ニ出来御意見可為木望候 猶從ニ高白所可申候条不

能ニ候 恐々謹言 八月十二日 晴信

竜淵斎江

これは今川義元の家臣一宮出羽守が義元の意を伝えて来たので彼を坂木の豆州つまり伊豆守信友の所へ遣わした。だが信友は例の美酒振舞いのみで談合は調わなかった、ということとその背景には上杉、武田の争いがありその調停役を今川氏がしており、信玄は小山田、穴山をその交渉に当たらせていることを現わしていると説明している。

国志に初鹿島望月喜兵衛蔵として年不明の今川氏真より信君に送った次の書状

其以後者不申承候 仍高白斎注進之分者 越後衆雖令出張ニ無指儀ニ退散之由 先以可心安 候其後如何候哉 承度候 因之陣中江以飛脚申候 恐々謹言

八月廿九日

武田 彦 六 殿

氏 真 花 押

があるが、前出の天文二十四年の晴信から、竜淵斎に与えた文書に関連したもので一宮出羽守を武田、上杉の調停役としてさし向けた。

今川氏が高白斎からさしたる儀なく越軍退散との報があったので安心とは思いが其の後如何であるか承りたいので陣中へ飛脚をおくったというのである。

信友が信州の戦線で活躍している時、子の信君も二十歳から三十歳の間の年ぐらいで同じく武田の戦列にあって活動していたのである。なお晴信の竜淵斎への書状の「いつもの例式で信友は美酒振舞で大切な、問題の核心にふれなかつたので、とのべているあたり信友に対する晴信の感情がかえって濃やかであることが言外にあらわされていると見るべきであろう。そしてまた信友の「例式の大酒振舞」は武田の外交を担う者としての悠容せまらぬ、奥深い手腕の程をうかがわせるものがあって興味深い。この文書から推して今川氏真も父義元のかげにかすんでしまっていたのではなかつたことが知られる。

この今川氏真が永禄三年（一五六〇）父義元の桶狭間戦死後は今川家を統率することとなるのが信君へのこの書状のころから十八、九年後の永禄十一年の暮には叔父である信玄自身の猛撃をうけ、駿府を占領され遠州へ落去することとなるのである。

義信が父信玄によって永禄十年（十一年の説もあり）自害させられたのは氏真の生母、義元夫人が信玄の姉であり、自分の妻がその子であったことから、おそらく父信玄の今川打倒に同調できなかったことがその要因の一つではなかったかと思われる。

また二月小朔の項に

駿府へ御使者をつかわさる、二日駿府へ着、小林宿、穴山殿旅宿へ参る。一出、高兵致相談、義元之披露、三日従、一出御誓句之案文請取翌日以飛脚甲府へ進上仕候

とあるがこれは天文十九年正月から始まった義元の女と信玄の長子太郎義信との婚約の件についての総仕上げがなされたことを示すものであり、そのため一足早く駿府（静岡市）へ赴いていた穴山信友宿へ使者が赴き、ここで穴山信友は一宮出羽守、高井兵庫と相談し婚儀について義元へ披露し、三日義元の婚約の誓文を得て飛脚でそれを甲府へとどけたのである。高白齊記によると義元の女はその年の十一月二十一日駿府を發った。その頃に「廿一日御新造様駿府を御出、興津に御泊り廿三日うつぶさせ廿四日南部 廿六日下山 廿六日西郡 廿七日乙巳酉戌の刻府中穴山宿へ御着」とある。

甲斐国志卷之百二十一に下山百姓蔵として

翰札披読長々其府滞留候辛勞察入候對氏真無二等閑趣被申述同氏真同意被聞届候者 早々御帰国肝要候 恐々謹言 信玄

幡竜 齊

とあり、永禄三年（一五六〇）義元戦死後の今川氏真に対する重要な交渉のため信友（幡竜齊）が長期にわたって駿府にあり、これに対し信玄が深い感謝と信頼をこめて送った書状で年不明であるが義元戦死後間もなく

のものであろう。

永禄十二年（一五六九）信玄は二度目の駿河侵入を行ない大宮城を攻め浅間神社の富士兵部少輔を降伏させたが信濃史料第十三巻の長野県次の玉井文書

大宮城之城主富士兵部少輔 属穴山左衛門大夫今明之内可渡城之旨儀定此上者早速可令帰国候 猶土屋平八郎可申候恐々謹言

七月 二日

信玄 花押

玉井石見守殿

をみると浅間神社の富士氏を信君に従がわせ、城明け渡しをさせている。また前記同巻に

「從三嶋直に向大宮出張 諸虎口取破 詰陣候之処對于穴山左衛門大夫一城主富士兵部少輔悃望候間 令赦免候 城請取 当表悉達本意候 此上城内 仕置等成下知 三日之内に可納馬候 可被存心易候 恐々謹言 自備馬遣一筆候間 取乱故用印判候

七月 三日

信玄 朱印

大井左馬允入道殿

とあり、信州平定に際しての信友の役を駿河大宮では子の信君が継いでいる状況が見える。元龜三年（一五七二）十月三日、信玄は約二万の大軍をもって甲府を發し雪の信州路を経て遠州に出撃し十二月二十二日夕刻三方ヶ原で家康および信長の援軍と戦って大勝したがこの信長包圍陣營の中にあつて最も有力な勢力であつた浅井長政は元龜四年二月廿一日付の書状を信君にとどけているが雄図空しく信玄が没したのはこの年の四月十二日のことであつた。

この長政の「武田左衛門大夫殿人々御中」とした書状は信君の長政への書状に対する返書であつて、信玄の尾張、美濃への進出を待ち望み、朝倉義景と固く連繫していることをのべ、將軍義昭の書状とともに進獻するとの内容のもので信君が上記信長包圍外交上の枢機に任じていたことを示すものである。（この書状は現在石和・土屋益雄蔵）

ちなみに浅井氏朝倉氏が信長に滅ぼされたのはこの年の八月のことであった。

以上の他に信玄から信君への身延山日叙上人保護を依頼した永禄初年の書状、同じく信玄から信君への年代不明の身延山の十月の会式に参集する僧俗への通行上の保護を恒例のように執行すべきことを命じた書状がある。

これらは信玄時代の穴山信友、信君の武田家における活動を示すものであるが勝頼の時代に入つての状況を次に述べる。

国志卷之百二十一に宮原村椋林保格蔵文書、

任マカセ小笠原所望誓詞遣ツ之候 可レ被ル相渡サ候其外合力並領知等之儀も一一令メ領掌ニ候 条目之通有ニ得心一 弥カ可レ然ル御異見尤候 恐々謹言

五月廿三日

玄 番 頭

勝頼 花押

をのせているがこれは天正二年(一五七四)五月、遠州高天神城を勝頼が攻め落した際降伏した小笠原長忠の取り扱いについて信君におくつたものである。また同巻に古府要法寺蔵として次のようにのせている。

尊翰拜見恐悦候 如貴意 今度徳川向ツ高天神 在陣候 無レ可レ被ル遂ニ一戦一候 儀尤候也

不レ及ニ手合ニ敗北一 口惜シ候 仍遠路軍陣之御祈禱之札並ニ蠟燭被レ送下一候忝次第此事候 猶掃城之刻可レ得ニ高所一候 恐々敬白

九月廿八日

信君 花押

これは高天神を落して一時勢のあがった勝頼ではあったが天正三年五月二十一日の長篠の戦で織田、徳川連合軍に大敗して以後はまさに落日的状態となり高天神を守っていた信君もまたこの大勢の中で徳川方と戦って敗北を喫し、そのため勝頼に御祈禱札と蠟燭との送致を願つたものである。文書は天正三年の筈である。また下山一之宮蔵文書の中に

芋谷之慶三候ニ付而糊付之芳札令レ被レ見 則相尋候之処一兩日以前帰国之由申候之段 興津豊後守ニ申付高天神迄 遣ニ早飛脚一候 定可レ召返ス候猶山県着城候

者 早速御帰陣尤候 恐々謹言

六月廿五日

玄 番 頭 殿

勝頼 花押

これは山県三郎兵衛が長篠合戦で天正三年戦死しているので天正三年以前となりまた高天神が前年五月勝頼によって陥落しているので天正二年の六月のもので人事上の要件についての書状である。なお信君が江尻城主と確定したのは山県の戦死に伴つてのことであるのがわかる。また国志同巻に相又村百姓蔵とし

一 氏政者十五向ツ深沢ニ出張 御厨中之民家少々放火昨日者無レ指儀 足柄麓居陣之由候事

付敵退散たらば可レ及ニ一左右ニ候之間 可レ有ニ出府一之事

一 家康重而催足之由候き虚実如何聞届度候事

一 其表之諸城へ用心 普請等無ニ油断一様 節節可レ被レ加ニ催促一之事

一 九子之当番無衆之由風聞候哉一段不審候事 付小幡内藤人数積ニ之事

一 樹木屋敷事 付金柑事 以上

閏三月十八日 朱印

陸 奥 守 殿

国志に年代は按ズルニ天正八年也とある。信玄の死、長篠の敗戦と次第に衰退の色を濃くしつつあった武田勢であったが天正八年勝頼はその前年から北条氏政と対戦していた。

氏政は家康に応援をたのみ家康は何かの条件を信君に再三申し入れたらしく、その真相を勝頼は知りたがっている。そして江尻城主信君に油断なきようはげましの言葉をおくつたのであった。文面に勝頼の不安焦燥の気持ちににじみ出ている。そしてまた信君に対する大きな期待と信頼をあらわしている。

以上諸種の文献の示すように穴山氏は武田親族衆の中でも特にその活動が際立つのであるが、その活動は信友としてもまた信君としても単に武弁として武田親族衆の中に座を占めていたのではなく武田氏の対外交渉の要

路をになつていたことがわかり、信友、信君の幅広い人物像がおのずから浮かびあがってくるのである。

広大な自領を持つ穴山氏の地位と実力は郡内を領した小山田氏とともに武田家の下にあって形は小山田と似てはいるが内容は全く違う武田分国内での再支配を行なつていたのであった。このことは後述する中で明らかにしたいが穴山氏に向けて発せられた信虎、晴信の文書の性格は、小山田氏に出された監視的、警戒的文書とはその性格を異にする。

後述するように穴山氏は本宗武田と全く同型の直臣、被官をもち、各種の奉行、代官の組織を持ち自領経営に細密な手を打ちつつ終始したのであった。

三、穴山氏の領内統治

穴山氏の所領支配の性格は所謂武田家の下における「再支配」であると同類的にいわれており、穴山領内に向けての武田信虎・晴信・勝頼の諸文書が存在してそれを裏付けているのであるが、その内容の実体を郡内小山田氏の場合と比較すると同じ武田家の下での再支配とはいっても、そこに格段の相違が認められるのである。穴山氏の場合は武田家の下にありながらもその独立性が極めて強いのである。これは思うに穴山氏発生以来、常に強化し続けられた本宗武田との濃厚な血縁関係・武田家の甲斐統一への困難な時期における一体的協力の経緯、相当な経済力と人口、河内の地理的条件、そして信友・信君父子の並々ならぬ手腕力備、といったものが然らしめたものと考えられる。武田家の戦国期における対内的対外的活動の進展強化が信虎・晴信父子を通じて展開されるのであるが、穴山氏においてもほぼこれに歩調を合わせながら信友・信君の時代にその統治の拡大強化を見たのであった。以下穴山氏の領内統治についてはこの二人に重点をおいて見ていきたい。

その統治の様相をみるには信友・信君父子を通じ「家臣・領民の統率」

「産業経済の開発」「社寺関係」等の項目に大別してみてもゆくのが便利だと思われる。

(一) 穴山氏の家臣・領民の統率

穴山氏勢力の中核となり、その発展強化の直接の原動力となつたのは穴山家臣団であつたが、甲陽軍鑑その他の文献には、「穴山殿手勢」「穴山衆」という名で呼ばれている。

軍鑑品十七に「穴山殿手勢二百騎」としてある。この場合の「一騎」は騎馬武者一人に徒歩の兵五、六人が随従するのであり、かなりの大兵力であることがわかる。武田勝頼・信繁も二百騎であるところから考えても穴山氏の勢力が理解される。

これら家臣の穴山家との関係はさまざまな経緯によるものであるがこれを大別すれば、穴山氏河内入部以前から既にそれぞれの地域の小豪族であつてその地を退去することなく次第に穴山氏に属していった馬場氏・帶金氏・万沢氏・四条氏等のように穴山氏の被官となつていった系統と、穴山氏の逸見筋にいた時代から臣従していたと考えられる穂坂氏や、穴山氏が河内に移つて以来各種の「御恩」を与えて養成臣属せしめたところの信君文書にみられる「直奉公之在郷衆」の系統・軍鑑品三四に、永禄十一—十二年にわたる北条・武田の薩埵山合戦の折、降人を穴山に付したとあるように「降人」の系統等に分けられよう。武田家滅亡の際、穴山氏を頼って合流したのも相当数あつた様子が軍鑑品五七にみえる。

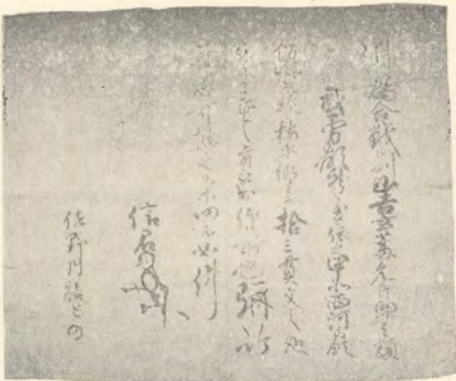
被官係については臣属の過程でそれぞれ旧領が安堵されたものである。飯富氏、岩間氏のように穴山氏に属することなく穴山氏に押し出された形勢で本宗武田に吸引されていった氏族の領地その他の処理は武田、穴山の間で穴山支配へ任されたと思われる。波木井義実などはかかる方向の中で遂に消滅の途を辿つたものと思われる。

信友・信君ともに以上各種の家臣の統率に細心の注意を払い新屋作り、竹作り、山造り、金山経営、軍功、戦死者跡目相続、渡船、商売、交通、

等々に関連してしかるべくこれに加恩したり、番匠を士分に取り立てたりしている。反面、戦場遅参者等命令規律に背く者に対する処分にはきびしいものがあつた。

軍功の大なる者に対しては、直接本宗武田の当主からの感状下付をはかつているなどは仲々巧妙で信君が部下に、自分の諱名を与えている例なども細かな配慮である。

家臣に向けて発した文書の多くは信友・信君の自筆でなされ、信君のもは国志に「筆法モ見事ニテ最モ好事ノ趣ナリ」とあるように極めて能筆である。信友・信君自筆のもの他に特に信君の時代になると、「奉之」として宗威軒、下庵、以春軒、蒲庵、鷗庵、寺奉行等々が現われ、また信君の代官任命文書などがあることにより穴山氏は家臣統率について、本宗武田と同様に各部門専任者よつての支配組織を整えていたことがわかる。国志も「地方租税ノ役人」「同心頭」「地方代官」として多数の穴山家臣を説明している。



信君の感状（川中島合戦の武功を賞したも）佐野正藏

次に以上のべた家臣階級の下部に位する庶民層に対して穴山氏は統治がいかなるものであつたかという点についてであるが、全部を明確に語つてくれる文献に乏しく、具体的に明確にすることが困難である。これはこの時代の日本の戦国期の社会全般についていえることなのである。

戦国期分国法中、最も名の知られている「甲州法度」（信玄法度）五十七カ条の中からも秀吉段階の近世的諸政策に比べると幾つか遅れた点が見える。また時代からそれは当然でもある。穴山領にお

いても庶民層の一般的な在り方は「穴山家臣階層」の保護掌握にゆだねられていたものと考えられる。そしてまた同時に信友・信君とも以下の文献に見られるように、金山経営、造林、出材、交通、商売等の特殊、重要事項については直接それに当たるべき家臣を指名して事に当たらせてたのである。

家臣階級といえども、戦陣が終れば帰省し、在郷中はそれぞれの生産に従う者がいずれの国においてもまだまだ多かつたのが信友・信君の時代であつた。そしてまた信君の時代は、織田信長、徳川家康などの分国領域内においては、土農の分化固定が歩を早めつつあり、やがて秀吉の身分固定へ繋がる方向を辿りつつある。穴山信友・信君のもとの庶から士への転移は先にふれたが役引大工を明確に士として処遇し、ある者には尉を授け、姓や「守」を授けて領内大工の統制、領内通行等に大きな任務と保護を与えている例があり、また新開地を作つて自立した者を「土」の層に取り立てたと解される史料例があり、庶から士への流動もあつた。

次に穴山氏が家臣に対して課した人的、物的負担は軍役を主とし、知行地年貢米、棟別銭、金山経営、山造り、竹造り、出材等であつた。軍役出陣数等数量的なことを知る史料がないのであるが、これは最もきびしかったようであり、信君の次の書状はこれを物語っている。

今度遅参之衆中ノ知行悉ク召テ放テ候如クニ申付ケテ少モ用捨あるべからず一中略一横田内匠助興津河内共ニ可レ押ヘ岩間十兵衛、興津修理ノ亮、後藤作太夫、三輪杉之丞、宇山若林善兵衛、弓氣多又左衛門、右之衆知行、早々奉行を付ケ残り作毛當年々貢可レ相押テ候富士山白二度ノ家中ヘ不レ可レ召レ返テ候間少モ用捨不レ可有レ曲候妻子共の事は彼者共帰国次第可レ払郷ニ中テ候 恐々謹言

九月廿一日

信君花押

日向守殿

という福士の佐野日向守にあてた永禄十一年（一五六八）のものと考えられる文書は、その夏から、年をこえて十二年四月までの信君の駿河出陣に関するものと見られるが軍陣遅参者に対する厳しい処分方を命じてい

る。

第一義である「戦陣」に対するきびしい信君の態度がみてとれる。すべて家臣は領主からの「御恩」に対する「奉公」の遂行からはずれることはできなかったのである。また年不明なるも天正八年以降の書状に

望月六郎左衛門知行名田之条無^テ奉公ニ候間堅^テ相仰^ヘ、当作可^キレ納^ム所也 以^テニ
此旨^ヲ申付候也

八月十七日

仍如件 花押梅雪
鷗庵

七郎兵衛尉

という葉袋の代官、佐野七郎兵衛尉に対する無奉公の望月六郎左衛門の知行の名田についての処置等も信君の課する義務、統制に関する事項を示している。残されている穴山文書によると領民には年貢米、年貢錢、普請役、棟別錢、地子錢、公事人夫、陣夫、伝馬助役人馬、山役、機役等が代官、奉行を通じて賦課された。

以上、穴山氏の家臣、領民の統率を概観したのであるが、以下にその産業開発、社寺経営等について概略をみよう。

(二) 穴山氏の領内諸産業の開発

穴山氏の領内経営は信懸の次の信綱までそれについての史料が得られず、次の信友に至ってはじめて各方面に対する領内経営の事業が現われるのである。

それは信綱までの穴山氏の行動からは全く予測できない程の目ざましさである。

信友が信綱の死によって家督を継いだのは享祿四年（一五三一）、年二十五歳の時である。

穴山信友の下山居住は一でみたように確定できるが南部から下山への移転の理由としては、下山が河内の中央に位置し、金と森林資源とに恵まれた早川谷の入口に当ることや、下山自体が国志にみるように甲斐国内にお

いて一村三三四戸であり、府中（甲府）に次ぐ集落となる可能性を持っていたことなどが考えられる。下山氏以来の集落としてここに河内においては最も広い耕地もあって軍事民政上の本拠地としては南部より条件はよいのである。

国志卷之一〇二の士庶部の項に

信友花押

新宿西十五番同屋敷出^シ置^キ候 急度家結^ヒ構^ヘ、可^キニ相立^テニ者也

弘治四年三月六日

龜山新左衛門尉

仍如件

があり、国志では「新宿ハ穴山氏居所下山ナリ」としているが、これに対する本宿は南部宿であったことが南部朝夷家文書からわかる。弘治四年（一五五六）は信友死去の三年前であるが、新宿西十五番という字句から推すと下山は信友によって相当計画的な、城下町としての経営がなされていたものと思われる。国志古蹟部第十四の「穴山氏城墟」の項に「京師神社仏区ノ名号に准擬^ギ城辺ニ多数ノ寺社ヲ建立シ繁栄言ハカリ無シトゾ」とし、「今ニ名ヲ存スルモノ」として、上賀茂明神、下賀茂明神、飯繩権現、住吉明神、子安八幡宮、清水観音、鈴鹿明神、日吉山王、愛宕権現、北野天神其他をあげ、「波高島村ノ上ヲ醍醐山ト云フ、城址ヨリ良位ニ当レリ又大山ニ作ル」などと記し穴山氏の積極的な城下経営ぶりをのべている。駿州往還ぞいのほほ同規格の屋敷地割りも穴山氏のころからといわれる。番匠小路は竹下、石川の役引大工をはじめとする番匠衆の居住区であったがここの屋敷割り（一屋敷二畝〔七二坪〕）にも計画性がみてとれる。

穴山氏と諸産業の關係についてはまず、「農業」關係から見てゆくと、この面に関する文献に乏しくその動向・内容についてこれを明確にできないのであるが、信友史料最古の千須和備後入道あての文書に

信友花押

大野分二貫文名田たるべく依如件

享祿五壬辰 三月五日

千須和備後入道

とありまた一之宮文書に

信友花押

勝千代きとうして ゆわまの そりりようふんの内の手作を田式たん神田につ
け候 能々まつりいたすへき者也 依如件

天文十一年正月一日

下山一之宮へ

とあり、また南部円藏院あての天文二十四年(一五五五)の寺領寄進状、
天正八年(一五八〇)の円藏院領地帳、同九年の天輪寺領地帳、信友
・信君の多数の感状等により穴山氏領地は領内に全般的に行なわれたと考
えられる。

なお、穴山氏は国志の岩間・古関・田原・常葉・帯金・大島の東河内領
六組に対すると同様、西河内においてもその地その地における代官又は代
官的性格を持った者をおいて、その者を通じてその支配を行なうとともに
前記一之宮文書にみるように自己の「手作り地」を有していたのであり、
また円藏院領寄進状の中の信友の「成島新田」や同院領に対する信君の
「先考信友開発之新地」等の語句から自ら開発した直轄地所有のことが判
る。また中野の源二郎、葉袋の水野平太夫にあてた古文書に「新屋作之由
候間棟別諸役免許候者也」とか「新屋専門棟別諸役令_ニ免許_ニ」等の語句が
あり、これは信君が領内各地の士庶に新開地をつくり分家して新屋作りを
することを奨励したことを示すものであらう。前出の天正八年の円藏院領
地帳、同九年の南松院領地帳、天輪寺領地帳については穴山氏の農
政を知る手がかりとなる史料である。

同院寺領の成嶋分のみについてであつて

成嶋之内円領地帳

四貫文 与三左衛門尉

参貫文 門前衆

老貫文 縫右衛門尉

参百文 同

老貫文 南部 惣兵衛尉

六百六十五文 新兵衛尉

参百文 同

六百廿文 成嶋 惣兵衛尉

四百文 惣右衛門尉

四百文 二郎右衛門尉

参百七十五文 九郎右衛門尉

参百五十文 三郎左衛門尉

五百文 次左衛門尉

式百五十文 源左衛門尉

百文 同

都合 拾参貫七百十文敷

右取納可_レ準_ニ清水原_ニ若有_ニ年貢無沙汰之百姓_ニ田地可_レ被_ニ取上_ニ者也

天正八年辰 十二月吉日 朱印

という内容である。これは

円藏院侍者中 信友

南部郷御崎原新地円藏院寄進之地同南部之内成嶋新田之年貢錢拾貫百文之所為_ニ

寄進_ニ候 拜山林之事者信友見候而別而判形可遣候者也 仍如件

天文廿四年九月廿三日

伊豆守信友 花押

円藏院御侍者中

に対応するものである。

これ等の文書に見られるように土地は年貢錢の貫文高で表示されており
豊臣・徳川の検地のように土地面積、その品等で示されてはいない、上記
文書中に「右取納メ：年貢無沙汰の百姓、田地取上げられべきものなり」
とあるが当時の錢貨は明錢であり、主として永樂錢であった。その一カを
一文又は一錢と呼称し、十文を一緡又は一疋と呼び千文を一貫とした。妙
法寺記享祿二年(一五二九)の段に、「此年の冬世中十分に吉：米二升五

合、大原にては三升拾文サシに売買候」とあり又同寺記の最後の記録である永祿四年（一五六一）の段に「此の年の大麦売買は五月七升なり。同く小麦は四升十文サシ売り候なり」などと記している。円藏院、天輪寺兩検地帳は兩寺に納入すべき貫文を上段に納入者をその下に記しているが、上記の年貢銭なる語句のあるのみれば、年貢は銭納される場合が多かったと見られる。円藏院検地帳による納入者は何人かの門前衆を除くと十二名となる。徳川の世になって土地一筆ごとの石盛りが徹底するが、各村ごとに土地品等が決められると、数か所について士分の立会いの下に坪刈りを行ない、一坪から平均して粃が一升とみれば一反では三石とし、これを五分摺りにみて米一石五斗とし、石盛り十五と呼んだ。ひとしく上田、中田、下田、下下田と区分しても甲村と乙村とでは地味の相違があるため石盛りは違ってくるのである。

天輪寺検地帳については本文を略すが同寺は穴山三代信介の開創であり、天輪寺年貢納入者は有姓の者十名、無姓の者二名の十二名であり、有姓十名の者は大体、信介の時代以来穴山氏に因連をもつ家系の者と思われる。そして年貢とはいってもこれら有姓の者の場合はむしろ同寺に対する喜捨施入的性格のものだったと思われる。

有姓十名のうち松木善仲、松木但馬守、葉袋の佐野新左衛門尉等は穴山家士中の重鎮であつて農民ではなかつた。この検地帳には茶園、新興（新開）の記載がある。つまり天輪寺領設定の際は在地武士との連繫がとられていたことが察せられる。同寺の年貢高は合計五貫七百二十文で他に式斗六升蒔きの田と二斗九升蒔きの畑があり反にすると、一町三畝ほどになる手作り地があつた。松木善仲の百文は、前記換算では僅か二畝であるが、天輪寺領は、その開基時、すでに在地武士であつた者からの寄進によつたものと思われ、円藏院領は穴山氏の開拓による新地施入であつたのと事情が違つたであろう。

天輪寺領は田一畑二・六の面積比である、以上二通の検地帳だけから穴山氏農政の詳細は描き出せないが、寺領その他の土地関係文書に何文と一

けたまで記したものが多数みられることにより、農業生産の掌握経営は相当しかりしていたものと考えられる。

また穴山氏農政が慶長、寛文検地の基礎となつていた様子は下山南松院の例によれば慶長八年（一六〇三）の四奉行による同院に対する「御寺領覚」の寺領額が穴山氏時代のそれと、ほとんど変化しておらぬと考えられることから察せられる。

次に林産関係を見ると、戦国の時代においては軍事上材木は非常に重要な軍需品であつたことはいうまでもない。城廓、陣地構築の骨格として不可欠のものだったわけであり、その他為政者による社寺造営修理や万般の土木工事に、城下集落の形成に、村落の復興拡張に、更には商品として、材木の持つ必要性・価値は極めて重かつた。河内領の中部以南は、東西ともに地味・気温・雨量等の気象に恵まれて森林資源は実に豊富であり、その輸送運搬も地勢、河川を利用出来たので、古来この地の重要資源として今日に至つているのである。

國中・郡内・河内のいわゆる甲斐三内のなかで河内程林産に恵まれた場所はもとよりなく、その点林産は村々の農業生産の弱さに対する一支柱であつた。

後述する河内大工の活動もこの林産と密接に連関していたことは、使用地へ向けての大量の用材を河内から国の内外へ運んだことでよく示している。江戸時代この地域の材木が遠く京都・江戸・水戸等へ供給されたことを記録する兩畑尾崎家や下山穂坂家などの多数の關係文書、江戸時代を通じて多数の村々に設定されていた「御料林」「御手山」の存在など、この地域の林産の伝統の深さを物語るものは多いが、戦国時代の河内地域の林産面を穴山氏との因連で以下に概観してみよう。

穴山信友・信君の発した、山作りや、用材下命等の林産に直接関連する文書は相当多数であるが、信友は天文五年（一五三六）葉袋の佐野藤六に早川入諸村金山、巢鷹、材木棟別のことを任じている。佐野氏は藤六以降代々早川入りを束ねる代官を出した。穴山氏の林産に対する積極さが初め

て知られるのである。信友は天文十二年（一五四三）七月五日、湯ノ奥佐野縫殿衛門尉にあて

信友 花押

右竹敷のこと はやすへし 何時も用之時ハ何本所望と判をつかすへく候何へも其分申付候 用之時印はんこし候共 無^キ此判^者きるへからず 以^テ此儀^能々竹をはやし奉公可^レ申者也 仍如件

天文十二年癸卯七月五日

佐野縫殿衛門尉

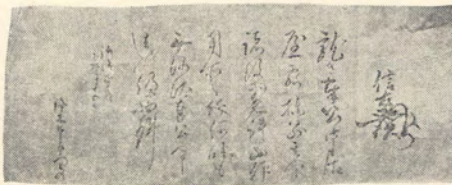
という興味深い文書を発している。竹もまた重要な材料として計画的に用意されたのであった。弘治二年（一五五六）の

一、就^キ手奉公申^{スニ}山作^リ五間普請其外免許候 山作用所之儀何時も無^シ沙汰^{奉公}可^レ申者也 仍如件

弘治二年霜月十五日

佐野縫右衛門方へ

という山作り文書を出している。同じ山作り関係文書である大壘の鈴木四郎左衛門にあてた文書は



信友が発した諸役免許の山造りの文（大壘）(1)

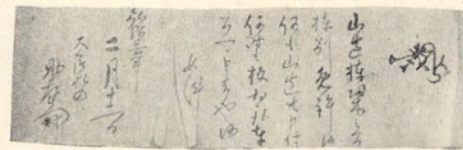
就^キ三奉公中^ニ居屋敷棟別其外諸役等免許候 山作用所之儀何時も無^シ沙汰^{奉公}可^レ申者也 仍如件

弘治二年九月十五日 信友花押

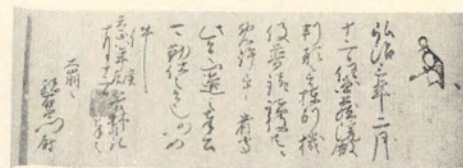
鈴木四郎衛門どの

となつてはいるが、この四郎左衛門と同一人物と考えられる鈴木四郎忠光は永禄四年九月川中島合戦の功により信君の感状をうけ、大壘に一貫文、岩間に十貫文の恩地を与えられた純然たる武士であった。このような地位にあるものが山作りの束ねを行なっていたことは、江戸時代と違って生産を伴つての強靱な戦力の保持強化を

はかつた戦国の武士層の根強い生き方を物語って興味深いものがある。これと同様な状況は他の穴山文書からもよく見られるのである。



信友が発した諸役免許の山造りの文書（大崩）(2)



信君の発した山造りの文書（大崩）(3)

信友 花押

山造棟梁之間 棟別免許候 何も山造共申付 何時も板為^レ取奉公可^レ申者也 仍如件

弘治三年二月十二日

大くつれの助左衛門尉

にも信友の林産に対する積極的な態度がよく見える。信君はそれを継承し

梅雪花押 於^テ三河内谷中^ニ私宅宅間棟別諸役令^ニ免許^セ之条山造之奉公可^レ致^ス勤任^ニ之者也 仍如件

天正八年正月廿六日

大崩孫三郎

梅雪花押

弘治三年二月十二日任^セ内蔵院殿判形之旨^ニ棟別機役普請諸役共免許^シ畢^ニ者守^リ此旨^ハ山造之奉公可^レ勤任^ス之者也 仍如件

天正八年庚辰 若林外記 奉之

十月十二日 ㊦

大崩之孫右衛門尉

など林産に深い考慮を払っている。上記の助左衛門尉・孫三郎・孫右衛門尉は父・子・孫の関係と思われる。円藏院殿はいうまでもなく信友のことであり永年にわたる大崩山造りがうかがわれる。また天正九年ころとと思われる下山東漸院あての

梅雪花押

西林坊寺中之竹木之事縦役□□帯印判無置判者不可為切候為其手形可

遣候 仍如件

二月二十六日 東漸院

をみると、寺領の竹木に対する伐採規定であることが判る。この東漸院あての文書は信友・信君が多く寺院にあてた「禁制」中に慣用句的に見られる「山林竹木伐採之事」とは別で竹木の管理命令である、信友・信君とも各寺領に山林を加えているがこれも一つには用材確保の一手段であったかと思われる。以上のように各地で穴山氏は林産資源の確保育成を行ないつつその需要に対処したのであった。次に山造りの家臣に対する穴山氏の用材下命をみると

天輪寺御用之旨 五六五拾丁 早々申付可進之者也 仍如件

元龜元年八月廿七日

以春軒奉之

穂坂織部助奉之

佐野七郎兵衛との

とあるが、藁袋のこの七郎兵衛は父の鷗庵から続いて早川入り代官を信君に命じられていた人物であった。五六は現在も使っている角材の規格である、永禄十一年(一五六八)十一月信玄は駿河に出兵し翌十二年一月、馬場・穴山・今福の三将に江尻城を、其他久能・興津横山等をも築かせたが、信君は之等諸城砦の中心である江尻城主に天正三年(一五七五)勝頼から命ぜられている。次は信君が江尻から発したものである。浅間神社用材について、

せんけん御ほうちんはしらの註文、ひの木上上
一、十六本長サ一ちやう四尺 ふとさ壹しやく仁寸
一、同はしら八本 長サ壹ちやう四寸五寸 ふとさ壹しやく四方 以上
辰九月廿四日 江尻 ひと奉之

佐野七郎兵衛

辰は天正八年(一五八〇)である

- 一、立具下へき事
 - 一、桎並あやめいたの事
 - 一、こはんせうきはんの事
 - 一、をし板床のかまちの事
 - 一、去去年ならあやめいたの事
- 以上

九月三日 江尻 ㊦

佐野七郎兵衛との

とあるが江尻城主信君のことである。浅間神社用材の輸送は流送と考えられる。後者からは建具を作って送り下すきこと、碁盤、将棋盤等の要求が見られる。信君の用材の規格、品質に対する知識もみえる。武田氏の駿河進出、それにともなう穴山信君の江尻城進出は河内木材の重要性を深めること大なるものがあつたであらう。

駿河への用材は早川、富士川を流下したものである。富士川筏流しについて駿河風土記の岩淵の項に「甲斐の楡皮、榎木等筏も茲に著かしむ」とあつたとの国志の記事は富士川水運の歴史についてよく引用されるところである。

棟別免許早川奥林上り出候材木流木改可計者也

永禄七年霜月八日

依而如件

望月喜兵衛

は、用材の出材、管理者に対する保護についてである。

穴山氏の金山経営については河内地域金山の文献は早川町藁袋の佐野家、同町雨畑尾崎家文書等があるが関係文書としては、

信友花押 芳山小沢のすちかせき候てきり出し奉公申へきなり、何事なりとも此六人衆にまかせへき者也 如件

天文十二年五月一日

村田 善九郎
望月 善左衛門
伴 左衛門
同 神左衛門
同 新右衛門
同 三郎兵衛尉

があるが、天文三年（一五三四）の信友の宛名不明の「黒桂山はう山の事—中略—稼ぎ山栄い候はん事肝要たるべし」の文書（甲州古文書）とともに甲州金山関係文書として貴重である。武田氏の河内地域の金山関係文獻としては天文十九年（一五五〇）の

一、大城山金山押堀役可_レ被_レ成奉行より御下知之事

一、山林竹木勝手に伐採可_レ申_{キヌ}

一、棟別倉軒免許之事

右為_ニ金山掛役料一山梨郡八幡郷於_テ市川_ニ二十五貫文被_ニ下置_ニ之儀不_レ可_レ有_ニ相違_ニ依_テ執達如件

天文十九年庚戌二月十六日

原 隼人佐
奉 之

市川備後守殿

という相又市川喜洋家文書があり、これは武田氏の金山文書中、最も古いものと思われる、金山の持つ経済的特殊性が武田氏をして穴山領内に飛地的な経営を行なわせたものであると考えられる。穴山領内に対する武田氏の此の種のいわば「立ち入り」的關係は他の面にも、多少は見られるのである。

河内地域の戦国期金山経営の遺跡とされるものは早川入りでは保・黒桂・雨畑筋の稲又長畑、これと連関する大城・河東では毛無山金山群とでもいふべき、湯ノ奥・地蔵峠一带・栃代から本栖・麓等に見られる。金は鉾

石を砕いて得るものを山金、川でえるものを砂金・沙金・川金とよんでいた。もとより山金が中心であり、上記の各場所に廃坑や石臼が残っている。坑で武田氏金山と伝えるものが河内各地にあるが鉾石の露天掘りも行なわれたようである。武田金山とはいっても河内の場合は早川入り文書や毛無金山は信君開発とする湯ノ奥のいい伝えからみて、大部分は穴山氏の経営だったと思われる。

河内の当時の金山遺跡は、今日上記のように各所に見られるのであるが、毛無山中の湯之奥の草間奥遺跡には精煉場あとも残り、上限は不明で

あるが下限は明暦・寛文である。

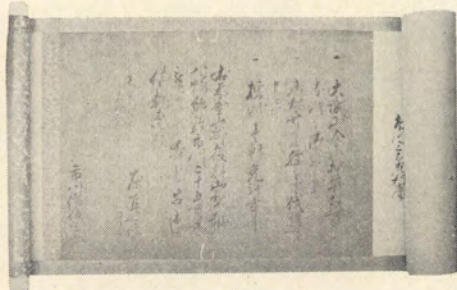
宝篋塔石碑等が多数残されている。また早川町稲又遺跡では横坑・斜坑・堅坑等が複雑に連絡しており、当時のいわゆる「甲州流」土木技術の好資料である。身延町湯平の坑道遺跡はすこぶる長大な珍しい砂金鉾床坑道で他に例がない。

穴山氏の富を相当なものとする世間の目のあったことが推察される。早川入りの穴山文書等から考

えて、河内金山の穴山氏財政に対する比重は乏しい農業生産を力強く支えるものとして材木とともに大きな力を持つものであったに違いない。穴山氏断絶後は河内金山は他と同様に徳川氏の経営に移行した。

(三) 穴山氏の交通政策

いづれの谷も人間の生活舞台であり、経済、文化の交流する道筋であったのであるが、富士川谷も先史時代から時とともに東海と盆地、信州との間の政治、経済、文化の交流路としての役目を継続して来たのである。



大城金山の文書（市川喜洋蔵）

治承四年(一一八〇)遠光の三男光行が南部の地に入部し、ついで光朝の曾孫光重が下山に入部するに及んで、それまで政治的に空白地帯であった河内の性格に大きな変化がみられ、甲斐中央の諸勢力、更にその上部にある鎌倉幕府等との連関を有する地域となった。

甲駿を結ぶ要路としての性格はいよいよこの期に入って明らかとなったのである。

身延山の歴史もここにその歩を踏み出すこととなった。青山靖が「身延信仰と交通」において述べているように、河内路の発達と身延山との関係は文永以来現代まですこぶる密接であるが河内路が甲駿連絡路として政治的、経済的に重視され、その施設、制度を組織するのは戦国も半すぎにはじまるといえよう。それはまた戦国という時代の産んだものであった。

王代記、妙法寺記、高白斎記によれば駿河の今川勢は明応元年(一四九二)以降、大永元年(一五二一)の間何度か甲斐に出撃し、特に大永元年には福島正成が数万の大軍をもって侵入し、武田方を大島の戦に破り下山を経て国内に軍を進め、六十日余の対陣の後十月十六日の飯田河原、十一月二十三日上条河原の激戦で駿河勢は敗退し、これは味方した波木井義実も同七年に亡ぼされたが、この駿河勢との度々の対戦は必然的に武田氏・穴山氏をして河内路を軍事上厳戒させることとなり、やがてこの河内路を経由しての武田・今川の同盟関係が進められ、最後には永禄十一年(一五六八)十二月、信玄自ら河内路を駿河に出撃する経緯の中で河内路の宿駅は整備されたのであった。

身延町和田の市川孟家文書は軍事上の要路としての河内路の性格を最初に物語るものといえよう。内容は、和田の市川代之進等九人衆に信玄の父信虎が、天文三年(一五三四)三月、最寄りの時告げ煙場十二箇所の厳重な管理運営を命じ、各人にそのための恩地二十五貫文ずつを与えることを記している、武田氏の軍制を知る上でも重要な史料である。

そこで妙法寺記によれば大永二年(一五二二)の段に「当国屋形様身延ニ而御授法、御供の人数皆々授法」とあり、信虎の河内往来を記してい

る。前記史料の通り武田・今川両氏は激しい対立の関係で交渉を持ち始めるのであるが、妙法寺記にみるように天文六年(一五三七)二月には信虎の女が今川義元の息氏真の夫人として駿河に赴くことになり、天文二十一年には義元の女は信玄の長男太郎義信に嫁すため十一月二十一日駿府を發し、内房・南部・下山と旅宿を重ね二十七日府中穴山邸へ到着したのであった。

この婚儀交渉のため高白斎はその二月一日甲府を發し二日には駿府の穴山信友宿へ入っている。これは至急の伝馬であつたらしく、甲陽軍艦品三七には甲府・駿府の飛脚は三日内と記してあり、これが標準であつたのであろう。

永禄十一年(一五六八)十二月六日に甲府を出發した信玄は下山を経て六日目の十二日に芝川内房に着いている。大部隊の行動としては迅速といえよう。そしてその前提として河内宿駅の設備が先行していたことである。

武田氏・穴山氏と身延山の関係については後述する通りであるが、信玄が元龜年間(一五七〇—七三)穴山信君に宛てた文書で身延山の十月の会式に両口すなわち罫沢・黒沢・万沢等を往復する参詣者の手厚い保護を命じており、これ等と永禄十一年来の駿河に対する武田氏の進出を考え合わせれば、永禄元龜のころに河内路は甲駿を結ぶ要路として整備が急がれたと考えられる。

さて次に穴山氏の宿駅経営についてそれを具体的に知る史料は南部宿下山宿・下山一ノ宮・下山役引大工・渡船・身延山関係文書等多数あるが、南部宿朝夷家文書がよく知られている。

府中から下山、南部を経て駿河に通ずる河内路も時代によってその途・経路に変化があり、一番古くは府中―市川大門―帯那―岩間―西島の道筋であり、それが府中―市川大門―割石峠―岩間―西島と変り、更に峠を避けて府中―罫沢―砥坂渡―岩間―岩崎渡―西島と変化したのであった。

砥坂渡し役に従っていた鹹沢町箱原の依田家文書に

其方一代居屋一間棟別諸役等令_ニ免許_シ畢_テ守_リ此旨_ヲ相当之奉公可_キ動止_ス者也

仍如件

元龜元年庚午

十二月十日

信君花押

とあり、また、慶応元年の西島村書き上げにも、元龜元年、天正九年（実
は十九年）の穴山氏および加藤光泰よりの富士川横渡しに対する御墨付頂
戴のことを記し、西島、箱原等の者が砥坂・岩崎のいわゆる「もろこし
（兩越）の渡し」の任にあつたことを示している。

岩間村誌や国志によれば、岩間代官所の廃止は天和二年（一六八一）の
ことであり、国志によれば、

「二所の渡場アリ類ハシキニヨリ貞享年中（注・一六八四―一八七）岩腹ヲホリ
徒行路通ズ。今ニ新道切通シト呼ベリ爾後行旅多クハ此ノ渡場ニカカハラズ」

とあつて、河内路が富士川西岸に打ち通されたのであつた。

国志に

唐くにの渡りならねどもろこしは こまのこほりに行きかへるなり

というこのあたりに伝わる歌を、村人は梅雪が渡船場に名付けた歌ともま
たその夫人が詠んだとも伝えると記している。

また、信君が元龜三年、帯金美作守に元龜二年（一五七一）の大水で船
が破損して中断している「中渡場」の船を「往還之士卒迷惑につき」早急
に造らすべきことを命じたものである。

南部宿伝馬法度は天正五年（一五七七）十二月二十一日のものである
が、天正二年正月十五日の下山宿近藤源四郎宛の信君文書（下山・芦沢忠雄
蔵）には「自今以後雖_モ伝馬等_ニ有_レ之、無_ニ異儀_ハ可_キ免許_シ者也」とあつて伝
馬の使用を許可している。

また岩間村文書（天正五年七月十六日）には、信君が「岩間伝馬宿」に
対し、伝馬役の者の困窮_ニ申_立てをみとめ以後は伝馬は市川大門までとし
ており、岩間伝馬宿の経営を知ることができる。

天正五年（一五七七）十二月の南部宿伝馬法度（南部・朝夷家蔵）は

信君花押 伝馬法度

一、伝馬不_レ勤者 宿次ニ不_レ可_キ居住_ス事

一、下山江通候者 至_ニ申刻_ニ者南部ニ可_キ二宿_ス 駿河へ通候者ハ酉刻以後南部ニ

可_レ令_ニ宿_ス事

一、除_キ公用_ニ伝馬ニ塩不_レ可_キ着_ル之事

一、雖_モ為_シ御公用_ニ 御印判令_ニ拜見_ス 伝馬可_レ出_シ之事

一、自_レ前々_ニ立_入候山林 無_ニ異儀_ハ可_キ取_テ草木_ニ之事

右条々 相守_シ之_ヲ 自_レ今以後 伝馬奉公可_レ致_ス之者也 仍如件

天正五年丁丑十二月二十一日

というものであるが第一項については別に年不明の朝夷家文書があり、そ
れは

信君花押

南部之宿中如_ク前々_ニ伝馬不_レ致_ス之輩 宿中を相_互 伝馬仕_テ之者ニ屋敷之義可_キ出_シ

置_ル候為_シ其判形出_シ者也 仍如件

九月廿三日

宗 威 軒

というきびしい規定があつた。法度第二項は、下山宿への通行者は南部宿
で午後四―六時の時刻であれば南部宿泊まりとすること、駿河方面への者
は午後六―八時以後の者は南部泊まりとすることの定めであり第三項は公
用を除き伝馬に塩荷を着けてはならぬこと、第四項は武田家の伝馬手形も
確認の上伝馬を出すべきことの規定、最後の一項は南部宿の山林利用の慣
行権利の再確認である。

天文十六年（一五四七）制定の甲州法度五十五カ条中の第三条は他国と
の交信・謀略通信を、第十三条は農民の夫役のことを定めたものである
が、穴山氏の宿法度もなかなか厳しかったといえよう。

穴山氏が本宿南部から軍事経済上の要地である下山新宿へ移つたのは既
に述べたように信友の時代と考えられるが、子の信君が天正三年（一五七
五）江尻城主となつたので河内路各宿駅は一層整備されたのであろう。朝

夷家文書によれば南部宿には二十人、二十四の伝馬人夫とが常時配置されていたが他の宿も同様だったであろう。この外更に多くの人馬を要する場合は本郷・中野・成島の各村が助役をつとめたのであった。

富士川舟運も盛んになった享保二十年（一七三五）には毎日馬四匹、人足四人宛が当番勤務している。舟運の役割りが大きく陸上の人と馬にとつて代ったのであった。

(四) 穴山氏の商工業保護

穴山氏の各地の山林・金山経営等はいずれも商工・交易に深くかわるもので既に述べた通りであるが、直接関係する商工関係資料にふれてみたい。古いものからみると

下山轆轤師 於_チ当_ニ国_ニ商_シ役_セ等 令_レ免_メ許_ス候 同_ニ関_ス之_ニ儀_{無_ク}相_{違_フ} 可_キ勤_{過_ス}者_也 仍_レ如_レ件

天文廿年十二月二日（注・一五五一）

轆轤師 堀内左京進

という文書が信友から出されており、信君も同人に対し永禄八年（一五六五）保護状を与えている。

永禄元年（一五五八）信君が小繩村の五在家衆十人に対し「檜物師商売役等令_ニ免_メ許_ス者_也」の文書を出したことは穴山氏と、林産の項でふれたとおりである。天正四年（一五七六）の

父紺屋役之儀言上候 自然御用等走廻候間 有_ル御_レ赦_{免_ニ}之_旨 被_レ仰_{出_ス}者_也 仍_レ如_レ件

天正四年丙子 十月廿日（注・一五七六）

信君朱印
万沢主税助
奉_之

河西伝右衛門尉

という文書があり、これは紺屋の者に対する営業継続を許可したものであり、別状でこの年正月吉日信君は同人に尉の字を許している。

天正八年（一五八〇）の文書で青柳宿の市を立てる日を定めた布告

青柳新宿市中日限

二月七日拾二日拾七日廿二日廿七日

右以_テ日_{限_ニ}毎月可_キ立_テ市中_ニ者_也

仍_レ如_レ件

天正八年庚辰

十二月廿七日

信君花押

は同年三月九日田富の河西五郎左衛門に川除けを命じた信君文書と共に、この期の穴山氏支配が国中にも及んだことを示している。

また、防備・攻撃・破壊・復興の絶え間ない戦国において常に重要な地位におかれた番匠・大工に対する穴山氏の保護と支配の状況は別項に詳述したとおりであるが、ここではその一例を示す文書として、天正八年（一五八〇）に信君が役引大工源三に与えた伝馬の特権を認める旨の允許状を掲げる。

伝馬壹匹無_ク相_{違_フ}可_キ出_ス之_者也 仍_レ如_レ件

辰 八月十四日

信君朱印

源三申請

江尻・興津・由比・内房・万沢・南部・下山・岩間・甲府迄

源三は下山居住の役引大工の一人であり、役引大工は駿州江尻から甲府までの往来にあたっては馬一匹を無料で使用することが認められていたのである。

次に年代不明であるが下山一之宮の国志付録に

急度以_テ書_シ状_ヲ申_{上_レ}候 仍_レ某_ニ扶_{助_ス}之_{他_ノ国_ノ者} 於_ニ中_ノ郡_ニ 切_符出_候百姓 以_テ木綿_ヲ立_{用_ス}之_{処_ニ}於_テ鹹_{沢_ニ} 被_レ取_候 御_レ法_度前_後無_案内_之新_{参_シ}之_者候間 今_度一_辺以_テ御_心得_テ御_{通_セ}頼_{入_候}

十一月十日

恐々謹言
信君花押

金丸平八殿

とある。金丸平八は信玄奥近習の一人であるが、信君は自分の扶助している所の木綿で生計を立てている百姓が鹹沢口で木綿を没収されたが、それは法度も知らぬ新参の役人のしたことと思われる。一辺心得させてもらいたい。というかなり語調のきついものである。

天正十年六月、信君の死によって家を継いだ勝千代は翌十一年（一五八三）十二月廿三日身延山久遠寺に五カ条の定書を出したがその中に、宿中商役之儀は亡父靈泉寺殿（信君）の判形の旨に任せ云々とあり、身延門前宿の商業交易は徳川氏の文書から推しても穴山時代から盛んであったようである。

以上を概括すれば穴山氏の商業交易保護は相当に行きとどいたものであったといえよう。

（五）穴山氏と社寺関係

宗教と政治とは東洋・西洋を問わず、時に一致し時に対立し、協調する関係を歴史の中に展開し密接な関連を保ちながら相互に発展して現在に及んでいるといえよう。

日本の場合この相関は政治と仏教の關係に著しいといえる。戦国期は武家と寺院との關係は加賀一向一揆、信長と延暦寺や大阪石山本願寺等で代表されるように、対立的關係の一面が各地に見られたのであった。

武田氏および穴山氏のこの期の領内諸宗・諸社との關係について当地域の状況はというと、武田氏身延攻めのように、ちようど信長の延暦寺焼打ちにも匹敵するような庄迫を信玄が身延山に加えたとする有名な伝説があり、また、穴山氏、武田氏による開創、保護の伝統をもつ社寺も数多い。

穴山氏の河内及び駿河領における社寺關係の文書は多数にのぼり、それはまた武田氏文書と重なりあう場合が多い。特に身延山關係についてそのことが言える。

武田氏と身延山との關係は、穴山氏の交通政策の項でふれた大永二年（一五二二）の妙法寺記の記録「此ノ年当国屋形様身延ニテ御授法云々」を一応その始まりとしてよいであろう。同年信虎は甲府穴山小路に日伝を開山とする信立寺を建立している。

次に信玄および信君の身延山との關係を主として軍鑑・国志・甲州古文書第二卷所載の寺記・端場坊藏雑々留記中の各文書・東大史料編さん所史

料等によって追ってみると永禄元年（一五五八）十二月十五日に信玄は七カ条の禁制を与えているが内容は保護と統制に関するものである。

同時に信君の永代不入の判物が与えられているが両者の身延山に対する歩調の揃え方がわかる。翌二年には信玄は

当国中身延山末寺之憂、如先々可為日敍聖人御計候、恐々謹言

永禄二年巳未 十一月九日

信玄

の書状を發しているが年不明の信玄の書状

身延山之任侶兩三輩、揚日敍上人惡名、捧解狀、披看之、其過失一無証、速彼惡徒等可有追放寺中、然則於三分国、不可許容、以此旨染筆候、恐々謹言

三月廿五日

信玄花押

彦六郎殿

は、身延山十五世日敍上人に従わぬ二、三の者の速やかな追放を信君に下命したものである。

また次の

長々在陣、雖然逐日、関越任存分、可御心易候、仍此表初ニ候間、松茸式百本進之候御賞可為本望候、猶蒲庵可申候、恐々謹言

八月廿七日

信玄花押

久遠寺机下

は、元亀元年八月伊豆に出陣中の信玄が、日敍上人に松茸式百本を送りとどけた折のものであろう。年不明の九月二十九日付信玄花押の「彦六郎殿」あての文書では、身延山会式の折の黒沢、鹹沢の両口を往復する参詣者の保護を恒例の通りにすることを申しつけている。

また同年九月十一日、大僧正法性院信玄花押の文書を身延山貫主近侍閣下に送った書状の内容は武田の武運に対する身延山の加護を将来とも頼み入り、その末尾を

然即久遠寺者、当家擁護之靈場、万世不遷移之仏跡也、伏望一山僧徒日夜凝信心、摧肝胆、而、当家武運長久之旨宜有祈禱者也、書不尺言、謹言

と結んでいるのである。

次の

松野妙性寺并寺務等之事

右為久遠寺末寺寄進之畢 永代不可有相違候 弥息女息災 延命之御懇

祈不可有御怠慢者也 仍如件

天正三年乙亥 霜月十五日

久遠寺 玉床下

信 君

は信君が病中の息女の息災祈禱を久遠寺に依頼したもので、信君文書中珍らしいものである。この息女は翌月朔日逝去した。法名は延寿院日嚴。信君は塩沢に延寿坊を建ててその供養とした。延寿坊はまた穴山宿坊とも呼ばれた。

なお、信君は天正八年（一五八〇）重臣穂坂常陸介が身延山内に一坊を建立せんとするのを賞した文書を同人に与えている。

この他、信君は天正九年（一五八一）五月、旧規確認の文書を、十年二月には覚え七カ条を、十年三月には禁制三カ条を身延山に発している。その他年不詳の十月八日付けの

一、当会式住持雖無之候、如毎年可被執行之事

一、諸堂之飯花大坊へ納之分 各談合候て可然奉行指置之如例年大坊へ可被納事付奉行者佐野越前守、佐野筑後守可有談合

一、自諸国大坊有進物ニ付 宿坊日記敵重可被納之旨可被相屈事

一、会式過候者江相對に越前・筑後兩人不入大坊扶助之者聖人入院之間、可被何堪忍大坊と近習之者五三輩、其外三月過家末寺方以輪番可勤番事

一、住持入院候而大坊扶助之者 堪忍等可被納以下之事

越前守、筑後守談合人可有受用之事

以上

信 君 判形 朱印

正 行 院

東 漸 院

宝 塔 院

は、会式執行に関する信君の事細かな指示で、日敍・日整・日新の交代の折と思われる。また

追而落髮以来之判御存知ニ有問敷候間妙光へ書状別之判仕候

久遠寺住持職之事 任兼約ニ之旨 漢原之当住ニ相定之候 急速出奔上様御才

覺專要候猶期後音候 恐々敬白

十二月九日

本乘院机下

不白判形

は身延山十七世を下総漢原妙光寺の日新と信君が決定したと思われる文書である。

穴山氏と身延山の関連のいかに深かったかを推察することができよう。天正十一年、穴山勝千代は五カ条の定書を身延山に出しているが、これは亡父信君の旧規を継承する旨の内容である。

武田・穴山の久遠寺文書を概観すると以上のようなようであるが、織田・徳川・豊臣氏関係文書の形式的、類型的であるのに比べて非常に身延山の内部に立ち入った内容であることに驚かされるのである。これは武田・穴山両氏の身延山内部に対するい

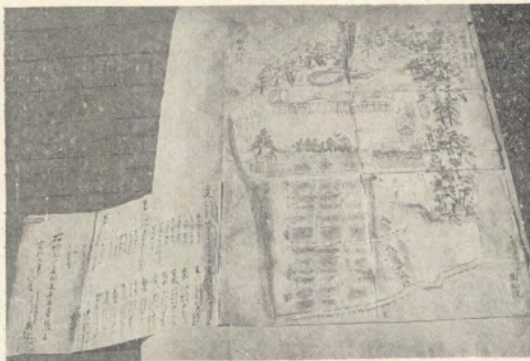
わば内政干渉であったとも、また天文から天正に及ぶ間の宗門の発展上幾多の困難を克服しつづけた

身延山にとって、武田・穴山氏との連関は身延山の強化・宗門の統

制団結にとって望ましいことだったともそれよう。甲州ほとんど全

ての社寺の武田・穴山時代の諸役免除・寺領其の他に関する権利や

各種の慣行を織田も徳川も豊臣政権も、「旧規の例に任せ」「前々



信君奥書のある南松院全図

の如く」承認し再確認せざるを得なかったのを思えば甲州社寺領地の成立は武田・穴山時代はその基礎がおかれたものといえよう。武田・穴山両氏の身延山に対する態度について関係文書から総括的に観察した場合、弾圧的・圧迫的なものはほとんどなく、反対に保護・外護乃至戦国大名として必要な政治的統制の範囲であつて、武田・穴山両氏の身延山に対する諸施策は高く評価されるべきであらう。

いわゆる、信玄の「身延攻め」の説のごときは、全く歴史的根拠を欠いた俗説といふべきもので、信ずるに足りないのである。

身延山以外について武田・穴山氏の河内地域の社寺関係をみると、穴山氏開基の寺院が南部町および身延町に多く、また武田・穴山氏の保護統制はその他の社寺にも広くおよび社務・寺務の要務に及ぶ場合も多かった。

穴山氏開基にかかる寺院の主なものとしては次の如くである。

| | | | | | |
|-----|----|-----|-----|----|------|
| 清水市 | 井上 | 靈泉寺 | 身延町 | 下山 | 天輪寺 |
| 南部町 | 南部 | 円藏院 | 同 | 同 | 竜雲寺 |
| | 本郷 | 建忠寺 | 同 | 同 | 南松院 |
| | 中野 | 松岳院 | 同 | 同 | 新長谷寺 |
| | 中野 | 慈眼寺 | 同 | 同 | 長泉庵 |

武田氏や穴山氏の社寺対策を単に戦国大名の富国策・強兵策の一環としての立場のみから解釈することなく、それが社会的・文化的に後代に及ぼしている功績の大きさを考えたい。

(六) 穴山氏の自立について

穴山氏系譜の項で若干述べたところであるが天正十年(一五八二)武田家滅亡に際し、穴山信君は主家と袂を分かつて信長・家康にくみし、駿河と河内領約十萬石の地を領有することになった。「武田家親族衆として穴山氏の活動」の項で述べたように、武田・穴山両家の隙は、武田勝頼の女と信君の子勝千代との縁談が長坂長閑・跡部大炊介の反対でこわれ、信繁の子信豊の男次郎に嫁したため信君夫人がこれに立腹したことがその発端

とされている。

甲陽軍鑑品五七・五八は武田家終焉の状を詳細にのべて武田氏将士が統制を失ない右往左往する騒然とした様相を描き出している。

下山・芦沢家蔵の「甲州古文書」所載、内覚には

- 一、雖再三申達候、甲州無所務己前、御合力可被仰調、御一行事
- 一、自兼日妻子ニ付置候者共、今以可為同前候、為御心得申達候事
- 付 二之曲輪、各妻子指置之候事
- 一、御動一日己前、御番手衆被指越、心静諸曲輪之仕置可合談合事

以上

二月廿九日

梅雨齋 不白花押

とあり、同書所載の「記録御用所本古文書」の

就甲州乱入、彼国可進所之旨、所務無之以前、二三年も從安土被加御扶持候様可申成候、若首尾於相違者、從此方合力可申候、為其書進達候、恐々謹言

天正十年 三月二日

家康御判

穴山殿

とともに、此の機の穴山信君・徳川家康両者の緊密な連携を物語るものである。

前者は天正十年(一五八二)三月十一日勝頼以下田野に於て自害し果て武田家滅亡に及ぶ直前信君から家康に送られた書状の控えである。

徳川家康の軍勢が河内路から甲州へ進入したのは、河内諸社寺に発せられた家康関係文書からみると、三月三日前後であったことがわかる。内容は甲州への進撃以前、合力の連絡あるべきこと、なお新府城(重鑑では古府とするが)にわが妻子のあることを承知されたいこと、最後の条は作戦開始一日以前、腹心の者を派遣されたいこと、その者と心静かに作戦措置に関し談合いたしたきこと、というものである。

後者は家康が信君へ、甲州の処理後、甲州は穴山の領有たるべく、たと

え甲州進撃がなくとも、それまで二年でも三年でも、安土（信長）より扶持あるようにはからうが、もしこのことに手違いを生じたならば自分が合力する、という内容のものである。

軍鑑から推せば、信君のこの文書が発せられた直後穴山夫人は下山に退去したもののようである。この二つの文書は当時の信君・家康・信長三者を結ぶ極秘の連携をまのあたりにほうふつさせるものがある。

国志卷之百二十一に天正十年四月二十五日、すなわち武田滅亡の翌月、

「南松院十七年遠忌之香語、下山南松院ニ有リ梅雪斎母ノ遠忌ヲ修ス其略ニイワク梅雪斎季先天正乙亥仲秋日ハ駿州江尻城稱主者凡ハ八歳 爾來其第宅美哉輪奐ニ其樓閣也高ニ於青天ニ云且本州太守勝頼公在ニ其位ニ已十歳常用讒人ニ乱不ニ聽親族諫ニ去歳秋之孟 壞ニ古府ニ欲ニ築ニ新府ニ古府已破 新府未ニ成 今茲春之季敵軍雲如起遍四辺ニ 吁呼天乎 一族士卒不ニ動ニ于戈 一時離散主亦出奔雖高々峯頂 主不ニ露頂 重ニ義輕ニ命之土箭鋒相枉欲討之

守無路滑蹤終日殺亡國ニ者守也（中略）僉曰武田中興吾門大檀（中略）異日承ニ將軍之命ニ稱ニ吾邦府君ニ 躋ニ侯位之而己至祝至祝

今茲天正十歳龍集壬午ニ孟夏廿有五日先妣南松院一十七年遠忌之辰也下略

按梅雪掃ニ幕府ニ之旨趣は武田家再興之御約語事此書明ナリ故ニ後以ニ方千代信吉殿ニ被稱ニ武田ト云

は信君自立の理由を述べたものとして知られ大意は「勝頼公が人を用いる明なく、親族衆の諫めを容れず、古府躑躅ヶ崎館を破却して新府に築くも、その成らざるに敵軍の侵入を受けたが、天命なるか一族士卒は防戦することなく一時に離散し去り、高峯天目山に入らんとした勝頼公は遂に最後を遂げられたが、国を亡ぼしたものは勝頼公その人である。

人はみな、武田の中興をなすものは穴山であり、やがて甲州の君主となる日の近きを待つのみである」というものである。

香語は南松院三世明院の筆になるもので同院に現蔵する。

穴山信君自立の理由を、単に自己一身を保全せんがためと考へこれを「穴山梅雪の謀反」という単純、直線的な言葉で表現することは、武田・

穴山の深い血族関係や、父祖以来の永い河内統治の政治的蓄積の上に立つて、更に広大な駿河領経営をこれに加え、名は武田氏の下における再支配者ではあっても実質的には、この時代の大名であり周到で進歩的といわれる総合的な領内統治を行ない、すぐれた近世大名として広く他国に知られた信君という人物に対してはあまりに粗雑に過ぎる見解といえよう。

早川入り新倉に残る信友状とされる文書の「今度のはたらき ちゆうせつ まきれなく候 打死のあとへとふらいとして一筆御つかわし候 手おい候ものとも よくよく やうしやう候へく申候」等、また信君の戦病者、戦死者家族に対する諸文書など、また新屋作りの者に対する棟別銭（家屋税）の免除など、（しかもそれは百姓の者に対してのみでない）などは穴山氏統治の相の一端をもの語っているといえよう。

天正十年（一五八二）三月勝頼から離れた士卒について軍鑑は、知行地百姓の襲撃を恐れて東郡に知行地を持っていた者は八ヶ岳裾の逸見へ、西郡の者は東郡の山中へ逃げ込んだと記しているが、穴山氏の領民に対する施策とはかなり違ったものがあつたのであろうか。戦国大名の領内統治は必然的にきびしさを基調とせざるを得なかつたのであり穴山文書にも当然それが明らかであるがそれらの中から穴山氏統治の柔軟性をもの語る幾多の文書を見ることができるのである。

広大な領地とそこに住む多数の家臣、領民とを永く父祖相承けて統治しつづけて来た穴山氏の天正十年（一五八二）の自立への理解は「謀反」では理解出来ないといえよう。

次に穴山氏はその公的文書の姓には穴山を用いず武田を称して居り、又穴山氏に対する文書の多くが武田を用いている。

南松院大般若經二百五十一の

此全部再興大檀那甲州河内下山居住本名武田在名穴山伊豆守信友 以下略

を標氏はとりあげて「本名武田・在名穴山」という言葉の中には穴山氏が武田の一族であることの方を穴山氏自身の姓よりも大切なものと考へ穴山の姓を二次的に考へたことがよくあらわれている。——中略——河内領主

とも云うべき地位にある穴山氏があく迄も武田を本名としたことは穴山氏自身の意識の中に武田の末葉であるということが相像以上に強くあったのである。この事実は他の一族に見られないことで武田親族衆内での穴山氏を考へる上で一つのポイントとなろう」と論じているが、初代義武・二代満春・三代信介ともに武田家から出ていることを思えば、かかる穴山氏の意識も無理のないところである。

信君の場合は母南松院は信虎の女であり、夫人は信玄の女であつてみれば一層、本名武田の意識を強く持ったはずである。

勝千代などもやはり本名として武田を称している。

南松院香語の末尾に「按ずるに梅雪齋が徳川に帰した旨趣は武田家再興の約諾にあつたのをこの香語が明らかにしている。故に後日万千代殿が武田を称されるのだという」と後世の国志編さん者は注を加えたのであつた。

いかんともしがたい自家の命運に際して信君は、武田家再興の悲願を抱いて自立の道をとつたことが察せられる。

武田万千代（信吉）については穴山氏系譜の項でみた通りである。

国志の注のような見方が穴山氏自立に対して当時から世間にあつたものであろう。

「本名武田」の意識、自負のもとに、他の親族衆とは違い長く自らの責任で領土、領民を経営統治し来たつた、實質的には自立した近世大名であつた穴山氏の、断絶と連続との間に立つての対処の理解は、限りなく複雑できびしかつたこの期の歴史の経緯の中でなされねばならないのである。

穴山氏は自立すべくして自立したものとわねばならない。自立せざるを得なかつた幾多の理由があつたのである。

信君・不白齋梅雪の不慮の遭難により、穴山領は河内のみとなり天正十五年六月、信君の子勝千代の死によって家断絶し河内は徳川家康の臣菅沼藤藏定政の領となつた。

第四章 近世

第一節 天領下の村の概況（市川代官支配）

甲斐の国は、天正十年（一五八二）武田氏が天目山に亡び、その後を受けた織田信長もまた本能寺に滅んだあと、徳川家康の支配するところとなり、更に天正十九年には加藤光泰が、また、文祿二年（一五九二）には浅野長政、長継の親子が更に受けつぎ、慶長五年（一六〇〇）家康が再び直領とするまでの十八年の間めまぐるしく変転し、支配者の交替がくりかえされた。このような中で、本町は中世末期河内領の再支配者穴山氏の断絶後は徳川氏へと受けつがれてその支配下におかれた。甲斐国志による「一、河内領梅雪齋横死ノ後其男勝千代家督シテ本領下山邑ニ治ス（但シ駿河江尻領ハ除之ト見エタリ）、同十五年六月勝千代夭折シテ無嗣収公セラシ其跡ハ菅沼藤藏定政ニ賜フ但シ慶長の改メ九千石余ノ地ナリ（以下略）」とみえる。すなわち穴山梅雪が山城の宇治田原に客死の後男勝千代が跡を継ぎ下山にて支配したのであるが天正十五年六月勝千代が病のために十六歳にて逝去し嗣ぐものが無かつたので家康はこれを没収して家臣の菅沼藤藏定政に与えたのである。代りに秋山夫人の生んだ万千代（信吉）に武田の姓を名乗らせ水戸二十五万石を加封したのであるが慶長八年九月二十一日で病没し穴山領は完全に家康の支配下に入ったのである。

この年家康は直領である甲斐二十五万石を八男義直にゆずり、以来二代將軍の次男忠長、三代將軍家光の次男綱重、その長男綱豊と親藩制をとつたが、綱豊が六代將軍として幕府入りしたあと宝永二年（一七〇五）柳沢

氏が受封、吉保、吉里と大名支配の管下に入ったのである。この模様は次表の通りである。

甲斐国支配者一覧表

| 領主 | 年 | 代 | 年数 |
|------|-------|------|------|
| 徳川義直 | 慶長八年 | 同十二年 | 四年 |
| 幕 | 慶長十二年 | 元和元年 | 八年 |
| 徳川忠長 | 元和二年 | 寛永九年 | 十六年 |
| 幕 | 寛永九年 | 慶安三年 | 十八年 |
| 徳川綱重 | 慶安四年 | 延宝六年 | 二十六年 |
| 徳川綱豊 | 延宝六年 | 宝永元年 | 二十六年 |
| 柳沢吉保 | 宝永二年 | 宝永六年 | 四年 |
| 柳沢吉里 | 宝永六年 | 享保九年 | 十五年 |
| 直轄 | 享保九年 | 慶応三年 | 一〇四年 |

享保九年(一七二四)三月柳沢吉里が大和郡山に移封されたので後は徳川幕府の天領となりその支配下に編入された。その結果幕府老中の直轄指揮下に属する甲府勤番と江戸勘定奉行の支配下に属して一般村方の民政をつかさどる三部代官所が設けられた。

代官所はこれは陣屋と称して、はじめは甲府、上飯田、石和の地区にそれぞれ建てられたが天明九年(一七八九)上飯田の陣屋が廃止されて代って市川大門に寛政六年(一七九四)市川陣屋が設けられ本町の属する河内領はすべてこの管轄下におかれた。明和元年(一七六四)最初に駿府紺屋町陣屋市川出張所に来任した代官は、小田切新五郎で以下次の通りである。

- 小田切 新五郎 明和元年～同八年
- 柴村 藤三郎 明和八年～天明七年
- 平岡 彦兵衛(甲府兼帯) 天明八年
- 武島 左膳(石和兼帯) 天明八年
- 平岡 主水(見習) 寛政元年二月～寛政二年二月
- 小笠原 仁衛門 寛政二年二月～寛政六年二月

柳原 小 兵衛(本陣屋となる) 寛政六年二月～寛政九年

堀谷 文右衛門 寛政十年正月～享和二年

山田 茂左衛門 享和二年二月～文化三年

中村 八太夫 文化三年～文化十年

鈴木 伝市郎 文化十年十月～文政三年

林 金五郎 文政三年～文政十一年

野村 彦右衛門 文政十一年～天保三年

山口 鉄五郎 天保三年～天保九年

小林 藤之助 天保九年～天保十三年

高山 又 蔵 天保十三年～弘化四年

福田 八郎右衛門 弘化四年～安政元年

荒井 清兵衛 安政元年～安政二年

森田 岡太郎 安政二年～安政四年

佐々木 半十郎 安政四年～文久元年

木村 董 平 文久元年～文久二年

高木 源六郎 文久二年～文久三年

加藤 余十郎 文久三年～慶応三年

安藤 伝 蔵 文久三年～慶応三年

増田 安兵衛 慶応三年～明治元年

成瀬守 勘左門 明治元年～明治三年

代官所役人の仕事の内容はもっぱら幕府の勘定奉行の命を受けて、その指揮のもとに租税の徴収、訟獄及逮捕、戸籍の調査など所轄の村々を取り締まったのである。代官所の機構は目見以上の旗本をもって任ずる代官とその下に手付、手代が置かれて人員に陣屋勤務するものと江戸詰の者とに分かれていた。このほかに領下には郡中総代、名主、長百姓等の村役人があり郡中総代は常に代官所に伺候して代官の命令を管下の村々に伝えあるいは訴訟の仲裁、貢米の輸送などの世話をした。さてこのような天領下における村々の姿を甲斐国志から眺めてみると、その提要部の河内領に

「山長地広シ潤中僻居シ山ヲ焼キ雜穀ヲ種ウ水田少ク民衆シ」とあり、本町の立地する河内領全般に山村の要素の極めて強いことがうかがえる。また同卷五十一には

○東西河内領ニ苧生畑ト云コト多シ字或ハ苧立ニ作り又草里畑トモ云曾利沢里草履ナドト書ク地名ニモ称セリ山側草莽ノ地ヲ苧弘ヒ焼テ土塊ヲ引起シ黍稗荏麻蕎麥ノ類畑物ノ種子蒔散ス培養ニ及ハズ熟候収メトル三年ニシテ之ヲ棄テ亦他所ニ就テ斯ノ如クニス土質最モ輕シト云(以下略)と見えてゐる。けだし水田地帯は比較的平地の広い下山、波木井、帯金、大島などが主でこれらを除いては焼畑農業による山地の村々が多かつたのである。

当時の村柄を国志村里部から眺めてみると次のとおりである。

甲斐国志卷十六 巨摩郡西河内領

○粟倉村 上粟倉・大石野・小原島

一 高百石尅斗尅升八合 戸五拾一

男百四拾九馬六
女百六拾三

初鹿島ノ東北尅里拾町ニ在リ下山ヘ尅里余早川西ヨリ北ヘ廻テ東流ス

○下山村 杉山・山額・新町・大庭

一 高七百七拾三石八升四合戸三百八拾四

口千六百六拾貳 男八百三拾貳 馬六拾
女八百三拾

駿州路の伝馬宿ナリ切石、八日市場ヨリ十五日代リニ通送ス南ハ南部宿ヘ四里拾五町身延山尅里許富士川ノ東ハ八木沢村ニ対ス本村ハ古ヘ穴山氏の城下ナリ古蹟部ニ委シ昔ハ本宿新宿ト云今ノ新町ナリ勝千代ノ文書ニ通ヲ蔵ム駅役ノ事ナリ、

○波木井村

一 高百九拾九石三斗一升三合 戸百貳拾五

口六百七 男三百拾六
女二百九拾尅馬三拾貳

北ハ下山村ヨリ尅里半身延山ノ東尅里ニアリ富士川の東ハ丸瀧村ヘ貳拾町、以下数村南部の御牧ナリ

○大野村

一 高六十五石六斗九升參合 外ニ四拾九石貳斗貳合本遠寺領戸口別記 戸拾三

口七十尅 男三拾四馬貳
女三拾七馬貳

波木井ノ南貳拾四町ニ在リ波木井川ノ南岸ニ小阪アリ稻坂ト名ツク正徳中此山ヲ鑿テ渠ヲ作ル長九拾三間、山畠尽ク稲田トナレリ其功ヲ嘉シテ今公役ヲ給フ日蓮ノ書ニ南部ノ内飯野御牧トアルハ即此処ナリト云

○梅平村

一 高貳百拾石八斗八升今本遠寺領トナル大野村ノ西拾五町ニアリ仏寺郡ニ詳ニ

セリ慶長郷村帳ニモ同高ナリ

○小田船原村

一 高百六石八斗七升九合 戸貳拾八

口百三拾九 男六拾九馬八
女七拾

東ハ大野村西ハ大城村ヘ各尅里身延ノ南拾貳三町ニ在リ村内大蔵沢ヲ隔テ北ヲ小田ト云ヒ南ヲ船原村ト云フ慶長郷村帳ニ五拾七石五斗四升船原村 五石七斗五升小田村トアリ

○門野村

一 高四拾四石七斗四升五合 戸貳拾五

口百四拾四 男六拾九馬四
女七拾五馬四

小田船原ノ西拾五六町ニ在リ大城川ノ南相又村ニ界フ駿州阿部郡ヘノ間道アリ大城ヨリ国界マデ三里其ヨリ貳里ニシテ三河内ニ出ツ温泉アル処ナリ

○大城村 湯ノ平

一 高六拾石六斗九升九合 戸四拾七

口貳百五拾五 男百貳拾六
女百貳拾九馬九

門野ノ西南ニ在リ西北ハ赤沢山界ナリ当村門野村ト一村ノ如ク称シテ里正モ隔

年ニ役ス

○相又村

一 高百七拾三石三斗五升七合 戸六拾八

小田船原ヨリ拾貳町駿州路ナリ南ハ横根村ヘ拾町榎木阪ト云アリ東ハ清子村ヘ

一嶺ヲ隔ツ西ハ駿州ノ界山続キナリ日蓮ノ書ニ所謂奈須禰沢トハ此地ナリト云相又川北流シテ大城川ニ注ギ波木井川トナルニ水相合シテ又ヲナス因テ村名ヲ得ルカ古ヘ又俣ニ作ル今ハ又ノ字ニ作ル

○横根村

一 高貳拾壹石壹斗四升四合 戸拾七

男三拾九馬貳
女三拾七馬貳

○中村 大久保

一 高三拾六石四斗四升八合 戸三拾貳

口七拾六
男七拾四馬貳
女七拾六馬貳

右二村ハ里正ヲ兼帶シ横根中村ト称シテ一村ノ如ク境界相交レリ駿州路ナリ中野村ヘ通ス

○清子村

一 高八拾六石五斗八合 戸七拾

口三百貳拾七
男百六拾三馬五
女百六拾四馬五

大野村ノ南巷里東ハ富士川ヲ帶フ南ハ光子沢ヘ拾町許

○光子沢村 谷津 長畑

一 高五拾貳石九斗二升四合 戸貳拾七

口百三拾壹
男六拾三馬貳
女六拾八馬貳

西ハ相又、横根、中村各山頂ヲ以テ界フ中村ヘハ九町ナリ

甲斐国志卷六十七 八代郡東河内領

○上八木沢村

一 高九拾四石四斗五升七合 戸三拾六

口百八拾壹
男九拾三馬五
女八拾八馬五

波高島ノ南ニ在リ東ハ下部ヘ三拾町余西河内領下山ニ対セリ

○下八木沢村

一 高六拾九石貳斗貳升壹合 戸三拾三

口百五拾壹
男八拾三馬五
女六拾八馬五

上八木沢ノ続キナリ慶長郷村帳ニハ上下一村五拾八石五斗貳升ノ高ナリ

○帶金村

一 高貳百八拾九石貳斗五升三合 戸百四拾壹

口五百三拾七
男貳百六拾五馬三拾
女貳百七拾貳馬三拾

南北ハ下八木沢ヨリ丸滝マテ堺内三拾六町拾六間東西八拾三町六間東河内ノ一股邑ニシテ六組ノ一魁ナリ金礦アリ因テ村名トナルカ

○大笠村 川向(本村ノ北巷里ニアリ桃ヶ窪ヘ近シ)

一 高貳拾壹石七斗五升九合 戸貳拾六

口百貳拾四
男六拾七馬五
女五拾七馬五

○椿草里村

一 高貳拾四定五升九合 戸拾五

口七拾貳
男三拾四馬三
女三拾八馬三

桃ヶ窪ヨリ巷里下部ノ南ニ当ル東ハ御林山佐野山続キナリ

大岱ノ南貳拾四五町ニ在リ凡ソ方式里ニ余ル野山ナリ、大岱、大崩二村亦同シ按ニ椿草里ハ山茶アル所ニ焼畑ヲ開墾セル故ヲ以テ村名トナルルカ曾理畑ノ事ハ古蹟部ニ付記セリ

○大崩村

一 高貳拾石六斗九升六合 戸拾四

口七拾九
男三拾六馬貳
女四拾三馬貳

椿草里ノ南巷里許リニ在リ以上三村佐野山ノ御林ヲ衛ス帶金、丸滝ノ東ナリ

○丸滝村 桜井 外ノ屋敷

一 高六拾九石四合 戸四拾貳

口百七拾七
男八拾八馬貳拾
女八拾九馬貳拾

表1 甲斐国志による身延町各旧村の状況

| 村名 | 慶長古高 | 甲斐国志 村高 | 戸数 | 人口 | 馬数 | 頭数 |
|-------|---------------------------|------------|-----|-------|---------------------------|----|
| 栗倉村 | | 石 100,118 | 51 | 312 | | 6 |
| 下山村 | 614,050 | 773,084 | 384 | 1,662 | | 60 |
| 波木井村 | 194,990 | 199,313 | 125 | 607 | | 32 |
| 大野村 | 114,890 | 114,895 | 43 | 183 | | 6 |
| 梅平村 | 210,880 | 210,880 | 42 | 204 | | 10 |
| 小田船原村 | (小田) 5,750 (船原) 57,570 | 106,879 | 20 | 139 | | 8 |
| 小門野村 | 12,960 | 44,749 | 25 | 144 | | 4 |
| 大城村 | 21,010 | 60,699 | 47 | 255 | | 9 |
| 相又村 | 15,690 | 173,359 | 68 | 376 | | 40 |
| 横根村 | 13,380 | 21,144 | 17 | 76 | | 2 |
| 中子村 | 24,230 | 36,448 | 32 | 150 | | 2 |
| 清子沢村 | | 86,508 | 70 | 327 | | 5 |
| 光子沢村 | 27,390 | 52,924 | 27 | 131 | | 2 |
| 上八木沢村 | } 55,620 | 94,458 | 36 | 181 | | 5 |
| 下八木沢村 | | 69,221 | 33 | 151 | | 5 |
| 帯金村 | 115,620 | 289,253 | 141 | 537 | | 30 |
| 大垓村 | 2,520 | 11,759 | 26 | 124 | | 5 |
| 椿草里村 | 3,890 | 24,059 | 15 | 72 | | 3 |
| 大崩村 | | 20,696 | 14 | 79 | | 2 |
| 丸滝村 | 40,560 | 69,004 | 42 | 177 | | 20 |
| 角打村 | 43,870 | 103,772 | 34 | 168 | | 10 |
| 和田村 | 43,560 | 179,622 | 80 | 295 | | 12 |
| 樋之上村 | | 15,251 | 9 | 58 | | 0 |
| 大島村 | 78,860 | 351,039 | 111 | 542 | | 18 |
| 身延山 | } 28,859.2 | | 258 | 1,217 | 石高は慶応4年 八月祖山由緒書 による | |
| 身延 | | | 21 | | | |
| 寺領 | | | 33 | | | |

帯金ヨリ角打マテ堺内拾町駿州路ナリ本村ニ滝アリ村名云ニ因ル

○角打村 上行原

一 高百三十七斗七升式合 戸三拾四

堺内拾貳町南ハ和田村ナリ

○和田村

一 高百七拾九石六斗貳升式合 戸八拾

口貳百九拾五

男百五拾三馬拾貳

女百四拾貳馬拾貳

角打ヨリ大島マテ堺内拾貳町東ハ御林山村持山等ナリ

口百六拾八

男九拾八馬拾

女七拾

○樋之上村

一 高拾五石貳斗五升式合 戸九

口五拾八

男貳拾九牛馬無シ

女貳拾九牛馬無シ

和田、大島ノ東拾町余ニ在リ以上拾三村帯金組ナリ慶長郷村帖ニ石五斗六升

日ノ上村トアリ

○大島村

一 高三百五拾壹石三升九合 戸百拾壹

口五百四拾貳

男貳百七拾貳馬拾八

女貳百七拾馬拾八

和田ノ南ニ在リ東ハ佐野嶺ナリ佐野ノ枝村小草里ト云処ニ下ル駿州ノ通路ハ南

ノ方内船村ヘ到ル凡五拾町ナリ以下六村大島組ト云

表2 甲斐国志による県下の村の規模

| | | A 1,000石 以上 | B 500石 以上 | C 100石 以上 | D 100石 以下 |
|-----|------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 山梨郡 | 万力筋 | 3村 | 15 | 25 | 6 |
| | 中郡筋 | 2 | 12 | 11 | 0 |
| | 栗原筋 | 3 | 23 | 27 | 3 |
| | 北山筋 | 4 | 4 | 9 | 4 |
| 八代郡 | 大石和筋 | 3 | 14 | 24 | 2 |
| | 小石和筋 | 3 | 17 | 21 | 4 |
| | 中郡筋 | 4 | 6 | 6 | 12 |
| | 西郡筋 | 1 | 2 | 3 | 0 |
| | 東川内領 | 0 | 1 | 17 | 41 |
| 巨摩郡 | 中郡筋 | 5 | 19 | 25 | 2 |
| | 北山筋 | 7 | 10 | 23 | 18 |
| | 逸見筋 | 7 | 22 | 31 | 3 |
| | 武川筋 | 2 | 11 | 19 | 7 |
| | 西郡筋 | 5 | 27 | 33 | 3 |
| | 西川内領 | 0 | 2 | 29 | 81 |
| 計 | | 49 | 185 | 303 | 136 |

以上国志所載の結果を表に整理してみると次の通りである。とくに慶長の古高と比較してみると江戸初期から漸次

村高が増加していることがうかがえる。

けだし当時の村は政治上の単位であると同時に納税上の単位であったから村高の経緯は非常に重要な問題点をもっていた。

いま江戸中期宝暦六年（一七五六）の甲斐の国三郡郷村帳による村柄を比較してみると次の表のようになる。

この結果A-Dの四クラスのうち一〇〇石以上の大村は東西を通じて河内領にはなく一〇〇石以下の小村が圧倒的に集中していることがわかる。本町関係では五〇〇石以上のBクラスに僅かに下山村が入っているのみであり他はC Dクラスで二十三カ村の内十四カ村が一〇〇石以下の小村で河内全般がそうであるように石高の低い村柄であることが窺える。

これは江戸時代を通じて政治、経済上の一つの特色であり本町などの村の様相を眺める場合に見逃してはならない問題点であろう。

第二節 検地と貢租の実情

耕地の状況調査は古代から行なわれたが、中世荘園には、検注（土地調査）が行なわれ、また、鎌倉時代には土地の帳簿である太田文おほたふみが作成された。戦国大名らは分国の領主権を確定し、財政的基礎を明らかにするために検地を実施した。信長・秀吉は一つの地方を征服するとまずその大名領地の与奪権をその手に収めた。信長の場合、その押収した領土全部を、勲功のあった部下に分ち与えるものを普通としたが秀吉の場合は、その一部を与え、家を存続して残されることもあったし、また他の地方に移らせることもあった。こうして領地をあてがわれた大名は、さらにそれを自分の家臣に分ち与え、つまり家臣を平常養つておき、一朝有事の場合には、家臣は、またその部下まで率いて軍役に従い、主家のために働らいた。また平時には築城のこと、その他土木事業の手伝いなどをする義務を負わされた。こうしたことが全国におよばされて、信長が滅びて後は秀吉の下に、

諸大名は残らずこの制度に統制されて服することになった。こうなるとこれが公の制度となって、大名の知行制度というものが確立されたのである。この知行制度も統制方法もみな家康にうけつがれて益々強化された。こうして知行制度が行なわれると、第一に大事なことは土地制度の確立でなければならぬ。このために戦国大名が競って自己領土内の実測、すなわち検地を行なったのである。織田信長は天下統一を進めるため永禄十一年（一五六八）の上洛直後、近江（滋賀県）に指出しだう（土地目録）の徴集を行なった。また検地を組織的に全国におよぼしたのは豊臣秀吉で、これを太閤検地とよぶ。この結果をそのまま領主や地域によって別々であった検地の基準は、六尺三寸（約二〇八センチメートル）四方を一步、三百歩が一段となり、玄米の收穫量（石盛）によって土地を表示する石高制に統一され、荘園制は完全に消滅した。

江戸幕府は太閤検地を原則的には踏襲しながらも六尺一分（約一九八センチメートル）を一步とし、初期には代官頭伊奈忠次（備前検地）大久保長安（石見検地）彦坂元正らが各自の方法によって実施した。慶安二年（一六四九）に検地条令が出され、享保十一年（一七二六）には従来の条目を取捨して、新たに新田検地条目が制定され、幕府の検地基準が完成した。その後享保以前の検地を古検、以後を新検とよんだ。検地は春の麦刈りの後と、秋の稲刈りの後に行なわれ、はじめ指出によつたがのちには検地役人（代官、手付、手代など）が現地におもむき測量した。方法は周囲の土地の状況を調べ、四すみに細見竹を立てて目標とし、間に麻製の水繩を帳たばり、間竿まざ（検地竿）によって実測した。この結果田畑の広さを野帳のやにし、それにもとづき土地台帳（検地帳）が作成された。検地帳は水帳、御繩打帳ともいい村ごとに作成され、土地の所在地、田畑、屋敷の区別、品位別の集計と石高が明記されている。検地帳に記載された農民は、耕作権を公認された本百姓ほんひやくしやう（高持百姓）であるが、初期には誰某分たれもれと肩書のある分付百姓ぶんづひひやく（本百姓のれいぞく百姓）が存在した。検地により、幕府、諸藩は領内の農業生産の全貌ぜんぼうを知り直接農民を支配することができた。しかし財

| | | | | |
|-------|-----|----------------|---|-----|
| 六八分 | 屋敷 | 一畝拾八歩 | 秋 | 兵衛 |
| 四分半 | 屋敷 | 一畝六歩 | 七 | 兵衛 |
| 四分 | 屋敷 | 一畝六歩 | 利 | 右衛門 |
| 六四間 | 屋敷 | 二拾四歩 | 三 | 郎兵衛 |
| 八分 | 屋敷 | 一畝拾八歩 | 新 | 兵衛 |
| 七一分 | 屋敷 | 二畝拾歩 | 久 | 右衛門 |
| 五六間 | 屋敷 | 一畝歩 | 武 | 兵衛 |
| 七分 | 屋敷 | 一畝二拾九歩 | 長 | 兵衛 |
| 八分半 | 屋敷 | 一畝拾二歩 | 八 | 兵衛 |
| 七六間 | 屋敷 | 一畝五歩 | 八 | 兵衛 |
| 五七間 | 屋敷合 | 二反四畝拾歩 | 八 | 兵衛 |
| 下田 | | 一反一畝二拾歩九斗 | | |
| 下々田 | | 八畝九歩七斗 | | |
| 田 | | 一反九畝二拾九歩 | | |
| 上畑 | | 二町三畝八歩八斗六升四合 | | |
| 中畑 | | 二町五反六畝一歩七斗二升 | | |
| 下畑 | | 二町一反九畝一歩四斗三升 | | |
| 下々畑 | | 二町三畝二拾四歩一斗五升 | | |
| 山畑 | | 七反一畝三歩一斗 | | |
| 刈立畑 | | 二町五反七畝二拾九歩二斗五合 | | |
| 屋敷 | | 二反四畝拾歩一石一斗五升 | | |
| 畑屋敷 | | 拾二町三反五畝拾六歩 | | |
| 田畑屋敷合 | | 拾一町五反五畝十五歩 | | |
| 高 | | 五拾四石二斗五升六合 | | |

亥 七月四日

渡辺 弥右衛門

以上

墨付 五枚

一、石 盛り

石もりの法は、田畑の肥瘦により、上・中・下・下下に分け、上田一石五斗（注、一石はおよそ一八〇リットル）、中田一石三斗、下田一石一斗、上畑一石二斗、中畑一石、下畑八斗、屋敷一石二斗、下下田、下々畑、山畑、野畑など見計らいで斗数を定めた。

二、検 見

検地によって貢租の基準が定まれば、それに租率を乗じて、租米が定められた。幕府領地は五公五民が多く、大名領は（藩領）は一般にそれより高率で、六公四民、七公三民のところもあったといわれる。この租率は、毎年の作柄を判定する検見によってきめられるのであった。もし検地した後で洪水などのために収穫が減ったり、田畑が荒されて耕作できなくなつた場合は、その分を差引くこともあり、また、新たな田畑が増加したりすればこれを加えもして年々の豊凶によって加減した。このように年々の実取によって租率を定めるのを検見法または見取法といった。検見は代官が行なうのを大検見といい、手代が行なうのが小検見であった。

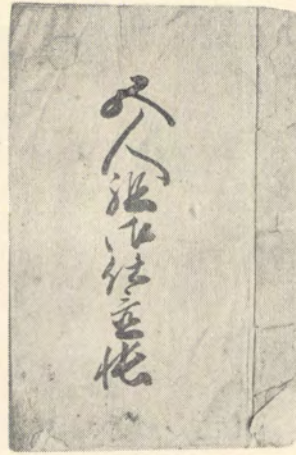
三、割付目録と皆済目録

検地、検見に基づいては村別の貢租が定まると、代官所から村役人を通

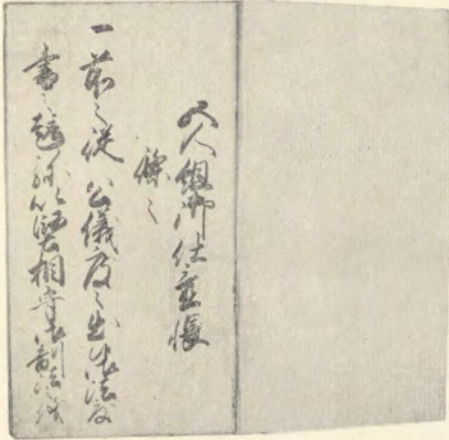
じて割付状が交付される。割付状には割付基準が細かく示されてあるの
で、村役人は個人別に割付を行ない、貢租が上納されると皆目録を代官
所から百姓に下付された。

第三節 名主と五人組制

江戸時代幕府が強制的に
全国に施行した農民、町人
の自治的組合制度であつ
て、律令制の自治警察的な
団体（五保の制）の復活と
いわれ、原型は戦国時代に
現われ、慶長二年（一五九
七）豊臣秀吉は侍は五人、
農民・町人は十人をもつて
五人組、十人組を作り、辻
斬りや、盗賊を防ぐ組織を
整備した。これが全国的に
普及し、完成したのは江戸
時代である。三代將軍徳川
家光は寛永十四年（一六三
七）浪人の取り締まりと、
キリスト教禁止の目的から
五人組制度をきびしくし、
天領・私領の別なく強制、
五人組についての法令や五
人組帳を作成し規則を守ら



五人組御仕置帳(松木一芳蔵)



五人組御仕置帳

せた。五人組は組合内の租税滞納や、犯罪などには連帯責任をもち、また
共同生活における村の秩序や、治安の維持相互扶助など、自治的な面でも
大きな役割を果たした。

五人組御仕置帳

条々

- 一、前々従公儀度々出候御法度書之趣弥堅相守御制法之儀不相背様村中小百姓下
々迄可申付事
- 一、五人組之儀町場家並在郷ハ最寄次第五軒宛組合子供並下人店貸借地之者ニ
至迄悪事不仕様二組中無油断可令詮儀若徒者有之名主之申付を茂不用候はば可
訴之事
- 一、隔年宗門改帳三月迄之内可指出候若御法度之宗門之者有之は早速可申出候
切支丹宗門之儀御高札之旨相守宗門帳之通人別人念相改候宗門帳済候而後召抱
候下人等寺請状別紙可取置候事
- 一、五人組宗門帳ニ押候外印判拵置申間敷候若子細御座候而印判替候ハ名主長
百姓は役所迄可相改候其外之百姓ハ名主長百姓迄可断名を改候はば早速及断五
人組帳江茂改候名を可記事
- 一、切支丹ころび候者共類族有之候ハ別帳ニ記之切支丹奉行所差出置候事ニ候
間仮令他村より縁組等ニ而当村江右之族来候ハ早速可致注進候事
- 一、田畑並山林等永代売買御停止ニ候若買物に書入候者拾ケ年限リ質手形ニ名主
長百姓加判可為仕候田畑質ニ入金銀借置田畑をば金主ニ為作候而御年貢ハ地主
より出候儀不可仕候惣而証文怪敷文書有之候ハ出入に成候時訴訟不取上候又
証人並名主印形取置可申事附リ名主組頭ニ加判頼候ハ其様子承届早速致加判
可遣候事
- 一、衣類道具又ハ門橋等の外し金物類出所不知売物一切買取間敷候右之品々質に
も不取又ハ不可預置候出所知候物ニ而茂請人無之候ハ質にも取間敷候事
- 一、惣而家業を第一ニ相勸べし百姓に不似遊芸を好或は悪心を以公事エミ出し非
公事を進め偽を以害なす者又ハ不孝の輩あらバ不隠置可申出候何事に不依神水
を吞誓詞を申合一味同心致し徒党ケ間敷儀不可仕候事
- 一、盗賊悪党人有之候ハ訴人可仕候訴出候ハ褒美可為取候其上仇を不成様に
可申付候可事

一、百姓衣類の儀結構成ものを不可着名主ハ妻子共絹袖木綿可着之平百姓ハ木綿の外は不可着之縷子綾縮緬之類襟帯等に茂致間敷候共平百姓ニ而茂身躰宜敷者は手代方迄断達差示を受絹袖着べき事

附 男女共ニ乗物に乗べからず惣而家作等見立候普請者ケ間敷義仕間敷事

一、掣取嫁取之祝儀奢ケ間敷儀無之様分限よりかろく可仕大勢集り大酒不可吞蚊張の祝儀新宅之弘初産之祝ひ杯迎不相応の祝仕候儀可為停止分限ニ応し内新に而輕祝可仕候祝言水祝停止之事

附 葬礼之野酒一切停止之事

一、拾子不可仕若他所之者拾置候ハハ村中に而養育いたし早速可及注進事

一、生類憐之儀心懸不実無之様に可仕不仁之儀一切不可仕事

一、獵師之外鳥獸一切不可取雖為獵師鶴白鳥取之儀は御停止にて鶴白鳥致商売候者有之候ハハ可訴之候事

一、拾牛馬之儀不可致候若他所より之拾牛馬並放牛馬当村江来候ハハ見出次第名主組頭ニ告之村中立合詮議いたし持主知れ候はば其村之名主並牛馬主より手形を取相返其上早々可致注進事

一、馬之筋をのべ候儀御停止ニ候牛馬売買仕候はば出所聞届請人を取五人組江相断売買可仕候出所不成髓牛馬不可買取事

一、新地内社建立堅可為停止候惣而祠の念仏題目之石塔供養塚庚申塚石地藏之類田畑山林又は道路之端新規に一切立間敷候仏事神事祭礼類執行い新規ニ祭礼不可取立事

一、寺社之儀住持社人替候ハハ可致注進候事

一、神仏致開帳候ハハ可致注進当村之神仏他国ニ当分相移り開帳仕儀有之候ハハ前以可致注進候又他所より神輿を送里来候様成儀有之候はハ不可請取村中に少しの間も差置申間敷事

一、当村に有之候出家社人山伏行人道心者又は非人等其外穢多之類常々致吟味候而うろんなるもの住居為仕間舖候名主組頭江不相違他村より来候者一夜之宿も不仕様に右之者江可申付事

一、村中の者の内或は立退或は逐電或は身上潰候而住居難成もの有之候ハハ可致注進候又他村より子細有之立退来候者親類なりといふとも当村へ一切不可差置事

一、他所の者当村ニ有附住宅仕度と旨願候ハハ其者之出所家職之様子聞届出所の村方名主へ届之慥成請人手形取之宗旨相改逐注進候而可差置否借地借等之者置候儀茂右同前可相心得事

一、百姓田畑子孫に分けとらせまじく候共老人前高五石より内に不可分小高之百姓は子孫に分けとらせまじく候若子細有之分け候儀有之候可請差図惣て新規ニ百姓有付候儀有之ば可致注進候跡式の儀養生之内親類並名主組頭為立合書付取置後日出入無之様ニ可心得事

一、当村之内にて能あやつり角力又は狂言其外見せ物の類芝居等為仕間敷候私領にても分郷或は村隣にて当村境目まぎらわしき地にて致候芝居不始以前二召連早速可注進事

一、惣て遊女野郎の類一切当村ニ置べからず一夜の宿をもちたまじき事

一、行衛不知者に一夜之宿をもちたまじき事

一、死人有之候は其者の持来候雜物改名主組頭立合様子委細書付にて可致注進堂宮山林に隠忍胡乱成者あらば今詮議品により搦捕可訴之其外手負又は不審成者從他所来候はば出所を尋付届けいたし注進之上差図を請候て彼者可差出事

一、往来之輩若相煩候ハハ早速医者に見せ随分致養生能くいたわり食物等入念あたへ看病仕置致注進歩行不叶先に參候儀難成候はば其者之在所を承届け迎を呼手形を取相渡置可申候若致病死候はば其者の道具等改名主長百姓立合致封印置可受指図事

一、殺害人或は致自害候者或は倒もの有之番人を付置早速可訴出候火事盜賊喧嘩手負之者惣て不慮成儀出来候はば右同前無油断可致注進事

一、村中にて若喧嘩口論有之候ハハ名主組頭立合裁判他村にて喧嘩等有之節は集るべからず人殺立退候もの有之は隣郷之者まで出合搦捕早速可注進搦捕儀難叶候はば跡をしい落着所江急度可申届事

一、田畑荒置べからず永荒場起返り切添又は新田畑有之候はば早速可申出隠置脇より訴候はば当人は不及申名主組頭まで可為越度事 附 一、たばこ本田畑江多作候儀停止之事

一、掘を埋又は道をせばめ秣場林際を切添田畑仕出べからず前々より無之所に道付馬入不可仕若道附替新掘不致而不叶所有之ば可受指図事

一、用水の掛引常々其村中の申合置争論無之様に可仕候水論境論等の場江百姓に

不似合力脇指弓鎗長刀等を持出令荷担者有之ば其科本人より重かるべきこと

一、御伝馬宿江定助大助郷より人馬寄候はば問屋年寄又は名主致吟味狼に人馬触仕間舖候其宿江馬をかこひ置面々勝手よき荷物を附候様成儀一切不可仕事

一、御朱印は勿論駄賃伝馬人足之儀常々致吟味置無滞様に可仕事

附り 助郷江人馬触来候はば刻限不違様可差出候若人馬割難心得事候共先無滞差出之後日に可申遣事

一、御用の人馬者不及申本海道にて無之候共往來之者駄賃人馬の義昼夜を不限無滞可差出事

一、御朱印又は御証文も無之人馬出候様にと申或は駄賃を不出通り候者有之其品により押置名主組頭立合詮儀の上搦捕躰候はば可注進事

一、村中申合番屋を作り番人を附置火之用心随分入念可申付、若出火有之は声を立村中立合精を出し消へし、勿論御年貢米入置蔵大切困可申事

附り 風烈き時分は不限昼夜に切々相廻り用心可仕候近在出火候はば早速かけ付防之可申事

一、堤川除不切様に常々申合洪水之時は村中之者出会随分可困申道橋等損候て往還之障ニ成候か田畑損亡に可成所は惣て小破之時早速可致修復自普請難成所は御入用にて可申付候触無之候共請取場之道橋は常々無油断作可申候

一、洪水之時堤川除困候節又は盗人狼籍者並火事有之者触を出候節村中之もの拾五才以上六十才以下之男は不殘可出合若場所ニ不出合者あらば名主長百姓より可詮儀事

一、鉄炮の儀運上出候御師又は猪鹿防之ため願出候て鉄炮渡置候外村中に隠置べからず尤御定之月之外鉄炮打べからず証文の通狼りに無之様可心得事

一、御林御立山之竹木は勿論枝葉下葉等迄公用之外伐採間舖候徒下葉銭出候刈取所なりとも苗木をとり置候様成儀不可致御林之透候所へは苗木植立候様に可仕候百姓持林並屋舖四壁之木にても目立候木伐遣候ハハ先書付を差出可伐之候様に有之候草葎等刈取間舖事

附り 新規堤に植物致すべからず堤際切欠植もの致間敷事

一、入会之野山面々之持山にても草木之根掘取間敷露のはしを入候儀可為停止田畑江山崩砂入等無之様に山林苗木植立可申事

附り 山中にて致焼畑候所は格別野火附候儀停止之事

一、諸作第一よき種をえらび蒔耕作の可入念荒作之様にいたし候者あらば名主長百姓立会村中にて助合田畑不荒様可仕事

附り 地所ニ不相応之田畑諸作他ニ替り劣耕作不精成者有之吟味可仕候左様之者ニハ小検見之節茂引方不申付候事

一、常々耕作並商売等茂不致家職之稼無之者有之は遂吟味其趣事訴出候事

一、博奕惣て賭之諸勝負或は百姓講と名付商に事寄博奕に似たる儀何にても不可仕若違背之輩有之か又は右之宿等致候者あらば早速可訴出候事

一、百姓に不似合致風俗長賜差を帶し喧嘩口論を好或は大酒を吞醉狂致し行跡悪敷者有之ば可訴出候事

一、他所江參二夜泊り罷在候程之儀は名主江断可罷出若他国に奉公に出候か又は用事候て相越候ハハ其子細名主長百姓五人組に書付を以可相断公事訴訟公儀江出候共其趣名主長百姓五人組に可届出事

附り 百姓之願書名主長百姓奥判可致事

一、御年貢皆済無之以前穀物他所に不可出金納のため米納之負数を積り納米程上米拵置次余り米を売可申事

附り 御用之置米急用之事情共名主一人にて封印を切取出し申間敷候相役之名主長百一兩人にても立合可申事

一、御城米並荏大豆共名主長百姓之内立会青米死米粃糠等無之様ニ随分致吟味升目不切様に俵拵之儀前々之通入念二重にメ小口かり摺繩にて仕名主長百姓米主升取且又手代印判之中札入可申候外札は木にても竹にても国郡村米主名斗可記候尤船廻に仕候節は貫目等入念船頭上乘手形申付可相廻事

一、御城米積出候節名主長百姓立合俵拵相改船積可致於船中に米さし取不申様に上乘船頭共に堅可申付候掛り場所にて別て油断致べからず且又御米を船頭に相渡納名主陸を參候様成事堅不可仕候於御藏悪米ふけ米等紛敷様成事仕間敷候右上乘之儀村中遂吟味髓成者可遣候御藏米之入用並船中雜用等多不入様に申付委細帳面に記させ入用可渡候事

一、御城米納に罷越候者共逗留之内悪所場江一切不可罷越事

附り 納に罷出候節手代等は音物又は手入かましき事堅仕べからざる事

一、御年貢金銀名主方江取集め控帳に納候度々金銀納主の名書付印判可為致候名主より金銀請取手形致通帳渡之控帳に押切いたし遣置後日に入無之様に可仕

事

一、御年貢皆済之納払致勘定名主方江手代と判形帳可取置事
 一、御年貢米納之節名主方江銘々手形遣之庭帳入念書付可致判形不念にて印形無之後日訴出候共取上聞舖事

一、惣て従公儀被下候人足扶持賃錢等当座に銘々割渡帳面に請取候趣為書付印判取置可申惣て次合差引勘定不可致事

一、毎年御年貢免状出候はば村中之者被見為仕名主長百姓方より村中大小百姓出作の者にも不残相触寄合候て致免割小物成浮役臨時物米銀老人前宛委細書付小百姓江茂疑敷不存様に其訳為申右免状写候て惣百姓立合拜見仕候旨書付銘々印形取置べし、郷倉之戸にも免状写可張置候御年貢割付候節村中夫錢小入用と御年貢入交一同に不可仕候差別を立可割合候算違無之様に随分入念御年貢の儀申渡日限の通相納候様常々村中可申合事

一、免状拜見之一礼村中連判翌年正月十日迄可指出事

一、公用之儀又は村中申合之儀に付名主方江百姓寄合候節村入用之食物酒肴等一切食させ申間敷事

一、堤川除堰場並道之御普請用水掘浚致候節人足等村入用掛之酒肴食させ申間舖事

一、名主長百姓を始惣て前々申付候通手代並妻子召仕等に至迄金銀米錢衣類道具酒肴其外軽き物共音信一切仕間舖候右之者共若貸借物或は押買押売不依何事無沙法之儀致し候はは無隠有駄に其趣可申出隠置後日に相聞候はば名主長百姓可為越度事

一、自分之家来並手代之召仕当村に参口上にて申儀は不及申自分並手代之印判も無之書付持参にて何事を申付候共一切承引不可仕早速可致注進事

一、手代村々相廻候節何時も飯米塩味噌為持廻り候か若持参不致候節は所之直段にて相調其上泊り休み所にて御定之木錢出し上下共に少も百姓之馳走に不成村々費無之様に申付候条酒肴等此方より指図無之物何にても調置間敷候若調置此方は不入に付寄合飲喰いたし村入用に割懸候はは名主長百姓可為曲事候無差図人馬集置百姓之隙を費間舖事

一、村中中之掛物小入用等之儀随分名主長百姓逐吟味入用帳之儀白紙を綴手代印判を加江渡置候条惣て村中入用少も省当座に右之趣委細可書付不居合候も印

判可仕候此外別帳を作り置間敷候役所之押切印に手代判有之帳之外名主組頭より掛り物割掛候は可為曲事毎年翌正月中前年之村入用帳写候て本帳相添可差出候逐一覽写帳留置本帳は名主江可相返候間年々帳紛失無之様大切可致置事

一、御鷹方之儀前々相触候通可相心得事

右之条々堅可相守此旨違之輩あらば可為曲事此帳毎年正月五月九月十一月各々々に四度村中大小百姓寄合髓に為説聞常々其趣を合点仕罷在候様に入念可申付者也享保十乙巳年正月

構成人員は町では家持（地主）、村では本百姓によって、近くの五戸ずつで一組をつくり、各組には組頭がおり、その選任は資格か選挙によって行なわれた。

江戸時代における行政上の単位としての村は、今日の村よりは、その地域が小さく、だいたい今日の大字に当たっている。農村の住民は村役人、本百姓、水呑百姓から成っている。村役人は名主、組頭、百姓代であつて地方三役と呼ばれた。名主は村の長であつて、村の行政事務をすべてつかさどり、組頭は名主の補佐役であり、百姓代は村民を代表して名主、組頭の行なう事務の監査に当たつた。

五人組は原則として近隣の五戸が集まって組織し、組合員の連帯責任で犯罪防止、警察、納税などのことを担当したが、特に重要な仕事は組合員の相互扶助であつた。江戸時代には、幕府や藩に年貢を納める義務を負うものは、各個人ではなく村全体であつた。また個々の村民が罪を犯した場合に、その村民個人が罪を問われずに、村全体が処罰される場合があつたのも、村が社会上の単位であつたからである。このように年貢の納付、犯罪防止、その他のすべてのことを個人の責任とせず、村全体の連帯責任とすると、村民全体が年貢の滞納や犯罪を互いに警戒し合うようになり、支配者には非常に都合がよいことであつた。また村民は、村の平和と治安を維持するために、村の規約にそむくものがあれば「村八分」といって、火災と葬式のほかは交際を断つことが行なわれた。

村方の行政は大体地方三役で協議の上決裁し、場合によっては五人組頭

を加える程度であるが、大きな問題は惣百姓の寄合で決定した。公文書には名主、長百姓、百姓代が署名捺印し、村極めのような文書には、組頭を筆頭に各五人組毎に惣百姓が署名捺印している。

村を構成している村民には、地主と自作又は自小作の小前と、土地を所有せぬ一軒前でない無高の小作人（水呑）と、僧侶、神主、山伏等があった。この外宗門改帳には土地も家もなく、或は土地はあっても家がなく、他家に世話になっている厄介人と、奉公人、穢多、非人等があるが、水呑とともに一軒前の取扱いを受けられなかった。名主の所には、村の治め方に必要な書類が箆管に保存され、名主交代の際は目録を作成して、引継ぎ、大部分は永久保存になっている。いま残存しているものを名主文書といい、近世庶民の研究資料として貴重なものである。

第四節 下山宿

戦国時代の大名によって、戦力増強を主目的に強力に整備された街道、いわゆる交通路の一つに河内路があるが、これは駿州往還とも呼ばれ富士川沿いに発達した交通路である。従って、駿河から甲斐の府中間における物資の交流に利用された重要幹線道路なのである。その河内路は鰍沢村、切石村、八日市場、下山村、南部村、万沢村等の道筋からなり、ともに宿場問屋のおかれた地である。なかでも下山は、河内のほぼ中心にあたり、河内路の重要拠点として、軍事的に経済的に交通の要所であったといわれ、下山宿が設定されて以後、名まえもそのように呼ばれるようになった。そして江戸時代にはいると、幕藩体制がとこのうようになり、幕府は公用の旅行者のために新しく宿制を定め、宿泊場所や、荷物輸送をさせるために伝馬や助郷を定めた。

下山宿にも先に述べた宿場問屋と同様、宝永二年（一七四五）の引渡目録によると、伝馬宿がおかれたとあるが、河内路は通行人が少ないため助



下山陣本

郷にたよったといわれる。その助郷は宿場の仕事で、伝馬の諸徭役を助成する部落をいい、大規模の輸送の場合は、宿場だけでは間に合わないで臨時の助郷に割りつけたという。このように助郷によって、リレー式に宿場から宿場へ荷物が輸送されたのである。

下山宿の場合には、宝永二年の引継帳に次のように定められている。定期（常置）栗倉大助郷（臨時）波木井・大野・清子・小田船原・小繩・高住・赤沢・大島・雨畑の十カ村となっている。また、この定助・大助郷はともに助郷と

して、大体百名につき二人二匹で課され、他の公役を免除されていたというのである。なお、その他諸役免除となっていた者に役引大工と称して、地方に十四人おり、下山村にはそのうち二人いたというので、役引き高が七石余あり、公用の通行には伝馬一匹ずつ下されることになっていた。これら役引大工は当時重い家柄を誇り、権勢をふるったといわれている。一方、作間大工、あるいは百姓大工と自ら称して、農閑期の出かせぎもあり、実際には、大工の収入が百姓よりずっとよかったので、だんだん大工が主になり、盆・正月にだけ帰村し、農業は女衆まかせになったといわれる。文化年間の記録では、下山村の男八三一人中大工の数は二〇四人、さらに十余年たった文政六年には、大工の数三〇八人に増え、働ける男の八割は大工で村の大多数を占めるようになった。

このように河内地方に大工の職人が多かったのは、耕地も狭く、生計困難でもあったことが第一の理由であるとされている。しかし、下山大工

は、当時量的にも質的にも大きい勢力であったことは事実である。さて、宿制による掟はこれまた厳しく、伝馬を勤めない者はたとえ奉公人でも嚴重に処断された。さらに宿中のことについては、一切伝馬衆の支配にまかせる旨を認めており、もしこれに異議のあった場合には、家財名田ともに取り上げてしまうという厳しさがあり、村民はこの伝馬の番役に苦しんだのである。従って伝馬の宿制には保護規制があり嚴重そのものであったことがわかる。だが一面には、伝馬を維持経営するために、宿の繁栄を目的として市場を開設させ、商人の往来を歓迎している。なおここで、ふれておかなければならないことは、宿村における定助郷の人足賃銭のことである。河内路は難所も多く、諸荷物は分け荷とされ、ふつうの人足一人の場合には三人宛、馬一疋の時は二匹から三匹を出して継ぎ立てねばならず、その結果、宿村方でこの諸懸りを弁金して間に合わせるという苦しい状況であったといわれる。

甲斐国志によれば、助郷への人足賃銭は屯人につき、南部・下山間四里拾五町（一六・四キロメートル）百弍拾九文とされており、その割増賃銭の願い出が宿村方から再三出されたにもかかわらず、それが認められず、ついに御定賃銭は変らなかつたということである。従って、宿場問屋を通じての村の生活状況は恵まれていたとはいえない。

第五節 下山大工について

一、下山大工の起源

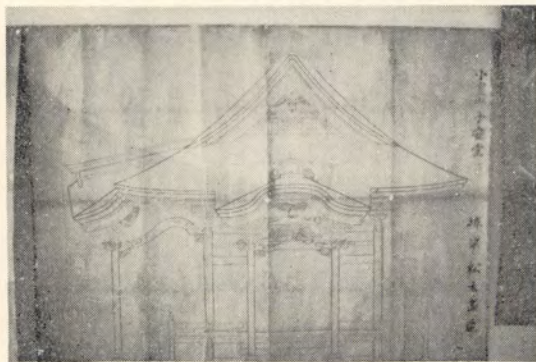
戦国以来その名を知られた下山大工の発祥の歴史については、なお今後の研究にまたねばらないのであるが、下山石川武重家には、日蓮聖人の入滅（一一二八二）後、六老僧の一人日興上人が身延を去り駿河に赴く際、

同家の先祖が同行し上人のため「六坪の間」を造作したのに始まると語り継がれており、既に南部氏・下山氏の河内地域居住の歴史も長く、日蓮聖人人生前、かなり大規模な堂宇の建立もなされているので、上記伝承と併せ考えれば、河内における建築術の歴史は鎌倉時代初期から中期の頃に南部氏・下山氏・諸社寺造営等を社会的背景として出発したものと思われる。良材の得易いこと、耕地の狭小等の自然的・社会的要因も下山大工発展の要因となったことは戦国、江戸期の文献からよく知り得る。

二、穴山氏と下山大工

穴山信友、信君父子の河内地域における山作り、竹作り、信君の用材下命、大工番匠の保護統制については第三章第五節に述べた通りであるが、永禄・元亀・天正年間の信君の厚い保護統制の下に下山大工を中心とする河内大工の大規模な固い団結が形成されたのであった。この内容は統治者の必要性と密着した「座」であった。信君文書によると永禄六年（一五六三）源三左衛門が「当谷中番匠」の支配統制を信君から命じられているが、信君文書には石河弥左衛門尉源三、与十郎等の名が見える。また同文書から河内大工、番匠は甲駿各地で活動していたことが知られる。

天正十五年（一五八七）穴山氏絶家後も徳川、羽繁統治の下で下山大工番匠の「座」は変化



下山大工松木高造が棟梁した小室山仕様図の一部
(万延二年)

なく継続された、甲斐国志百一人物部付録大工幸内所蔵文書の

当谷中番匠仕置之事 如^ニ前々^ニ其方可^レ被^ル申付^ケ候 若^シ背^テ下知^ル者有^ラ之^ハ 可^レ被^ル

申上^ル者也 為^シ其手形^ト 如^シ件^ト

天正十九年卯正月三日

佐藤 長介重次 花押

大工 源 蔵 殿

は天正十九年(一五九一)に甲斐を領した羽柴秀勝の部下が出したもので源蔵は源三左衛門の子と思われる。

三、江戸時代の下山大工の動向

江戸時代に入ると下山大工の活動は時とともに盛んとなり、文書・棟札・建造物等も増加してくる。

文化三年(一八〇六)から編纂を始めた同十一年(一八一四)に完成した甲斐国志の資料として下山大工石川久左衛門・竹下幸内の両名が穴山氏時代の両家に係わる信君文書の写しを提出しているが、これによると当時由緒により役引職人であった者は、甲斐国全体で百五十三人でありこのうち大工は十四人であって下山に前記の二名があった。

大工は諸役引職のなかで他職に「勝れたる職」として保護された。その大要は

一、大工拾四人 老人居敷百坪ツツ、此高四斗御年貢不納 役引高ハ不同 勤日老人年内ニ二十四人ツツ 御扶持米一日一人ニ老升八合ツツ、其外ハ賃銀被^レ下^ル之^ハ 併^シニ御役ニ罷出候節 御領分中御伝馬式人ニ一匹ツツ被^レ下^ル

というものであったが、この特権は後にみる三郡出入り文書にもみられるように、「御役」以外の仕事においても、自然、大きな力となって作用したのである。

役引大工十四家のうち江戸時代から明治におよぶまで現実に大工職を継続した家は下山の二家のみであった。

なお役引職家のおこりは、武田氏・穴山氏の保護からおこり、両氏滅亡後は甲斐統治者によって引き続き承認されたものであり、国志編纂より百年も以前に家職をやめた家では役引大工の特権を有しながら、国役が下命されると、他人を頼んで責任を果たすという具合であった。

巨摩・八代・山梨三郡の大工は甲府の内大工と違って、百姓大工・作間大工と自ら称したが、これは農業生産の弱さの中から生まれた「在方大工」の性格をよく示し、それだけに生計上重要な職業であったことがわかる。河内の場合は特にしかりで大工文書にこの事情を頻繁に記している。生計上の必要性と長い時代の積み重ねとは河内大工の高い技術の維持発展に大きな役割を持ったと思われる。

四、三郡出入り

宝永元年(一七〇四)から天明元年(一七八一)にいたる約八十年間、下山大工の二派による村内および三郡大工の支配権をめぐっての激しい抗争があった。

六代將軍家宣が宝永元年、芝に白銀御殿を造営した時、その棟梁を争ったのは、下山大工の石川久左衛門と石川五左衛門の二人であった。

この争いは結局五左衛門が勝って棟梁となっているが、これに端を発して以後両派の対立抗争は何代も続くのである。

五左衛門と久左衛門は墓地も同じ下山浄福寺にあり、家紋(丸に五本骨扇)も同じであり、一族と思われる。

宝暦五年(一七五五)代々役引き大工の權威を誇る竹下幸内、石川久左衛門一派の統制を脱しようとする村内四十名の大工達は、饒右衛門・勘兵衛・作之丞・権兵衛等を中心に、病氣・他出を理由として太子講を欠席した。幸内・久左衛門側は当時百四、五十名あった下山大工の絶対多数を占める八十二名の勢力を擁して、甲村勤番に反対派の行動を仕方違反として訴え、主謀者である前記四人の大工道具を差し押えたばかりか、国中に四

人の者に仕事をさせぬように申し触れて反対気運の圧殺をはかったのである。

両派のほか中立派も多少あったが何ととっても穴山氏以来の由緒と伝統による役引き大工の特権をもつ幸内、久左衛門派の勢力は強力なものであった。これに対し儀右衛門ら反対派も新たに太子講をつくり上飯田役所に訴えて対抗したが、役所は双方の訴えを却下して取り上げなかった。

しかし翌宝暦六年には幸内側が訴えに勝って、由緒と村内大工支配を認められた。

その後も反幸内派は大石寺派の五左衛門とその弟与左衛門を中心として市川代官所、上飯田、甲府代官所等に訴え続けたが、甲府代官中井清太夫は幸内一派に味方してこれを却下したのである。

幸内、久左衛門派は下山大工のみならず巨摩・八代・山梨三郡の大工をその支配下におさめ三郡棟梁権を主張するに至ったので、五左衛門と与左衛門の二人は遂に安永八年（一七七九）二月、江戸に行き幕府の評定所へ出訴し幸内らの三郡棟梁権停止を訴えた。

しかしこの内容にかかわらず、これは国元の役所を経由せぬ「越訴」であるとの理由で六月兩名は宿あずかりとなり、訴状は焼き捨てられた。止むなく兩名は一旦帰国したが、漸く強まった反幸内派気運を力とし、天明元年（一七八一）には下山大工の圧倒的多数を占める一四七名の賛成連判をももって長文の訴状を作り、十一月再び江戸に赴き、上野山下三枚橋において時の老中松平周防守康福に駕籠訴を行なったのであった。この訴状には、由緒と棟梁とは関係がないこと、三郡棟梁などの権利を役引大工の幸内・久左衛門に認められたような現状は色々不都合の原因となっていることなどを述べている。

これも前回同様越訴であったため、五左衛門等は訴訟の継続にすこぶる困難したが、結局幸内・久左衛門の三郡棟梁権は認められないことになり目的を達したのである。

この三郡出入りは歴史的に見ると、穴山氏の下で絶対的ともいべき役

引き大工竹下石川（久左衛門）両家の権威と支配が時代とともに許されなくなり、新興勢力ともいべき実力派が抬頭し、古い特権に挑戦して行く姿が見られるのである。

駕籠訴の訴状の中に、由緒による特権の不当をしきりにのべていることから、この事情が推察できる。このような内部抗争をくりかえしつつも、下山大工の勢力は時とともに盛んになって行くのである。

五、職業出入り

文政六年（一八二三）から同九年の間における、甲府町方大工と、下山村重左衛門と樋田村（下部町）仲右衛門とを惣代とする在方大工との、甲府々内の大工仕事に関する激しい争いを職業出入りと呼んでいるが、この町方、在方大工の対立はすでに宝暦年間からのものであった。文政六年（一八二三）甲府町方大工側から出された文書に、「他国及び在方より大工多数府内にまぎれこみ、所定の賃銀を守らぬので宝暦年中（一七五一―六三）、府内においては規定の賃銀を守るべき達しを出してあるにもかかわらず近來乱れて来たので」とあり両者の対立が宝暦年間からのものであることがわかる。

安永七年（一七七八）八月、甲府町方大工は、冥加金も出さぬ在方大工が安い賃銀作料で府内の大工仕事を請負うため渡世に困るので在方大工の府中入り込みを禁じてくれるよう勤番支配に訴えた。これに対し翌八年六月在方惣代下山村定右衛門・金左衛門・勝之丞の三名が勤番支配、松平下野守忠孝、渡辺図書頭貞綱に対して町方に対抗する訴えを起して勝ち、町方の訴えは九月却下された。

ところが両派の対立は約半世紀後の文政六年（一八二三）、再び町方からの訴えによって再燃し、在方は上記重左衛門、仲右衛門を中心として固く結束して町方に対抗したのであった。すなわち、文政六年九月、甲府城勤番支配、鍋島伊予守直正・酒井大隅守忠脩は町方大工の訴えを聞き入

れ、山本・坂田・山本の三町年寄に命じ「町内は申すに及ばず、寺社門前、町家末々に至るまで急度申し渡すべきこと」として次の内容の文書を発した。

他国及び在方大工は今後府内で職分いたす場合は府内役引大工に届けて備わべきこと。備方側も同様のこと。これを守らず後日それが知られた時は吟味の上、過料を申しつける。

他国と在方大工を統制し、引いてはこれを府内から締め出そうとした町方大工の長年の希望はこれで達せられたかに見えた。

しかしこれに対し在方大工はこの触書が出た翌十月下山大工三百八名を中核として河内大工千五百十四名が一つの組織としてまとまり対甲府大工との争いに立ち向い、そのための経費分担を誓い合った。そして十二月、下山外百三十五カ村大工九四六人惣代として下山村重左衛門・若右衛門は上記触書きの撤廃方を市川代官所を通じて甲府勤番へ訴えた。翌文政七年二月には巨摩・八代両郡大工九〇九人の惣代として下山村重左衛門・樋田村仲右衛門は、下山村名主利兵衛・樋田村名主元之助の連印を加えた訴状を市川代官所を通じて甲府勤番に訴えたがすでに触流したことであり、安永年間の松平下野守の決はやむなく府内役引大工及び平大工の「重立ち候者」に在方大工に対する前記の出願を取り下げられるような交渉に及んだが、もとより町方が応ずる訳はなかった。そこで同年の六月遂に在方大工は最後の手段として重左衛門・仲右衛門を巨摩・八代九〇九人の惣代として江戸に送り込み、甲府役引大工久保町茂兵衛・横田町次左衛門、一蓮寺町友衛門等五人と平大工金手町森蔵・愛宕町友兵衛等十五人計二十人を相手どり幕府勘定奉行曾我豊後守に「安永年度の決定の通りに、数百年來の仕来り」である権利承認方を出訴し、その取調べ中更に老中水野出羽守忠成に駕籠訴をした。このため両派は勘定奉行において吟味をうけた結果、「此の上吟味うけ奉り候ては何様に成行き候やはかり難き」状態となったため、双方立入り人を立てて和解することとなった。

こうして文政九年（一八二六）町方は魚町・緑町の名主・西一条町・三

日町の町人等六人立入人となり在方百二拾五カ村大工惣代・重左衛門・文蔵・仲右衛門あての和解文書を手交した。在方差添人は下山の名主佐兵衛であった。この時の「為執替申議定書之事」の内容は「無宿大工は除き、三郡大工、町方大工ともども入り交り相稼ぎむつまじく渡世すること、今後大工職に関する新規の願いは、在町一統相談の上役所へお願いすること」という内容のものであった。巨摩・八代・山梨三郡の在方大工の多年の努力がここに実を結んだのであった。多年にわたるこの紛争の費用は三郡大工職から拠出された。

この事件の歴史的意義は三郡出入りと関連して考えねばならない。両事件とも、武田氏、穴山氏以来の旧権力を保持しようとする側とこれを打破しようとする新興の大工勢力側との対立であり、両問題ともほぼ時を同じくして表面化したのであるが、甲府町方对在方の点で自然職業出入りの方が解決がおくれたのである。職業出入りを通じて職業意識と団結の進歩が顕著にみられる。

六、大工仕法

年不明の「府中大工定書」の前書きに、「大工仲間は町在一同に古來より御国法御座候に付き……中略……御城下大工法式の通り相済まし候」とあり、内容は十カ条からなっている。文化年間のものとは比べると簡素である。大工法式・仕法・定書・作法と呼ばれたものは又太子講定書とも呼ばれ、府内・在方各太子講加入者団体の規範であって、在・町ほとんど同文である。各仕法に共通して

(一) 公儀法度を守り、職分御用の節は一統協力して任務を果たすこと。年貢等怠らぬこと。身苦しき態に及ばぬこと。孝養敬老、幼を憐むこと。勝負事に交わらぬこと。酒色にふけらぬこと。

(二) 不当な競争をしないこと。公正な入札を行ない、落札者は札金一割を入札仲間へはらうこと。作料を守ること。請負不可の相手。

- (三) 施主や仲間との争い事。職法に障る訴訟は理のある方へ応援すべきこと。
- (四) 弟子の年期について。
- (五) 仲間の意見の対立は太子講の場での仲間内で解決すること。年二度の太子講に参会すること。

(六) 仕法違反者は道具を取りあげ職業さしとめること。

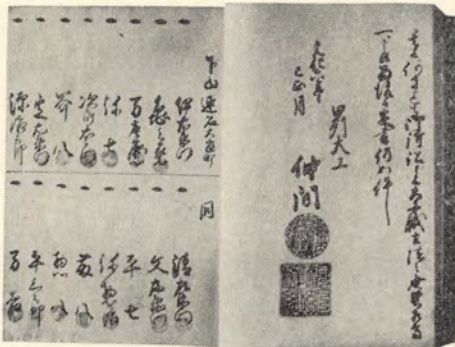
等の現在にも活用しうる幾多の内容がみられて興味深いものがある。

下山大工太子講の歴史をみると宝暦五年(一七五五)前記三郡出入りの発端期に従来の幸内・久左衛門派に対して儀右衛門等によって作られたのが文獻的には一番古いが幸内派の講は更に古い筈である。またこの時中立の「中ノ棒組」もあった。

文化四年(一八〇七)七月、下山太子講を中心として河内諸村の大工代表者連印の「大工仕法之事」が「古法の簡条書き友調べに相調べ古法相統」のために定められた。内容は二十カ条である。この時中心となったのは下山村五左衛門・文蔵・伝右衛門・七郎左衛門等であった。翌文化五年竹下幸内・石川久左衛門組太子講仕法が「古法」のように定められた。十八カ条から成り下山大工七十名、下山以外の河内大工十五名が連判した。



下山の万年太子講定め書(文化六年)



万年太子講定め書の連判状

更に文化六年正月の「万年太子講」の「定」には下山大工二〇六名の名が連ねられているがこのうち捺印しているのは一六五名である。幸内・久左衛門は名はあるが印がない。二〇六名は村内全部大工の名を記したものとされる。印のない者はこの太子講に加入しなかったものである。無印四十一名である。連印者の中に五左衛門・与一左衛門・七郎左衛門の名がありこの太子講は三郡出入りの際の五左衛門組が中心であったと思われる。同じ組の前記文化四年の「大工仕法之事」が広く河内全域の大工代表者連印であるのに対しこれは村内大工の結果の目的をもった講であり「定」であったと思われる。内容二十七カ条でほとんど内容の同じ各種の大工作法の中で最も整ったものである。

なお甲府町方大工惣代、下山大工惣代ともにそれぞれ甲府・市川代官所からの求めに応じ、しばしば「大工式法」や作料の旧例やその時の現況を報告している。古いものでは宝暦五年(一七五五)甲府上飯田代官の上倉彦左衛門に対する式法提出、安永七年(一七七八)甲府代官、中井清太夫に対する式法提出などの例があり。それぞれ、承認されている。作料については文化七年(一八一〇)五月下山政五郎・惣助・喜内から、同年八月

には久左衛門・幸内・政五郎・惣助・喜内五人から、ともに市川代官所へ「御糺ただしにつき」大工作料の儀を申告している。八月提出のものには三郡諸村の代表者も久左衛門以下に名を連ねている。これ等によると甲州大工作料は古来老分式朱が仕来りであるが現状はそれを上下する額で相対に済ましているとなっている。各派太子講や在町対立の歴史を経過しながらもなお共通の「仕法」「作料」をもって活動を続けた「甲州大工仲間」の社会的、文化史的意義は大なるものがあるといえよう。

下山大工の人数についての記録をみると、宝暦六年(一七五六)竹下幸内・石川久左衛門兩名が甲府上飯田代官、上倉彦左衛門に提出した、巨摩・八代・山梨三郡棟梁たるべき願上げに「当村大工仲間百拾三軒ならびに弟子貳百五・六拾人、師弟お

よそ四百人」とあり弟子を除いた大工数は百四、五十人となり、約五十年後の文化六年（一八〇九）の前記万年太子講には二〇六名が書きあげられている。それから十四年後の文政六年（一八二二）の職業出入り訴状人別帳では下山村大工三〇八名でうち大庭町が最も多く七十名、本町六十七名大工町五〇名という具合である。この年河内大工は一、〇五四人であった。人数やその団結、その他から下山大工の全盛時代は文化文政年間（一八〇四―三〇）のころであったと思われる。甲斐国志編纂のための文化初頭の下山村書き上げは戸数三八四、人口一、六六一、うち男八三二、女八三〇であったが人口数のほぼ固定していたこの時代であったので宝暦ころは商業男子の四―五割、文政年間には七―八割が大工であったと思われる。

七、匠家雛形増補初心伝六卷

文化年間から堂宮建築における大工必修書として全国的に流布されたこの図解入り技術書は、石川五左衛門系の石川七郎左衛門重甫の著述で文化九年（一八一二）刊行されたもので明治になってからも刊行されている。

その原本と考えられるものが久左衛門系の甲府市石川安衛家に伝わっている。増補初心伝は塩山市石川孝重、本町下山石川武重、下山本国寺に蔵されている。いわば下山大工の技術の結晶ともいべきものである。甲州流といわれる堂宮建築手法はこの技術書との関連が大であるとされている。

石川重甫は文政元年（一八一八）作の南松院の山門額では石川七郎左衛門源重甫、享和二年（一八〇二）の金桜神社神楽殿再建設設計図では源重象と称し石川孝重家の石川政五郎（石川外記源共重）肖像画裏書きでは源重郷と称している。同裏書きは

「倅七郎左衛門、存生之面躰を写置、長子孫ニ父大徳を為請也、善光寺建立其外諸々建物多し、御岳山神楽殿中端ニシテ御嶽山作事場にて卒死六十五歳、神楽殿ハ倅七郎左衛門建立、源重郷」というものである。

七郎左衛門はまた彫刻の名手でもありその作品は一段と光彩を放っている。



下山大工石川七郎左衛門作「獅子」



下山大工松木輝股が棟梁した旧陸沢小学校々舎
(現藤村記念館・国重要文化財)

八、小沢一仙齋のこと、あとがき

慶応四年（一八六八、九月明治と改元）二月三日、皇太后宮小進高松実村を甲州鎮撫、甲府城受取りの勅使とし、その御後見役として京都からの長旅をつづけて来た小沢雅楽助一行が甲府に乗りこんで、城代佐藤駿河守以下なす所を知らずの困惑狼狽に陥ったいわゆる「偽勅使事件」は結局雅楽助一仙の処刑、高松実村の帰京で幕となったのであるがこの事件の演出者である一仙は出身は伊豆的那賀郡で下山大工との関係のおこりは不詳であるがこの年三月十四日年三九で刑せられた。

彫刻の名手として下山大工と行をともしにしていた。墓は下山浄福寺にあり、明治三年同族小沢半兵衛邦秀が伊豆から供養にきている。維新の際には京都にいたものである。石川久左衛門系の石川市作弟分、朝仙院常信日

秀として下山に葬られたことはもって瞑すべきであらう。

以上上下山大工の歴史について概観したのであるがなお今後の調査が望まれる。

終りに、国の重要文化財に昭和四十二年六月指定された藤村記念館（旧睦沢小学校々舎）は明治八年（一八七五）下山村荒町松木輝股の手になるものである。

また明治五年に靖国神社本殿を佐野友次郎が、昭和十九年に山梨県護国神社を石川馨が建造しているが、いずれも下山大工の伝統を示す好例であらう。

第五章 近代

第一節 明治の行政改革と山梨県

明治元年（一八六八）三月十二日東海軍参謀の海江田武次が副総督の命をうけて甲府に入り「今般王政復古真の天領ト被仰出候ニ付追々自朝廷御沙汰モ可有之候得共……云々」との告示を發し国事を代理したが、在任わずか十一日間で東海道副総督柳原前光と交代した。

柳原前光は、この年八月に甲府・石和・市川の三部代官を廢して三部知事として、鎮撫府（甲府城代を廢して）の統率下においた。

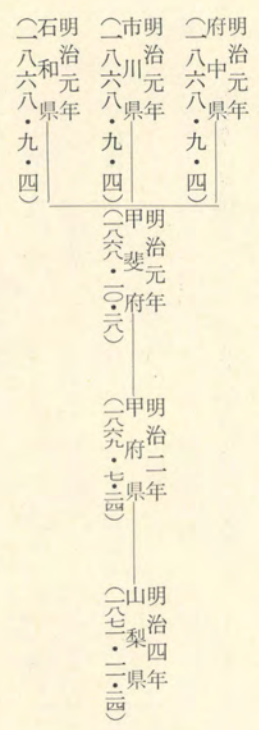
さらに、十一月には鎮撫府を廢して甲斐府を置き、甲府・石和・市川の三代官所が郡政局と改められて甲斐府の下につき、府知事に滋野井公寿が任命された。

その後、明治二年七月に甲斐府を廢して甲府県となし、郡政局も廢して本庁に合せられ、さらに田安領（山梨県は幕府の直轄領として山梨・八代・巨摩・都留の四郡合わせて村数七八〇カ村、総石高三〇七、五八七石、総反別三四、一六七町歩であったが、この中に田安家の領地として石高四七、九六一石、反別四、〇五七町歩、村数は山梨・八代・巨摩の三郡合わせて一〇三カ村があり現在の山梨市一丁田中に代官所を置いて統治し、天領八割余、私領二割弱の割合であった）も甲府県に合併したのであるが、この合併に際しては、これを望む者と反対するものがあった、この年の十月に「田安騒動」が起つたのである。

さらに、明治四年七月廃藩置県が行なわれ十一月には全国に三府七十二県が誕生したが、このとき甲府県は山梨県と改められ県令に土肥実匡が任

命された。
 このようにして、維新以来目まぐるしい改革を重ねながらも着々近代化への道を進んだ。

府県廃置分合図表

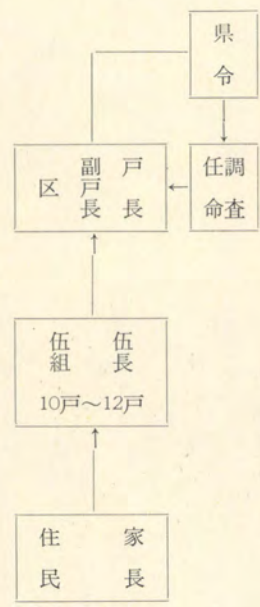


一、大小区制

明治五、六年（一八七二、一八七三）は我が国において地租の改正、学
 制施行、徴兵制戸籍法など封建制度から近代国家へ脱皮するための大きな
 制度の改革がなされたのであるが、山梨県においても明治五年一月四郡
 （巨摩・八代・山梨・都留）を八十の区（二区はおよそ二千戸位）に分け、この
 区には戸長・副戸長を任命して管下行政の末端組織とし、主として戸籍の
 事務を行なわせ、さらに、庄屋、名主、年寄の制度を廃するなど旧来の村
 は、村役人を無視することによって旧弊を打破することにつとめた。
 このときの区制は次のとおりである。

- 山梨郡一区〜第十七区
 - 八代郡第一区〜第十六区
 - 巨摩郡第一区〜第三十五区
 - 都留郡第一区〜第十二区
- 本町の場合は、大河内地区が、八代郡第十六区に属し、身延・豊岡・下
 山地区は、巨摩郡第三十四区に所属して現在の部落単位程度の小村に分か

れていた。
 明治五年（一八七二）四月における組織



さらに、この年十月には、従来の正副戸長を廃し、十一月各区に正副区
 長をおき、各村の名主、長百姓の制度を廃しその代り各村に正副戸長をお
 いた。

- 因に区長、戸長の職務をあげれば、
- 区長は、官令を区内各町村の戸長に伝え、租税・戸籍・徴兵・勸農・
 教育・救恤・修路・築堤などの事務、事業を督励し、これを県庁に進
 達具申する。
- 戸長は、一村一人とし、区長から伝達された事項を村内に布れて村内
 を治める。
- 副戸長は、村高百石以下は一人、三百石まで二人、五百石まで三人、
 八百石まで四人、千石まで五人、千石以上六人の規程で数が定められ
 た。

明治九年十月には従来の八十区を三十四区に改め、従来郡単位に分けら
 れていたものを全部通し番号に改め、本町においても福居（下山）、身
 延、豊岡の各村は山梨県十八区は、大河内村は十九区に編入された。な
 お、区長、副区長の職務には変りがなく、県と村との中間機関として存在
 し、その後明治十一年（一八七八）七月郡区町村編成法が制定されるまで
 この制度は続いた。

二、徴兵令の制定

維新政府は廃藩置県の成功により、念願であった兵権の集中帰一を実現し、強大な常備軍をつくることもまた可能になった。常備軍こそ官僚制とならぶ天皇制の二大支柱の一つである。

明治四年（一八七一）兵部省の官制を改革して、陸軍掛りと海軍掛りの分課を明らかにし、また、陸軍参謀局が別局として設けられた。八月旧諸藩の常備兵隊を解散し、東京・大阪・東北（仙台）・鎮西（小倉）の四鎮台を置き、兵は旧藩常備兵から選んだ。

明治五年兵部省を廃して、陸軍省、海軍省に分け、御親兵を近衛兵と改めて、都督が指揮した。初代都督は山県兵部大輔が兼ねたがつづいて西郷が元帥となり、近衛都督を兼ねた。同年十一月「全国募兵ノ詔」が発せられ、太政官がその趣旨を「諭告」している。この諭告には、天皇に忠義を尽くすとか、国体を守るためとかの字句は全然見えず、国民は自己を守るために兵役につくとか、自由平等とか、民主主義政権の布告のような字句のみがつけられている。これは欧州の軍制を研究して、徴兵令制定に当たったものと思われ、徴兵令の規定そのものにも、国家を国民自身が守るという精神は全くない。先ず第一に中央地方の官吏、第二に官公立専門学校生徒の洋学、医学、馬医学等を学ぶ者、すなわち将来官吏あるいは支配者になると予想されるものは兵役を免除し、又代人料二七〇円を納めるものは免除するというように、官吏ないし支配階級、有産階級は兵役を免除されて、国民平等の義務ではなく、被支配階級、無産階級のみ義務であることを示している。

更に一、戸主二、嗣子並びに承祖の孫三、独子独孫四、父兄に代って家を治める者五、養子六、徴兵在役中の者の兄弟を免除している。これは戸（家）の存続を危くする場合は兵役を免除し、兵役が個人に課せられた義務ではなく、戸ごとに壮丁一人を徴する封建的な賦徴徴集であることを示している。

している。明治六年従来の四鎮台を廃して、鎮台六、營所十四を置き、歩・騎・砲・工・輜重の五科の将兵合計三一、六九〇人を平時常備の現役とした。明治六年三月、はじめて東京鎮台下で徴兵令を施行し、漸次全国に及ぼした。明治六年二月、県より県下各区に次の通達が出されている。

各区徴兵に應スベキ数ヲ布達ス曰

此程徴兵ノ儀ニ付御布告の趣相違候処最早近日徴兵使発行可相成積ニ付別紙ノ通
区数ニ応シ人員割相示シ候間一家ノ主人嗣子承祖ノ孫独子独孫其他羸弱宿病不具
ナルモノヲ除キ当年相当武拾才ノ者ニシテ身ノ丈五尺一寸曲尺以上強壯兵役ニ堪
ユル者毎区抜擢致シ来ル十
五日迄ニ書面ヲ以可申立事
右ノ趣至急可触示者也

明治六年二月二日

山梨県権参事 富岡敬明

八代 郡正副区長

山梨 巨摩

巨摩

別紙に郡区別に人数を指示している。本町関係を見ると、

巨摩郡三十四区（旧下

山、身延、豊岡地区）

高千八百拾七石壹合

一徴兵 一人

八代郡十六区（旧大河

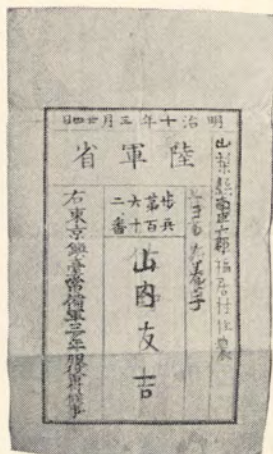
内栄村）

高武千拾九石壹斗五升三

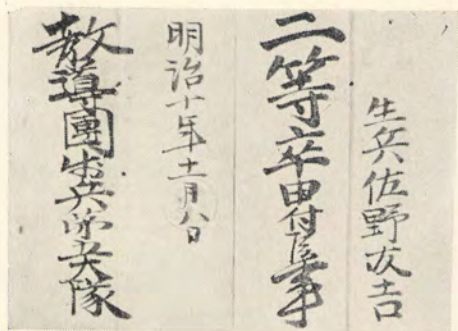
合

一徴兵 一人

となっていて当初は村々



徴兵通知状



明治十年の二等卒辞令

へは極く僅かの数が割当てられたことは、全将兵で三万一、六九〇人であることからもうなづかれる。
 本町関係では山内椿房蔵の山内友吉の徴兵通知状、歩兵科手牒、辞令その他の他がある。

通知状

| | | |
|-------------------|--------------|--|
| 明治十年三月廿四日 | | |
| 陸軍省 | 山梨県南巨摩郡福居村住農 | |
| 歩兵第六十二番 | ヨシノ養子 | |
| 山内友吉 | | |
| 右東京鎮台常備軍三ヶ年服役申付候事 | | |

で明治十年八月三日に入隊している。

辞令

生兵 佐野友吉

二等卒申付候事

ニガ兵卒
 佐野友吉
 一等兵卒申付候事
 明治十一年五月一日
 歩兵第一聯隊

明治11年の一等兵卒辞令

一等卒佐野友吉
 上等卒申付候事
 明治十二年六月廿四日
 東京鎮台

明治12年の上等卒辞令

上等卒
 佐野友吉
 新兵専業
 申付候事
 明治十二年六月九日
 歩兵第一聯隊

明治12年の徴兵辞令

明治十年十一月八日
 大隊之印

教導団歩兵第五大隊

辞令

一等卒 佐野友吉

上等卒申付候事

明治十二年六月廿四日

東京鎮台

辞令

上等卒 佐野友吉

徴兵専業申付候事

明治十二年十二月九日

歩兵第一聯隊

明治十二年十一月九日
 歩兵第一聯隊
 佐野友吉
 褒賞状

褒賞状

褒賞

東京鎮台歩兵第一聯隊第一大隊
第四中隊歩兵上等歟卒

佐野友吉

十四日間褒賞休業

印

聯隊長陸軍歩兵中佐 乃木希典

印

同人はこの褒賞休業を三回受けている。

この褒賞休業で帰郷を申し付けられて、手牒に次のように記入されている。

三月三日

帰郷申付候就テハ左ノ通り下賜候事

- 一、金貳円二十銭 旅費
- 一、金二十二銭 手当料
- 一、略 帽 壹 個
- 一、略 衣袴 壹 通
- 一、靴 一 足

また帰郷については、中隊長より免状が下付され、その内容をみると、休業中は特に陸軍の法令を遵奉し、行状方正たるべし。不品行の聞えある時は免状を奪い併せて休業を止めるものとするとのある。

三、地租改正と大小切騒動

(一) 地租の改正

明治新政府は、次々に打ち出される新政策を遂行するために絶えず財政

難に悩んでいたので安定財源を確保して財政的基礎を固めるために明治五年（一八七二）地租改正を行なった。

この地租改正は、その後わが国の歩んで行く上にきわめて重要な意義を有するもので改正の内容は次のようなものであった。

- 一、従来土地の収穫を標準としたものを改めて地価を標準とする。
- 二、税率を地価の三パーセントとする。
- 三、米納、麦納の現物納を廃して金納とする。
- 四、納税者を地主とする。

これによって国の財政は一応安定した基礎の上に立つことになったのであるが、当時農民は国民の八割を占め、納税義務者は地主であったが、その実質的負担者は農民であり、地租は収穫米代金の三割四分、小作料は現物納で五割内外の高率であって、農民の負担は依然として旧幕時代と異なることがなかった。

徳川時代には、土地の売買や兼併は禁じられていたが、実際には次第に町人や富農の手に集中しており、それが明治五年（一八七二）になって土地売買の禁止が解除されたので富裕な地主たちはそれまで不安定であった土地の所有権が確認されることとなった。

また、年々物価が上るにつれ小作料に対する地租の割合は少なくなるため、地租改正によって富裕な地主は一層利益を得ることとなった。

こうして地租改正の結果は土地が次第に農民の手をはなれ、地主に集中する傾向があった。小作地は地租改正当時全国耕地の三割を占めていたが、十年後には四割を占め、大正十三年（一九二一）には田においては五割一分を占めていたといわれている。

こうした農奴的な生活水準に農民をおくためには、都市の労働賃金も極めて低い水準におく必要があり、我が国の資本主義はこのような農村を基盤として発展してきたのである。このような不公平な取扱いに対する不満をおさえるためには、いろいろな政策が考えられなければならないわけで、一方では後の治安警察法、治安維持法などの制定にみられるような一

連の抑圧政策が採られるとともに他方では大衆の生活の水準の低さによる国内市場の狭隘さの活路を国外市場へ求めたので、これがひいては先進資本主義国との摩擦を不可避なものにしていった。

このような政府は農業政策に農民の不満は次第に高まり、至るところに農民騒動が起り全国では二百数十件に及んだといわれている。

政府は鎮台、警察を動員してこれが鎮圧につとめたのであるが、遂に明治十年（一八七七）に地租の引下げ（地価の二・五パーセント）や地方税の引下げを行ない、そして後の地方新三法（「郡区町村編成法」「府県令規則」「地方税規則」）の制定となって現われたのである。

本県においてもこの地租改正により従来の大小切税法が廃されるので極めて不利になるということでこれに反対していわゆる大小切騒動が起った。

（二）大小切騒動

永祿のころ武田信玄によって創設されたといわれる大小切税法は、武田氏滅亡後も徳川幕府が、甲斐国の懐柔策として施政二百六十七年の間特別に認めた税法で、当時全国の農民は封建制度下の撰取的苛酷な年貢に泣かされた中であつて、ひとり甲斐国だけがこの恩典に浴したといわれるもので、その内容はおよそ次のとおりである。

年貢のうち三分の二を大切といひ三分の一を小切といつたが、大切のうち三分の二は糶納めとし三分の一は金納で、毎年國中相場といつて甲府、黒沢、鯉沢、勝沼の四カ所に張紙した平均値段をもつて納めさせ、また小切についても金納で、安石代といつて、金一兩につき米四石一斗四升替にて上納するといふものであつた。

この大小切税法を住民は、甲斐国にあたえられた特別の恩典と信じていたのであるが、実際には甲州の石盛が他州に比べてひどく高い面もあつたので、あなたがち額面通りの恩典とはいえないともいわれている。

しかしながら、税法そのものも特殊であつたので徳川時代にも幕府がし

れば改革をしようとしたが、その都度甲州農民の強い抵抗があつて果たされず、その後明治新政府になつてからも同様改革をはかつたが、これまた抵抗があつて見送られていたものである。

しかし、明治五年の地租改正によつて遂に大騒動に発展したのである。

其県管内従来ノ税法取調差出候処大小切直段ノ儀云々申建有之然ル処従前旧幕張紙直段用米リ候場所並安石代一般被相廢候上者、独リ其県ニ限リ旧法据置候テハ不都合ノ儀ニ付当申ヨリ田米ハ悉皆正納、畑米ハ其所十月日ノ上米平均直段ヲ以テ上納為致尤是迄安石代難廢候ヨリ原免為相進候訳ヲ以當時田畑共頗高免相候儀ニ付至当ノ免合ニ引下ゲ不申候テハ改正難相成旨申建ノ趣モ有之右ハ事實無謂儀ニモ有之間敷ニ付現今至当ノ免合何程ニ候哉檢見刈合モ附帳相添従前村限リ田畑反別貢租辻取調至急改正ノ見込一同可申達事

以上のように大蔵大輔井上馨は敕命してきたので、ついに本県も改正に關する次のような通達を各郡中惣代等に發した。

租稅安石代即チ当國大小切等ノ如キモノ廢止ノ儀、此程大蔵省ヨリノ御達書及已巳以來ノ伺書類一併郡中惣代ニ下ケ渡シ改正ノ見込熟考申立候様夫々相達候事
六月十九日

山 梨 県

これに対し、この大小切税法は信玄公以来の特典であると信じ切つてい

る人々はこの改正によつて不利を招くものとして果然反對ののろしを上げたのである。
八月八日から二十二日までの十五日間に巨摩郡北山筋、山梨郡栗原筋、大石和筋、万力筋、さらには西郡筋、原方の農民延べ数千人がそれぞれ連日大挙して県庁へ押しかけ、歎願書を提出して氣勢をあげるなど波状攻撃をかけたので、県はついに農民鎮圧のために陸軍大輔山県有朋に出兵を要請し東京鎮台第二分營が出兵することになり、さらに本省から数名の係官も説得に派遣された。

しかし、過激派たちは説得に耳をかさず、かえつて一段と闘志をもち遂に八月二十三日頂点に達し、東郡の万力、栗原両筋を中心に付近の村々

九十七名の農民数千人が竹槍、鎌などを武器にしてときの声をあげて県庁へ押しかけた。

県は事態の險悪を悟りやむなく一時の欺瞞策として、障子へ「願ノ趣キ聞届候間書面差出スベキコト」と大書して示したのは暴徒は自分達の要求が通ったものと信じて、直ちに代表者が路上で願書をしたためて提出した。

県もこれに対して、「願意聞届候事」という書付を渡して、一応荒れ狂った暴徒を押さえることができた。

しかし、翌二十四日になって暴徒の一部が山田町の豪商若尾逸平の邸を襲って乱暴狼籍を働いたため県は捕亡吏をもって暴徒を鎮圧するとともにかえって書付を取戻す口実を得て有利な立場となった。

県は騒動が小康を保っている間に隣県の応援を得て兵力の増強をはかった。すなわち二十八日には静岡県から、さらに九月一日には東京鎮台第二分営から軍隊が到着したので俄かに勢を得て、攻守廻を替え村々にひそむ首謀者を摘発し、また恵林寺の信玄公の墓前に関係百十一カ村から戸長、副戸長、名主、長百姓、百姓代を一人一人呼び出して次のことをいい渡し、さきに一時の謀略で渡した書付を取戻してしまった。

徒党強訴ハ高札面ニモ掲示有之、嚴禁の段ハ銘々弁シ居リ乍ラ違犯致シ、大小切据置敷願ヲ名トシ、陰ニ凶器ヲ携ヘ、数千人府中へ押入不容易所業ニ付、即時可打払ノ処、随徒附和ノ者ハ勿論、無辜ノ市民迄多数非命ノ死ニ為至候ハ実ニ難忍ニ付、朝廷へ奉対恐入候ヘドモ、一時ノ権力ヲ以願意聞届候趣ノ墨印書付為相渡候儀ニ候、依之右書面ノ趣ハ取消候条渡置候印書、速ニ返上可致者也。

さらに県は、三郡の正副戸長等を県庁に呼びつけて政府の税法改正の意図が強固であることを申し渡すとともに、全力をあげて騒動参加の農民の検挙を行ない首謀者の小屋敷村の小沢普兵衛、村本村の島田富十郎を絞首刑、隼村の倉田利作を斬首刑に処した。

税法改正をきっかけとして起った本県の大小切騒動は明治五年（一八七二）十一月終息をつけたのであるが、この騒動のため本県初代県令土肥実

匡は失脚し後任として明治六月一月権令として藤村紫朗が着任した。

四、合 村

明治新政府が近代国家の建設を進めるにあたって、中央機構に対応する地方機構として従来の村をもつてしてはその形態、規模において不適當なりとして政府は明治四年（一八七二）より各種制度の発足とともに村々の合併を薦めた。

山梨県においても、明治五年県令時代より合村をすすめたのであるが、大小切騒動などもあって実際にはわずか二件の実現しかみなかった。

しかしながら、翌六年には政府が積極的になり出したことと新任の藤村県令の強行策により明治七—八年（一八七四—一八七五）には、大がかりの合併が推し進められたのである。

本町においても明治七年十月上八木沢・下八木沢・帯金・大笠・榛草里・大崩・丸瀧・角打・和田・樋之上・大島の十一カ村が合併して大河内村として発足した。さらに翌明治八年一月十九日、波木井・大野・梅平・身延の各村が合併して身延村となり、同日下山、粟倉の各村も合併して福井村となった。

さらに同年二月小田舟原・門野・大城・相又・清子・光子沢・横根・中村の七カ村が合併して豊岡村となった。

その後明治十七年（一八八四）八月より二十二年八月まで五カ年間身延村と豊岡村が連合役場をもったり、明治二十九年（一八九六）三月福居村が村名を下山村に改めるなどのことがあったが、昭和三十年二月十一日町村合併して新身延町となるまで実に八十年の長きにわたってこのときの形が続いたのである。

五、郡画制の制定

明治政府は、民間において次第に高まりつつある反政府運動を地方団体において食いとめるための措置として、明治十一年（一八七八）七月「郡区町村編成法」を公布した。

山梨県においても次のような県令の布達が行なわれた。

郡区町村編成法

郡区町村編成法の儀左の通公布相成候条此布達候事但追て実地施行の儀相候達迄は従前の通可相心得事

明治十一年七月二十九日

山梨県令

藤村紫朗

郡区町村編成法左の通被定候条此旨布達候事。

明治十一年七月二十二日

大政大臣

三条実美

第一条 地方を劃して府県の下郡区町村とす

第二条 郡町村の区域名称は総て旧に依る。

第三条 郡の区域広濶に過ぎ施設に不便なるものは、一部を劃して数郡となす（東西、南北、上中下、某郡となすが如し）

第四条 三府五港其他人民輻輳の地は別に一区となし其広濶なるものは区分して数区となす。

第五条 毎郡に郡長各一名を置き毎区に区長各一員を置く、郡の狭小なるものは数郡に一員を置くことを得。

第六条 毎町村に戸長各一員を置く、又数町村に一員を置くことを得。但し区内の町村は区長をもって戸長の事務を兼ねることを得。

これより藤村県令は、従来の山梨、八代、巨摩、都留の四郡を次のような九郡に分け、郡役所、初代郡長、所属町村数も次表のように分けた。

| 郡名 | 初代郡長 | 郡役所々在地 | 所属町村数 |
|-----|---------|--------|-------|
| 東山梨 | 加賀美 嘉兵衛 | 平等村 | 村三一 |
| 西山梨 | 八代 駒雄 | 甲府常盤町 | 町一五九 |
| 東八代 | 加賀美 嘉兵衛 | 鶉飼村 | 村四二 |
| 西八代 | 名取 善十郎 | 市川大門村 | 村三五 |
| 南巨摩 | 名取 善十郎 | 鰍沢村 | 村二五 |
| 中巨摩 | 三枝 七内 | 竜王村 | 村五二 |
| 北巨摩 | 千野 林蔵 | 河原部村 | 村四四 |
| 南都留 | 齊上 齊 | 谷村 | 村二一 |
| 北都留 | 鯛淵 忠常 | 大原村 | 村一八 |

本町の旧下山村、身延村、豊岡村は南巨摩郡に属し、旧大河内村は西八代郡に属することとなり、昭和三十年二月十一日現在の身延町が誕生する際大河内地区は南巨摩となったが、このときの郡の形は現在でも概ね存在しているといえる。

六、地方議会のほじまり

(一) 県会

明治十一年（一八七八）七月府県会規則の公布により、翌十二年四月二十三日第一回山梨県議会が開かれた。県会議員は東山梨、中巨摩、北巨摩の三郡がそれぞれ四名、その他の六郡はそれぞれ三名の計三十名で、この県会議員の選挙権は満二十歳以上の男子で、その郡内に本籍を定め、県内において地租五円以上を納める者に与えられ、被選挙権は満二十五歳以上の男子で県内に本籍を定め、満三年以上住居し、県内において地租十円以

上納める者に限られた。

この第一回県会の議会には現南部町出身の近藤喜則が選ばれている。

これよりさき藤村県令は、明治九年十一月に発布した県会条例と県会規則にもとづいて明治十年（一八七七）五月自ら議長となって初の山梨県会を甲府一蓮寺に開いているが、その内容は議会の本質には程遠いものであった。

しかしながら、全国に魁^{きま}けてのこの議会は極めて意義があると同時に藤村県令の進歩性によるものといわなければならない。

このときの議員は三十四名の区長とそれと同数の公選議員の計六十八名で構成され、この歴史的議会に本町和田出身の市川重門が公選議員として選ばれている。

(二) 町 村 会

明治十二年（一八七九）四月二十八日藤村県令は「町村会規則」を制定してこれを布達し、各町村の議会制度がこの時より発足したのである。

この規則の内容は、現代地方自治法下の諸規則とは全く異質のもので議会将を県・郡・戸長の統制下においた極めて権限も狭いものであったが、とにかく画期的制度であったことはまちがいない。

七、市町村制および府県制・郡制の確立

(一) 市、町 村 制

明治五年（一八七二）一月山梨県四郡を八十区に分けて各区に戸長、副戸長をおいたり、さらにこの年の十月には、戸長、副戸長を廃して正副区長を置くとともに藩政時代から村役人と呼ばれた名主、長百姓の制度も廃されて、その代り各村に正副戸長を置くなど、また合村、議会制度の発足と目まぐるしい変革を続けた末端組織である町村は、明治二十一年（一八

八八）四月市制、町村制が公布され翌二十二年（一八八九）四月施行を迎えてここに市町村自治の制度が生れた。以来昭和二十二年現在の地方自治法の制度まで実に約六十年の長きにわたってこの制度が続いた。

(二) 府県制、郡制

市制、町村制に続いて府県制、郡制も明治二十三年（一八九七）五月公布になったが、明治憲法と前後して制定されながら帝国議会の議を経ないのは、明治十年（一八七七）代の民権運動の激化に対応して、急速に官製地方自治の体制を整えようとする政府の特別の意図によるものであったといわれている。

このようにして地方自治体の行政は、中央政府とその任命する府県知事の強力な監督、統制のもとにおかれることとなった。

八、明治憲法と総選挙

専制的なプロシヤ憲法をまねた制限的な立憲政治と絶体的な色彩をもつ明治憲法は、明治二十二年（一八八九）二月十一日発布され、天皇主権、天皇の陸海軍統帥権など現憲法とは全くその性格を異にするのであったが、昭和二十二年五月三日新憲法が施行されるまで五十八年間にわたって、わが国政治の基本となったのである。

憲法の制定によって国会（衆議院と貴族院の二院制）を開設するため、明治二十三年（一八九〇）七月第一回総選挙（衆議院）が行なわれた。

選挙権は満二十五歳以上の男子で直接国税十五円以上納める者に限られていたので、総有権者数は全国で約四十五万人で、当時の日本の人口の一、二四パーセントにすぎなかった。

また、山梨県においては県人口四十万人の〇、五五パーセントであった。

第二節 日清・日露戦争とその前後

一、日清戦争とその前後

明治政府の強力な保護政策のもとにわが国の資本主義は急速に成長を遂げたが、また官営軍需工場も非常な発展をみせた。

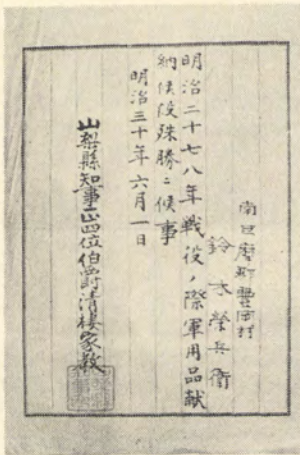
一方、近代産業の民間払下げは明治二十三年（一八九〇）頃にはほぼ終り、それによって三井、三菱、住友などの大資本が産業界に登場してきた。

明治二十七年（一八九四）にはイギリスとの間に新通商航海条約が結ばれ、治外法権の徹底と日本資本主義発展の重要障害をなしていた関税自主権の一部回復をみた。

明治二十六年（一八九三）には、わが国で最初の資本家生産物である綿糸が朝鮮・清国へ輸出された。当時西ヨーロッパ資本主義諸国は、東洋へ露骨な圧迫を加え、特に朝鮮をめぐる日本・清国・ロシアの利害関係がすどく対立した。

朝鮮、清国は、日本の綿糸に対し関税や輸入制限などでその進出を阻んだので日清の対立はますます深まり、朝鮮で起こった東学党の乱をきっかけとして遂に日清の開戦となった。

この戦争は、明治二十七年（一八九四）七月二十五



日清戦役の際の褒状

日からはじまり翌二十八年（一八九五）三月清国の降伏により同年四月下関において講和条約を締結して終った。本町においても数多くの出征兵士を出したが、七名が不運にも戦陣にたおれ、声なき凱旋をした。

この戦争の大勝利は我が国資本主義を急激に発展させる契機となった。しかし、一方戦費調達のための公債の発行、戦後の台湾の経営、さらに行なわれた軍備の大拡張などのため財政は膨張し、政府は数度による増税を行ない、公債を発行した。

この増税は大衆課税である間接税や地租によってまかなわれたので、戦争に勝っても労働者、農民の生活はかえって圧迫される結果となった。

二、日露戦争と韓国併合

（一）日露戦争とその前後

我が国は日清戦争に大勝し、伊藤博文、陸奥宗光、清国の李鴻章を全權とする下関条約によって、

- 一、清国は朝鮮の完全独立を認めること。
 - 一、清国は日本に遼東半島・台湾・澎湖島を譲ること。
 - 一、賠償金として約三億六千万円を支払うこと。
 - 一、清国と日本は新しい通商条約を結ぶこと
- などが定められた。

アジアの小国に過ぎなかった日本が大清国を破ったことは全世界の驚きであったが、わけてもロシアはかねがね満州に進出の野望をもっていたので、この条約中遼東半島割譲に反対し、ドイツ、フランスをさそって「日本が遼東半島を領有することは、東洋の平和をおびやかすものである」として遼東半島を清国へ返すよう申し入れてきた。

これに対し日本はこれら三大強国と争う力がないためやむなく三国の要求を受け入れた。これがいわゆる三国干渉であるが、ロシアは三国干渉後

は逐次満州・韓国に進出してイギリスの権益と対立することとなり、またわが国もロシアの進出を憂慮していたので明治三十五年（一九〇二）日英同盟を結んでロシアに備えた。

しかしながらロシアは、着々進出をはかり特に北清事変をきっかけとして満州に大軍を送り旅順をはじめ各地に軍事施設を強化したので、三国干渉来強い反感をいだいていた日本を刺激し、遂に明治三十七年（一九〇三）二月六日日露戦争の開戦となった。

旅順要塞の攻略戦・奉天の大会戦・日本海の大海戦等歴史を飾る勝利を重ねて、ついにアメリカ大統領ルーズヴェルトの仲裁により、明治三十八年（一九〇四）九月六日アメリカのポーツマスにおいて日本の小村寿太郎、ロシアのウイッテを全権として講和条約が結ばれた。

この条約の内容の主なもの、

- 一、ロシアは日本が韓国を指導・保護することを認める。
- 一、樺太の南半分を日本に護る。
- 一、遼東半島南部（関東州）の租借権と南満州鉄道を日本にあたえる。
- 一、ロシア沿岸の漁業権を日本に護る。

などであった。この戦争に本町出身の十二名が戦死を遂げた。

わが国は、この戦争を契機に一躍国際的地位も高まり大陸進出の強い足場を築くこととなった。

しかしながらこの戦争は大国を相手に国の命運を賭しての大戦争であったため特に戦費調達には苦慮し、同盟国イギリスやわが国に好意をもって貸したアメリカ合衆国などから多額の資金を借りてまかかったのである。

（二）韓国併合

日露戦争後の日本は韓国を保護国として内政、外交を監督したが、日本の国防上これを併合する必要ありとして、韓国人の反抗をおさえて明治四十三年（一九一〇）八月二十九日これをわが国に併合し、京城に総督府をおいて統治した。

以来昭和二十年八月十五日わが国の敗戦により、日本の統治をはなれて独立するまで約三十六年間日本国の一部であった。

三、此の頃の本県の大水害と御料地の下賜

本県の歴史は水害との闘いであったともいわれ、なかんづく明治時代だけでも記録にのこる水害は実に三十五回に及んだといわれている。なかでも最も悲惨を極めた明治四十年（一九〇七）八月の水害は県史末曾有のもので、被害は全県下に及んだが、とりわけ峽東一帯の惨状は筆舌に尽し難いものがあつたといわれている。

死者 三三三人

負傷者 一八九人

家屋のこわされたり流されたもの 一一、九四三戸

境防の決潰・破損 七六、八四七間（一間は約二、八メートル）

道路の流失及び埋没、破損 二七三、七三七間

田畑宅地の埋没、流失 七、六四六町歩（二町歩は約一ヘクタール）

橋梁の流失、破損 三、一九五カ所

その他各種造営物、家財の流失もおびただしい数にのぼり直接損害額だけでも当時の金で一、三〇〇万円という巨額なものであつたといわれている。

当時の山梨県予算額は六十六万円であり、また県民の富力（銀行、郵便貯金等）が約一千四〇五百万円であつたことと比較してこの災害の規模がうかがわれるのである。

そしてこれがため本県全体で五五三戸、二、六一八人がこの土地に見切りをつけて四十年から四十三年にかけて北海道へ移住していったのである。

本町の水害

（下山）

明治四十年七月十四日（旧暦）の水害が一番大きく当時の下山は現在の富山橋に通ずる県道以北は荒蕪たる早川河原で、それより南に耕地が展開し富士川に対して一番から五番堤防まであった。（五番堤防は前年に流失していた）このときの水害で一番から四番までの堤防は悉く流失し、ために富士川の奔流は耕地を押し流して遂に本町裏に迫り矢沢、大沢、不動沢の垣内に居を構えていた人家三十五戸と耕地の八割を失ってしまった。

現在下山裏（東側）の断層はいまより約二百年前の水害でできたものに加えて更にこのときの水害でできたものである。

家を失った被災者の半数はこの土地をあきらめて甲府方面や北海道へ移住し、残った者は下山の他の安全地帯へ移ったのであった。

現在みる富士川表、早川表の見渡す限り一面の耕地は、この大きな痛手にも屈せず孜孜として開拓に打込んだ村人の汗の結晶であり、近時護岸堤防の完備と相まつて将来の飛躍的發展が期待されているとき、改めて先人の偉業が偲ばれるのである。

（大島）

ここにも幾多水害の悲しい歴史が秘められている。なかでも明治三十一年のそれは大島三番堤防が決潰し、富士川の奔流は上大島西組前から出口、宮原、前河原、仲河原一帯の水田を押し流し肥沃な耕地は一瞬にして奔流荒れ狂う修羅場となり、やがて一面河原と化したのであった。

こえて明治三十八、四十、四十二年と相次ぐ大水害に見舞われたのであるが、なかでも四十二年のそれはとくに大きく、このときは七番八番堤防が決壊し、それより下流の田畑を押し流し小室沢前通りまで切れ込んで、人家二戸を押し流してしまつたのである。

このような相次ぐ大水害で耕地の大部分を失う者もありこの土地での農業をあきらめ妻子を残して遠くハワイやマニラへ働きに出掛けたものも十人に及んだのである。

当時よりこの地方の益唄にもうたわれた、

大島流れまた流れ

大島じや

何をさ えさにするだらう ドッコイ

何をさ えさにするだらう

平の土手がチョイと切れて

大島じや

火じろでうなぎヨつり出す ドッコイ

火じろでうなぎヨつり出す

は当時の水害がいかに悲惨なものであり、住民の生活を脅かしたかを如実に物語っているといえよう。

（平）

この水害は大島と同じ明治三十一年のものが最も大きいものであった。

当時の平部落は、現在よりもはるかに広い耕地を有し、河内地方でも有数の富裕部落といわれていたのであるが、この時の水害で全耕地が流失し、人家は、全戸が床上浸水するという壊滅的被害をうけた。

現在でも人家の壁にこの時の浸水の跡をとどめ当時の惨状を物語っている。

耕地を失った部落の人達は、その後出稼ぎなどで生活を支えながら、全く血の滲むような苦勞を重ねて復旧につとめたが、このうち二戸はついにこの土地に見切りをつけ樺太（現在のソ連領サハリン）へ移住していった。

本県が累年水害に悩まされ尊い人命、財産を失ない塗炭の苦しみを嘗めなければならぬ原因としては、四方を岨岨たる山岳に囲まれ、本支流合わせて百八十三の河川が走る最も水害をうけやすい宿命的地勢にもあるが、それ故に最も意を用いなければならぬ治山治水を怠っていたことがあげられる。

県は明治四十一年（一九〇八）二月始めて造林補助規程を制定して造林

を奨励するとともに、この水害は、明治維新当初民有とすべきであった県内の広大な山林を官有としたため、当局の管理運営が悪く、また住民の愛林思想を喪失し、盗伐の横行、濫伐の弊習が大きな要因をなしているとして、明治四十三年（一九一〇）の県会において御料林を無償で交付してもらい、森林の整備、国土保全をはかりたいと決議し、政府に意見書を提出した。

このような山梨県の強い要望により、明治四十四年（一九一一年）三月十一日帝室林野管理局甲府支庁所轄御料地の内、反別二十九万八千余町歩を山梨県有財産として無償交付して善後経営の策、国土保安の途を樹つべしと御沙汰があった。

御沙汰書

山梨県管内累年水害ヲ被リ地方ノ民力其ノ救治ニ堪ヘサル趣憫然ニ被思食特別ヲ以テ帝室林野管理局甲府支所轄御料地ノ内段別式拾九万八千貳百參町七反七畝拾五歩ヲ山梨県有財産トシテ下賜候条善後経営ノ策国土保安ノ途相立テサセ恩旨貫徹候様処理スヘキ旨御沙汰被為在候此段伝宣候也

明治四十四年三月十一日

宮内大臣 渡 辺 千秋

内閣総理大臣 桂 太郎殿

現在甲府市舞鶴城頭にそびえる花崗岩の巨大な謝恩碑は、これを記念して大正九年（一九二〇）三月建設されたものである。

約三十万ヘクタールにおよぶ恩賜林のうち本町には一、八四三ヘクタール所在し、昭和三十年二月十一日下山・身延・豊富・大河内が合併して身延町が発足するに際し、この恩賜林に対する入会権、ないし部分林を財産区とすることとし、現在仙王外五山（下山）一六九ヘクタール、姥草里外七山（豊岡）、一、二七二ヘクタール、入ヶ岳外二山（大河内）四〇二ヘクタールをそれぞれの管理会において保護にあたっている。

第三節 第一次世界大戦とその後

一、明治から大正へ

明治維新の大業を経て我が国は、急速に近代国家の建設を進め経済の発展も目覚ましく、特に日清、日露の二大戦役に国運を賭して戦い、大勝利をおさめて全世界を驚歎させるとともに数多の海外權益を獲得して、一躍世界列強に伍す成長を遂げたのである。

明治天皇は、我が国建国以来の賢帝と国民に仰がれ偉大な治績を残して、明治四十五年（一九一二年）七月三十日崩御され、即日大正天皇が即位し、翌三十一日から年号を大正と改めた。

明治天皇の大葬は、九月十三日京都において行なわれ伏見桃山の御陵に埋葬された。大正天皇の即位の大典は、大正三年（一九一四年）十一月十日京都において行なわれ明治から大正へと歴史の舞台は移った。

二、第一次世界大戦と経済恐慌

バルカン半島は、十九世紀の後半より帝国主義と民族主義の対立がはげしく、「ヨーロッパの火薬庫」といわれるほど緊迫した状態にあったが、大正三年（一九一四年）七月遂にサラエボ事件（オーストリアの皇太子夫妻がセルビアの一青年に暗殺された）をきっかけとして戦火がおこり、ドイツ、オーストリアの同盟国と、セルビアを助けるフランス、ロシア、イギリスなどの連合国との間に一大戦争となり、後にはトルコ、ブルガリアが同盟国がわに、イタリヤが連合国がわについて参戦した。

東部戦線、西部戦線、バルカン戦線が主戦場となってガス、飛行機・戦

車・潜水艦などの新兵器も登場しての近代戦となり、緒戦は同盟軍、後半はアメリカをはじめ中・南アメリカ諸国、中華民国も連合軍がわに加ったので遂に大正七年（一九一八）連合国の勝利に帰した。

わが国は日英同盟の信義を守り、大正三年（一九一四）八月参戦して連合国がわに加わり、東洋におけるドイツの拠点膠州湾と南洋ドイツ領に出兵し同年十一月七日青島を攻略し、南洋諸島も手中に収めた。

大正八年（一九一九）六月パリ郊外のベルサイユ宮殿において講和会議が開かれ、その結果としてわが国は、赤道以北の旧ドイツ領南洋諸島の委任統治と中国山東省の旧ドイツの利権を引きつぐこととなった。

このときのわが国の全権は西園寺公望、牧野伸顕等であった。

この大戦を通じわが国の経済は著しく発展し、大正四年（一九一五）に七億円の輸出貿易額が大正七年には十九億に達し、また大正三年（一九一四）には十一億円の債務国であったものが大正九年（一九二〇）には一躍二十七億七千万円の債権国となった。

また、国民生活も俄かに向上し、久しく貧困にあえいでいた農村も漸く小康を得、商工業も活況をみせ、とりわけ大資本の手による重工業は飛躍的に発展したのであるが、この好景気も大戦が終結して軍需がとまり、諸外国が再び海外市場へ進出するに及んで、状勢はたちまち逆転し、大正九年（一九二〇）には早くも経済恐慌の波が押し寄せ、商社や銀行の倒産するものが続出した。

時あたかも大正十二年（一九二三）九月一日、東京、横浜を中心とするいわゆる関東大震災により空前の大打撃をこうむり、この天災がわが国経済の不況へ一層拍車をかける結果となった。

関東大地震は本町にもかなりの影響を与えた。この日の正午頃突如として揺れだした地震にたまたま各家々では昼食時であったが、一斉に屋外に外に飛び出して避難した。しかしこの地震は、一向に止む気配がなく遂に夜となったが、まだ揺れ続け各家々では地割れなどの危険をおそれて付近の竹林などに避難して不安な一夜を明かした。そして余震はその後も続

き、竹林に蚊帳を巾って夜を過すこと四日も五日も続いた。
この地震で至る所に山崩れがおこり、身延や角打では山崩れで谷川を埋めたため思わぬ大騒ぎともなった。

また身延駅構内の貨車が横倒しになるなどかつて経験したことのない大地震であったが、幸い震源地より離れていたため京浜地方のような大惨事にはならなかった。

たまたま京浜地方では、この大震災に乗じてかねてより日本の統治に反感をいだいていた半島人（現在の韓国・北朝鮮）が、暴動をおこしたという流言で被災地は大きな混乱をおこしたが、本町でも南部町方面より暴徒の集団が入ってくるという流言が乱れ飛んで、角打、大野あたりでは、半鐘を打って警戒するという緊張した一幕もあった。

（一）米騒動から社会運動へ

第一次世界大戦下の大正五年（一九一六）頃からはじまった米の値上りは、ロシア革命に干渉しようとするわが国のシベリア出兵に伴なう大量の軍需米の投機買いに原因し、大正七年（一九一八）米商人の買占めのため国民のなかには米を買えないものが続出し、この年の夏遂に富山県の漁村の主婦が米を求めて暴動を起し、米商人を襲った事件に端を発し、暴動が全国に拡がり三カ月の間に七十万人にのぼる民衆が各地でこれに加わった。

山梨においても大正七年（一九一八）八月十五日当時本県随一の富豪といわれた若尾邸が甲府市民に焼き打ちにあった事件もこのような世相の反映によるものである。

この米騒動はわが国の社会運動に大きな刺激をあたえることとなり、戦後の不景気の到来とともに労働運動、農民運動、社会主義運動が高まり、労働組合、日本労働総同盟が結成されて労働争議が頻発し、農村では地主と小作人との間に小作争議が続発した。

山梨県下においても特に東山梨と中巨摩の両郡が活発で大正十二年（一

九二三)の鏡中条村の争議、十四年の玉幡村の争議が有名である。

また、昭和に入ってから、五年(一九三〇)の奥野田村や落合村の一村挙げての争議が有名であるが、ことに奥野田村のそれは地主側の農地取上げに対する小作人の生活のための耕作権擁護実力闘争で、この時代の小作争議の象徴となった。

このように大正の末から昭和の初頭にかけて多くの小作争議が発生したが、本町ではなんらの争議も起らなかった。しかし、古老の話では当時の本町の小作料は一反歩(一〇アール)当り粃で三石三斗から四石五斗二升で、争議のあった町村の平均二石一斗に比べると一倍半から二倍以上という極めて過酷なものであった。それにもかかわらず争議の発生をみなかった理由は、当時のこの町の地主が地主とは名ばかりで、一般には生活のために自らも耕作しなければならぬいわゆる現在の専業農家程度の小規模の土地保有地主であったからと、それ故に、農民運動の指導者の関心を買わなかったためと考えられる。

(二) 経済恐慌

第一次世界大戦の終結と同時に襲ってきた経済不況の波は大正から改元して間もない昭和二年(一九二七)三月遂に空前の金融大恐慌となり、東京、横浜の中小銀行が預金支払不能で続々と休業に陥ったことにはじまり次第に全国の中小、有力銀行に波及して行った。

この月の二十二日から二十三日にかけて全国の銀行が休業、株式の暴落、取引の休止等金融恐慌はその極に達したのである。

政府(田中義一内閣)は「支払猶予令」を発して預金の払い戻しを一時中止させ、その間に日本銀行から民間銀行へ資金を貸し出して事態の收拾につとめたが慢性化した不況を打開することはできずかえって事態は深刻の度を加えていった。

我が国の金融恐慌と前後して世界各国にも経済恐慌の嵐が吹きはじめ、とくに世界経済に大きい影響力をもつアメリカ合衆国が、昭和四年ニュー

ヨークの株価の暴落をきっかけとして急激に経済恐慌がおこり、銀行、工場、閉鎖、倒産、物価の暴落、生産のゆきづまり等大混乱に陥ってしまった。

このアメリカ合衆国の恐慌は、たちまち全世界に拡まりいわゆる世界恐慌となったのである。

この恐慌のおもな原因としては、第一次世界大戦が終って欧米各国は、急速に平和産業が復興して生産が急激にすんだが、これに対する購買力がついていけないために、経済上の大混乱が生じたことによるのであるが、この恐慌に対して、豊かな資源をもつアメリカ合衆国や広い植民地をもつイギリス、フランスなどは高い関税によって安い輸入品をしめだす保護貿易や、本国・植民地・自治領間でブロック経済体制を強化して対処するなどいわゆる「持てる国」の力を發揮したのである。

またソ連邦は独自の経済体制で防衛したので、わが国をはじめドイツ、イタリアなどのように植民地も資源もないいわゆる「持たざる国」は、ますます苦境に立たざるを得なくなった。

当時、山梨県においては、京浜地方と同様銀行等の休業が行なわれたのであるが、なかでも県内随一の富豪若尾家が、かって華やかに繰り展ひらげた数々の事業の母体であった若尾銀行もこの恐慌で、隊に昭和三年十月第十銀行と合併してその姿を消したことが最も象徴的であった。

本町においても、大正二年(一九一三)二月十八日開設の小林銀行身延出張店、大正七年(一九一八)四月開設の栄銀行身延出張店が、昭和五年(一九三〇)十二月の銀行恐慌とともに閉店となり、大きな混乱と数々の悲劇を生んでいる。

また、当時は未曾有の農業恐慌におそわれて藪、米などの農産物が大暴落し、農民はどん底の生活にあえぐ暗いわびしい時代であった。

三、大陸進出と軍部独裁

第一次世界大戦終結以来慢性的経済不況に陥っていたわが国は、昭和五年頃は不景気のどん底にあえいでいた。

都市では多くの中小企業が倒産し、大企業も労働者を解雇したり賃金の引下げを行なうなどして防衛を図ったから失業者は巷にあふれ、また農村も米や生糸などの農産物が値下りして生活は極度に急迫していたところへ、都会で失業したものが流れこむなどして農村生活はますますすみじめなものになっていった。

この間に強大な資本力をもつ財閥は、倒産寸前の銀行や企業をつぎつぎと吸収してますます強大となり、ついにはわが国産業資本の三分の一以上を掌握して次第に日本経済の支配力を高めていったのである。

このような事態に対し国民の間には財閥や政党に強い不満をいだき労働運動、農民運動、社会主義運動が高まっていったのであるが、政府は大正十四年制定された治安維持法によって厳しくこれらを弾圧したのである。

持たざる国日本の打ち続く経済不況を大陸進出によって打開しようとする軍部の考えは、昭和六年（一九三一）九月十八日柳条溝事件をきっかけとしておこった満州事変となり、さらに昭和七年（一九三二）上海事変となつて現れてきた。

軍部は満州事変で全満州を占領し、翌昭和七年（一九三二）に元清朝皇帝溥儀を元首とする満州国をつくつて主導権を握るとともに、極端な国家主義者と結んで政治に圧力を加え次第に大陸政策を進展させていった。

このような軍部の行動に対して、政府をはじめ国の重臣たちは強く反対したのであるが、政治の革新をとなえる青年将校等によって、昭和七年（一九三二）五月十五日犬養毅首相が暗殺されるといういわゆる五・一五事件がおこつたのである。

軍部を中心とする一連の大陸政策は、世界各国の強い反感を買う結果と

なり、なかでも満州国の建国については多くの列国はこれを認めず、国際連盟は中華民国の訴えをうけて満州にリットン調査団を送つて日本の行動を非難したので、昭和八年日本は遂に国際連盟を脱退してしまつた。

以下に当時の町内の状況をもの語る資料をいくつか掲げて見よう。

収第一六三〇号

昭和八年五月六

日

大河内村村長

望月 望

各区長殿

満蒙自衛移民ニ

関スル件

首題ニ関シ県学務

部ヨリ在郷軍人ニ

シテ希望ノ向有之

候ヘバ至急其ノ筋

へ通牒イタス様指

示有之候付御配慮

相成度

追而希望ノ向ハ

印鑑所持ノ上本

人直接県庁へ出

頭セシメラレテ

モ可

満蒙開拓青少年義勇軍募集要綱

一、趣 旨

我日本少年を大陸の天地に進出せしめ満蒙の沃野を心身練磨の大道場として日滿を貫く雄大な皇国精神を鍛練陶冶し満蒙開拓の中堅たらしめ以て両帝国の国策遂行に貢献せしめんとす。

二、応募資格



満蒙開拓青少年義勇軍に参加した青少年 茨城県内原訓練所に於て写す。（本町より望月和一、杉山昭三の二名が参加している）

算へ年十六才（早生れの者は十五才）より十九才までの身体強健意志強固なるもの。

二、手 続

希望者は、町村長又は学校長又は青年団長等に申出その推薦を経て大日本連合青年団又は満蒙移住協会に申込むこと。

発第三三六号

昭和八年七月二十二日

大河内村長 望 月 望

塩之沢区長 鈴木 岳殿

国際連盟脱退ニ関スル詔書奉読式挙行ニ付出席方通知ノ件

今般国際連盟脱退ニ際シ換発セラレタル詔書ヲ市町村各種社会教育団体ニ於テ奉読セシムル為メ大日本連合婦人会、大日本連合女子青年団及社会教育会ノ三団体ニ於テ共同謹刷ノ上本県へ送付越シ本県ヨリ去ル六月一日本村ニ交付相成居リ候ニ付本月二十六日午前八時詔書奉読式挙行ノ上之レガ伝達可致候条当日ハ万障御繰合セノ上定刻迄ニ御出席相成度此段及通知候也

これらは緊迫しつつある当時の国情を物語るものでありその後の日本は対外的には昭和九年にワシントン軍縮条約を破棄し、昭和十一年にはロンドン軍縮会議を脱退するなど国際社会から次第に孤立し、反対に国内では大々的に軍備の拡張に乗り出すこととなった。

こうなると政党の力は弱まり議会政治は全く形ばかりのものになってしまい、軍部独裁の方向へ進んでいった。

このような時代を背景として、昭和十一年（一九三六）二月二十六日第一師団の一部青年将校に率いられた一千四百名の陸軍部隊が、東京永田町の一角を占拠してこの間に政府や軍の首脳部を襲撃し、高橋是清蔵相ら三名を殺害し、その他数名にも重傷を負わせるといいうわゆる二・二六事件がひきおこされたのである。

この事件は四日後には主謀者の将校たちが逮捕され、兵士達はそれぞれ原隊へ帰されて一応落着いたのであるが、軍部に反対する重臣たちが、昭

和維新をとなえる青年将校たちの手によって次々に暗殺されていく日本は、やがて大きな破滅への道を辿っていったのである。

(一) 日独伊枢軸結成

ヨーロッパにおいては、昭和八年（一九三三）ヒトラーがドイツの政權を握って独裁体制をつくるとこの年に国際連盟を脱退し、さらに昭和十年（一九三五）三月十六日には、ベルサイユ条約の軍備条項とロカルノ条約を破棄して再軍備を宣言し、翌十一年（一九三六）三月七日にはライプランド非武装地帯に進駐した。

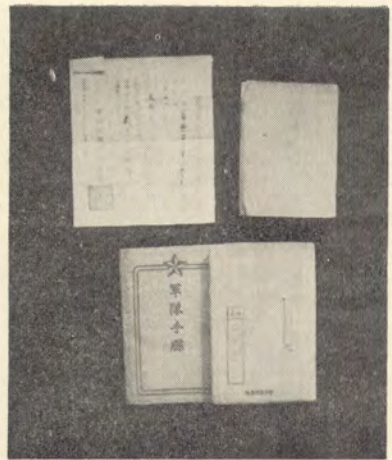
またすでにファシズム体制を確立していたイタリアのムソリーニは、昭和十年（一九三五）十月エチオピア戦争を開始して翌十一年（一九三六）五月これを併合し、また国際連盟も脱退するなど両国は同じファシズムの道を進むこととなり、昭和十一年（一九三六）十一月ベルリン—ローマの枢軸が結成されたのである。

一方日本は共産主義勢力に対抗するため、次第に独伊両国と接近をはじめ、昭和十一年（一九三六）十一月に日独防共協定を結び、さらに翌十二年（一九三七）十二月にはイタリアも加わって日独伊防共協定となり、ベルリン—ローマ—東京を結ぶ枢軸ができて、ファシズム諸国の結束が固められていったのである。

(二) 日華事変

中国は我が国が、第一次世界大戦中の大正四年（一九一五）に強引に認めさせた対華二十一条以来日本に対し強い反感をいだいていたが、その後満州事変によって領土の一部が満州国として独立させられたり、その他塘沽協定、梅津何応欽協定、土肥原泰徳純協定、冀東政權など数々の屈辱的侵害で排日運動は極度に高まっていった。

たまたま昭和十二年（一九三七）七月七日中国の北京近郊の蘆溝橋付近に駐屯していた日本軍と国民政府軍が、砲火を交えるといういわゆる蘆溝



軍隊手帳・歩兵操典・待命令状

橋事件をきっかけとして次第に戦火は拡大し、ついに日華事変に発展したのであるが、中国の蔣介石総統は、共産党と抗日統一戦線を結成して挙国一致で日本軍と対決することとなった。

これに対し日本は、北支および中支に大軍を送り、さらに満州に駐留する

関東軍も内蒙古へ攻め入り戦線は中国全土に拡がっていった。日本軍は多大の犠牲を払いながらも各地で中国軍を破って、この年の十二月十三日には、はやくも首都南京を攻略し、さらに翌年十月二十二日には南支の広東を、また二十六日には要衝漢口をそれぞれ攻略したのをはじめ主要都市の大部分を占領してしまった。

この間の上海戦線のウースン敵前上陸、杭州湾上陸、バイヤス湾奇襲上陸、さらに大別山系廬山山系の山岳戦などは戦史に特筆すべきものである。

国民政府は後退につぐ後退を重ねて、ついに四川省の重慶までのがれたが、あくまで抗戦を続けたため日本軍は、広大な中国大陸の戦線で貴い犠牲とほう大な物資の消耗を強いられることとなった。

(三) 戦時体制

日華事変がはじまると軍部や政府は、国力の総てを戦争につきこむため急速に戦時体制を固めていった。

すなわち国家総動員法を制定して労働・賃金・物価・運輸・貿易などのあらゆる面にわたって政府の強い統制下におくこととし、他方国民精神総

動員運動を推進して精神的にこれをバックアップした。また国民徴用令によって軍需産業等の労働力を確保するなど、国民生活の総てを戦争遂行にかたむけたのである。

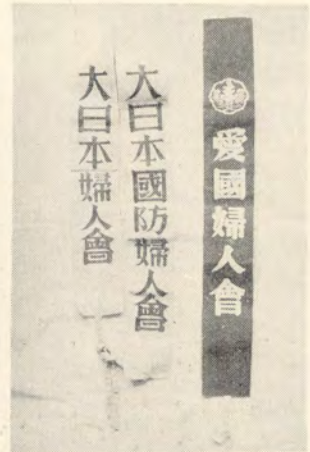
この結果として、軍事費は急激にふくれあがり、軍事産業は一斉に活気づいて物資も労働力も総てこれらを中心に動くようになったのであるが、その反面それ以外の産業は原料・労働力が不足して、経営は次第にゆき詰まっていた。また農業も大量の働き手が召集や徴用で奪われ、加えて農機具や肥料などの生産資材の減少で農業生産力は、次第に低下していったのである。

こうして平和産業は軍事産業の犠牲となったため国民生活に必要ないろいろな物資は次第に不足し、その結果として切符制度や配給制度が取入れられるようになり、国民生活は日増しに苦しいものとなっていった。

日華事変が次第に長期化の様相を濃くし、膠着した中国戦線ではてしない消耗戦が続けられ、また国内経済は日増しに急迫をつけるなかで、近衛内閣はさらに国民の力を結集するため「新体制運動」を強力に推進していった。



豊岡村国防婦人会の戦勝祈願参拝



婦人會も戦時体制に動員された



昭和14年の出征風景（身延駅頭）

回収、月一回以上の隣組常会等すべてのことが隣組を単位として行なわれ、国民は隣組に入らなければ配給をうけることができず、従って生きていけないという仕組であって私生活を制度のうでで把握していたのである。まず、綿糸やガソリンに次いで昭和十五年六月このころになると物資はますます欠乏し、砂糖とマッチが切符制となり砂糖は一ヶ月一人半斤、マッチは一日五本と決められこの年には米を強制的に買い上げるいわゆる供出制度がはじまった。

その結果総ての政党が解散して「大政翼賛会」が、昭和十五年十月（一九四〇）につくられ、また労働組合なども解散して、この年十一月につくられた「大日本産業報国会」にまとめられるなどして総力戦の体制がつくられていったのである。

またこの頃内務省の音頭で部落会、町内会隣組の組織が全国の町村の下部組織としてつくられ、各種行政の末端組織として協力させる仕組みがつくられた。

物資の配給、貯蓄、公債の割当、回覧板、戦勝祈願、出征兵士の歓送、防空演習、廃品や金属の

またこの年の冬には木炭も切符制となり、さらに昭和十六年（一九四一）四月には主食が配給制となり、米は大人一人一日二分三勺と決められた。

その他魚、肉、野菜をはじめ調味料、衣類などあらゆる物が手に入りにくくなっていった。

このような物資の欠乏と並行して「贅沢は敵だ」「買いだめは敵だ」「戦地の兵隊を思え」等々のクベからずくづくしのポスターが目立つようになった。

昭和十五年（一九四〇）七月には、指輪、ネックレス、ネクタイピン、銀製品、絹レース、象牙製品の製造販売を禁止する七・七禁止令が出され、この年の十一月にはダンスホールも閉鎖された。

そして国民服もモンベ姿が奨励されるなど、国民生活から次第に明るい色彩が消えていった。

次に当時の実状を知る資料をかかげる。

御願ひ

支那事変勃発以来我が陸海軍将兵が陸に海に空に凡ゆる困苦欠乏を忍びながら到る処連戦連勝支那の広汎地区を席卷し克く皇威を宣揚しつつある事は誠に感謝に堪へぬ次第であります。此の大勝には或は肉弾となりて敵地に突入の勇士や或は橋の人柱となりて雨飛の弾丸の中に従容戦友を渡した勇士や鬼神をも泣かす数限りなき皇軍将兵の御奮闘を忘れてはならない。

今や皇軍は第二の都漢口めざして進撃の最中でありませぬ。漢口は漢陽、武昌と共に三鎮と称し江に臨み山に湖に囲まれ其の要害の城塞は決して上海に劣るものではありませぬ。郷土部隊の津田部隊も本町出身勇士の多くは皆此の攻略戦に参加しています。私共銃後を守る者は神社に仏閣に其の武運の弥が上にも長久に一人も落伍の無いように一人も負傷の無い様に皆無事に勲功を樹つる様に祈願したいと思ひます。其の方法として各部落を単位に各隣保組合にて来る二十日より十月四日まで十五日間毎晩寿量品を十巻宛奉読することをお願ひしたいのです。一戸一晩に十巻づつ奉読すると十五日百五十巻町中では十萬巻を超すのです。而し

て其の納めを十月五日身延山に集合して祈願をして其の御守りを戦地に送りたいと思ひます。又、町の各種団体幹部や有志で十月四日に百社詣を致しますから各区共数名位参加して下さい。毎夜の祈願は八幡様や寺院仏堂に集るも、各隣保を巡番に廻るも其の都合で良き様に願ひます。只皇軍将兵の辛苦を偲び

- 一、神酒を挙げぬ事。
- 一、茶菓子を喰はぬ事。
- 一、雑談に耽らぬ事。

以上だけは実行して下さい。度々色々の御願ひを致し、相済まぬ次第でありませが漢口の攻略戦が今度の事変の関ヶ原ですから是非皆様頑張って下さい。御願ひで御座居ます。

昭和十三年九月十九日

身延町長 望月是本

収第一九〇六号

昭和十二年九月二十日

大河内村長 望月 勘治郎

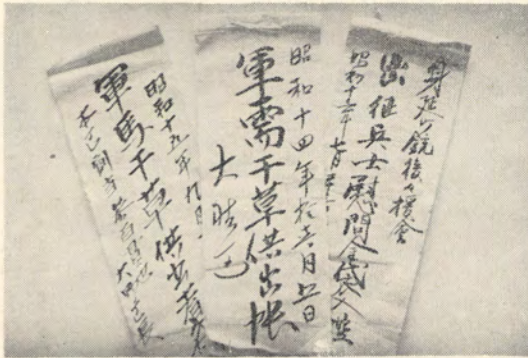
各区長殿

軍需品供出ニ関スル件

今次事変ニ伴フ軍需品中十月分トシテ本県ヨリ梅干ヲ調達セラルル様通牒有之候条左記ニ依リ貴区内一般ニ指示万遺憾ナキ様御注意相度及御依頼候也

記

- 一、品目 梅干(崩壊セルモノヲ含マズ色素ヲ以テ殊更ニ着色セズ虫害損廃品等ヲ除去セルモノ)
- 一、納入期日 本村ヨリノ供出月



出征兵士慰問袋と軍需干草供出張

日未定ナルモ県ヨリ陸軍糧秣本廠ニ供出スル月日ハ十月十五日ナルヲ以之レ数日前ト思考セラル。

- 一、納入数量 未定ナリ県ヨリ割当数量決定次第通報ス。
- 一、検査 陸軍糧秣本廠ヨリ出張検査ヲナス、但シ本県内ニテテナス、場所未定。

発第三一〇号

昭和十二年九月六日

大河内村長 望月 勘治郎

各区長殿

軍需品供出ニ関スル注意書送付ノ件

首標ノ件ニ付キ別紙ノ通り送付候条可然御取計万遺憾ナキ様御配意相願候也

- 軍需品供出ニ関スル注意
- 一、干草ハ三十疋(八メ目)ヲ一個トシ藁ハ八疋(約二メ二百目)一束トス。
- 一、干草ハ高サ一尺九寸五分、横一尺四寸九分、縦一尺九寸トシテ鉄線十四番ニテ横ニ通り、縦三通ニシメルコト。
- 一、藁ハ本ト末ヲ交雜シテ凡ソ三尺ノ高サニ束ネ三ヶ所シメルコト。
- 一、九月十五日迄ニ身延駅ニ集荷シ係員(役場)ニ渡スコト。

昭和十二年十二月四日

大河内村 役場

各区長殿

野兔毛皮猷納ニ関スル件

今回我が陸軍ニ於テ野兔ノ毛皮ヲ被服材料ニ使用シ之ヲ目下出征中ノ皇軍ノ防寒ノ具ニ供シ居リ候為多量ニ必要ナルヲ以テ之レガ捕獲猷納方其ノ筋ヨリ申越有之候条農林業上ノ害獣駆除ノ効果ト国防上ノ一端ヲ果ス事トナル頗ル時宜ヲ得タルモノト存ジ候間野兔狩ヲ致シ度之レガ実施ニ当リテハ各区毎ニ来ル十二月十日迄ニ適当ノ日ヲ撰ビ適宜巻狩ヲ実施セラレ度候也

発第四五二号

昭和十二年十月十日

各区長殿

大河内村長 望月 勘治郎

軍需品兎毛皮並ニ兎肉供出ニ関スル件

今次事変ニ伴フ軍需品兎毛皮並ニ兎肉ハ軍ニ於テ莫大ノ数量ヲ必要ト致シ候ニ付之ガ確実ナル調達ハ作戰上至大ナル關係ニ有之候為愛國奉公ノ至誠ヲ以テ極力努力シ大任ヲ果ス様ソノ筋ヨリ示達有之候ニ付左記供出要領ニ依リ貴区内一般ニ指示万遺憾ナキ様御手配相成度此段及依頼候也

追而各農事組合長、青年団長トモ打合連絡相成度

一、期 日 十一月十五日 午前八時ヨリ

午前中上、下八木沢区、帯金区、塩之沢区、大笠区榛草里区、

大崩区、丸滝区

午后ヨリ角打区、和田区、樋之上区、大島区

二、剥皮場所 丸滝河原

三、集荷方法 青年団員ヲシテ集荷セシム

集荷ノ際ハ別紙ニ記入ノ上提出相成度

四、代金支払方法 引取直後軍ニ於テ時価ニ依リ支払フモノト思考セラル

五、一頭ノ生体量(重量)ハ必ズ六百匁以上トス。

発第四一七号

昭和十二年十一月十一日

大河内村長 望月 勘治郎

各村会議員

各区長

警察官

小学校長 殿

各種団体長

駅長

三宗会員

凱旋軍人歓迎方ノ件通知

津田部隊戦傷軍人ニハ富士身延線經由左記日時ニ依リ甲府陸軍病院ニ帰還可致候条可成多数歓迎ノ上勞ヲ轆ハン候様御配意煩度此段及通知候也

記

十一月十二日 午後零時五十六分 甲斐大島駅通過

〃 〃 一時五分 身延駅通過

〃 〃 一時九分 塩之沢駅通過

〃 〃 一時十六分 下山波高島駅通過

追而各戸ニ国旗ヲ掲揚セシメラレ度候

身発第五二五号

昭和拾参年拾月貳拾六日

身延町長 望月 是本

各学校長、各団体長

身延山、区 長

町会議員、方面委員 殿

国民精神総動員委員

漢口陥落祝賀ニ関スル件

国民齊シク待望セル漢口陥落。昭和拾参年拾月貳拾五日午後四時三十分皇軍ハ漢口ノ一角ニ突入シ是ヲ占拠、志気益々旺盛戦果拡大中、依テ本町ハ各学校長、各団体長、国民精神総動員委員協議会ヲ開キ劃期的作戰タル

漢口陥落ヲ期トシ左記ニ依リ全町民挙リ御稜威ノ愈々大ナルヲ仰ギ皇軍將兵ノ辛苦ヲ深く感謝シ戦勝ヲ祝スルト共ニ今後長期ニ亘ルベキ事変ニ対スル気魄ヲ堅

持スル為メ左記事項ヲ挙行セントス

実施事項
(1) 陥落ノ公報発表ト同時ニ身延ハ「サイレン」其ノ他ハ警鐘三點ヲ打ツニ付
キ各戸国旗ヲ掲揚スルコト

(2) 神前奉告式

公報ノ翌日午前十時ニ各部落別ニ行フ

神前奉告式

公報ノ翌日午前十時ニ各部落別ニ行フ

身延町役場
各種団体
身延小学校

| 部 落 | 奉告場所 | 司会者 | 町長代理参列 | 祝賀挨拶 |
|-----------|-------|-----|--------|------|
| 一 区 | 氏神社 | 区長 | 諏訪書記 | 囑託中 |
| 二、三 区 | 氏神社 | 区長 | 近藤収入役 | " |
| 四、十 区 | 梅平八幡社 | 区長 | 藤田助役 | " |
| 五、六、七、八 区 | 三 門 | 区長 | 望月町長 | " |
| 九 区 | 大野山 | 町長 | 井水書記 | " |
| 十一 区 | | | | |

| 記 念 日 実 施 事 項 |
|--|
| 国旗掲揚 各戸モレナク立テルコト |
| 黙 禱(正午) 国難打開。戦没将兵ノ追悼。出征兵士ノ武運祈願(ソノ場デ一分間) |
| 本山参拝(正午) (ナルベク一戸一人) 戦没勇士ノ追悼会。出動兵士ノ武運長久祈願祭ニ参列。 |
| 一戸一品献納 区长、隣保组长ハ小学校上級児童ト区内各戸ヲ廻リテ集メ小学校庭ニ運搬(午後四時迄ニ)町長立会処分金ハ傷病軍人保護施設へ献金(県会計課へ送金)集メル古金物例、古釘、ブリキカン、オモチヤ、亜鉛、古鍋、銅線、火箸、古ベントウ箱、スズハク、サジ、針……等 |
| 一 業 主 義 困苦欠乏ニ堪へ、英霊ニ感謝、出動将兵ノ労苦ヲシノブ |
| 集団勤労報国歌 ノ結成 町内各団体、会社、工場、商店等 |
| 国民貯蓄組合ノ 設立 右ニ同ジ |

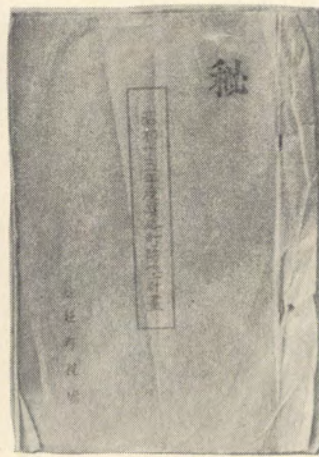
七月七日↓廣溝橋支那事变勃発↓一周年身延町
忘レル事ノ出来ヌ此ノ記念日、時局ハ益々重大性ヲ加ヘ堅忍持久ノ精神ヲ必要トシマス。物心両方面ノ総動員ヲ愈々具現シ挙国一致時艱克服ノ決意ヲ高メ戦没将兵ノ英霊ニ感謝シ出動将兵ノ労苦ヲ偲ビタイト思ヒマス。

一、一般町民ニ
防空訓練第一日ニ於ケル注意 身延町防空支部

- 1、今回ノ訓練ハ初日九月十二日ヨリ十六日午後十時訓練終了マデ常ニ警戒管制デスカラ電燈ガツケラレテモ屋外燈ハ消燈ナシ屋内燈ハ蔽ヲ付ケ外
部ニ燈火ガ見エヌ様注意シテ下サイ。
- 2、空襲警報ガ伝達サレマシタナラ室内燈ハ一層光ヲ暗ク蔽イ風呂場ノ焚火ヤ煙草等ニ至ル迄一寸デモ光ヲ外部ニ漏ラシテハイケマセン、空襲管制下ニ於テ光ガ外部ニ漏レタリ外部デ燈火ヲ使用シマスト防空法第十九条ニ依リ三百円以下ノ罰金科料ニ処セラレマス。



子供もモンペと防空頭布姿で演習に参加した(上町)



身延町防空計画書

二、各部落防空事務勤務者ニ

1、今回ノ訓練ハ全期間ニ亘リ常ニ警戒管制下デスカラ夕方電燈ガ点火サレ
 夕際一般町民ノ中ニ警戒管制下デアコルトヲ知ラズ蔽ヲシナイモノガア
 ル様デスガ特ニ注意ヲシテ日暮時ハ全力ヲ揚ゲテ燈火管制班ノ活動ヲ願
 イマス。

2、防火班ハ各部落内燈火管制状況ヲ巡回視察シ電燈ノ隠蔽方法等ヲ戸毎ニ
 調査シ電燈ノ熱デ火災ガ起ツテハ危険デスカラ注意シテ下サイ。

金属類
 特別回収 鉄と銅をお国の為に 貴方の 供出日は 月 日です
 お宅の

鉄と銅に動員令が下りました。鉄と銅は一国生産力の根幹であり戦争資源の中
 枢です。一刻も早く国力を充実するために一貫目でも多く速かに国家に集めま
 しょう。激動する国際変動の渦中であって日本は今聖戦の途上にあります。この大
 目的を完遂するためには今日に備へ明日に準備せねばなりません。政府が此度
 鉄、銅の特別回収を実施することとなった所以です。一般家庭は強制買上げでは
 ありませんが、時局は各位の愛国心に基く供出を要請して居ります。
 第一線將兵の心を心とし切に絶大の協力を御願ひ致します。

供出して戴くもの……鉄や銅（真鍮、砲金、唐金）などの製品で
 す。然し廃品回収ではありません。品目の詳
 細は表面供出物件名を御覧下さい。

供出しなくてもよい物……日常生活に必要なもの、立派な美術工芸品、
 由緒ある記念品、危険防止上必要なもの。
 法令で決められたもの。

買 上 方 法……部落（町内）会長立会の下鑑定、秤量の上所
 定の買上伝票で買上げ、代金は後で市町村役
 場を通じて支払います。

取外しや代替物……取外しや、代替物の設置工事は成可く供出者
 自身にお願ひ致しますが己むを得ぬ場
 合は工作班を斡旋致しますから表面工作班要
 否欄に「要」と記入して下さい。

買 上 値 段……一貫目当り

鉄と銅捧げて破れ包囲陣

金属類 供出申込書

| 供出物件名 | 所有申込 簡数 | 大目方の 区分 |
|---------------|------------|------------|
| 門 柱 | | 鉄 |
| 門 扉 | | 鉄、銅 |
| 墓地柵及 門扉 | | 鉄、銅 |
| 廣告板 | | 鉄、銅 |
| 廣告塔 | | 鉄、銅 |
| 車渡鉄板 | | 鉄 |
| 溝 蓋 | | 鉄 |
| 自転車置 | | 鉄 |
| 泥 拭 器 | | 鉄、銅 |
| 水 桶 | | 鉄、銅 |
| （飲用水用 ヲ除ク） | | 鉄、銅 |
| 手摺欄干 | | 鉄、銅 |
| 破損止 | | 鉄、銅 |
| 金 板 | | 鉄、銅 |
| 蹴 板 | | 銅 |
| 古 銭 | | 銅 |
| 押 板 | | 銅 |

但し焼けや錆の甚しいものはその程度に応じ
 減価します。

氏住所

| 供出物件名 | 所有申込 簡数 | 大目方の 区分 |
|--------------------------|------------|------------|
| 鈴 蘭 燈 | | 鉄、銅 |
| 看 板 | | 鉄、銅 |
| 敷 板 | | 鉄 |
| 出 格 子 | | 鉄、銅 |
| ネーム プレート その他標 札 | | 鉄、銅 |
| 類 干 | | 鉄 |
| 物 干 | | 鉄 |
| 床下換 気 | | 鉄 |
| 口金物 | | 鉄 |
| 傘 立 | | 鉄、銅 |
| 帽子掛 スタンド | | 鉄、銅 |
| 脚 立 | | 鉄 |
| 煖房装 置 | | 鉄、銅 |
| 前飾 | | 鉄 |
| 洗面器具 | | 鉄 |
| 石炭用 バケツ | | 鉄、銅 |
| 屑 入 | | 鉄、銅 |
| 喫煙用 器具 | | 鉄、銅 |
| 焜 炉 | | 鉄、銅 |

その後のドイツは、デンマーク、ノルウェイの占領についてベルギー、オランダを蹂躪して、フランスに侵入し首都パリを占領してフランスを降伏させた。

この間にイタリアも参戦してドイツとともにイギリスを脅かした。

ドイツは、さらにバルカン半島を席卷したのち、一九四一年六月ソ連領に攻め入ってついに首都モスクワと古都レニングラードの線まで迫った。

このようなドイツの電撃作戦の成功は、それまで去就に迷っていたわが国を刺激してついに一九四〇年八月二十七日、日独伊三国同盟の締結に踏み切らせることとなった。

(五) ABCD包囲陣

日本は日華事変が当初の予想に反して長期化し広大な占領地の確保に苦慮していたのであるが、蔣介石の国民政府にかわる汪兆銘政府によって新しい中国をつくり事変を終結に導こうとしたが、これも計画通りには進まず收拾の目途は依然つかむことはできなかったのである。

このように国民政府が頑強に抗日戦を続けたために事変が長期化する原因は、南方よりの援将ルートにあるとして一九三九年には南支の要衝南寧を占領し、また雲南鉄道の爆撃、海南島の占領、さらに翌年（一九四〇）九月二十三日北部仏印に進駐していった。

この仏印進駐によってフランスはもとよりアメリカ、イギリス及びオランダ諸国との間は極度に悪化していったが、とりわけアメリカは三国同盟が締結される以前から対日態度を硬化させており、昭和十四年（一九三九）には日米通商航海条約を廃棄し、翌昭和十五年（一九四〇）七月から九月にかけて、日本が最も欲している航空機用ガソリンや鉄など重要物資の日本への輸出を禁止し、さらに翌昭和十六年（一九四一）七月二十五日には在米日本資産の凍結をしてしまったのである。

この間日米交渉によって局面の打開もはかられたが、いずれも失敗に終り日米関係はますます険悪の度を増していった。

一方南方資源に期待しての蘭印交渉も失敗に帰し、日本は絶対の窮地に立たされることとなった。

ここにおいて、アメリカ、イギリス、中国、オランダは結束して、経済的、軍事的に日本を封じ込めるいわゆるABCD包囲陣を形成していったのである。

第四節 太平洋戦争

一、開戦と勝利の時期

仏印進駐以来極度に悪化した日米関係を外交交渉によって打開すべく、各方面からの努力が重ねられたが、アメリカの日本に対する不信の念は強固なものがあって交渉は失敗に終り、昭和十六年（一九四一）十月十八日東条内閣に代ると急速に日米開戦に傾いていった。すなわち昭和十六年十二月八日（一九四一）未明アメリカ太平洋艦隊の基地ハワイ真珠湾の奇襲攻撃によってついに太平洋戦争の火ぶたが切られたのである。

この歴史的奇襲攻撃は二波にわたる空からの攻撃と特殊潜航艇による海中から行なわれ、このため湾内に集結していたアメリカ太平洋艦隊の主力は壊滅的打撃をうけたのである。この日午前十一時四十五分には宣戦の詔書が発せられ、米英が中国の残存政権（蔣介石政権）を支援して東亜の禍乱を助長し、平和の美名にかくれて東洋制覇をはかり、与国を誘って日本の周辺で武備を増強し、経済圧迫を強化して日本の生存を脅かしている。このまま事態が推移すれば東亜安定にかんする日本の積年の努力は水泡に帰し、日本の存立も危うくされるので、自存自衛のため、やむをえず起つものであると全国民に放送され、また東条首相は一億一心の心構えで必勝の信念をもって戦うよう国民に訴えたのである。日本軍は真珠湾奇襲攻撃

と相呼応して南方各地に対し一斉に進撃を開始していった。寺内寿一大将を総司令官とする山下奉文中将指揮下の各部隊は、マレー半島に進攻して、忽ちこれを席卷し、昭和十七年（一九四二）二月十五日には東亜におけるイギリスの根拠地シンガポールを攻略した。

また東洋におけるイギリスのもう一つの拠点である香港も、日本軍の猛攻にあつて昭和十六年（一九四一）十二月二十五日には陥落した。この香港攻略戦において南部町出身の若林東一中尉は敵主陣地を偵察中防備の手薄に乗じて、独断で二五高地を占領しその後の作戦を有利に導く殊勲をたてている。

一方東洋におけるアメリカの拠点フィリピンも本間雅晴中将指揮の部隊によって次々に占領され、昭和十七年（一九四二）一月二日には首都マニラを占領した。

そして最後に残されたバターン半島・コレヒドール要塞の攻略戦は最も激烈を極めたが四月九日にバターン半島が、五月七日にはコレヒドール島要塞も陥落したのである。

これよりさきアメリカ極東軍司令官マッカーサーは、コレヒドール島を脱出し、三月十七日にはケソン大統領とともにオーストラリアへ逃れていた。

このほか太平洋上のアメリカの拠点たるグアム島、ウエーキ島をはじめ中南部太平洋の諸島も次々と占領するに至つた。また日本軍は十二月八日タイに進駐すると援將ルート遮断や、対インド工作の目的をもって、ビルマに進攻し各地でイギリス軍を破つて、昭和十七年（一九四二）五月中旬にはビルマ全域を占領した。

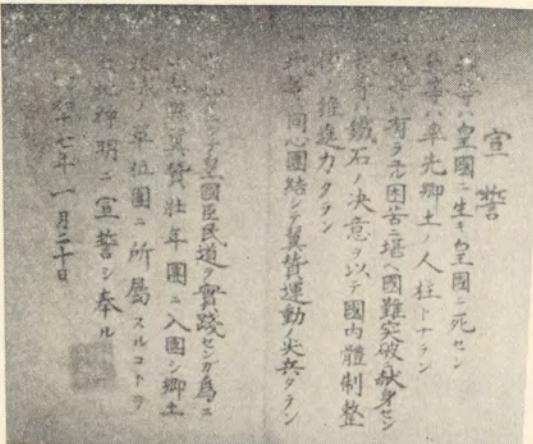
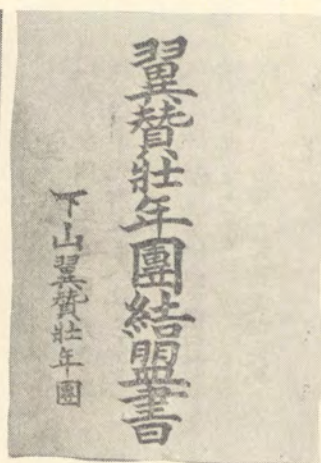
さらには豊富な石油資源の確保をねらつて蘭印に進攻した部隊はボルネオ・スマトラ・ジャワ・セレスをはじめこの方面全域を占領したのであるが、このとき、わが国が最も欲している精油所を無傷で占拠するため、落下傘部隊をもつてパレンパンを急襲するなど他の地域にみられない作戦もとられた。

このような陸軍部隊の華々しい進攻も優勢な海・空軍による制海・制空権の確保によるものであつて、なかでも開戦直後の十二月十日イギリス東洋艦隊の主力で不沈艦を誇るプリンス・オブ・ウェールズとレパルスを、航空機による爆撃と空中魚雷によつて撃沈した、いわゆるマレー沖海戦はその後の日本の作戦を有利に導くこととなつた。

また海軍も昭和十七年（一九四二）二月二十七日夜のスラバヤ沖海戦、次いで二十八日から三月一日にわたつてのバタビヤ沖海戦で、米・英・濠・蘭のこの方面の艦隊を、ほとんど潰滅させて陸軍部隊を援けたのである。

こうして緒戦においては当初の計画どおり進行して南方諸地域の全域を制圧して資源の確保・海上輸送・対米英物資供給遮断の目的も達成し、また長期にわたつて日華事変で沈滞した国民の戦意も相次ぐ大戦果の報に鼓舞されてわき立っていったのである。

政府は全国的に翼賛壮年団などの組織体制を強化し戦争遂行に国民を総動員したのであるが、次は当時の



下山翼賛壮年團結盟書

下山村の翼賛壯年団の記録である。

下山翼賛壯年団護村連

動実践ニ就テ

暴戻飽ナキ驕慢不遜ナル

米英ヲ撃滅シ八紘一宇肇國

理想顯現ノ一部タル大東亜

共栄園ノ確立ハ御稜威ノ下

皇軍將兵ノ屍山血河ノ勇猛

果敢、力戦奮闘赫々タル武

勲ニ俟ツハ勿論ナレドモ、

思想ニ經濟ニ外交ニ教育ニ

文化ニアラユル総力戦ニ対

スル我等統後國民ノ決意如

何ニアリ、特ニ國民一人一

人ガ思想的ニ自己ニ巢喰フ

過去ノ米英的ナル自由主

義、利己主義、功利主義、

金權万能ノ唯物主義ヲ完全

ニ清算克服シテ「君が代を思う心の一ずじに吾が身ありとは思わざりけり」「君

が為世の為何か惜からん、棄てて甲斐ある命なりせば」ノ総べて大君ニ捧ゲテ悔

ヒザル皇國民トシテノ本来ノ面目ニ立チ帰リ天晴皇國民トシテ黙々トシテ挺身郷

土ノ人柱トナル決意ノモト職域奉公、臣道実践ノ誠ヲ致スニアリト信ズ、左ニ本

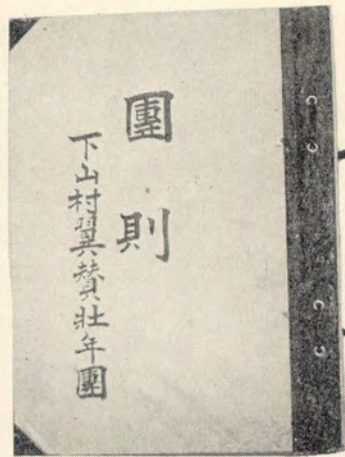
団ニ於ケル護村運動ノ概況ヲ述ベシ。

(一) 精神教化ノ方面

- 1、教育ニ関スル勅語、詔書ノ聖旨ヲ奉体シ其ノ徹底ヲ期ス。
- 2、団体的行動ヲ行フ際ハ必ズ神宮、宮城ノ遙拜ヲナス。
- 3、御真影奉安所ニハ村民何人タリトモ必ズ最敬礼ヲ行フコト。
- 4、皇室ニ関スル御写真ハ鄭重ニ扱ヒ必ズ不敬ニ涉ラザルコト。



下山村翼賛壯年団團旗



下山翼賛壯年団團則

- 5、祝日、大祭日其ノ他國家的記念日又ハ行事アル日ニハ必ズ国旗ノ掲揚ヲナスコト。

- 6、四大節、拝賀式ニハ一般村民モ努メテ参列スルコト。

- 7、神宮大麻ヲ各戸毎ニ神棚ニ奉斎サセルコト。

- 8、神棚、仏壇ハ常ニ清浄ニシ毎朝礼拝ヲ行フコト。

- 9、神社境内及墓地ハ常ニ清掃ニ努メ春秋二回壯年団中心トナリ全村ニ涉リ墓地ノ共同清掃ヲナス。

- 10、神社ノ祭式執行ノ際ハ村民拳ツテ参拝ヲナシ毎月八日大詔奉戴日ニハ午前五

- 時必勝祈願ノ神社参拝ヲナス。

- 11、壮丁検査及入退營、出征並ニ村名警職員就退職報告祭ヲ一之宮神社前ニ行ヒ

- 國民学校児童ノ入学、卒業、其ノ他諸行事モコレニ準ジテ行フコト。

翼賛壯年団結盟書

下山翼賛壯年団

宣 誓

- 一、我等ハ皇國ニ生キ皇國ニ死セシ
 - 一、我等ハ率先郷土ノ人柱トナラン
 - 一、我等ハ有ラユル困苦ニ堪ヘ國難突破ニ献身セン
 - 一、我等ハ鉄石ノ決意ヲ以テ国内体制整備ノ推進力タラン
 - 一、我等ハ同心團結シテ翼賛運動ノ尖兵タラン
- 斯ノ如クニシテ皇國臣民道ヲ実践センガ為ニ山梨県翼賛壯年団ニ入団シ郷土地域ノ単位団ニ所属スルコトヲ天地神明ニ宣誓シ奉ル
- 昭和十七年一月二十日

| 氏 名 | 血 判 |
|-----------|-----|
| 古 屋 慶 信 | |
| 松 木 安 太 郎 | |
| 佐 野 為 雄 | |
| 石 川 恒 雄 | |

(外六十八名の連署印)

二、連合軍の反攻と戦局の転換

真珠湾奇襲攻撃はアメリカ、イギリスを一層結束させることとなり、わけてもアメリカは「真珠湾を忘れるな」の合言葉でイギリスとともに対日宣戦を布告し、昭和十七年一月一日には二十六ヶ国からなる連合国が枢軸国に対抗して結束することが宣言された。

アメリカは強大な経済力・工業力に物をいわせて急速に反撃の態勢を整えていった。

すなわち昭和十七年（一九四二）四月十八日には東京をはじめ川崎・横須賀・名古屋・四日市・神戸などの初空襲を手はじめに、五月八日の珊瑚海海戦につづいてミッドウェー海戦によって反撃のきっかけを掴んだ。六月四日から五日にかけてのミッドウェー海戦は山本連合艦隊司令長官みづから指揮する主力部隊戦艦七・空母一・南雲忠一中将指揮の機動部隊戦艦二・空母四・攻略部隊戦艦二・空母一・重巡洋艦八などを主体として艦艇総数三五〇隻、飛行機一、〇〇〇機、将兵一〇万の大部隊に対しアメリカはニミッツ太平洋艦隊司令長官指揮の三空母、七重巡洋艦を主力とする機動部隊で行なわれたのであるが、この作戦に関する日本の暗号がアメリカ側に解読されてしまったことによって、日本艦隊の作戦は重大な蹉跌を来したし敵の航空機によって四空母・一重巡洋艦・三二二機の飛行機、三、五〇〇名の兵員を失ってミッドウェー攻略戦は惨敗に終わった。

この敗戦は、その後のわが軍の作戦行動に重大な影響を及ぼすこととなり攻守処を変える端緒となったのである。

なおこの作戦に呼応して行なわれたアリューシャン作戦は、本県出身の山崎大佐の指揮する部隊によって六月七、八日にわたってキスカ・アッツの両島が占領されている。守勢に回った日本軍は次第に制海・制空権を失っていった。昭和十七年（一九四二）八月七日アメリカ軍がガダルカナル島に上陸してからの同島の攻防戦は凄惨を極め、補給の絶えた日本軍はま

た飢餓との戦いでもあった。香港攻略戦に勇名を馳せ、後に軍神と仰がれた若林東一中尉が「あとに続くものを信ず」のことは遺して壮烈な戦死を遂げたのもこの地であった。日本軍は物量を誇るアメリカ軍に敗れて、昭和十八年（一九四三）二月一日から七日にかけて同島を撤退していった。

三、悲惨な敗戦へ

日本軍がミッドウェー海戦・ガダルカナル戦において敗北し、戦局に重大な転機を迎えたころ、ヨーロッパにおいてはそれまで破竹の勢で進攻していったドイツ軍が、昭和十七年七月から昭和十八年二月（一九四二）一九四三）にかけてのスターリンググラーブ攻防戦におい大敗北を喫してソ連に反撃の機会を与えていたのである。

南東太平洋諸島において物量をいわせて反撃に出たアメリカ軍のために次第に圧倒されはじめたころ、国内においては東条内閣の独裁がますます強化され、議会政治は形式的に存続するだけで翼賛政治一本となり憲兵隊や特高警察によってきびしい言論統制が行なわれ、戦争目的に向って国民思想の統一が押し進められていった。

また占領地政策を推進させるため大東亜省を新設し、フィリピン・ビルマなどには親指的指導者を中心に独立を認めて日本に協力させる体制を整える反面、マレー・スマトラ・ジャワ・ボルネオ・セレベスは日本の領土として重要資源の供給地とすることを決め、昭和十八年（一九四三）十一月五日には日本・中国（汪政権）・タイ・満州・フィリピン・ビルマの指導者および自由インド仮政府首班が参加して、東京において大東亜会議を開き大東亜の解放と共存共栄・独立親和・文化昂揚・互恵の原則での経済発展、人種差別の撤廃や文化交流・資源の開放により、世界の進運に貢献の五原則を宣言して結束の強化がはかられていた。

このようななかで戦局は日増しにきびしさを加え、昭和十八年（一九四

三) 四月十七日の山本連合艦隊司令官の戦死は、前線將兵はもとより国内においても大きな衝撃であった。

また山本元帥戦死の直後の五月二十九日には、本県出身の山崎保代大佐が指揮するアリュンシャン列島のアツツ島守備隊も玉砕した。

アメリカは、マッカーサーの指揮する米濠の陸軍とハルゼーの指揮する海軍によって、次々と日本軍の占領地を奪回し、また相次ぐ海空戦で日本の戦力を消耗させていった。

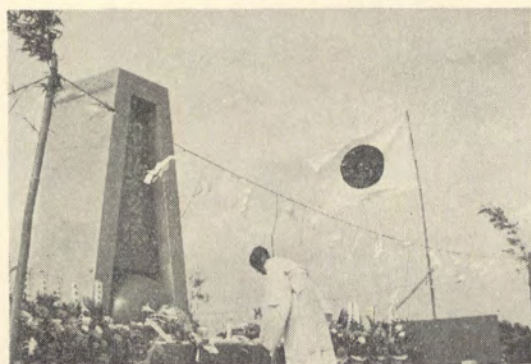
この年の十一月二十三日には、中部太平洋の重要拠点タラワが玉砕し、翌十九年七月九日サイパン島においても三万の將兵と一万の邦人が玉砕した。

国内ではそのため、東条内閣が総辞職して小磯内閣に変わったが、戦局はますます急迫をつけ、間もなくフィリピンも奪われ三月二十七日には硫黄島も玉砕した。

一方ビルマ方面においてもインパール作戦が強行されたが、三干メートルの山脈を越えてインド領内へ進攻するこの作戦は補給が続き、イギリス軍の反撃にあつて無残な敗北に終わったのである。

また中国戦線は広大な大陸に百万に及ぶ大軍が展開していたが、蒋介石政権を屈伏させるに至らず、却つて中共軍の反攻で次第に圧迫される状態にあった。

アメリカ軍は、日本の南方占領地区を次々に奪回して、昭和二十年四月一日には英機動部隊も含めて一四五七隻の艦艇と母艦機一七



本町出身の戦没者も眠る沖繩「甲斐の塔」

二七機の援護のもとに、十八万三千の大軍を沖繩に上陸させた。

日本軍は牛島満中将指揮の陸軍七万、海軍八千に男女中等学校生徒を含む二万五千の義勇隊であった。

この沖繩防衛戦において本町出身の九名の兵士が戦死しており、現在沖繩本島具志頭村に建立された「甲斐の塔」に、多くの県出身戦死者とともに合祀されている。

昭和四十年十一月には、遺族と町民を代表して町長、議長が参拝して

沖繩戦没者氏名

| | | |
|------|-------|------|
| 帯金 | 依田高寿 | (伍長) |
| 大島 | 牛田正一 | (伍長) |
| 下八木沢 | 芦沢金保 | (伍長) |
| 清子 | 遠藤六郎 | (伍長) |
| 下山 | 吉中一三 | (伍長) |
| 身延 | 望月宗一郎 | (伍長) |
| 大城 | 手塚勘治 | (伍長) |
| 相又 | 遠藤泰正 | (伍長) |
| 下山 | 佐野高次郎 | (伍長) |

日本軍は、空と海から特攻隊による攻撃を加えるなど三カ月にわたり必死に防戦したが、圧倒的優勢を誇るアメリカ軍に撃破されてほとんど全滅状態となり、六月二十三日牛島中将の自刃でついに沖繩も敵手におちた。

この防衛戦でひめゆり部隊のいたましい最期など数多くの悲惨な場面もあつて、沖繩の悲劇は今もなお人々の胸に深く刻まれているのである。

こうして日本は海外の拠点をことごとく奪回され、また大陸の戦局も極めて急迫した状態となつて敗色はますます濃厚となつていたのであるが、一方枢軸国イタリアはすでに昭和十八年(一九四三)九月連合国に降伏し、二十年(一九四五)五月にはドイツも降伏して、日本は文字通り孤立無援で世界を相手とする窮地に立たされることとなった。

四、学徒動員と身延中学校

このような状況下で、早くから学生生徒も勤勞奉仕として出征兵士の家を慰問し、家事、援農などの作業が行なわれていたが、昭和十八年六月二十五日の「学徒動員体制確立要綱」発令、十九年の「学徒総動員令」布告により、全国の中学生から大学生までの学徒はペンを銃にハンマーにかえて前線にまた軍需工場へと「出陣」して行ったのである。

県立身延中学校でも、五年生百名が先ず愛知県半田市の中島飛行機半田組立工場へ、次いで四年生約百五十名が横浜市の日産重工業株式会社へ、三年生約百五十名が川崎市の東京航空計器株式会社へ動員され、慣れない手に工作機械を操って兵器の生産に従事した。

十九年秋サイパン島からのB二九による本土空襲が開始されると、これ



川崎市に学徒動員された身延中3年生



動員学徒の腕章と弁当箱

らの軍需工場は連日連夜の爆撃目標にされ、動員学徒の中にも多くのいたましい犠牲者が出た。

身延中学校生徒のうちからも、二十年五月二十九日の空襲で三年生の村重智貞（久那土出身）が死亡し、母校に悲しい帰還をしている。

また、二年生と一年生は町内で松根堀りや援農活動・杉皮や丸太の搬出など、大人とかわらぬ重労働に汗を流して働らいた。

昭和二十年には身延中学校の講堂も工場疎開のため、三井精機株式会社の工場となつて工作機械がすえつけられ、プールも屋根をとりつけて倉庫に改造するなど、学園の様相も一変した。

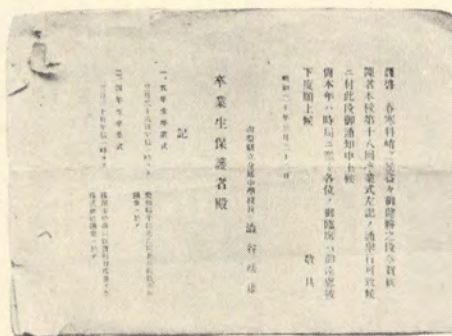
その中から、予科練など、特攻隊につながる兵役へ志願し出征して行く生徒もあいつぎ、国のすみずみまで戦争に直結する切迫した空気が支配していた。

大野には軍艦を失った海軍の兵士数十名が泊りこんで援農活動や山仕事をすると、奇異な情景もみられ、否定しがたい敗色が日にまし濃厚になつていったのである。

五、空襲の激化

日本の本土にいよいよ敵機の空襲による危険が迫るにつれ国内において防空体制が強化されていった。

各家庭ごとに、または共同で防空壕がほられ、バケツや火叩きが準備さ



五年生と四年生を同時に卒業させた昭和20年の卒業式案内状（式は動員先の工場で行なつた）

れ、学校でも町内でもさかんに防火訓練が行なわれ、アメリカ軍の上陸にそなえて竹槍の訓練まで行なわれた。

また夜は一条の光ももらさないよう厳重な灯火管制が行なわれ敵機に備えたのであるが、マリアナ海域が敵の手におちて一大基地ができた昭和十九年（一九四四）秋から空襲は本格化し、サイパン基地を飛び立ったB29爆撃機は軍事施設、航空機生産工場、輸送機関を的確に集中爆撃して潰滅させるとともに、一般民衆の戦意喪失をねらって黄リン・油脂・エレクトロンの焼夷弾による無差別じゅうたん爆撃が行なわれ、木造家屋の密集する日本の都市は次々に焼野原と化していった。

首都東京も三月九日から五月二十五日にかけて前後百二回の空襲でかつ



たいたい歩いた持ちほすえな「のう」空襲にそなへて持たされた「雑食糧」の携帯用食糧袋

で被爆し福井市の九六%焼失を最高に、平均焼失率四〇%で全国都市家屋の三〇%強にあたった。

地方都市では甲府・浜松・日立市が七〇%以上焼失し、また京浜・阪神・中京地区も六〇%に及んだ。

マリアナ基地からの爆撃のほか硫黄島・沖繩からの来襲が加わり、さらに七月以降は艦載機も大挙来襲して非戦闘員をも低空射撃するようにになった。

昭和二十年一月以降の来襲米機は約四万五千機にのぼり、この空襲で死者傷者六十六万五千人をかぞえ、国富の損失は現在の貨幣価値に換算すれば

七〇兆円以上といわれている。そして焼失家屋は全国住宅の二割にあたる二三〇万戸、被災者は一千万人をこえたのである。

当時の身延町家庭防火群規約を左にかかげる。

身延町家庭防火群規約

- 第一条 身延町防空支部各部落詰所長ハ敵機襲来シ焼夷弾、瓦斯弾等投下ニ依リ生ズル家庭防火、防毒ノ危害ヲ抄カラシムル為メ家庭防火群ヲ設置シ其ノ完璧ヲ期スルモノトス
- 第二条 家庭防火群ハ各部落毎ニ常時家庭ニ在リ各世帯ノ婦人ヲ以テ編成シ各部落名ヲ附シ波木井家庭防火群、塩沢家庭防火群、新宿家庭防火群、身延家庭防火群、支院家庭防火群、梅平家庭防火群、大野家庭防火群トス。
- 第三条 各部落家庭防火群ハ是ヲ隣保組合毎ニ分ケ其ノ名称ヲ附シタル〇〇防火組トス
- 第四条 家庭防火群ニハ群長一名、副群長一名、組長若干名ヲ置キ婦人会、女子青年団及其ノ他婦人団体ノ幹部ヲ以テ之ニ充ツ。
- 第五条 群長ハ防空支部長並ニ各部落詰所長ト連絡ヲ計リ組長並各群員指導ノ任ニ当ル、副群長ハ群長ヲ補佐シ群長事故アル場合ハ之ヲ代理ス、組長ハ防空下令アリタル場合ハ組員ヲ督励シ家庭防火防毒ノ任ニ当ルモノトス。
- 第六条 各家庭防火群員ハ常ニ自己家庭ニ防空防火用水槽、バケツ、金盥、消火器、水道ノ施設アルモノハ金具附キ水道用ホース（長サ一〇米以上ノモノ）並ニ防火土囊等ヲ設備シ防空下令アリタル場合ハ直ニ輕装ニテ出動出来得ル様準備シ置クモノトス。
- 第七条 各家庭防火群員ハ防空下令アリ敵機襲来シ焼夷弾、瓦斯弾等投下アリタル場合ハ直チニ出動シ焼夷弾ナル場合ハ組合員中其ノ一人ハ空缶、金盥、バケツ等金属性具ヲ乱打シ、瓦斯弾投下シタル場合ハ板、木片等ヲ乱打シ「焼夷弾」或ハ「瓦斯弾」ト連呼シ一般ニ周知ス。他ノ防火群員ハ土囊其ノ他防火防毒用備品ヲ以テ消火防毒ニ努メ被害ヲ最少範圍ニ止メ猶被害拡大ノ虞レアルト認メタルトキハ直チニ詰所長ニ通報シ各部落防火班ト協力シ防火防毒ノ任ニ当ルモノトス。

六、学童疎開

これよりさき、政府は空襲による最悪の事態を考慮して軍需生産等に従



東京・四谷国民学校の疎開学童（身延駅にて）



空襲下の東京の父母からうれしい便り

疎開学童のひとつま



富士川で泳いだり、釣をするひとときは、父母とはなれてくらすさみしさも忘れた……

事できない大都市の老幼婦女子は地方へ疎開させることとした。

しかし、学童の疎開は原則として縁故疎開ということであったがなかに地方に縁故のないものも相当あったのでこれらに対しては、「帝都学童集団疎開実施要綱」によって疎開の促進をはかったのである。

集団疎開児童の範囲は国民学校初等科（小学校）三年以上六年までで保護者の申請によることとなっていたが、緊迫した空気を反映して一、二年生の児童も集団疎開に加わっていた。

山梨県にもおよそ三千八百名が疎開したのであるが、本町へも十九年（一九四四）八月東京都芝区三光、四谷区第四、五、六、七の五国民学校の児童一、二三名と教師三十九名、寮母六十五名が集団疎開してきた。

これらの疎開児童は身延駅、総門、門内の各旅館及び山内各宿坊に宿し、引率教師が寮長となり寮母は東京からのものと現地から志望した婦人で児童の保健、衣食住のことについて面倒をみ教科は身延国民学校の責任となったので都の訓導は身延国民学校兼任となった。

夏休みが終るころにはすっかり疎開の体制も整い九月に入ってから朝のうちは学寮で自習（各学年が混入しているので個人指導）それが終ると身延山内や富士川の河原を利用して体操や手旗信号の訓練、かけ足など大日本少年団や軍隊生活のような規律ある生活を送るようになった。

また午後には四谷第四は身延国民学校（現在の身延小学校）四谷第五は身延中学校（現在の高校）へ集まって教室や運動場を利用したのであるが、当時の児童の体力ではかなりつらいものであったらしく宿舎に残る児童も相当あったという。また三光は本山休憩所を教室にあて第六第七は祖山中学や宿舎で授業をした。

このようにして都会に住む両親から離れて疎開した児童の苦難の生活が続いたのであるが、戦局の悪化とともにあらゆる物資が欠乏したなかで集団疎開をうけ入れた旅館、宿坊の苦勞も大へんなものであった。

発育ざかりの児童のため食糧の確保にはあらゆる努力が払われた。付添の教師は近村は勿論、遠く中巨摩までもリュックサックを背に協力を求め

た。

また、周辺の村々の学校や愛国、国防婦人会の人達の協力で乏しいなかから食糧が調達され、配給量の少ない学童食を補ったりした。

常食としては、朝、晩は大豆（三割五割）入りの麦飯に味噌汁、昼はホウトウであったがこれらは質的には当時としてはむしろ恵まれたものであった。

さらに児童の健康、衛生面に責任ある教師、寮母の苦勞は大へんなもので全くの二十四時間勤務であった。

ときに暗く沈みがちな児童を励ましながら馴れない土地で子供とともに歯をくいしばって耐えていたのであった。

こうしたなかで翌二十年三月から五月にかけて相次ぐ東京のじゅうたん爆撃で児童の出身地四谷区（現在の新宿区四谷）も灰燼に帰したためそれからは父母達の身延への往来が頻繁となり興奮と悲壮感に満ちた親子の対面に戦争の苛烈さを感じさせられた。

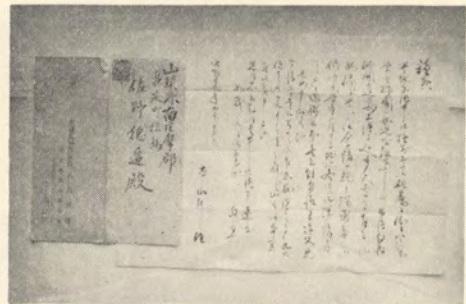
この年八月十五日、日本が無条件降伏したことを知ると学寮の児童たちは可憐にもみな泣き伏してしまい異郷でうけた敗戦の悲しみは子供心に深く刻まれたのであった。

終戦後もしばらくは疎開学童の体制は解体できずに続けられたがそれでも敗戦の虚脱状態から徐々に立ちあがるに従い、父母が子供を引取りにきて文字どおり櫛の歯をひくように人数が減ってゆき、これに伴い学寮も統合されたが結局、十一月十九日帰京壮行式をあげ、すべての児童の引揚げが終了したのである。この間に町民は自分達も乏しい中から餅や履物や副食物を携えて学寮を慰問に訪れた。

東京の父母のもとを離れたまだ幼い子供達にとって「ほしがりません勝つまでは」を合言葉として耐え抜いた苦難の疎開生活のなかにも受入側の温かい心遣いが通じ合い当時の疎開児たちが成長して当時分宿した旅館などへ揃ってお礼に来て泊り、過ぎし日を偲び合い、また姉のようにやさしい寮母だった人がその後病のため故人となられたことを聞いて、分宿した



立派に成人した疎開学童たちは当時お世話になった小母さんの墓まいりに身延を訪れた



疎開学童への協力に感謝して当時の佐野徳造町長によせられた東京四谷区長の礼状

疎開児全員で費用を出し合って墓碑を建て墓前にそれぞれの成長を報告するなど、涙ぐましい事実をみるにつけ苦しいなかにも人間愛の失われなかつた尊いものを感じるのである。（第十六編参照）

七、ポツダム宣言、原爆、そして

八月十五日

本土の主要都市が空襲によって廃虚と化し、戦争遂行の能力は極度に低下していったなかにおいて、軍部特に陸軍の本土決戦論と政府首脳との連を仲介としての和平論が対立して空しく日時を費していた。

このころ連合国側は、ベルリン郊外のポツダムにおいて昭和二十年七月十七日（一九四五）アメリカ・イギリス・ソ連の首脳によってドイツ降伏後のヨーロッパの処理について討議が行なわれていたが、この会議の進行中の七月二十六日アメリカ・イギリス・中華民國の三国によって日本に無

条件降伏を勧告する「ポツダム宣言」が発表された。

その内容は、

- 1、日本国民を欺瞞し、世界征服の挙に出させた権力および勢力の除去。
- 2、平和、安全、正義の新秩序が出来、戦争遂行能力の破砕が確認されるまで連合国が占領する。
- 3、日本国の主権は、本州、北海道、九州および四国と連合国の指定する小島に局限される。
- 4、日本軍隊の完全武装解除。

- 5、戦争犯罪人の処罰と、民主主義的傾向の復活強化の障礙の除去。
- 6、日本経済と産業の維持の保証、再軍備産業の禁止。

となつており右の条件が達成された暁には、占領軍は撤退すると述べ最後に次のように無条件降伏か潰滅かの即時決定を迫った。

吾等は日本国政府が直ちに全日本国軍隊の無条件降伏を宣言し、且つ右行動における同政府の誠意に付き適当且つ充分なる保障を提供せんことを同政府に対して要求す。

右以外の日本国の選択は迅速且つ完全なる壊滅あるのみ。

このようなポツダム宣言が通告されてからも日本はソ連の和平仲介に一縷の望みを託し、また国体護持を固執する一部軍部の強硬論に押されてこれに応じようとしなかつたのである。

政府首脳が空しくソ連からの回答を待っていた八月六日、運命の原子爆弾が投下され広島は閃光と爆煙におおわれて一面陸虚と化した。

この一発の原爆によって市の六〇%が破壊しつくされ、罹災者一七万六九八七名で全市の六〇%に当り、死者および行方不明者は九万二、三三三名、重傷九、四二八名、軽傷三万七、九九七名に達した。

しかし、原爆病によってその後も死亡者が続出し結局死者は十五万人を越えたとされている。

翌八月七日トルーマンアメリカ大統領は広島に投下したのは原子爆弾であること、日本が降伏しない場合は更に原爆攻撃を加えることを声明し

た。

大本営は、原爆を確認しながらもこれを新型爆弾と称して国民の動揺を防ぐことにとめたが「ポツダム宣言」が発せられた際の「迅速且つ完全なる壊滅」が、かくも早く実現したことに大きな衝撃をうけた。さらに九日には長崎にも第二弾が投下されまたも七万四千人にのぼる犠牲者を出した。

日本国内が原爆投下で大混乱におちいつている八月八日夜、ソ連は突如参戦を通告してきた。

これはさきのヤルタ協定にもとづく予定の行動であったのであるが、八月九日午前零時を期してソ連軍は一斉に満州・朝鮮・樺太の国境線を突破して侵攻してきたのである。

このソ連の参戦は、日本首脳部の戦争遂行についての希望のきずなを完全に断つこととなり、以後日本降伏に関する具体的な動きが慌だしくはじまった。

すなわち十一時ごろから開かれた最高指導者会議、午後二時半より開かれた閣議において「ポツダム宣言」受諾についてそれぞれ討議されたのであるが、鈴木首相、東郷外相、米内海相等が受諾を是とするのに対し陸相および陸、海総長は断固戦争継続を主張したため、結論を得るに至らず、結局午後十一時五十分より開かれた深夜の御前会議にもちこまれたのであるが、これまた意見の一致をみるに至らず十日午前二時三十分「ポツダム宣言」を受諾して戦争を終結するという天皇の裁断によって決せられたのである。

朝六時「ポツダム宣言」受諾の電報はスウェーデン、スイスを通じて米・英・ソ・華の四か国に伝えられた。

それは、「天皇の国家統治の大権を変更するの要求を包含しおらざることを了解の下に、ポツダム宣言を受諾す。本件に関する明確なる意志が速かに表明せられんことを切望す」であった。

これに対し、四か国の回答は「天皇の地位は降伏条項の実施のため、そ

の必要と認める措置を執る連合軍司令官の制限のもとに置かれること、最終的な日本の政府の形態は、「ポツダム宣言」に遵い、日本国民の自由に表示する意思に依り決定せらるべきこと」というものであった。

この回答は天皇の地位について曖昧なものであったから国体護持を固執する抗戦論者は強く反発し首脳部のなかでも再び動揺がおこった。

このようなかで八月十四日午前十時五十分最後の御前会議が開かれ、天皇は十日の裁断と同じ決定を下すとともに、八月十五日正午に天皇自ら終戦の放送を行なうことも決定された。

この直後抗戦と主張する一部軍人によるクーデターが起ったが、大事に至らず鎮圧され阿南陸相は責任を負って自刃した。

翌八月十五日正午には日本の歴史上かつてなかった天皇の「玉音放送」が予定どおり行なわれたのであった。

これまで「尽忠報国」「一億玉砕」一筋を説かれてきた国民には、この聞きとりにくい放送にすぐさまその意味をくみとれない者も少くなかった。

こうして日本は「ポツダム宣言」を受諾して降伏した。

植民地のすべてを失い、軍隊が解体されることが明らかになり、またこの戦争を推進してきた指導者もやがて排除されるはずであった。

明治以来の大日本帝国は、天皇の地位を国民の意思にゆだねたまま、ここに崩壊し蘆溝橋事件から八年、満州事変からかぞえれば実に十四年にわたる戦争の時代はここに終止符が打たれたのである。

なお、この十四年間に妻子や年老いた父母を後に残して戦死した本町出身者は三八一名(平均年齢二十七歳)であるが、この数はほぼ現在の大野区の総人口に匹敵し、しかもその遺骨さえ遺族のもとへ帰らなかつた者もあり、戦争がいかに痛ましいものであるかを語っている。

また、この三八一名の中には、うら若い生命を戦場に落した四名の従軍看護婦も含まれている。

本町出身の戦没者一覧表

| 戦役名 | 戦没者名 | 備 | 考 |
|--------------|------|---|---|
| 西南の役 | 一名 | | |
| 日清戦争 | 七名 | | |
| 日露戦争 | 一三名 | | |
| 満州事変 | 一名 | | |
| 日華事変および太平洋戦争 | 三八一名 | 従軍看護婦 レイテ島 ニューギニア諸島 フィリピン諸島(レイテを除く) 中国大陸 沖繩 南方洋上その他 | 四名 三一名 三四名 二四名 一〇一名 九名 一七八名 |
| 合計 | 四〇三名 | | |

| 西南の役 | | 日清戦争 | |
|------|-------|----------|----------|
| 部落名 | 戦死者氏名 | 部落名 | 戦死者氏名 |
| 門野 | 小林熊太郎 | 遺族氏名 | 戦没年月日 |
| | 小林晴源 | 明一〇・三・一二 | 九州植木村俵坂 |
| 粟倉 | 望月卯吉 | 望月孝造 | 明二七・一・一八 |
| | 松永実 | 明二八・六・九 | 旅順 |
| 清住町 | 望月春吉 | 望月虎尾 | 明二八・一・一〇 |
| | 遠藤市三郎 | 遠藤くら | 明三二・一・二三 |
| 梅平一 | 笠井勇吉 | 笠井美充 | 明二八・八・一 |
| | 栗冠大作 | 栗冠盛夫 | 明三〇・六・九 |
| 相又 | 依田福太郎 | 依田貞雄 | 明二八・四・三 |
| 波木井一 | | | 澎湖島 |

日露戦争

| 部落名 | 戦死者氏名 | 遺族氏名 | 戦死年月日 | 戦死場所 |
|------|-------|-------|-----------|--------------------------|
| 上沢 | 望月義明 | 望月 栄 | 明三七・一〇・二五 | 広島陸軍病院 |
| 新町 | 遠藤伴蔵 | 遠藤てるよ | 明三七・一二・三一 | 南山 |
| 波木井 | 佐野政十郎 | 佐野公濟 | 明三七・九・一八 | 旅順 |
| 門野 | 鴨狩保三 | 鴨狩文一 | 明三七・一一・二五 | 満州遼陽 |
| 光子沢 | 島崎厚重 | 島崎堅三 | 明三八・四・一五 | 清国盛京省 |
| 光子沢 | 小山久勝 | 小山きぬ子 | 明三七・八・二三 | 清国寺兒溝 |
| 光子沢 | 島崎豊治 | 島崎 栄 | 明三七・一一・二七 | 旅順 |
| 帶金 | 望月楓藏 | 望月賢治 | 明三七・一一・二八 | 清国盛京省太平講東南方二〇三高地 |
| 〃 | 佐野石之助 | 佐野 実 | 明三九・八・六 | 本籍地 |
| 上大島 | 片田源治 | 片田梅治 | 明三八・三・一一 | 清国盛京省達連堡子 |
| 下大島 | 浅原友義 | 浅原 誉 | 明三七・一二・一 | 清国盛京省二〇三高地 |
| 和田 | 千須和良作 | 千須和一英 | 明三七・八・一九 | 清国盛京省太平講東南方約一、〇〇〇標高二〇三高地 |
| 大野 | 久保喜重 | 久保静子 | 明三七・一一・二八 | 清国盛京省二〇三高地 |
| 滿州事変 | | | | |
| 部落名 | 戦死者氏名 | 遺族氏名 | 戦死年月日 | 戦死場所 |
| 相又 | 望月清哉 | 望月太喜保 | 昭一一・五・二二 | 東京陸軍病院 |
| 部落名 | 戦死者氏名 | 遺族氏名 | 戦死年月日 | 戦死場所 |
| 小原島 | 川口又治郎 | 川口彦義 | 昭一五・一〇・一四 | 中華民国湖北省漢口第一陸軍病院 |
| 〃 | 川口行雄 | 川口なか | 昭一七・一・一二 | 英領マレー兼覽担州 |
| 〃 | 川口武重 | 川口ふくよ | 昭一九・九・七 | 中支方面 |
| 〃 | 川口政栄 | 〃 | 昭一七・一〇・九 | ビルマ国ミッチーナ |
| 粟倉 | 遠藤三郎 | 遠藤なか | 昭一七・五・二七 | 新京関東教習隊 |
| 〃 | 深沢英二郎 | 深沢辰雄 | 昭一九・一〇・二五 | 比島レイテ湾沖海戦 |
| 〃 | 遠藤七郎 | 遠藤きぬよ | 昭一九・九・三〇 | 中部太平洋方面 |
| 〃 | 深沢延由 | 深沢勝海 | 昭二〇・五・二六 | 西部ニューギニア、マノクワリ |
| 〃 | 佐野武夫 | 佐野正之 | 昭一九・三・二一 | レイテ島 |

第五章 近

代

| 竹下 | 服部馬寅狼 | 服部とみ | 昭一七・六・一〇 | 東京第二陸軍病院 |
|-----|-------|-------|-----------|---------------|
| 〃 | 服部寛一 | 服部とし江 | 昭一八・一二・四 | 本州南東海面 |
| 〃 | 遠藤勝久 | 遠藤百治 | 昭一八・八・六 | 第二次ソロモン諸島沖海戦 |
| 〃 | 遠藤忠雄 | 遠藤友一 | 昭一九・一〇・二五 | 比島方面 |
| 〃 | 遠藤文治 | 遠藤くら | 昭一八・一〇・六 | ソロモン沖海戦 |
| 〃 | 遠藤宗広 | 〃 | 昭二〇・一一・八 | 中支野戦病院 |
| 〃 | 内藤 要 | 内藤 豊 | 昭一九・一二・二二 | レイテ島リモン |
| 大工町 | 望月 正 | 望月たつ代 | 昭一九・二・六 | 南洋方面 |
| 〃 | 望月勝正 | 望月サキノ | 昭一九・九・三〇 | 中部太平洋方面 |
| 〃 | 松村啓作 | 松村菊雄 | 昭一九・九・三〇 | 〃 |
| 〃 | 服部徳三 | 服部今朝治 | 昭二〇・八・一四 | 奉天市北陵 |
| 〃 | 松本市蔵 | 松木繁春 | 昭二〇・六・一八 | 北太平洋方面 |
| 〃 | 松木寿子 | 松木豊寿 | 昭二〇・二・七 | 京城陸軍病院 |
| 〃 | 加藤清満 | 加藤梅子 | 昭一九・一二・二五 | ニューギニア島イドレ |
| 山額 | 望月正守 | 望月つね子 | 昭二二・一〇・四 | 蘇州杭州孤山附近 |
| 〃 | 望月熊雄 | 望月善子 | 昭一九・一二・一〇 | 江蘇省徐州地区 |
| 〃 | 望月今朝秀 | 望月順作 | 昭一九・二・二七 | 南支那海方面 |
| 〃 | 井上忠治 | 井上ちよ子 | 昭二〇・七・一〇 | 濟州島 |
| 〃 | 河西 靖 | 河西すぎ子 | 昭二〇・八・五 | 江西省吉安 |
| 〃 | 今野富雄 | 今野たま子 | 昭一九・五・二七 | 北太平洋方面 |
| 〃 | 望月徳平 | 望月定平 | 昭一九・七・三一 | ニューギニア |
| 〃 | 望月源蔵 | 〃 | 昭二〇・九・七 | メレヨン島 |
| 〃 | 望月安平 | 望月せき | 昭一九・九・一〇 | 南部ニューギニア、ソロン島 |
| 〃 | 望月芳太郎 | 望月庄太郎 | 昭一四・八・二四 | ノモンハン |
| 〃 | 遠藤孝之 | 遠藤せん | 昭二〇・四・二三 | ソロモン島 |
| 荒町 | 有泉 一 | 有泉 幸 | 昭一九・一一・一一 | 南支柳州 |
| 〃 | 若林政照 | 若林けさよ | 昭二〇・七・一〇 | 濟州島沖 |
| 〃 | 杉田宗助 | 杉田ひさ江 | 昭二〇・七・一〇 | 濟州島沖 |
| 〃 | 望月増次郎 | 望月きみよ | 昭二〇・五・九 | 北支那河北省 |
| 〃 | 川窪輝雄 | 川窪福雄 | 昭二一・二・二三 | 北支 |

荒町 渡辺竹八 渡辺さわ子 昭二〇・八・一七 ハルビン

千須和正亀 千須和幸亀 昭二一・五・二二 舞鶴海軍病院

山内 真 山内実雄 昭二四・四・二五 黒滝渡附近(満州)

中尾義雄 中尾運正 昭一七・八・二一 満州黒河省

伊藤貞雄 伊藤光子 昭一六・一〇・一八 関東州神武屯

杉山 深沢千代治 深沢むつ志 昭一四・一・一〇 上海負傷自宅死去

遠藤良三 遠藤たか 昭一七・二・二〇 ビルマ方面

深沢清一 深沢勝茂 昭二〇・七・一〇 濟州島附近海上

深沢彦一 深沢武雄 昭二〇・六・三〇 西部ソロモン

上沢 井上行雄 井上さく 昭一六・九・一〇 山東省臨清

齊藤宇一 齊藤清志 昭一八・二・二七 ニューギニア本島

伊藤猪之吉 伊藤春代 昭二〇・七・一〇 濟州島方面

西村寅之助 西村きわ子 昭二〇・七・一〇 濟州島方面

矢川 勇 矢川いち 昭二〇・七・一〇 濟州島方面

遠藤孝之 遠藤せん 昭二〇・四・二三 ニューギニア「ソロン」

大庭 吉中宗政 吉中とめ 昭一四・七・二七 六合県葛溝策

吉中一三 〃 昭二〇・五・一七 沖繩

遠藤孝一 遠藤朝治 昭一九・一〇・二〇 ニューギニア「ソロン」

遠藤五一 〃 昭一六・六・一四 満州国神武屯

佐野善明 佐野正義 昭一八・二・二四 南洋方面

石川一雄 石川よね 昭二一・二・三 黄岡一八一兵站病院

遠藤 薫 遠藤柳助 昭一九・一二・一三 ニューギニア「ソロン」

遠藤保一 遠藤ふじ江 昭一九・九・三〇 中華民国湖南省

石川喜則 石川やす 昭二〇・六・三〇 ルソン島マニラ東方海

遠藤宗一 遠藤太重郎 昭二〇・一一・一七 満州延吉第一病院

松木直一 松木清野 昭一九・一一・一三 比島方面

本町 深沢徳馬 深沢ふき 昭二〇・八・三 北太平洋上

松村文介 松村明男 昭二〇・一二・三 古茂山

松木栄六 松木ふじ 昭二二・五・九 ルソン島バギオ

松木 厚 松木いつ代 昭二二・一・一五 本籍地

仲町 深沢 勇 深沢まさよ 昭一八・一一・五 ニューギニア

穂坂保馬 穂坂管江 昭一七・七・三〇 クムクム島沖

望月吉利 望月はなか 昭一九・一〇・二五 比島方面

佐野嘉幸 佐野六郎 昭一四・六・九 本籍地

熊王武一 熊王一作 昭一五・一〇・二〇 広東省花園村

石川佳秋 石川千恵子 昭二〇・七・二〇 濟州島

佐野 栄 依田静江 昭二〇・七・一 レイテ島

近藤富雄 近藤いくよ 昭一九・五・二五 ニューギニア

佐野良雄 佐野そめよ 昭二〇・四・一六 ニューギニア

新町 佐野梅太郎 佐野玉代 昭二〇・八・一〇 ミンダナオ島

土橋直重 土橋 一 昭一九・八・一八 南洋群島方面

加藤詢一 松木礼子 昭一九・四・二六 比島マニラ

波木井 山岸宗一 山岸千代子 昭一八・八・一〇 ニューギニア

近藤博文 近藤 護 昭二〇・三・一六 ビルマ国キヤウセニ

藤田朝治 藤田幸子 昭二〇・七・二三 ビルマ国ビュ県ビュ西

藤田行男 藤田うた子 昭一七・一一・二五 南三〇軒 中華民国河南省大司馬

内藤徳一 内藤泰作 昭二〇・六・一六 ニューギニアポイキン

小泉金治 小泉正七 昭一九・七・一五 中華民国河南省新郷

中村 実 中村公明 昭一九・一二・五 東部ニューギニアウエ

中村久高 中村敏子 昭二〇・五・二七 比島ルソン島

藤田今安 藤田金夫 昭一八・九・七 中華民国山東省済陽県

依田源治 依田貞雄 昭一九・九・二四 馬在庄 ニューギニア「ヤカチ

中村美清 中村みつ江 昭二〇・三・一七 硫黄島

中村幸正 中村貞子 昭一九・一二・二〇 比島レイテ島アルベラ

石坂今朝男 小笠原源義 昭二〇・三・七 西部ニューギニア、マ

三区 小笠原重晴 小笠原すみ子 昭二〇・八・一五 満州国東安省林口県古

伊藤克美 伊藤せい 昭一九・一〇・二四 城鎮 中華民国

藤田四郎 藤田義門 昭二〇・六・二二 南洋群島メレヨン島

遠藤 忠 遠藤喜夫 昭一九・七・三〇 ニューギニア、サルミ

波木井 望月翰男 望月頼夫 昭二〇・三・一七 硫黄島
 三区 市川佐市 市川ゆき江 昭二〇・七・二〇 濟州島附近海上
 依田善徳 依田せつ 昭二〇・二一・二〇 北京第一五一兵站病院
 遠藤正一 遠藤ふさ 昭二〇・三・一七 小笠原諸島方面
 篠原儀一 篠原儀太郎 昭一八・二・一 神奈川県三浦郡北下浦
 元町 深沢隆義 望月松吉 昭一九・一一・二一 村野比
 志村重三 志村とめ 昭二〇・三・一九 クエデリン島
 上町 近藤三之助 近藤 要 昭一九・一一・二二 比島レイテ島リモン
 花塚留四郎 花塚鶴松 昭一九・一〇・一九 河南省、河南作戦
 望月 晃 望月 久 昭二〇・三・六 ルソン島タルラック州
 中村 正 保坂孝良 昭一九・八・二 テニアン島
 杉山好文 杉山くら 昭二〇・五・七 沖繩
 熊王安雄 熊王 猛 昭二〇・七・一 比島、レイテ島
 天野誠正 天野庸正 昭二〇・五・七 ビルマ国バタン東南九
 東谷 長谷川寛亮 長谷川文字 昭二〇・九・一〇 中華民国牡丹江省寧安
 仲町 田中芳郎 田中守雄 昭一七・一二・九 県横道河子
 池上 実 池上多けよ 昭一九・五・二五 福岡県小倉陸軍病院
 山内公雄 山内たつ江 昭一九・一〇・四 中華民国湖南省
 橋本俵造 橋本甚吉 昭二〇・八・二三 鹿兒島県始良郡蒲生町
 佐野忠重 佐野況一 昭一五・五・二八 中華民国山東省鉅野県
 遠藤春義 遠藤達子 昭一九・一〇・二二 東京都北多摩郡清瀬村
 橋町 山田峯一 山田 栄 昭二〇・八・一八 満州間島省中崗子
 松田芳雄 松田虎男 昭二〇・九・二 中華民国
 佐野 平 佐野ふく 昭一九・九・三〇 中部太平洋
 宮本林平 宮本久江 昭一八・三・九 ラバウル
 望月宗一郎 望月あさの 昭二〇・五・二〇 沖繩
 元町 佐野正義 花塚ふみ江 昭二三・九・二三 満州
 深沢源一 深沢せきの 昭二一・九・四 新京
 佐野英雄 佐野絹江 昭一九・七・一八 中部太平洋
 遠藤豊子 遠藤さち 昭二〇・八・一一 満州牙克石

元町 秋山 要 秋山公代 昭一九・一〇・二五 比島東方海面
 井出 孝 井出亀治 昭二〇・七・一 比島レイテ島
 西谷 諏訪是勇 諏訪シゲ 昭二〇・五・一七 西部ニューギニヤ
 清住町 河西佐嘉衛 下里是忠 昭二三・九・二 満州
 望月 昇 望月じょう 昭二〇・二・一七 佐世保海軍病院
 望月安雄 望月文太郎 昭一八・三・二 横須賀軍港内
 田中圭三郎 田中喜内 昭一三・一一・八 中華民国崇陽
 齊藤安政 齊藤一義 昭一九・六・一〇 ニューギニヤ、トル河
 塩沢 望月清治 望月喜久恵 昭一八・一一・一六 南方海上
 市川治利 市川芳直 昭一六・七・二二 中華民国河北省平山県
 望月頼章 望月百太郎 昭二〇・一・二七 中華民国江西省湖口
 望月 一 望月二郎 昭一九・九・三〇 中部太平洋
 望月 半 望月おのえ 昭一九・九・三〇 中部太平洋
 望月福太郎 望月久雄 昭一九・六・五 ニューギニヤ、トル河
 望月金吾 望月行雄 昭一九・一二・六 比島、レイテ島
 望月延太郎 望月嘉幸 昭二〇・三・一七 硫黄島
 望月 実 望月重男 昭一八・一二・二三 グアム島
 望月信行 望月てる 昭二〇・七・一 比島レイテ島
 高井治郎 高井政信 昭二三・九・六 上海東孤嶺
 若尾 惇 市川隆義 昭二三・九・一八 南京一五兵站病院
 佐野元治 佐野政重 昭二〇・五・一 ハルマヘラ島第二野戦
 梅平一 佐野彦重 佐野善長 昭二〇・三・二二 ビルマ方面
 近藤善俊 近藤たねじ 昭二〇・五・一三 中華民国湖南省長洲第
 近藤司郎 近藤なか 昭二〇・七・一 一八四兵站病院
 望月春一 望月直利 昭二〇・六・一〇 比島レイテ島
 佐野 甲 佐野逸平 昭二〇・六・三〇 マニラ東方
 蛭川初太郎 蛭川 広 昭二〇・一・六 比島ルソン島
 富田一男 富田福夫 昭二〇・八・一〇 比島ルソン島
 富田幸雄 〃 昭二〇・一〇・七 上海一五七兵站病院
 相河良知 相河千代 昭一九・七・二九 ニューギニヤ、アイタ

梅平一 佐野 豊 佐野わか子 昭二二・八・二七 本籍地
 〃 佐野ふくよ 佐野きよじ 昭一八・二・二三 海南島沖
 〃 二 深沢信一 深沢亀治 昭二〇・七・一 比島レイテ島
 〃 鍋島日出男 鍋島敏子 昭一九・一〇・二三 台湾沖
 〃 佐野春三 佐野さわ子 昭一九・七・八 サイパン島
 大野 吉川経雄 片田俊夫 昭二一・一・三一 満州延吉病院
 〃 望月 先 望月つぎ枝 昭一九・九・二五 ビルマ国モーニン県
 〃 望月正雄 望月林治 昭二〇・一・二七 中華民国江西省湖口県
 〃 依田 準 依田幸雄 昭二五・九・二五 満州国北安省克山県
 〃 穂坂 勉 穂坂康明 昭一九・九・三〇 中部太平洋方面
 〃 佐野晴男 佐野定良 昭二一・二・二 シベリヤチェレンホウ
 〃 田中貞雄 田中睦男 昭二〇・一・二五 満州国瀋陽市
 〃 望月 公 望月つぎ枝 昭一六・六・五 甲府陸軍病院
 小田舟 池谷満房 池谷恵美子 昭二〇・八・二六 中支東安県八石山
 原 遠藤義春 遠藤トミ子 昭一七・八・二五 南方方面
 〃 伊藤直三 伊藤 登 昭二〇・七・一 比島レイテ島
 〃 阿久津 亘 阿久津すみ江 昭二〇・二・二三 横須賀海軍病院
 〃 近藤基次 近藤次郎 昭一九・七・二八 サイパン島
 〃 遠藤 清 遠藤 孝 昭一九・三・二五 比島ルソン島
 〃 松田誠吉 松田ふさ 昭二〇・三・二六 比島サントトーマス
 〃 小林光雄 小林 登 昭一九・一・二四 レイテ島リモン
 〃 市川季正 市川孔子 昭一九・三・三〇 アドミラルテイ諸島ロ
 〃 西川清四 西川よしの 昭一七・五・八 南方方面
 〃 佐野正淳 佐野とき 昭二〇・三・一七 硫黄島
 〃 笠井松雄 笠井権作 昭一九・九・三〇 中部太平洋方面
 門野 佐野芳夫 佐野げん 昭二〇・八・一六 中支安徽省風陽県劉府
 〃 望月虎雄 望月千代子 昭二三・一〇・九 中支星子県隘口街
 〃 小林秀雄 小林健治 昭一九・八・一六 パンシ海峡
 湯平 小泉路男 小泉芳造 昭一八・五・五 中支湖南省安郷県
 〃 望月経示 望月はまよ 昭一九・八・四 中支湖南省平江県

〃 望月不二夫 望月くまの 昭二一・六・一〇 シベリヤボルジャ病院
 湯平 望月 明 望月くまの 昭一八・六・三〇 中支湖北省陽新県
 大城 杉山健吉 望月昭三 昭一八・五・二九 大阪陸軍病院
 〃 杉山元一 杉山春江 昭二〇・七・一〇 満州島附近海上
 〃 藤卷義守 藤卷竹子 昭二〇・四・二五 比島ルソン島
 〃 細野松夫 細野公召 昭二一・一〇・六 中支宝山県
 〃 手塚政作 手塚しま 昭一八・九・二 河北省瀋陽市
 〃 手塚福松 手塚ひさ 昭二〇・七・四 本籍地
 〃 望月晴光 望月みや子 昭一九・六・二九 モロッカ諸島方面
 〃 望月行夫 望月いち乃 昭二〇・二・七 比島コレヒドール島
 〃 大野 久 大野国春 昭一九・九・一七 ニューギニア・モロタ
 〃 杉山正典 杉山源蔵 昭二〇・八・二三 満州国黒河省孫呉
 〃 手塚勘治 手塚義夫 昭二〇・五・二三 沖繩
 〃 望月源晴 望月かの 昭一九・四・二六 比島マニラ西方海上
 〃 望月 清 鈴木きく 昭二〇・七・一七 レイテ島ピリヤバ
 〃 望月四郎 鈴木きく 昭一九・二・一一 レイテ島リモン
 〃 市川九敬 市川英光 昭二三・五・二九 本籍地
 〃 尾島一郎 尾島つや子 昭一九・七・一〇 ニューギニア、サルツ
 〃 市川好男 市川長村 昭二〇・三・一一 硫黄島
 〃 粟冠 武 粟冠盛夫 昭二〇・四・一 中部ルソン島
 〃 大村吉継 大村おみや 昭二〇・九・一〇 シヤム国バンボン
 〃 市川三郎 市川とみ 昭二〇・八・四 ルソン島タヤバス
 〃 遠藤顕男 遠藤敏雄 昭一九・一〇・二七 比島方面
 〃 坂上良一 坂上もりゑ 昭二〇・四・二四 比島クラーク地区
 〃 千頭和義高 千頭和千代子 昭二〇・七・一四 津軽海峡
 〃 遠藤泰正 遠藤厚美 昭二〇・六・二〇 沖繩
 〃 千頭和秀喜 千頭和久代 昭一八・一一・二五 南方ギルバート島
 〃 千頭和 敦 千頭和喜子 昭二一・一〇・三〇 中支大場鎮
 〃 千頭和三男 千頭和政義 昭一七・一・一六 軍艦扶桑
 〃 柴 四郎 高橋いま 昭一九・八・一九 北方方面

| | | | | |
|-------|-------|-----------|----------------------|-------|
| 相又 | 望月貞義 | 望月龜久 | 昭一九・四・二六 | ビルマ方面 |
| 望月幸重 | 望月太喜保 | 昭二〇・九・九 | 満州国北安省 | |
| 千頭和正明 | 望月とよ | 昭一九・八・二六 | 中支漢口 | |
| 市川博久 | 千頭和康矩 | 昭二三・一一・二八 | 本籍地 | |
| 市川喜一 | 市川 | 昭一九・七・八 | マリアナ諸島方面 | |
| 市川梅子 | 等 | 昭一九・七・八 | 本籍地 | |
| 清子 | 若尾和男 | 昭一八・二・二一 | 本籍地 | |
| 若尾和男 | 若尾美枝子 | 昭二〇・七・二 | 比島ルソン島 | |
| 松木亨光 | 松木光治 | 昭一九・六・二 | 南方ビヤク島 | |
| 遠藤泰治 | 遠藤しげの | 昭二〇・七・一〇 | 濟州島附近 | |
| 望月弘次 | 望月きのゑ | 昭二四・五・一八 | 中支沙蘆省 | |
| 田中正則 | 田中光則 | 昭二〇・六・三〇 | 比島マニラ東方 | |
| 石田直良 | 石田正一 | 昭二〇・八・一四 | 満州国黒河省孫吳 | |
| 遠藤進 | 遠藤秀七 | 昭一九・四・二六 | マニラ西方海上 | |
| 遠藤藤治 | 遠藤猪之作 | 昭一九・八・二〇 | 昭南第一陸軍病院 (シンガポール) | |
| 松木太郎 | 松木宏代 | 昭一九・七・二八 | 山東省滋陽県 | |
| 片田宗一 | 片田直康 | 昭二〇・七・二〇 | 濟州島附近 | |
| 佐野利明 | 佐野通克 | 昭一九・七・一 | 比島レイテ島 | |
| 渡辺栄一 | 渡辺義村 | 昭二〇・七・一 | 比島レイテ島 | |
| 鈴木文雄 | 鈴木武一 | 昭二〇・七・一 | 比島レイテ島 | |
| 遠藤六郎 | 遠藤秀七 | 昭二〇・八・六 | 沖繩上空 | |
| 遠藤逸作 | 遠藤治義 | 昭二〇・七・二〇 | 濟州島北東海上 | |
| 遠藤彰 | 遠藤はな | 昭一九・八・四 | 筑波海軍航空隊 | |
| 望月荒祐 | 望月きょう | 昭一九・一一・二〇 | 西部ニューギニヤ・イ ドレ | |
| 朝比奈一二 | 朝比奈孟 | 昭一九・二・三 | 神奈川療養所 | |
| 若尾緑 | 若尾幸代 | 昭二一・四・一三 | ソ連キルギス共和国 | |
| 横根 | 遠藤嘉一 | 昭二〇・三・四 | 比島レイテ島 | |
| 遠藤嘉一 | 遠藤隆久 | 昭二〇・三・一七 | 硫黄島 | |
| 水野喜作 | 水野愛子 | 昭二一・三・一六 | 本籍地 | |
| 木内盛夫 | 木内昌博 | 昭一九・七・八 | サイパン島 | |
| 木内延号 | 木内源六 | 昭一九・七・二二 | 中支江西省萍郷県 | |
| 小山嘉文 | 小山さい | 昭一九・七・二二 | 中支江西省萍郷県 | |

| | | | | |
|-------|-------|-----------|-----------------------|------|
| 横根 | 深沢ふじ子 | 深沢きく | 昭一九・九・五 | 南方方面 |
| 長田貴正 | 長田敏男 | 昭二四・六・二 | 徐州第二野戦病院 | |
| 島崎始 | 島崎はつ | 昭二〇・五・一五 | ビルマモールメガマ西方 | |
| 島崎政明 | 島崎堅三 | 昭二〇・二・一一 | 本籍地 | |
| 長田重忠 | 長田ふさ子 | 昭二〇・六・一五 | 南方方面 | |
| 中野健太郎 | 中野政策 | 昭二〇・八・三 | 華中冷水浦第一八五兵 站病院 | |
| 中野政治 | 中野三多 | 昭二〇・七・一 | レイテ島カンキボット 山 | |
| 米沢義広 | 米沢晶 | 昭二〇・六・三〇 | ルソン島方面 | |
| 佐野利治 | 佐野かめよ | 昭二〇・四・一七 | 州マシシロック | |
| 佐野一郎 | 佐野二郎 | 昭一九・四・一〇 | スマトラ島メダン | |
| 佐野助文 | 佐野里見 | 昭一九・二・二 | パリックバパン | |
| 佐野助忠 | 〃 | 昭二〇・七・一五 | レイテ島ピリヤバ | |
| 下八木 | 漸 | 昭一九・一一・六 | 中国湖南省湘潭景易俗 河野戦予備病院 | |
| 沢川 | 漸 | 昭二〇・六・二〇 | 沖繩本島真宮平 | |
| 芦沢金保 | 芦沢高義 | 昭一九・一一・一八 | 北千島幌筵島樺鉢 | |
| 鮎川浩 | 鮎川省三 | 昭一九・一一・一八 | ビルマ方面 | |
| 鮎川治 | 鮎川恭作 | 昭一九・一〇・一九 | ビルマ方面 | |
| 芦沢泉 | 芦沢とし | 昭二〇・四・七 | ジャワ方面 | |
| 久保豊 | 久保もとじ | 昭一九・一一・二 | ウオッセ島 | |
| 大埜堀水 | 堀水義武 | 昭一九・一〇・一〇 | ニューギニヤ・ ナヂペン | |
| 堀水補富 | 鈴木うまの | 昭二一・五・一四 | 河南省大屯 | |
| 望月一夫 | 望月政造 | 昭一九・九・一〇 | 東部ニューギニヤ・ ウラウニ | |
| 松野正治 | 松野大治 | 昭二〇・七・二〇 | ミンダナオ島 | |
| 樺草里 | 早川勲 | 昭二〇・三・二四 | バリタン海峡 | |
| 早川 | 早川克延 | 昭二〇・三・二四 | バリタン海峡 | |
| 松野大六 | 松野真一 | 昭二一・八・七 | ソロモン諸島方面 | |
| 塩之沢 | 塩谷光司 | 昭一九・一〇・二五 | ヒリッピン方面 | |
| 塩谷光司 | 塩谷実平 | 昭一九・一〇・二五 | ヒリッピン方面 | |
| 鈴木春寿 | 鈴木孝 | 昭一九・一一・二〇 | レイテ島リモン | |
| 鈴木哲夫 | 鈴木武重 | 昭二〇・七・一 | レイテ島カンキボット | |
| 望月 | 望月ゆき江 | 昭二〇・八・一〇 | ルソン島マウンテン州 カバヤン | |
| 早川白 | 早川清 | 昭二六・七・四 | 広東省、海豊県沙尾 | |

| | | | | | |
|---|---|--------|--------|-----------|---------------|
| 丸 | 滝 | 佐野満春 | 佐野恒雄 | 昭二〇・七・一 | レイテ島カンキポット |
| 〃 | 〃 | 橋本健太郎 | 橋本さよ子 | 昭一九・一二・一〇 | レイテ島オルモック |
| 〃 | 〃 | 依田一雄 | 依田てい | 昭一九・六・二七 | インド・アイモールマ |
| 〃 | 〃 | 若林勝蔵 | 若林しづか | 昭二〇・九・二〇 | ニューギニア島ムリツ |
| 〃 | 〃 | 深沢一 | 深沢たつ子 | 昭一六・七・一八 | パラオ |
| 〃 | 〃 | 望月友吉 | 望月ふじ | 昭二二・六・二八 | ソ連アルチョーム中央 |
| 〃 | 〃 | 盤信吉 | 盤ぬい | 昭一九・一一・一三 | 病院 |
| 〃 | 〃 | 佐野徳一 | 佐野清 | 昭一九・六・一 | ナウル方面 |
| 〃 | 〃 | 黒田政吉 | 黒田亀三 | 昭二〇・九・二八 | 千島松輪島 |
| 〃 | 〃 | 佐野玉一 | 佐野初美 | 昭二四・八・一四 | ビルマ・ベルエリ |
| 〃 | 〃 | 佐野木巳雄 | 依田功 | 昭一七・一二・二二 | 長野県上水内郡若木規 |
| 〃 | 〃 | 市川孝 | 市川さわ | 昭二二・一・三 | 東京都北多摩郡東村山 |
| 〃 | 〃 | 雨宮健一 | 雨宮ゆき | 昭一九・一一・二八 | 町秋津一六一〇 |
| 〃 | 〃 | 雨宮晶 | 〃 | 昭一七・一・二〇 | 中国安徽省懷寧県安慶 |
| 〃 | 〃 | 望月久雄 | 望月賀之 | 昭一九・一・一一 | レイテ島リモン西方高地 |
| 〃 | 〃 | 市川正夫 | 市川保 | 昭一八・七・三一 | 身延町梅平三、一八〇 |
| 〃 | 〃 | 片田泰一 | 片田一章 | 昭二六・一〇・二四 | 南方海域 |
| 〃 | 〃 | 望月光幸 | 望月貞雄 | 昭二〇・八・二〇 | ニューギニア方面 |
| 〃 | 〃 | 千須和清重 | 千須和要 | 昭一九・一二・七 | 千葉県国府市国府台陸軍病院 |
| 〃 | 〃 | 佐野貞吉 | 佐野政明 | 昭一九・七・二九 | 満州間島省大北城 |
| 〃 | 〃 | 野矢武治郎 | 野矢かつ志 | 昭一九・九・二二 | ハルマヘラ島スパイム |
| 〃 | 〃 | 望月虎次郎 | 望月誠 | 昭一九・二・五 | 第一二六兵站病院 |
| 〃 | 〃 | 滝川文治 | 滝川隆治 | 昭二〇・六・一四 | 中支武昌 |
| 〃 | 〃 | 滝川範政 | 滝川ゆめ | 昭二〇・三・一 | ルソン島 |
| 〃 | 〃 | 千須和庄太郎 | 千須和善太郎 | 昭一七・一〇・一七 | ニューギニア方面 |
| 〃 | 〃 | 熊谷希一 | 熊谷儀信 | 昭二〇・九・一一 | 北部ルソン島イサベラ |
| 〃 | 〃 | 上大島 | 片田五郎 | 昭一九・一二・一八 | 州リール |
| 〃 | 〃 | 若林一夫 | 若林滝之助 | 昭二〇・六・七 | 宮古島(沖合)方面 |
| 〃 | 〃 | 小笠原時雄 | 小笠原よしゑ | 昭二〇・四・一 | 北太平洋方面 |

レイテ島カンキポット
レイテ島オルモック
インド・アイモールマ
ニューギニア島ムリツ
パラオ
ソ連アルチョーム中央
病院
ナウル方面
千島松輪島
ビルマ・ベルエリ
長野県上水内郡若木規
村長野療養所
東京都北多摩郡東村山
町秋津一六一〇
中国安徽省懷寧県安慶
レイテ島リモン西方高地
身延町梅平三、一八〇
南方海域
ニューギニア方面
千葉県国府市国府台陸軍病院
満州間島省大北城
ハルマヘラ島スパイム
第一二六兵站病院
中支武昌
ルソン島
ニューギニア方面
北部ルソン島イサベラ
州リール
宮古島(沖合)方面
北太平洋方面
中国河南省第一六八兵
站病院
レイテ島リモン
満州北載河第一五四兵
站病院
東支邦方面

| | | | | |
|-----|-------|-------|-----------|------------|
| 上大島 | 名取千代明 | 名取つる子 | 昭二〇・三・一四 | 横須賀海軍病院 |
| 〃 | 若林定信 | 若林ゑい | 昭一五・一・一六 | 広東省欽県那香墟那北 |
| 〃 | 片田金正 | 片田頼助 | 昭二〇・三・一七 | 方三角山 |
| 〃 | 片田法夫 | 片田巳代治 | 昭二一・五・五 | 満州長春市西陽己病院 |
| 〃 | 町田興四郎 | 小笠原兆三 | 昭一九・八・二二 | ビルマ国ガゼニ |
| 〃 | 片田良一 | 片田とら子 | 昭一九・二・六 | マーシャル群島クエゼ |
| 〃 | 小笠原木作 | 小笠原好造 | 昭二一・二・一六 | 満州ハルビン市 |
| 〃 | 片田とくよ | 片田謙三 | 昭二二・七・一七 | 静岡県加茂郡国立療養 |
| 〃 | 望月高文 | 望月勇 | 昭一九・一二・二二 | 所湊病院 |
| 〃 | 佐野孝幸 | 佐野源 | 昭二〇・四・二八 | レイテ島カナンガ |
| 〃 | 佐野正則 | 佐野なお | 昭二〇・三・八 | 安徽省来安県相官集 |
| 〃 | 依田富雄 | 依田至 | 昭一九・六・三〇 | セレベス島方面 |
| 〃 | 佐野清 | 佐野嘉幸 | 昭一三・五・一四 | 東支那海方面 |
| 〃 | 佐野幸弟 | 〃 | 昭二〇・五・一〇 | 山東省田庄 |
| 〃 | 佐野留吉 | 佐野要造 | 昭二〇・六・一〇 | 比島クラーク |
| 〃 | 佐野菊磨呂 | 佐野とみ志 | 昭一八・一・一〇 | パンコック第一六陸軍 |
| 〃 | 佐野ふさ子 | 佐野貞保 | 昭二二・六・二九 | 病院 |
| 〃 | 佐野優 | 〃 | 昭二〇・一二・一七 | 満州ハルビン病院 |
| 〃 | 牛田正一 | 牛田ミヨシ | 昭二〇・六・二〇 | 〃 |

第五節 太平洋戦争の敗戦とその後

一、占領下の日本

ポツダム宣言受諾が発表された昭和二十年(一九四五)八月十五日鈴木内閣は総辞職し、かわって東久瀨宮内閣が終戦の処理にあたることとなった。

すなわち正式調印準備のため参謀次長河辺虎四部を团长とする使節団がマニラに派遣されて、連合軍の進駐と降伏文書調印に関する打合わせが行なわれ、八月二十八日には占領軍の先遣隊が厚木航空基地に到着した。

さらに三十日には、連合軍最高司令官マッカーサー元師も到着して日本占領に関する所要の措置が執られていった。

そして九月二日東京湾に入港していた戦艦ミズリー号において、マッカーサー最高司令官ならびに連合国各国代表者と、日本側重光・梅津両全權とのあいだに降伏文書調印が行なわれて日本は正式に占領下におかれることとなり、これからの日本は新たな苦難の道を歩むこととなったのである。

当初連合国は、日本を軍政による直接統治によって占領政策を行なう考えであったが、日本政府の必死の文渉によってこれを阻止し、その結果として日本政府を通じて占領政策を行なういわゆる間接統治に決まったのである。

まず七百万人以上にのぼる海外からの復員および引揚げ者であるが、ソ連の参戦によってソ連地区および満州では、夥しい人員が捕虜として抑留され、その他のものも輸送事情などのためにおくれ、また、華北など中共勢力の強い地区も極めて複雑な状況を示したのであるが、その他の地区はおおむね順調に行なわれ昭和二十一年の八月乃至十月にはほとんど完了した。

マ元師は東京丸の内に総司令部を設置すると、九月二十二日に発表された「日本管理政策」にもとづいて着々占領政策をおし進めていったのであるが、その主なるものとしては、

- 1、武装解除ならびに軍国主義の抹殺まつぎ
- 2、戦争犯罪人の指名と処刑
- 3、個人の自由および民主主義の助長
- 4、経済上の非軍事化
- 5、労働、産業および農業における民主主義的勢力の助長

6、平和的経済活動の再開

7、侵略財産の賠償

8、在外資産の処分および返還

などであり、具体的には、十月四日次のような内容をもつ「政治的自由の制限除去に関する覚書」が発せられこれを契機として東久瀨宮内閣は十月五日総辞職した。

第一、治安維持法や治安警察法など自由の制限に関する一切の法令の撤廃

第二、内務省警保局と府県特高課の廃止

第三、内務大臣、警保局長、警視總監、府県警察部長から特高課長にいたるまで総数五千名近い要員の斉罷免

このあとをうけて、戦前のワシントン会議以来の英米協調派であった幣原喜重郎内閣が成立した。

この新内閣に対して総司令部はさらに次のような社会改革の即時実行を要求してきた。

- 1、婦人参政権による日本女性の解放
- 2、労働組合の結成奨励
- 3、学校教育の自由化
- 4、秘密質問ならびに民権を制限する制度の撤廃
- 5、経済諸機関の民主化

以上の五項目はいわゆる民主化五大政策といわれるもので最も重要視されるものであったが、当時国内は食糧危機で国民全部が飢えと闘い、また、悪性インフレで国民生活は極度に安定を欠き、ために政府は昭和二十一年二月十七日「食糧緊急措置令」を發布し、農家に対して主食の供出割当を完納しないものは取用令を適用して差押え、強制買上げを強行した。

またインフレ対策としては「金融緊急措置令」を発し、いわゆる新円切替を行なって通貨の流通量を抑えた。

すなわち、新しい紙幣を発行し、一人につき百円だけ旧紙幣と交換し、その他の国民のもっている旧紙幣をすべて強制的に郵便局や銀行に預金させ、その引出しを一月に世帯主三百円、その他の世帯員一人につき百円以内に制限した。

このような非常措置も戦争によってすべてのものが破壊し尽くされたなかで需要と供給の均衡が極度に失なわれた日本においては、期待された効果も示さず、政府もこのような困難な問題に苦しんでいたときであったから、前記のような要求をいかに実行するかについて大いに苦慮しながらも、絶対的権力をもつ総司令部の要求は急速に具現化されていった。

すなわち、十一月下旬より十二月中旬にかけての第八十九帝國議會に農地調整法改正、労働組合法、選挙法改正が提出され翌二十一年四月十日には婦人参政権、選挙権および被選挙権年令も引下げた新しい制度による選挙が行なわれた。

その結果鳩山一郎の率いる自由党が第一党となったが、五月三日総司令部は鳩山一郎を公職から追放したため幣原内閣の外相であった吉田茂が組閣した。

このようなかで家族制度、地主制度、地方制度、官僚制度、教育制度、雇用制度などの非民主的な旧制度が次々に改革されていくのである。

これらは元來憲法の改正を必要とするのであるが、それ以前にすでに農地改革や労使関係の民主化がとりあげられていった。

農地改革は封建的な地主、小作関係を打破して健全な自作農を育成するためのもので農村の民主化にとって最も重要なものであった。

そしてこの大事業は主として地主三、自作二、小作五の割合で構成する市町村農地委員会の手によって進められた。

この結果終戦時全農家戸数の四八・五パーセントを占めていた自作・小作農が三〇・七パーセントとなり、純小作農は二八・七パーセントから五・一パーセントに減少し、自作農は三二・八パーセントから六一・九パーセントとのびた。

また、最高小作料率も、田は総収穫米代金の二五パーセント以下、畑は主作物の代金の一五パーセント以下とし、いずれも金納とするなどであった。

労働関係では労働組合法が制定されて労働者の組合結成の自由が保障され、団体交渉権、争議権が認められ、ついで労働争議を中心とする労使関係を規定する労働関係調整法、および労働時間その他、労働条件を規定する労働基準法などいわゆる労働三法の制定実施、労働省の設置など日本の民主化はまずこの方面から急速に進んでいった。

昭和二十一年十一月三日には新憲法が公布され、翌二十二年五月三日施行になり、また公務員制度、家族制度、教育制度も相次いで改革された。

このような各種制度の民主化と併行して非軍事化の方は武装解除をはじめ戦争責任者としての戦争犯罪人の処刑と戦争協力者の公職からの追放が行なわれた。

すなわち、東条英機元首相ら二十七名が極東國際軍事裁判にかけられて処刑されたのはじめとして、多数の軍人やこれらに関係したものが処刑され、また、大政翼賛会、大日本政治会、翼賛政治会などの要職にあった者も追放令によって公職を追放され、旧軍人の追放者を加えるとその数は中央、地方をあわせて、数万名に達したといわれている。

非軍事化と諸制度の民主化が進むなかで企業を中心とする産業界もまた大きな変革をとげていった。

三井・三菱・住友・安田のいわゆる四大財閥の解体ならびに幹部の追放にはじまり昭和二十二年七月に独占禁止法が実施され、同年十二月には過度経済力集中排除法も国会を通過して、戦前戦中を通じて日本経済において支配的地位を占めていた財閥や大企業は、持株会社整理委員会の手によって整理され、新たに民主的企業体として再建整備されていった。

新憲法の施行を目前にした昭和二十二年四月二十五日総選挙が行なわれてその結果、日本社会党が第一党となり、社会・民主・国協の三党連立による片山内閣が成立した。

社会主義政策を旗印とする片山内閣は、国民からも大いに期待されたのであるが、占領下という特殊事情と戦後の混乱のなかで必ずしも公約どおりの政策が行なわれず、わずか九か月たらずで総辞職し芦田内閣がこれに代った。

新内閣は猛威を振うインフレを抑えて経済の復興をはかり、ひいては激化する労働運動を抑圧することを最大の目標とした。

たまたま米朝中の米国陸軍次官ドレーパー使節団の発表した、いわゆるドレーパー報告もあって、経済安定のための十原則を発表して意欲を示したのであるが、昭和電工疑獄事件をきっかけとしてわずか七か月で倒壊してしまった。

昭和二十三年十月十九日吉田第二次内閣が発足し、これより以後六か年五次にわたる吉田内閣の時代がはじまることとなった。

第二次吉田内閣の当面する最大の課題は、官公労争議とインフレを収束して経済の安定をはかることであった。

なかでも十二月十八日米国政府が総司令部を通じて指令した「経済九原則」の実行については、ドッジ公使の指導によるいわゆるドッジラインといわれる昭和二十四年度超均衡予算が編成されるなどして、インフレの抑圧に重点がおかれた。

翌二十四年一月には総選挙が行なわれ、民主自由党が二六四名の絶体多数を占めて、第三次吉田内閣が発足した。

強力な基盤に立つ新内閣は経済九原則にもとづく緊縮政策を推進したためインフレはある程度抑えられたが、反面財政の引締めによる不況をよび、中小企業の倒産、労働者の首切り、また、国鉄の大量首切りをはじめ官公庁、公共企業体でも大巾な人員整理が行なわれた。

そして、このようななかで下山事件、三鷹事件、松川事件など国鉄に関する一連の大事件が相次いで発生したのである。

しかし、日本の経済はこれを契機として復興の転機をつかみ、ようやく自立の方向へと進んでいったのである。

たまたま、昭和二十五年六月二十五日突如として朝鮮戦争が勃発し、この戦争による特需は、日本経済の復興にとって大きな役割を果たすことになったのである。

第二次世界戦後の米、ソはことごとに対立し、対日講和方式についても考えをことにするなど、対立が深まっていった。

この頃、中国人民解放軍は、国民政府を台湾へ駆逐して中国全土を中共の支配下に収め昭和二十五年二月十四日ソ連との間に中ソ友好同盟相互援助条約を結んだ。そして、この年の六月朝鮮戦争が勃発するに及んで米国は早期対日講和の方針をかため、ダレス特使を中心に日本政府との交渉が急速に進められていった。

二、講和条約の締結

国内においては全面講和か、単独講和かで政府と野党間、また学者や知識人の間で活発な論議が闘わされたが、米ソ二大陣営の対立、中共義勇軍の朝鮮戦争参加などの国際情勢、また、特需ブームの影響などもあって日本は急速に単独早期講和に傾いていった。

昭和二十六年九月四日サンフランシスコのオペラハウスにおいて平和条約調印会議が開かれ、日本は吉田首相を首席全権とする六名の全権団がこれに出席して、九月八日四十八カ国との間に調印が行なわれたが、ソ連、ポーランド、チェコの三カ国はこれを拒否した。

また、インド、ビルマ、ユーゴは会議に不参加を表明した。

戦後六年にしてようやく日本は世界主要国との間に講和を締結したのであるが、その背景には以上のような国際間の複雑な事情をはらんでいたのである。

さらに、この講和条約と同時に日米安全保障条約が締結されたのである。

この条約は、国連憲章に関連をもつものであるが、朝鮮戦争が行なわれ

ているなかで平和条約が締結されるという当時の特殊な状況下で、安保条約は対日講和の条件として締結されたものであった。

昭和二十六年十月十日両条約批准のための国会が開かれ翌二十七年四月二十八日発効となった。

これによって日本は六年ぶりにはじめて念願の独立を回復し、主権国家として再出発することとなったのである。

三、独立後の日本

独立を回復し、占領統治を脱した日本は、その後保守、革新の対立によって混乱の時代が続いた。

対立の直接の原因はいうまでもなく全面講和でなかったことと、日米安全保障体制にあったのであるが、保守の反共、革新の反米の色は次第に強まっていったのである。

政府は破壊活動防止法の制定をはじめとして、労働関係諸法令の改正を行なうなどして、労働組合や全学連の攻勢に備え、また、防衛二法の制定、MSA協定などによって自衛隊がつくられていった。

これに対して、労働者をはじめ学生、文化人などは挙って反対し、総評などを中心とするゼネストをもってこれに対抗した。

そして二十七年五月一日の血のメーデーや、内灘なだ、砂川の基地闘争など果てしない対立に発展していったのである。

このようななかで、占領期から講和、独立の時期にいたる十年の長きにわたって、戦後日本の政治を担当してその数五度におよんだ吉田内閣はついに昭和二十九年十二月七日終りをつけ、鳩山内閣がこれに代ったのである。

終戦直後の廃虚と欠乏、悪性インフレーションの時期からドッジ・ラインによって安定復興への転機をつかみ、その間混乱裡に進行した非軍事化、民主化、あるいは憲法制定をはじめとする諸制度の改革、アジアの冷戦に備え

る占領政策の転換、朝鮮戦争の勃発を契機とする講和条約の成立、サンフランシスコ体制下の独立をめぐる保守、革新の対立闘争など、新生日本の前途は果てしなく険しいものがあつた。

しかし、このような苦難のなかにも民主主義は確実に根をおろし、やがての成長の基礎ともなったのである。

そしてまた、民主政治を推進し、近代国家建設の担い手として地方自治体たる市町村の果たす役割は、益々重要なものとなつていった。

国は全国町村の規模を適正化して行政の効率を高めることを目的として町村合併促進法を制定し昭和二十八年十月一日施行した。

この法律の施行を契機として全国的に町村合併の機運が盛り上つていたのであるが、本町においても明治七年以来八十年の歴史をもつ下山村・身延町・豊岡村および西八代郡大河内村が合併し、昭和三十年二月十一日身延町として発足したのである。

